

海面共同漁業権漁場計画

備前市～玉野市

(免許番号 1 ～ 1 1 0 号)

存 続 期 間	令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 5 年 8 月 3 1 日まで
申 請 期 間	公示の日から 1 0 0 日間
免許予定日	令和 5 年 9 月 1 日

岡山県農林水産部水産課

1 免許番号 岡共第1号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
いぎす漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島地先

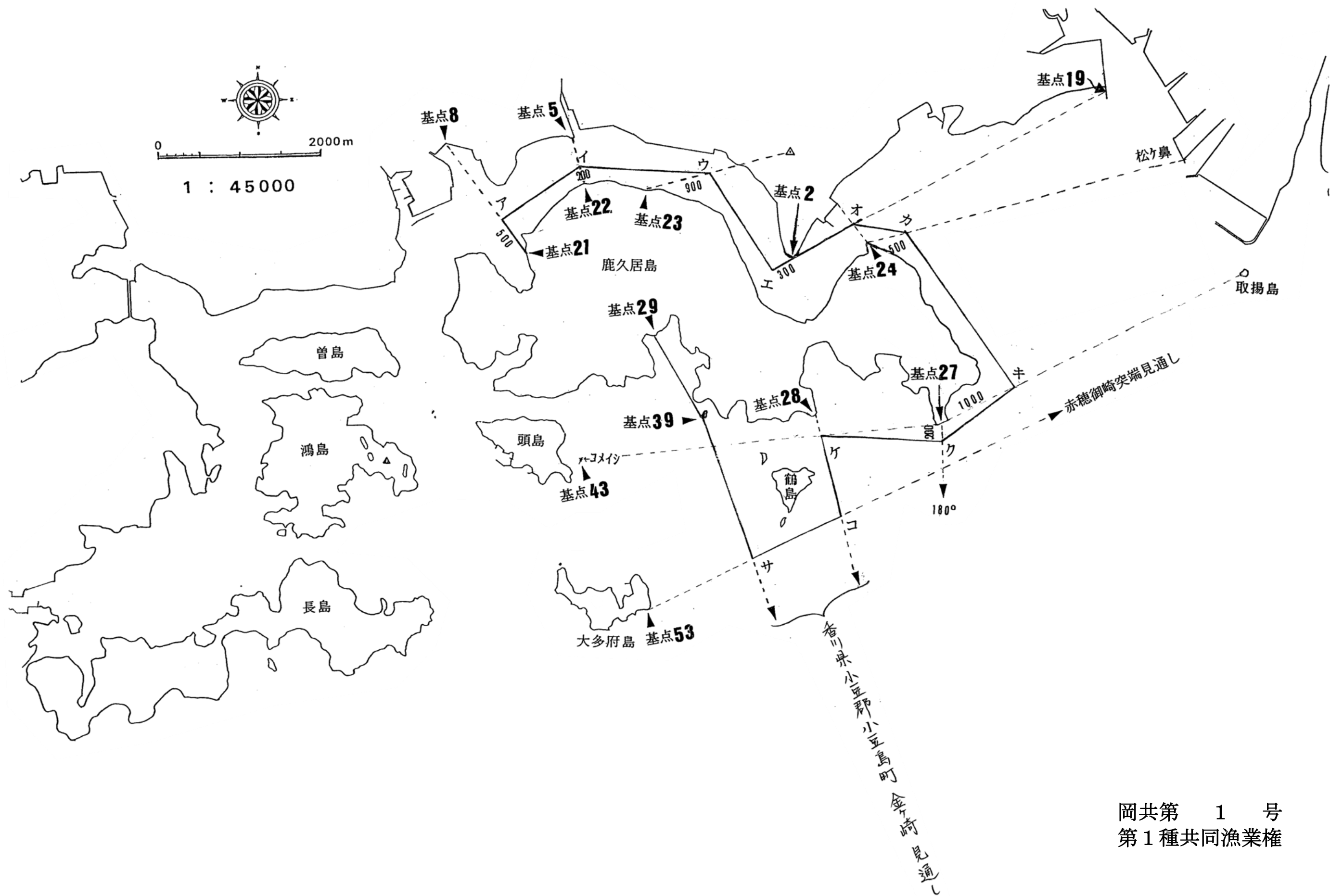
4 漁場の区域 基点第21号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、
コ、サ、基点第39号及び基点第29号の各点を順次結んだ1
3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識
- 基点第5号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識
- 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30メ
ートルの位置に設置した標識
- 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
- 基点第23号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識
- 基点第24号 備前市日生町鹿久居島九艘泊北端に設置した標識
- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻南端に設置した標識
- 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置し
た標識
- 基点第43号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識
- 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識

- 点ア 基点第21号から基点第8号見通し線上基点第21号から
500メートルの点
- 点イ 基点第22号から基点第5号見通し線上基点第22号から
200メートルの点
- 点ウ 基点第23号から日生町寒河高揚山（267）山頂見通し
線上基点第23号から900メートルの点
- 点エ 基点第19号から基点第2号見通し延長線上基点第2号か
ら300メートルの点
- 点オ 基点24号から赤穂市福浦古池塩田堤防東角見通し線と基
点第19号から基点第2号見通し線との交差点
- 点カ 基点第24号から赤穂市加里屋松ヶ鼻南端見通し線上基点
第24号から500メートルの点
- 点キ 基点第27号から日生町取揚島島頂見通し線上基点第27
号から1,000メートルの点
- 点ク 基点第27号から真方位180度の線上基点第27号から
200メートルの点
- 点ケ 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線
と、基点第27号と基点第43号を結んだ線との交差点
- 点コ 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線
と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差
点
- 点サ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線
と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差
点

5 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町、赤穂市福浦



岡共第 1 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第2号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
いぎす、しらも漁業
1月1日から12月31日まで

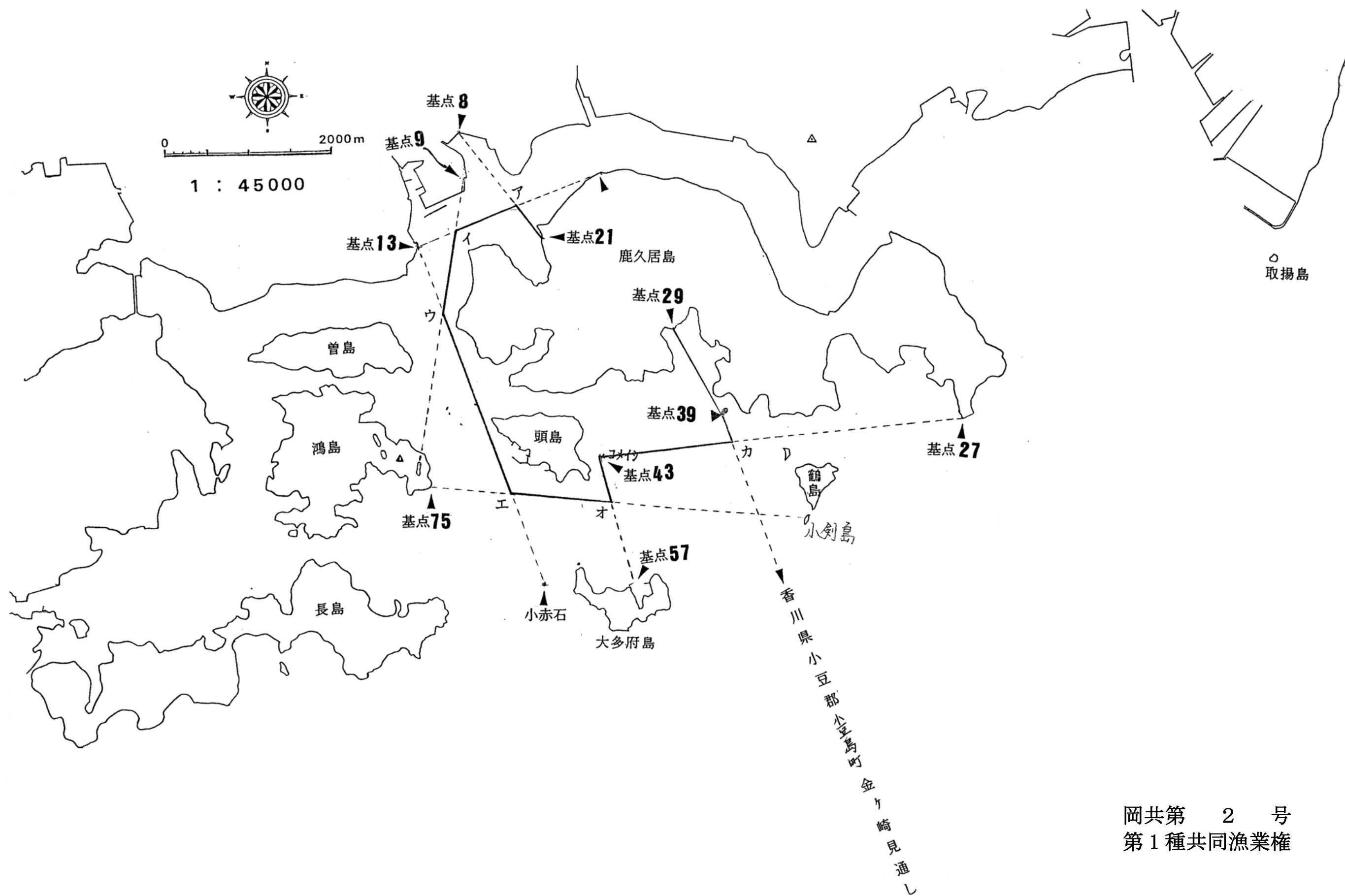
3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島西地先

4 漁場の区域 基点第21号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第43号、点
カ、基点第39号及び基点第29号の各点を順次結んだ9直線
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第9号 備前市日生町楯越山（126）山麓東端に設置した標識
- 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
- 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第43号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識
- 基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した
標識
- 基点第75号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第8号から基点第21号見通し線と、基点第13号か
ら鹿久居島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第9号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基
点第13号から鹿久居北端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第9号から鴻島岳ノ鼻西側池の尻の高見通し線と、基

- 点第13号から日生町大多府島西小赤石見通し線と交差点
 - 点エ 基点第13号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第7
5号から小剣島島頂見通し線との交差点
 - 点オ 基点第43号から基点第57号見通し線と、基点第75号
から小剣島島頂見通し線との交差点
 - 点カ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線
と、基点第43号から基点第27号見通し線との交差点
- 5 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町



岡共第 2 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

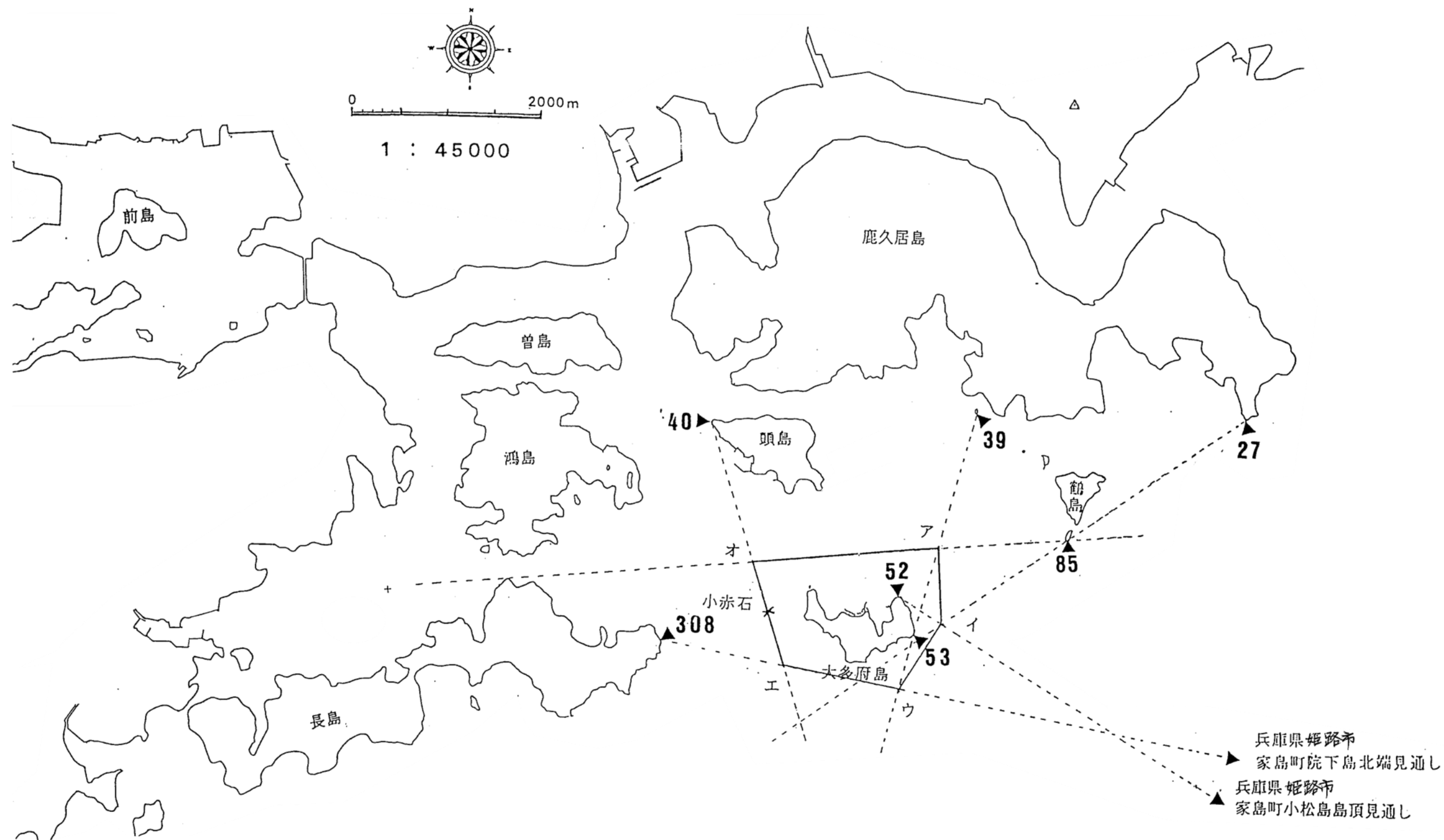
3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ 5 直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第 2 7 号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第 3 9 号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第 4 0 号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
- 基点第 5 2 号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
- 基点第 5 3 号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 基点第 8 5 号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
- 基点第 3 0 8 号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 点ア 基点第 3 9 号から基点第 5 3 号見通し線と、基点第 8 5 号から邑久町長島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第 2 7 号から基点第 8 5 号見通し延長線と、基点第 5 2 号から兵庫県姫路市家島町小松島島頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 3 9 号から基点第 5 3 号見通し延長線と、基点第 3 0 8 号から兵庫県姫路市家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第 4 0 号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第 3 0 8 号から兵庫県姫路市家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第 4 0 号から大多府島西小赤石見通し線と、基点

5 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町、赤穂市福浦



岡共第 3 号
第 1 種共同漁業権

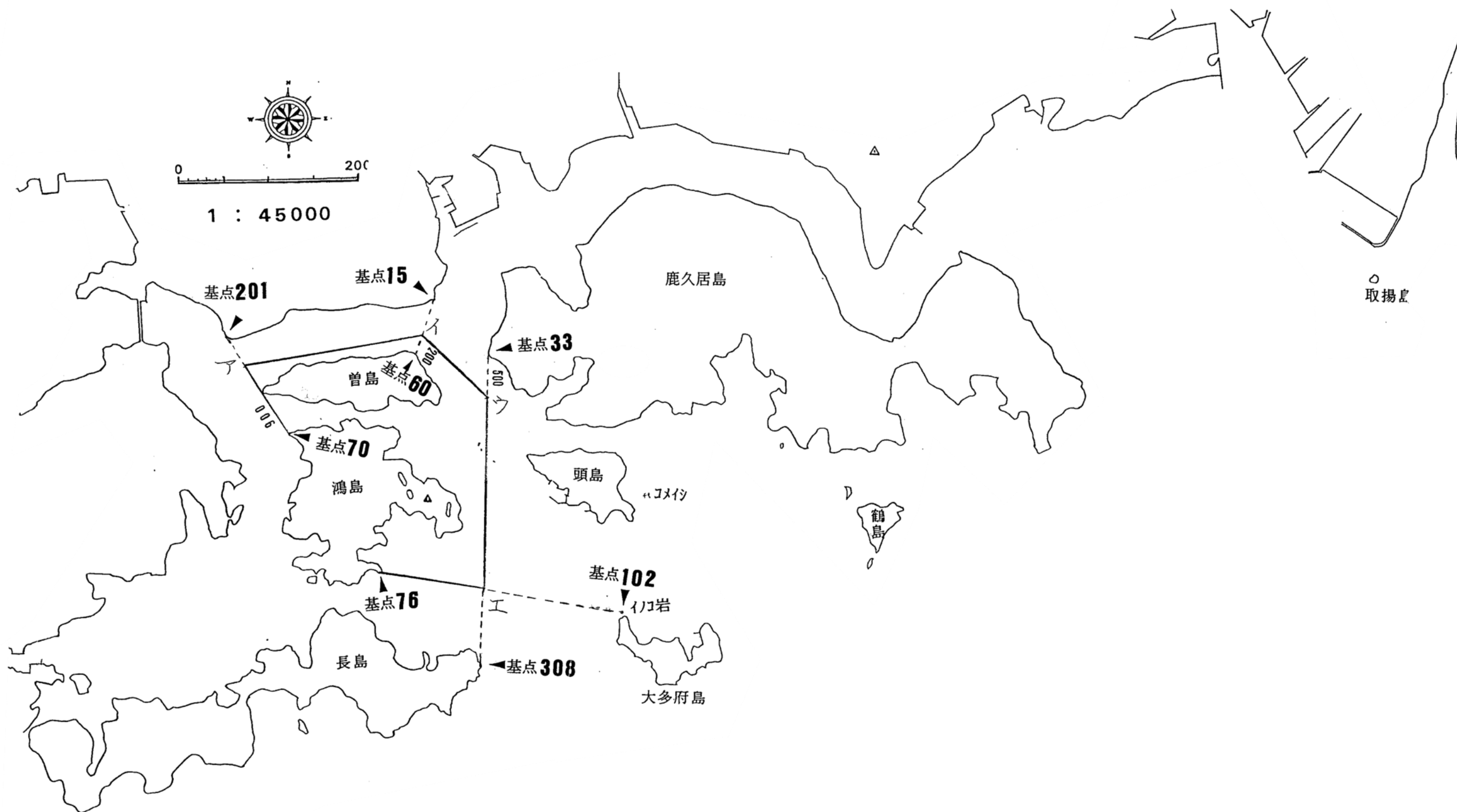
1 免許番号 岡共第4号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島、鴻島地先

4 漁場の区域 基点第70号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第76号の各点を
順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第15号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に
設置した標識
基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第76号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置し
た標識
基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識
基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識
基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
点ア 基点第70号から基点第201号見通し線上基点第7
0号から900メートルの点
点イ 基点第60号から基点第15号見通し線上基点第60
号から200メートルの点
点ウ 基点第33号から基点第308号見通し線上基点第3
3号から500メートルの点
点エ 基点第33号から基点第308号見通し線と、基点第76
号から基点第102号見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町



岡共第 4 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第5号

5 関係地区 備前市日生町、穂浪

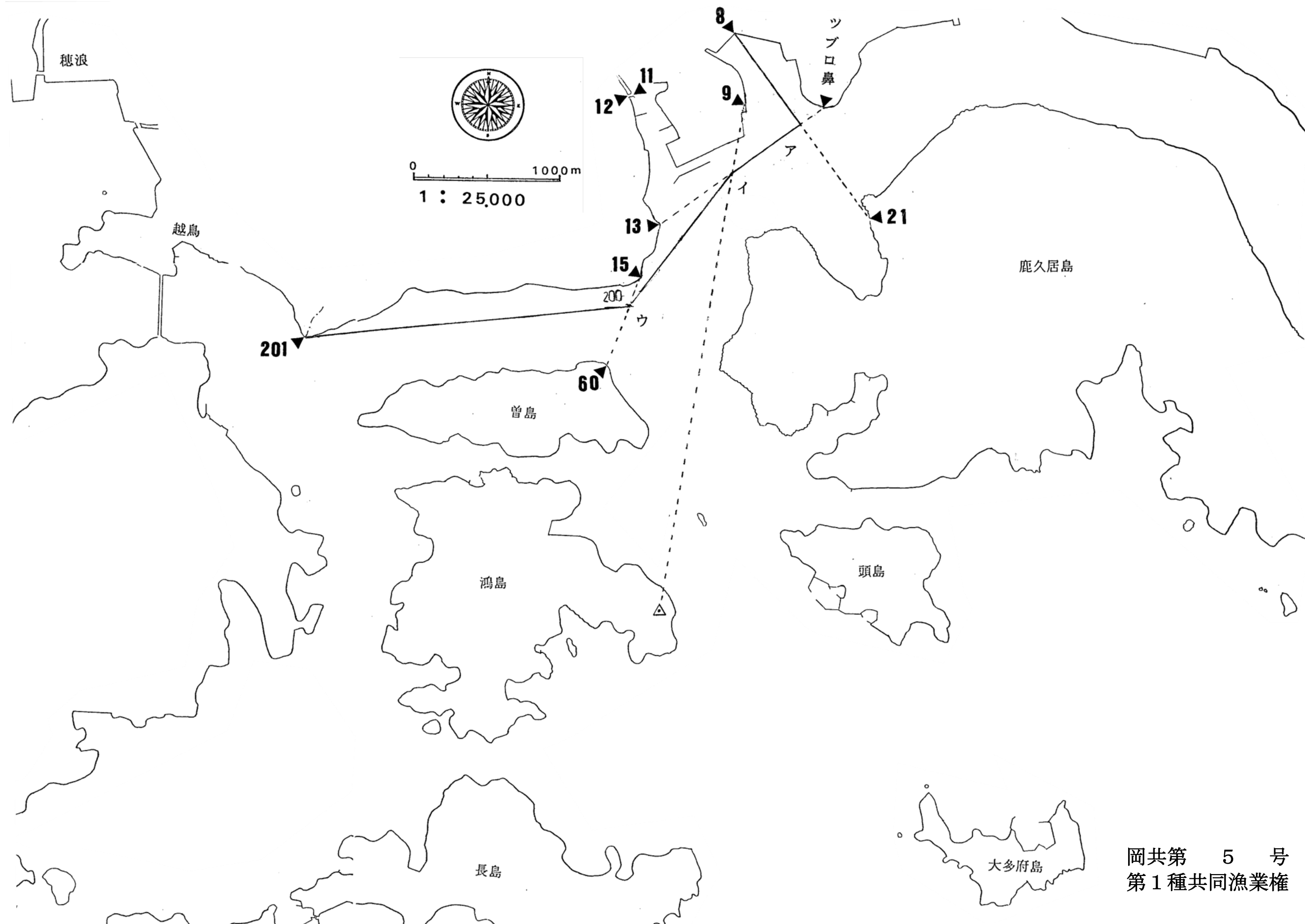
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第8号、点ア、イ、ウ及び基点第201号を順次結んだ
4直線、基点第11号及び基点第12号を結んだ直線並びに最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第9号 備前市日生町楯越山（126）山麓東端に設置した標識
- 基点第11号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識
- 基点第12号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識
- 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識
- 基点第15号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に
設置した標識
- 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識
- 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識
- 点ア 基点第8号から基点第21号見通し線と、基点第13
号からツブロ鼻南端見通し線との交差点
- 点イ 基点第9号から日生町鴻島岳ノ鼻西池の尻の高見通し
線と、基点第13号からツブロ鼻南端見通し線との交差
点
- 点ウ 基点第15号から基点第60号見通し線上基点第15
号から200メートルの点



岡共第 5 号
第 1 種共同漁業権

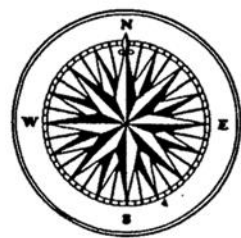
1 免許番号 岡共第6号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町取揚島地先

4 漁場の区域 基点第16号、点ア、イ及び基点第18号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
点ア 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,110メートルの点
点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点アから真方位180度見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂、赤穂市福浦



1:25,000

500 0 1000

基点1

千種川

赤穂港

御崎

真尾鼻

鹿久居島

基点16

取揚島

基点18

基点27

180°

鶴島

岡共第 6 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第7号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ3直線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
- 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
- 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
- 基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台

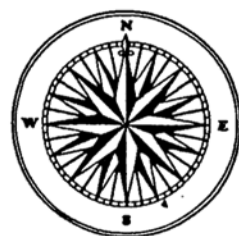
点ア 基点第25号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔（真方位49度）見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点

点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点

点ウ 基点第25号から赤穂市、相生市界高取山山頂送電鉄塔見通し線と、点イから基点第1号見通し線との交差点

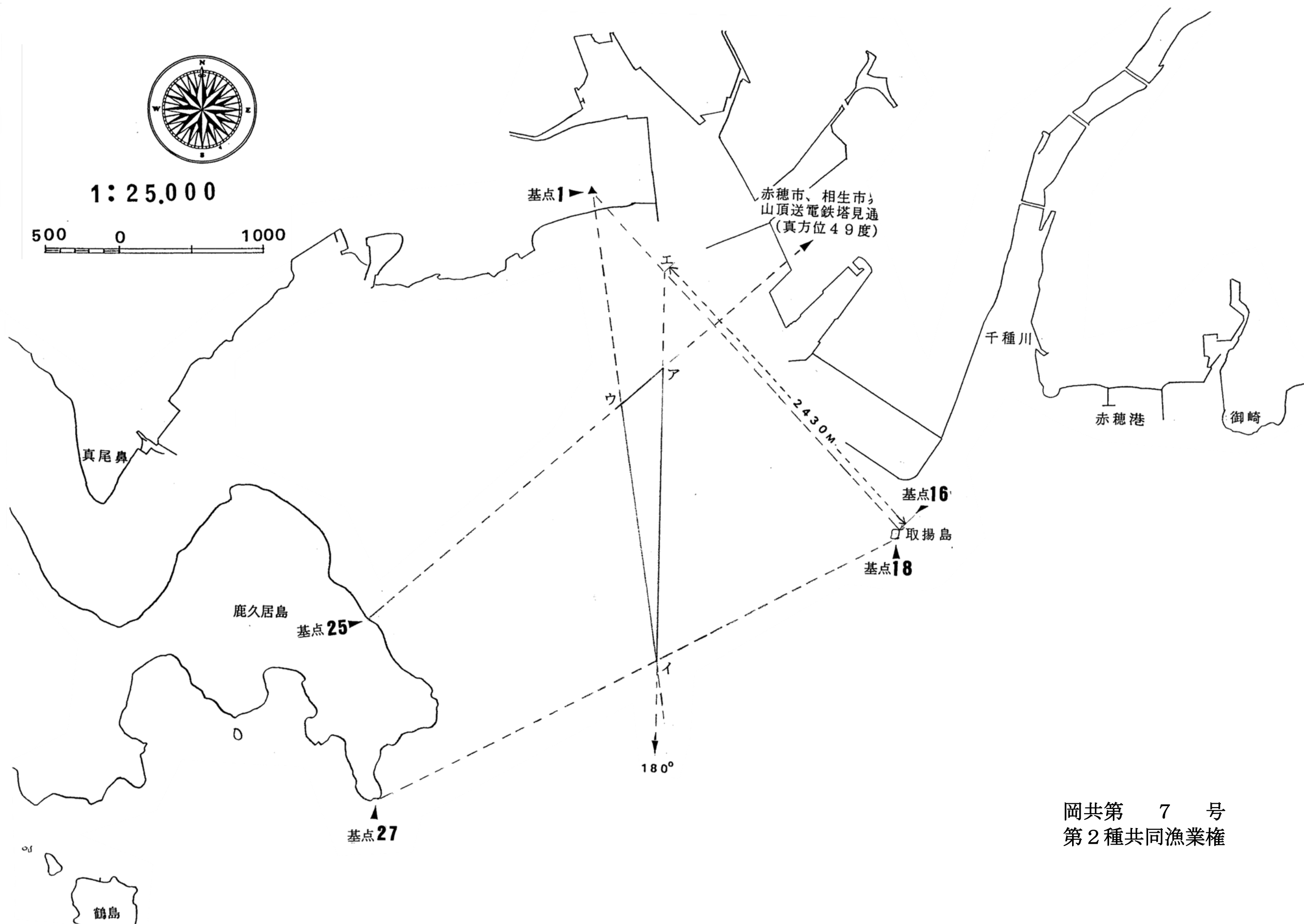
点エ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,430メートルの点

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市赤穂、赤穂市福浦



1:25,000

500 0 1000



岡共第 7 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第8号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

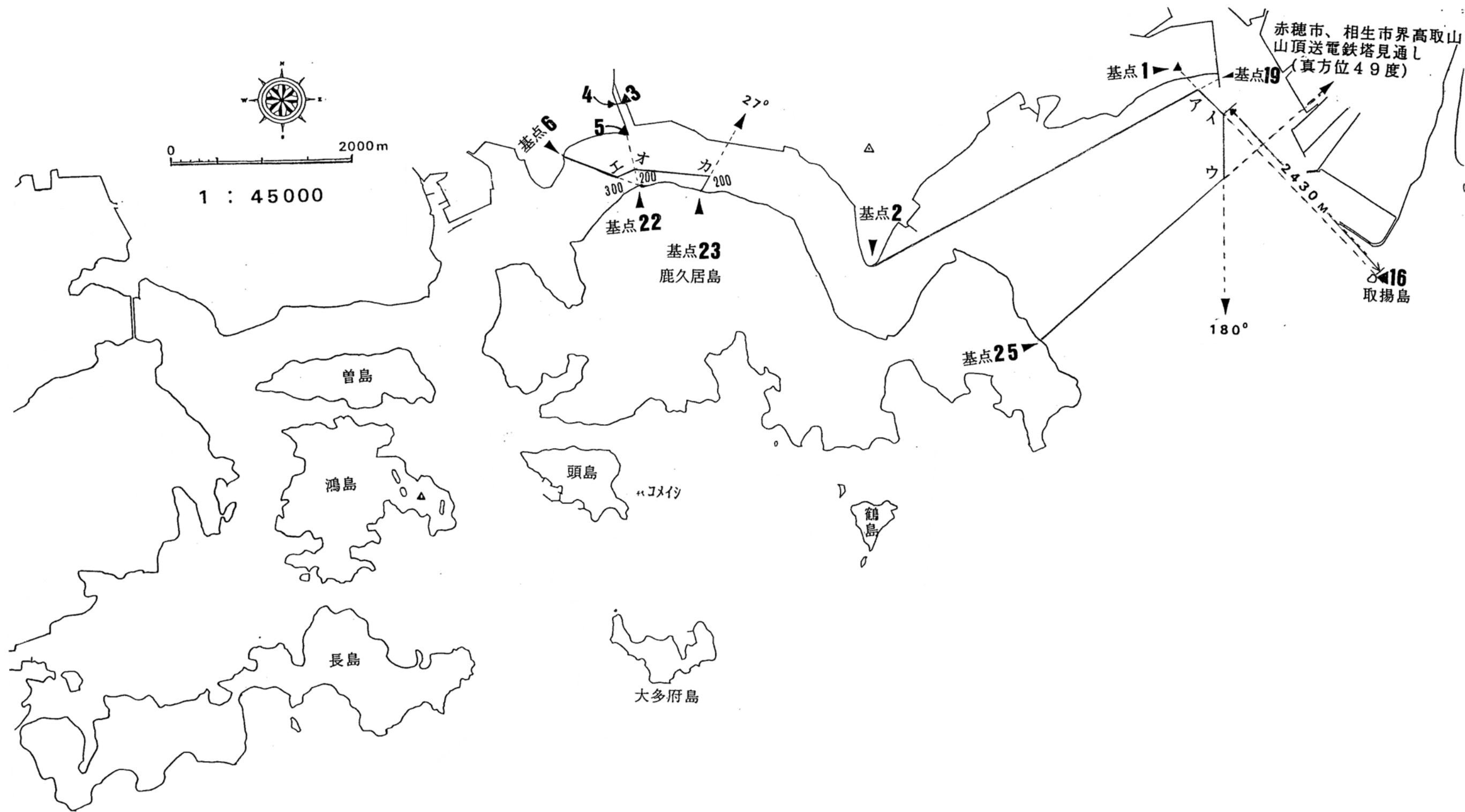
4 漁場の区域 基点第2号、点ア、イ、ウ及び基点第25号の各点を順次結んだ4直線、基点第6号、点エ、オ、カ及び基点第23号の各点を順次結んだ4直線、基点第3号及び基点第4号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
- 基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識
- 基点第3号 備前市日生町寒河潮見橋東詰南側に設置した標識
- 基点第4号 備前市日生町寒河潮見橋西詰南側に設置した標識
- 基点第5号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識
- 基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標識
- 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
- 基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤30メートルの位置に設置した標識
- 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
- 基点第23号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識
- 基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
- 点ア 基点第1号から基点第16号見通し線と、基点第2号から基点第19号見通し線との交差点
- 点イ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2,430メートルの点

- 点ウ 基点第25号から赤穂市・相生市界高取山山頂送電鉄塔（真方位49度）見通し線と、点イから真方位180度見通し線との交差点
- 点エ 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号から300メートルの点
- 点オ 基点第22号から基点第5号見通し線上基点第22号から200メートルの点
- 点カ 基点第23号から真方位27度見通し線上基点第23号から200メートルの点

5 関係地区 備前市日生町（頭島を除く）、赤穂市福浦



岡共第 8 号
第2種共同漁業権

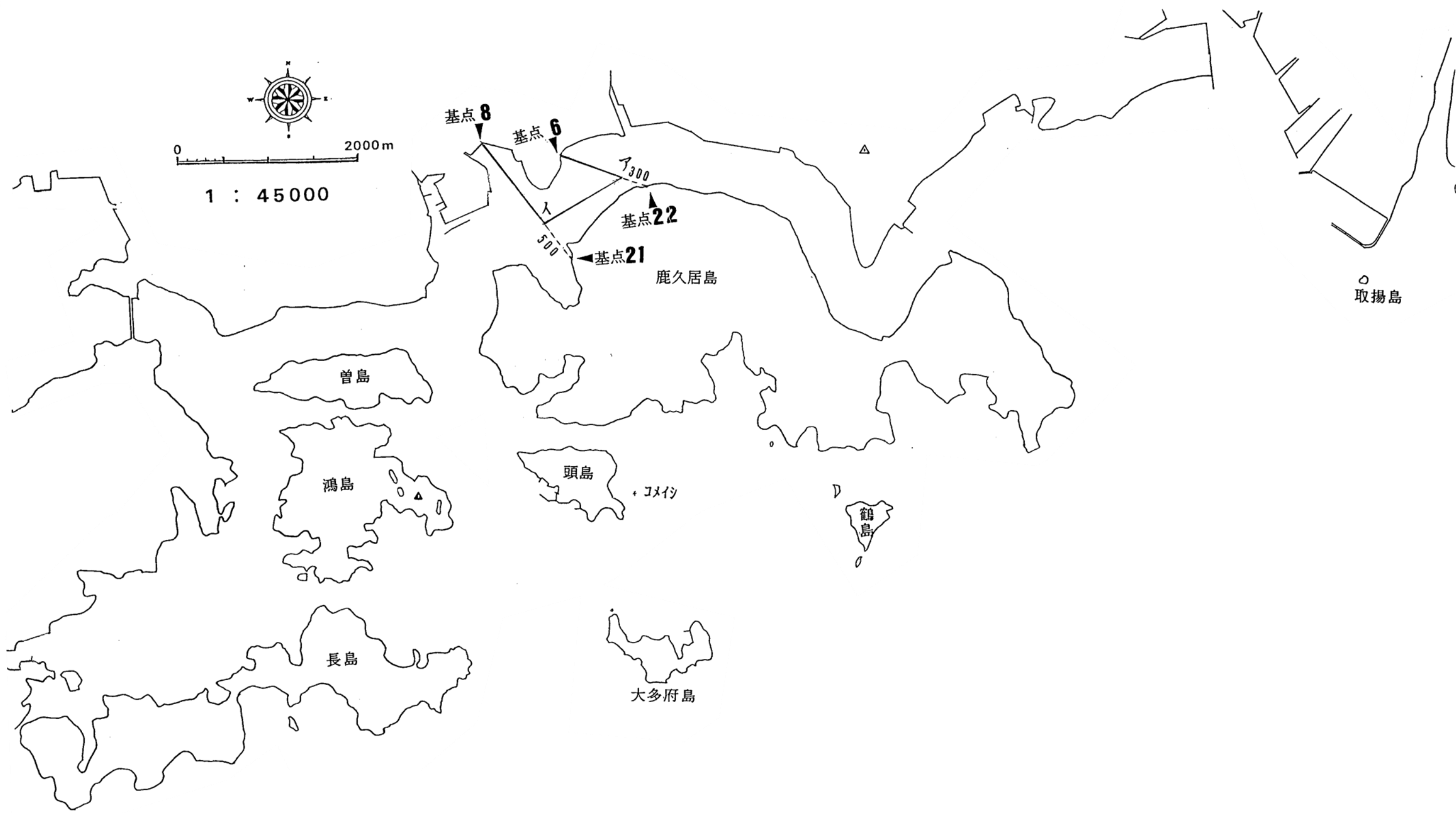
1 免許番号 岡共第9号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第6号、点ア、イ及び基点第8号の各点を順次結んだ3
直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標
識
基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
点ア 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号か
ら300メートルの点
点イ 基点第21号から基点第8号見通し線上基点第21号か
ら500メートルの点

5 関係地区 備前市日生町（頭島を除く）



岡共第 9 号
第2種共同漁業権

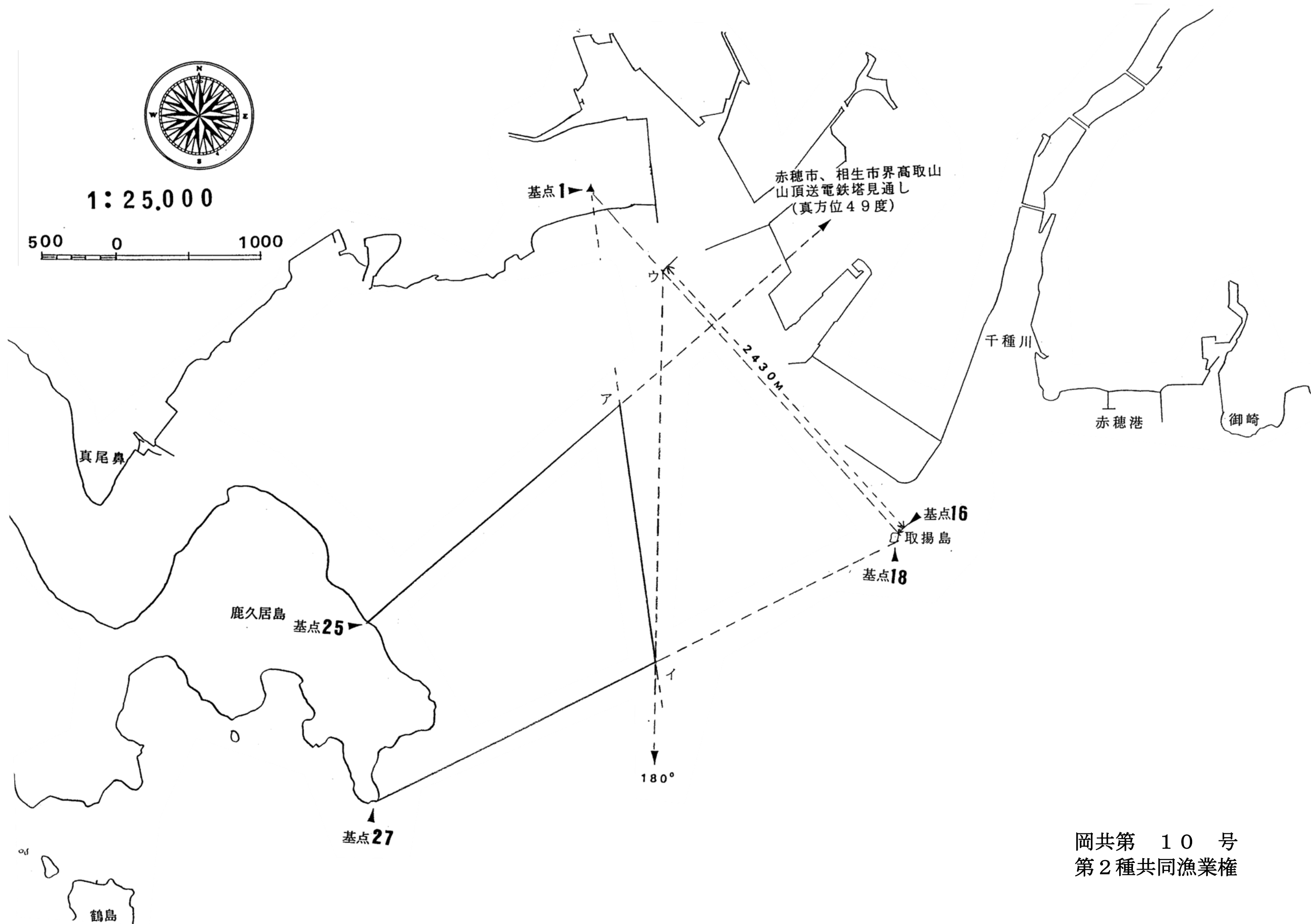
1 免許番号 岡共第10号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

4 漁場の区域 基点第25号、点ア、イ及び基点第27号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識
基点第25号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
点ア 基点第25号から赤穂市相生市界高取山山頂送電鉄塔
(真方位49度)見通し線と、点イから基点第1号見通し
線との交差点
点イ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点ウから真
方位180度見通し線との交差点
点ウ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号か
ら2,430メートルの点

5 関係地区 備前市日生町(頭島を除く)



岡共第 10 号
第2種共同漁業権

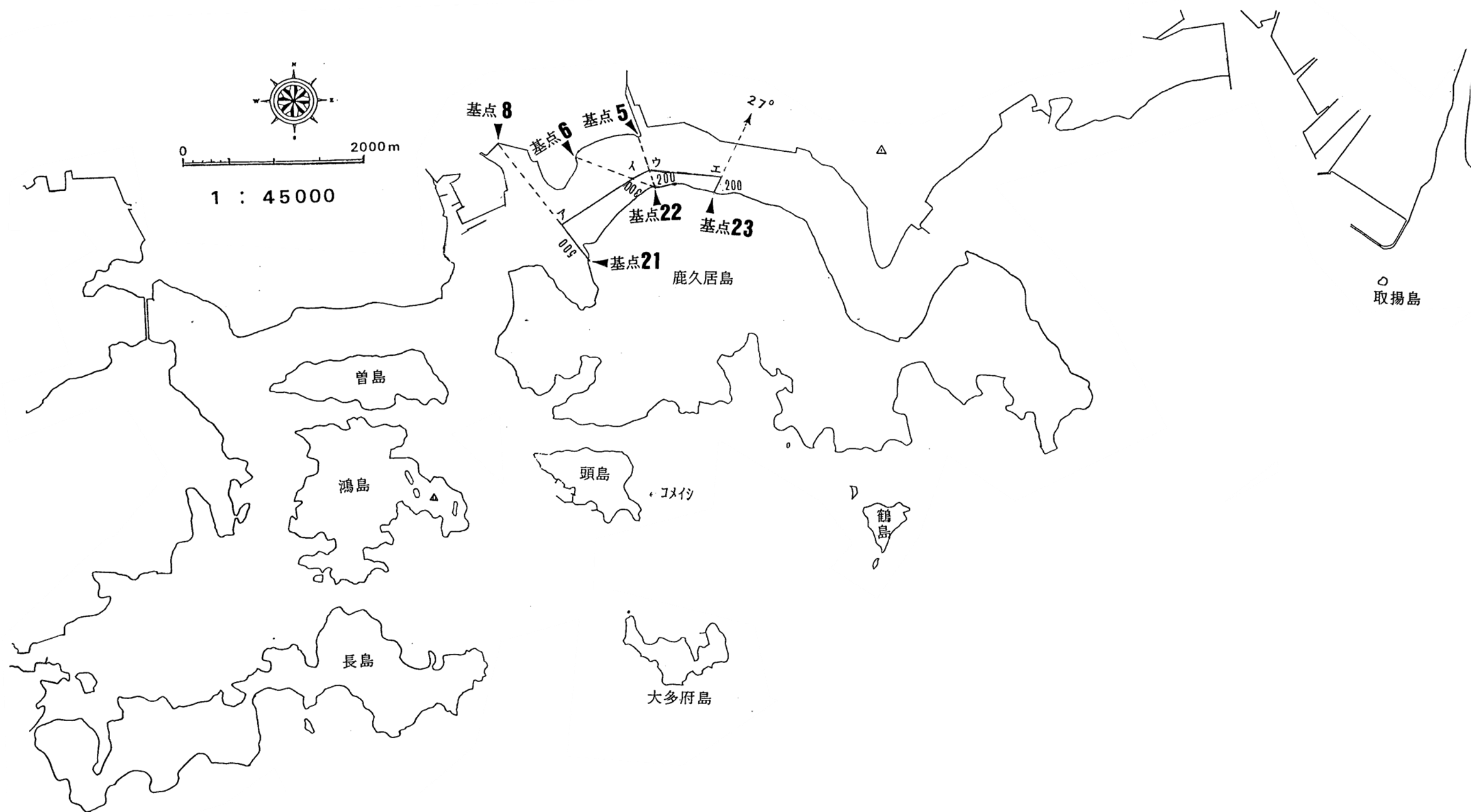
1 免許番号 岡共第11号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島北地先

4 漁場の区域 基点第21号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第23号の各点を
順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第5号 備前市日生町寒河掛ノ鼻突端に設置した標識
基点第6号 備前市日生町寒河2427-2番地地先護岸に設置した標識
基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識
基点第23号 備前市日生町鹿久居島北側船石に設置した標識
点ア 基点第21号から基点第8号見通し線上基点第21号か
ら500メートルの点
点イ 基点第22号から基点第6号見通し線上基点第22号か
ら300メートルの点
点ウ 基点第22号から基点第5号見通し線上基点第22号か
ら200メートルの点
点エ 基点第23号から真方位27度見通し線上基点第23号
から200メートルの点

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市福浦



岡共第 11 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第12号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島、鶴島地先

4 漁場の区域 基点第21号、点ア、イ、ウ、エ、オ、基点第43号、点カ、キ、ク、ケ及び基点第27号の各点を順次結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

- 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第9号 備前市日生町楯越山（126）山麓東端に設置した標識
- 基点第13号 備前市日生町日生松ケ鼻突端に設置した標識
- 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ケ浜に設置した標識
- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻に設置した標識
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第43号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識
- 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識
- 基点第75号 備前市日生町鴻島岳ノ鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第8号から基点第21号見通し線と、基点第13号から基点第22号見通し線との交差点
- 点イ 基点第9号から日生町鴻島池ノ尻の高頂（岳ノ鼻の西）見通し線と、基点第13号から基点第22号見通し線との交差点

点ウ 基点第9号から鴻島池ノ尻の高頂見通し線と、基点第13号から大多府島西小赤石見通し線との交差点

点エ 基点第13号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第75号から日生町鶴島南小剣島島頂見通し線との交差点

点オ 基点第43号から基点第57号見通し線と、基点第75号から小剣島島頂見通し線との交差点

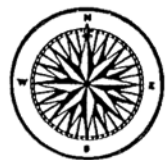
点カ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ケ崎見通し線と、基点第43号から基点第27号見通し線との交差点

点キ 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ケ崎見通し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

点ク 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ケ崎見通し線と、基点第53号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

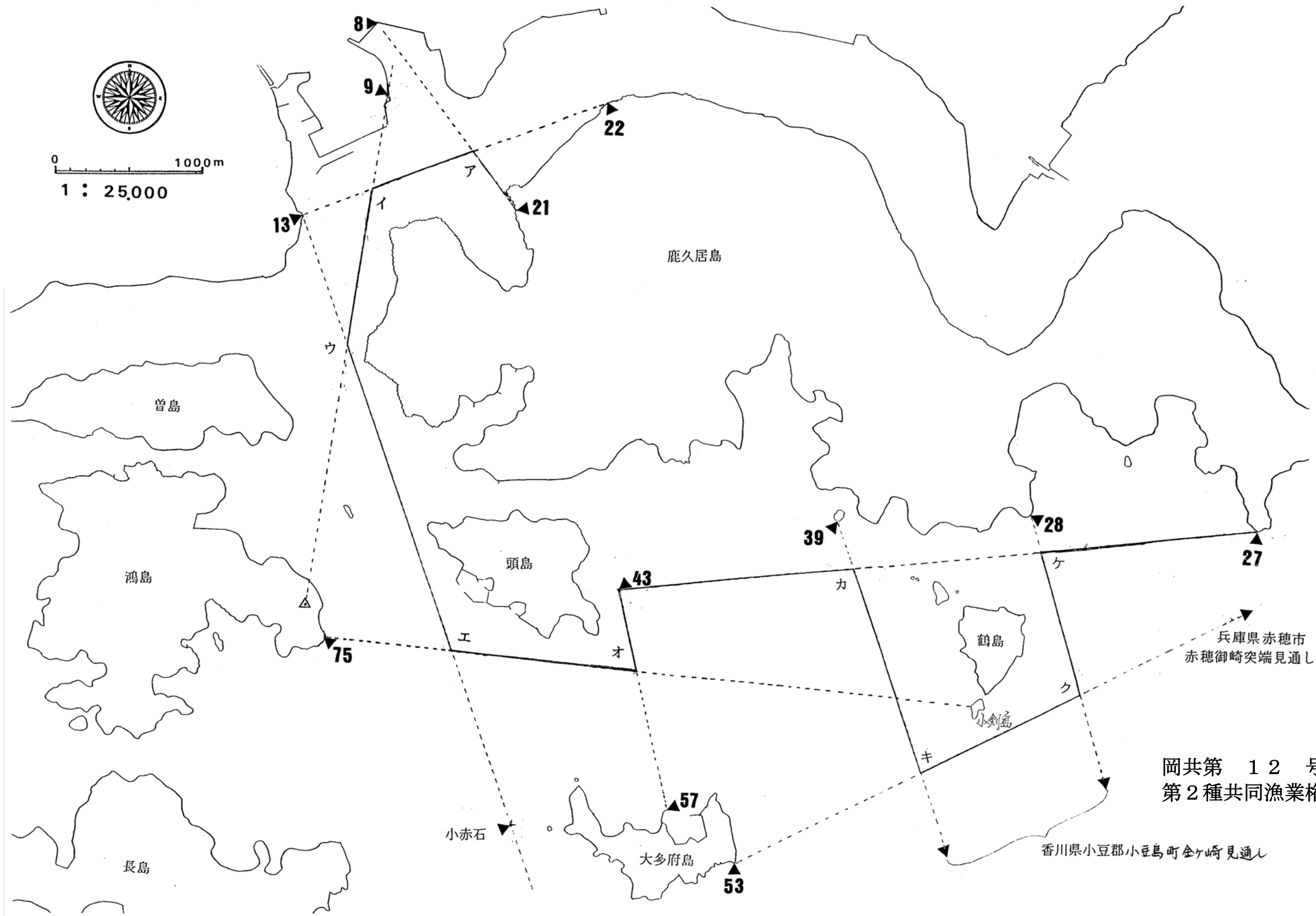
点ケ 基点第28号から香川県小豆郡小豆島町金ケ崎見通し線と、基点第43号から基点第27号見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 12 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第13号

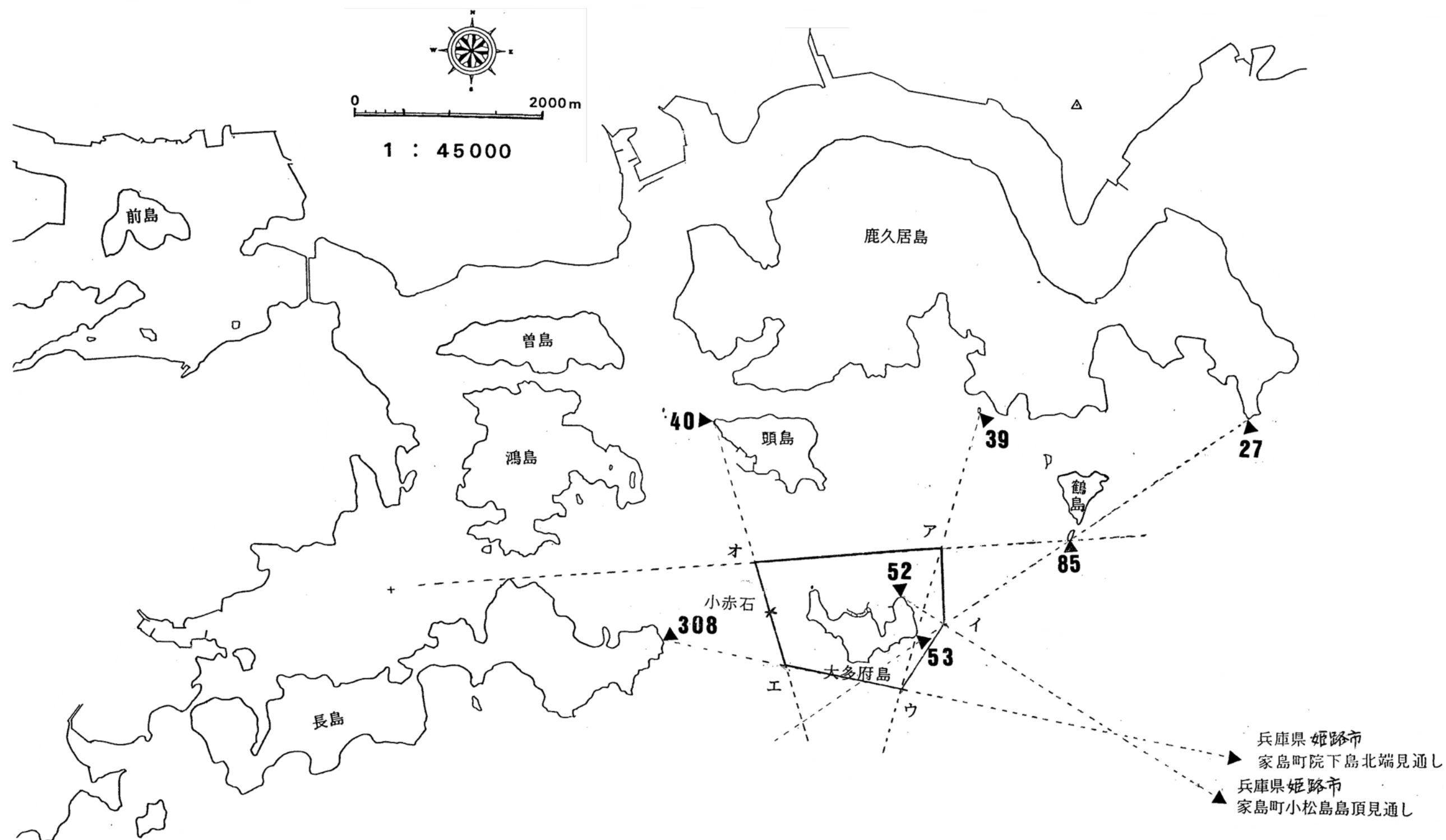
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
- 基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
- 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 基点第85号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
- 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 点ア 基点第39号から基点第53号見通し線と、基点第85号から邑久町長島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第27号から基点第85号見通し延長線と、基点第52号から兵庫県姫路市家島町小松島島頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第39号から基点第53号見通し延長線と、基点第308号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第308号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第85号から長島北端見通し線との交差点



岡共第 13 号
第2種共同漁業権

点オ 基点第 7 6 号から備前市日生町鶴島北端見通し線上基
点第 7 6 号から 1, 2 0 0 メートルの点

1 免許番号 岡共第 1 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町曾島、鴻島地先

4 漁場の区域 基点第 7 0 号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 7 6 号の各
点を順次結んだ 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域

点の位置

基点第 1 5 号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に
設置した標識

基点第 3 3 号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識

基点第 6 0 号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

基点第 7 0 号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識

基点第 7 6 号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置し
た標識

基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識

基点第 3 0 8 号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識

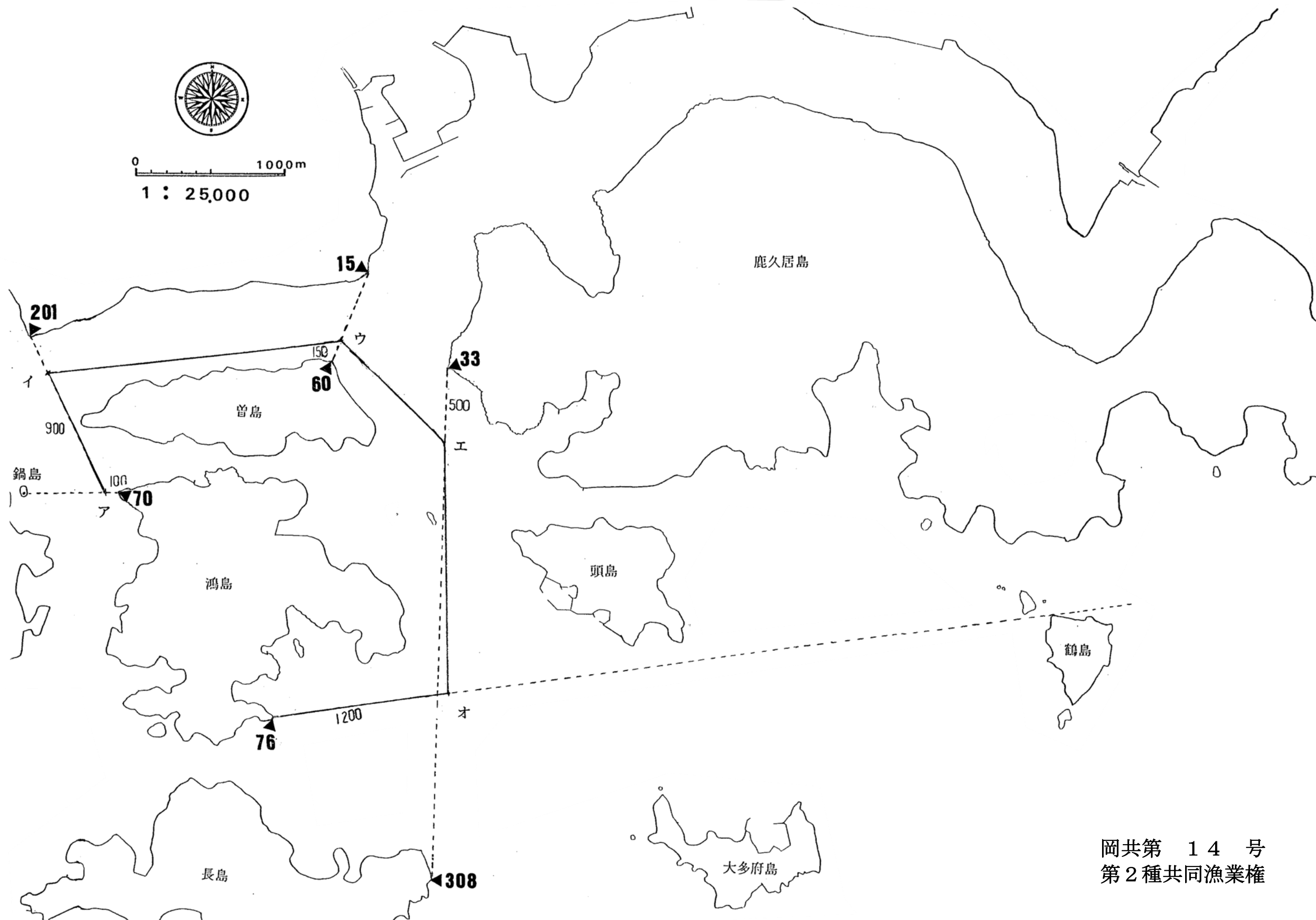
点ア 基点第 7 0 号から瀬戸内市邑久町虫明鍋島高見通し線
上基点第 7 0 号から 1 0 0 メートルの点

点イ 点アから基点第 2 0 1 号見通し線上点アから 9 0 0 メ
ートルの点

点ウ 基点第 6 0 号から基点第 1 5 号見通し線上基点第 6 0
号から 1 5 0 メートルの点

点エ 基点第 3 3 号から基点第 3 0 8 号見通し線上基点第 3
3 号から 5 0 0 メートルの点

5 関係地区 備前市日生町



岡共第 14 号
第 2 種共同漁業権

点エ 基点第 2 0 1 号から備前市日生町曾島西端見通し線上
基点第 2 0 1 号から 5 0 メートルの点

1 免許番号 岡共第 1 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町日生地先

4 漁場の区域 基点第 8 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 2 0 1 号を順次結
んだ 5 直線並びに基点第 1 1 号と基点第 1 2 号を結んだ直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 8 号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識

基点第 9 号 備前市日生町楯越山（1 2 6）山麓東端に設置した標識

基点第 1 1 号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識

基点第 1 2 号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識

基点第 1 3 号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識

基点第 1 5 号 備前市日生町日生高鼻南東端（ヨータイ日生工場東）に
設置した標識

基点第 2 1 号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識

基点第 6 0 号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識

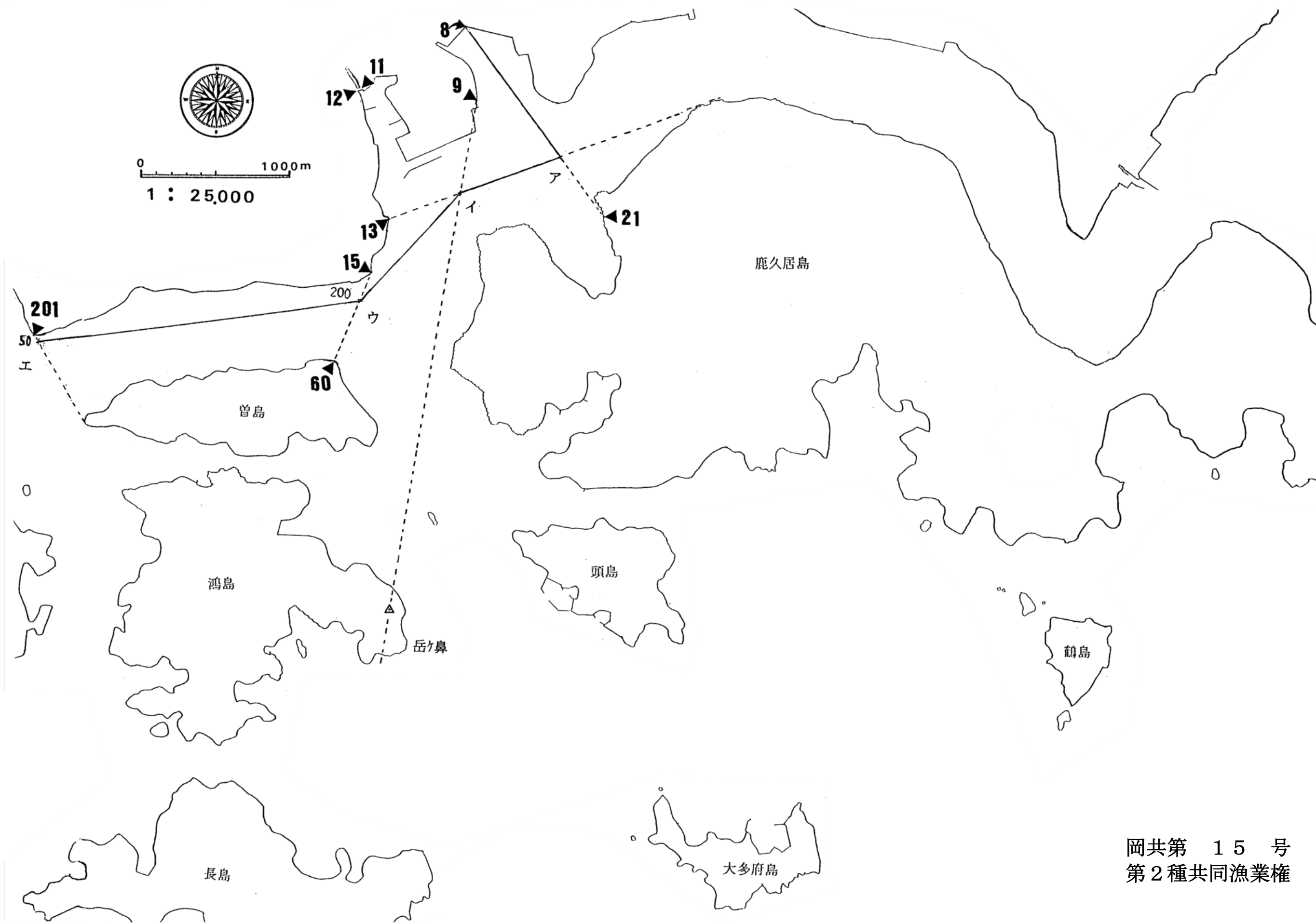
基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識

点ア 基点第 8 号から基点第 2 1 号見通し線と、基点第 1 3
号から鹿久居島北端見通し線との交差点

点イ 基点第 9 号から日生町鴻島岳ノ鼻西池ノ尻の高見通し
線と、基点第 1 3 号から鹿久居島北端見通し線との交差
点

点ウ 基点第 1 5 号から基点第 6 0 号見通し線上基点第 1 5
号から 2 0 0 メートルの点

5 関係地区 備前市日生町



岡共第 15 号
第 2 種共同漁業権

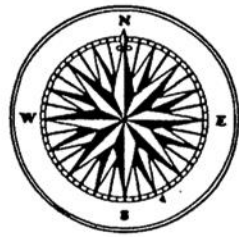
1 免許番号 岡共第 1 6 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

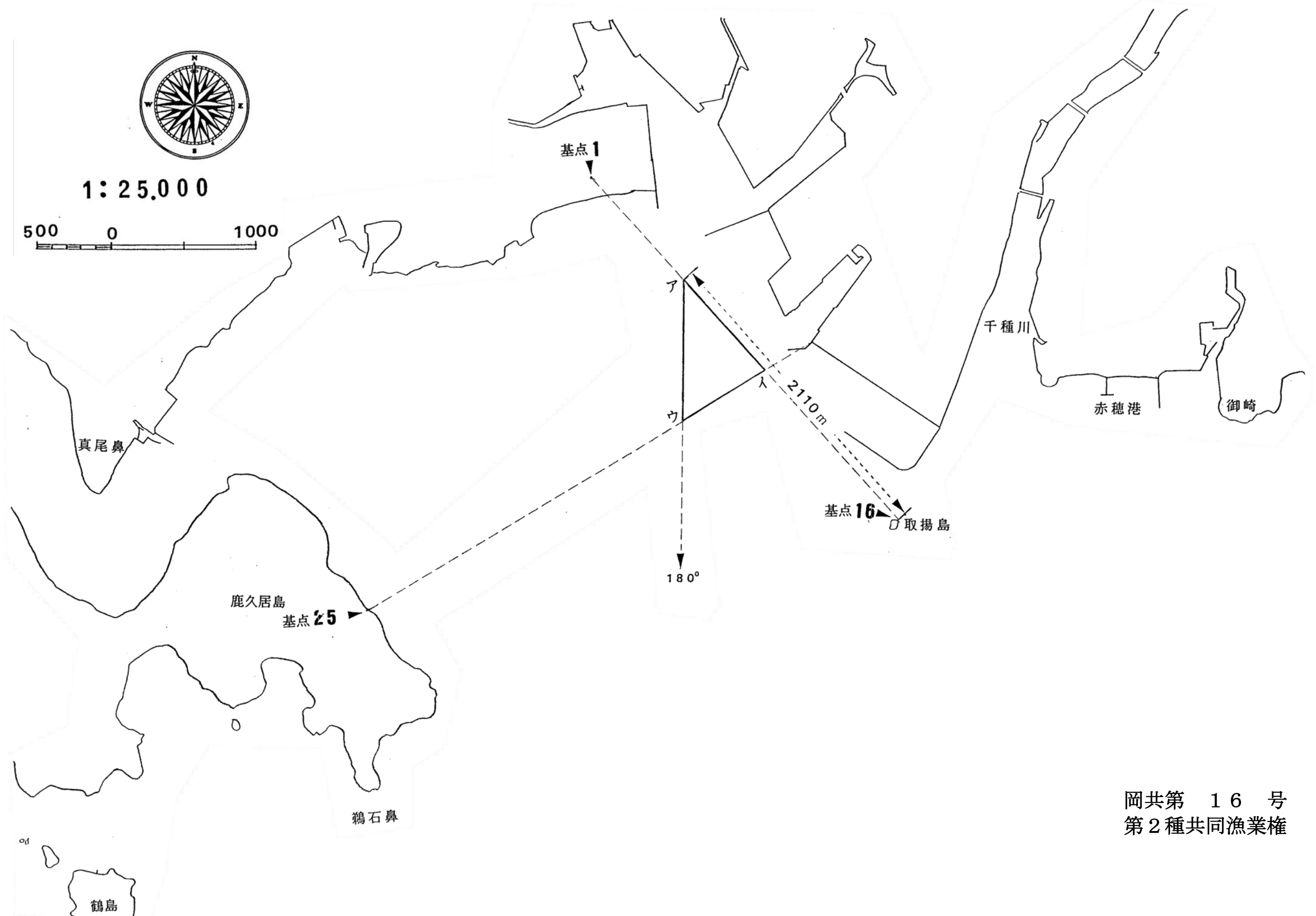
4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次結んだ 3 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
基点第 1 6 号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
基点第 2 5 号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
点ア 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線上基点第 1 6 号から 2, 1 1 0 メートルの点
点イ 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線と、基点第 2 5 号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線との交差点
点ウ 基点第 2 5 号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線と、点アから真方位 1 8 0 度見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市福浦



1:25,000

500 0 1000



岡共第 16 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島東地先

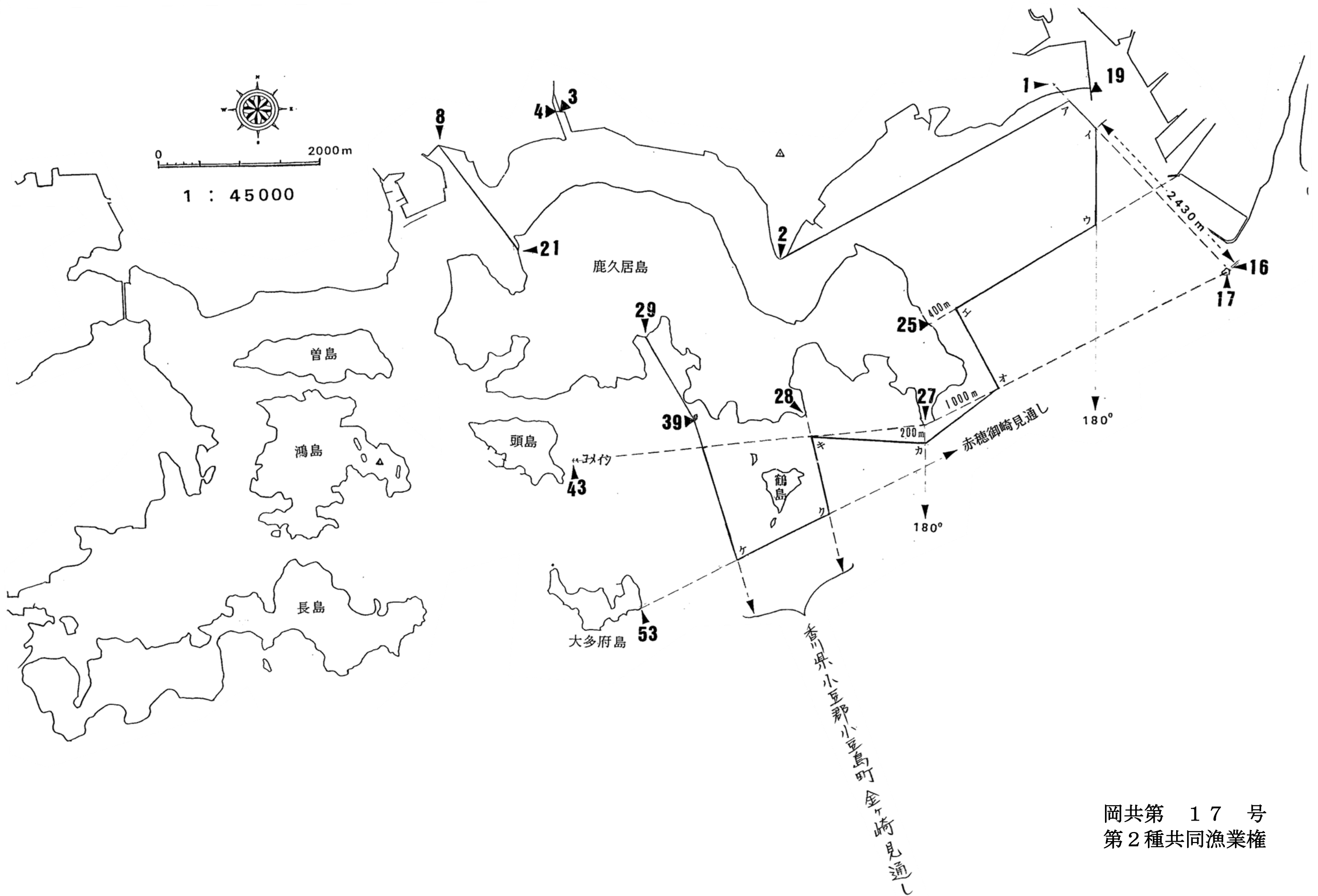
4 漁場の区域 基点第 8 号及び基点第 2 1 号を結んだ直線、基点第 3 号及び
基点第 4 号を結んだ直線、基点第 2 号、点ア、イ、ウ、エ、
オ、カ、キ、ク、ケ、基点第 3 9 号及び基点第 2 9 号の各点を
順次結んだ 1 1 直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第 1 号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱
- 基点第 2 号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識
- 基点第 3 号 備前市日生町寒河潮見橋東詰南側に設置した標識
- 基点第 4 号 備前市日生町寒河潮見橋西詰南側に設置した標識
- 基点第 8 号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第 1 6 号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識
- 基点第 1 7 号 備前市日生町取揚島島頂に設置した標識
- 基点第 1 9 号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上 3 0 メートルの位置に設置した標識
- 基点第 2 1 号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第 2 5 号 備前市日生町鹿久居島境石に設置した標識
- 基点第 2 7 号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第 2 8 号 備前市日生町鹿久居島南側卯の鼻南端に設置した標識
- 基点第 2 9 号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第 3 9 号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第 4 3 号 備前市日生町頭島東側コメイシに設置した標識

- 基点第 5 3 号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 号から基点第 1 6 号見通し線と、基点第 2 号から基点第 1 9 号見通し線との交差点
- 点イ 基点第 1 6 号から基点第 1 号見通し線上基点第 1 6 号から 2, 4 3 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 2 5 号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線と、点イから真方位 1 8 0 度見通し線との交差点
- 点エ 基点第 2 5 号から赤穂市加里屋赤穂港南防波堤基部見通し線上基点第 2 5 号から 4 0 0 メートルの点
- 点オ 基点第 2 7 号から基点第 1 7 号見通し線上基点第 2 7 号から 1, 0 0 0 メートルの点
- 点カ 基点第 2 7 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 2 7 号から 2 0 0 メートルの点
- 点キ 基点第 2 7 号から基点第 4 3 号見通し線と、基点第 2 8 号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線との交差点
- 点ク 基点第 2 8 号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第 5 3 号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点
- 点ケ 基点第 3 9 号から小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第 5 3 号から赤穂市赤穂御崎突端見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市福浦



岡共第 17 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第18号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

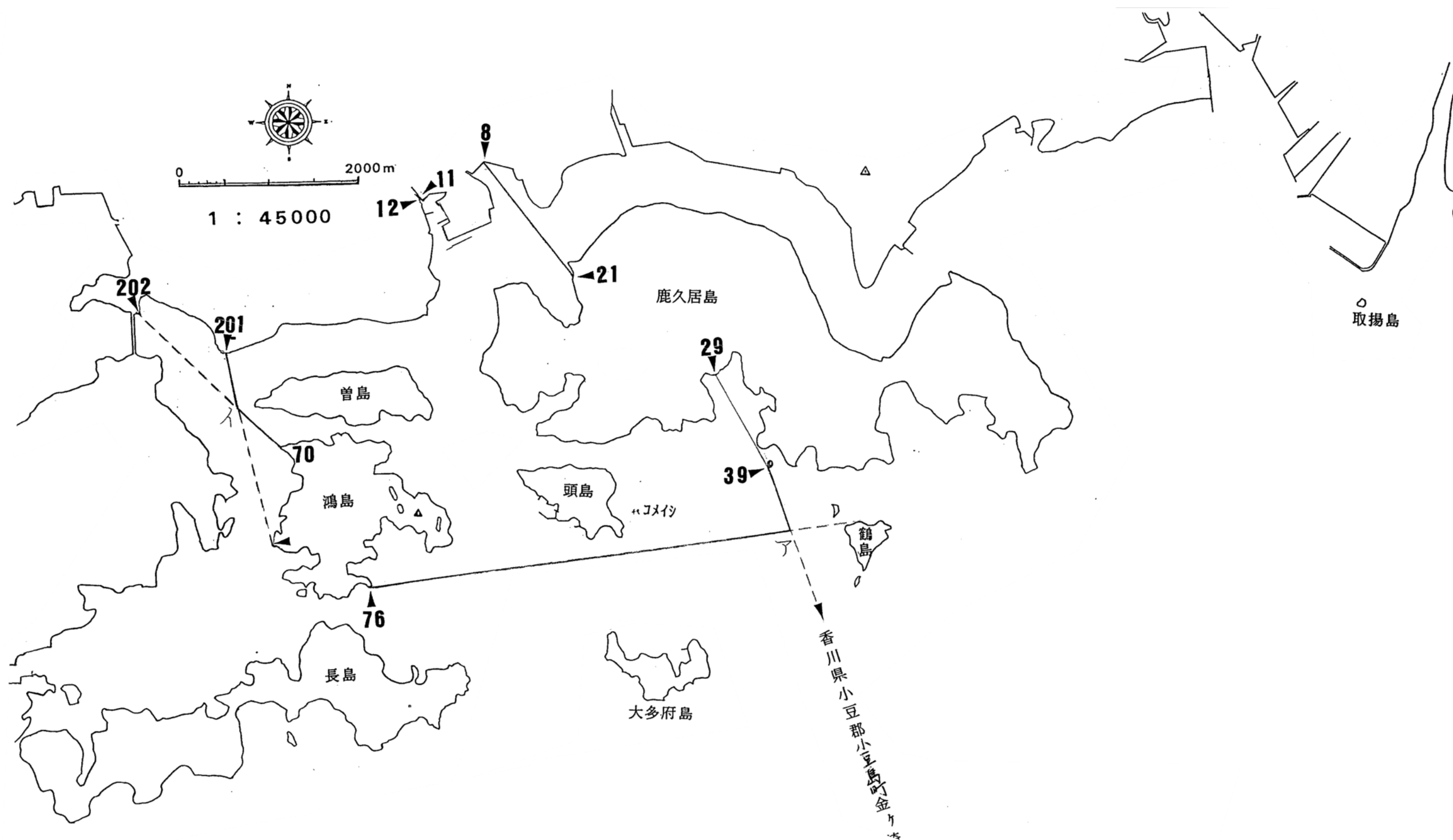
3 漁場の位置 備前市日生町鹿久居島、頭島、曾島、鴻島地先

4 漁場の区域 基点第8号及び基点第21号を結んだ直線、基点第11号及び基点第12号を結んだ直線、基点第29号、第39号、点ア及び基点第76号の各点を順次結んだ3直線、基点第70号、点イ及び基点第201号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第8号 備前市日生町日生日生港北西角護岸に設置した標識
- 基点第11号 備前市日生町日生皆喜橋南東詰に設置した標識
- 基点第12号 備前市日生町日生皆喜橋南西詰に設置した標識
- 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識
- 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第76号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識
- 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第202号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
- 点ア 基点第39号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎見通し線と、基点第76号から日生町鶴島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第70号から基点第202号見通し線と、基点第

5 関係地区 備前市日生町



岡共第 18 号
第2種共同漁業権

5 関係地区 備前市日生町、赤穂市福浦

1 免許番号 岡共第19号

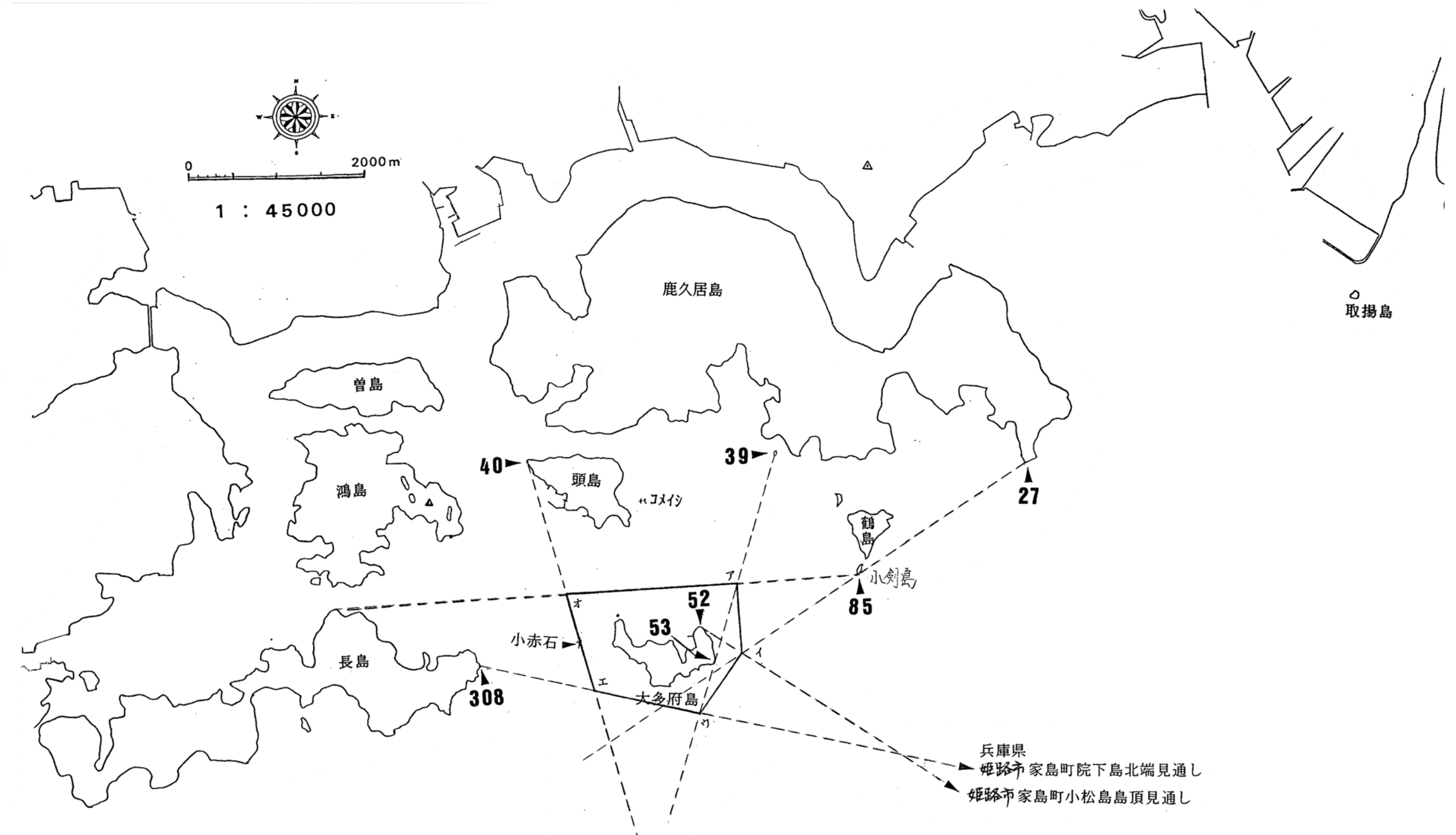
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町大多府島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第27号 備前市日生町鹿久居島鵜石鼻灯台
- 基点第39号 備前市日生町鹿久居島南側首切島南西端に設置した標識
- 基点第40号 備前市日生町頭島西端水ヶ鼻に設置した標識
- 基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識
- 基点第53号 備前市日生町大多府島南東端に設置した標識
- 基点第85号 備前市日生町小剣島南端に設置した標識
- 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 点ア 基点第39号から基点第53号見通し線と、基点第85号から邑久町長島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第27号から基点第85号見通し延長線と、基点第52号から兵庫県姫路市家島町小松島島頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第39号から基点第53号見通し延長線と、基点第308号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点エ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し延長線と、基点第308号から家島町院下島北端見通し線との交差点
- 点オ 基点第40号から大多府島西小赤石見通し線と、基点第80号から長島北端見通し線との交差点



岡共第 19 号
第2種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第 2 0 号

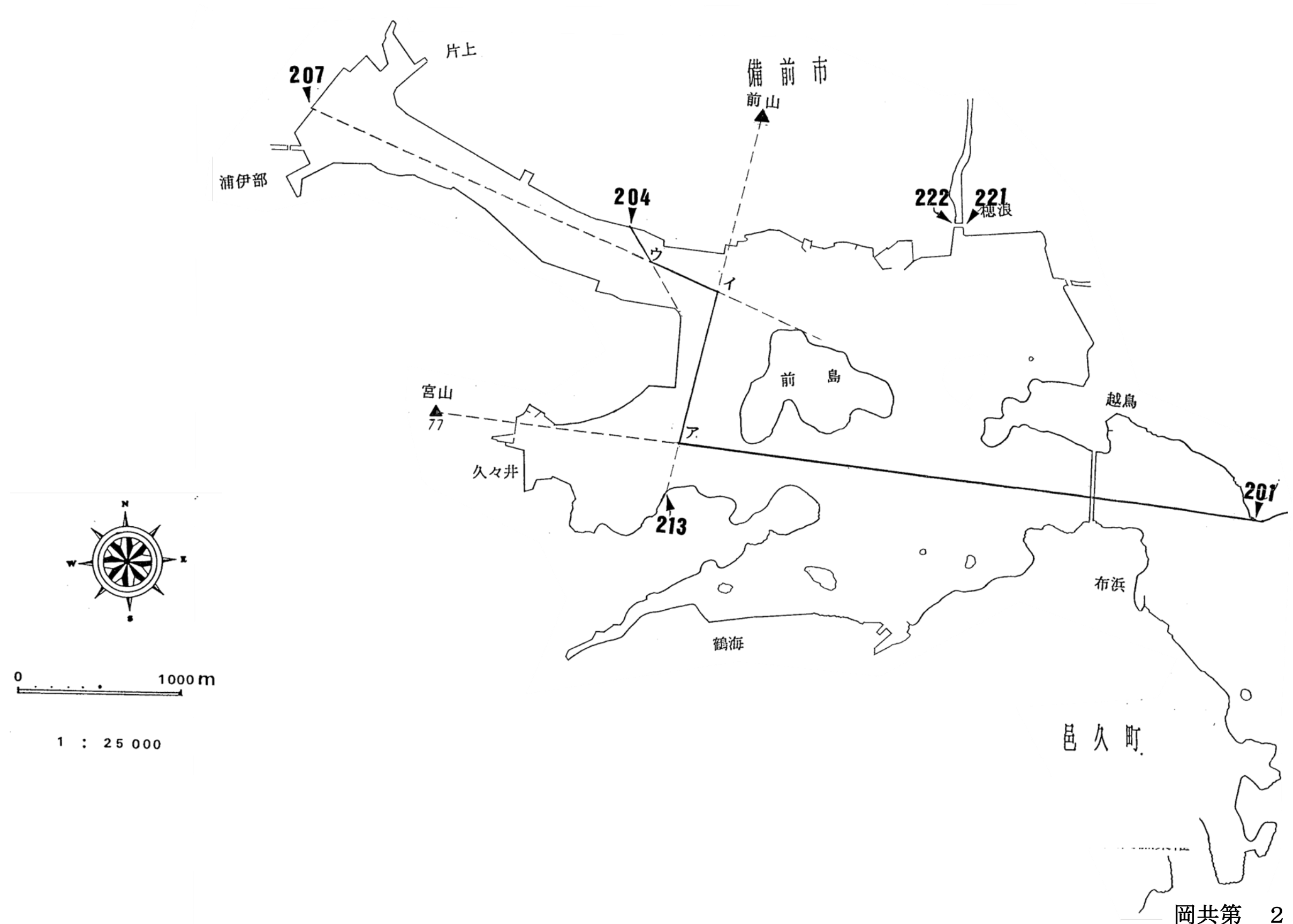
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
あおのり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市穂浪地先

4 漁場の区域 基点第 2 0 1 号、点ア、イ、ウ及び基点第 2 0 4 号の各点を
順次結んだ 4 直線、基点第 2 2 1 号及び基点第第 2 2 2 号を結
んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識
基点第 2 0 4 号 備前市穂浪・東片上界東備炉材（株）南西護岸上に設
置した標識
基点第 2 0 7 号 備前市西片上・浦伊部界品川リフラクトリーズ（株）
北東角に設置した標識
基点第 2 1 3 号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識
基点第 2 2 1 号 備前市穂浪穂浪橋東詰南側に設置した標識
基点第 2 2 2 号 備前市穂浪穂浪橋西詰南側に設置した標識
点ア 基点第 2 0 1 号から備前市久々井宮山（7 7）山頂見
通し線と、基点第 2 1 3 号から備前市前山（2 9 3）山
頂見通し線との交差点
点イ 基点第 2 0 7 号から備前市前島北端見通し線と、基点
第 2 1 3 号から備前市前山（2 9 3）山頂見通し線との
交差点

点ウ 基点第 2 0 7 号から備前市前島北端見通し線と、基点
第 2 0 4 号から備前市浦伊部生崎北東端見通し線との交
差点

5 関係地区 備前市、瀬戸内市邑久町



岡共第 20 号
第 1 種共同漁業権

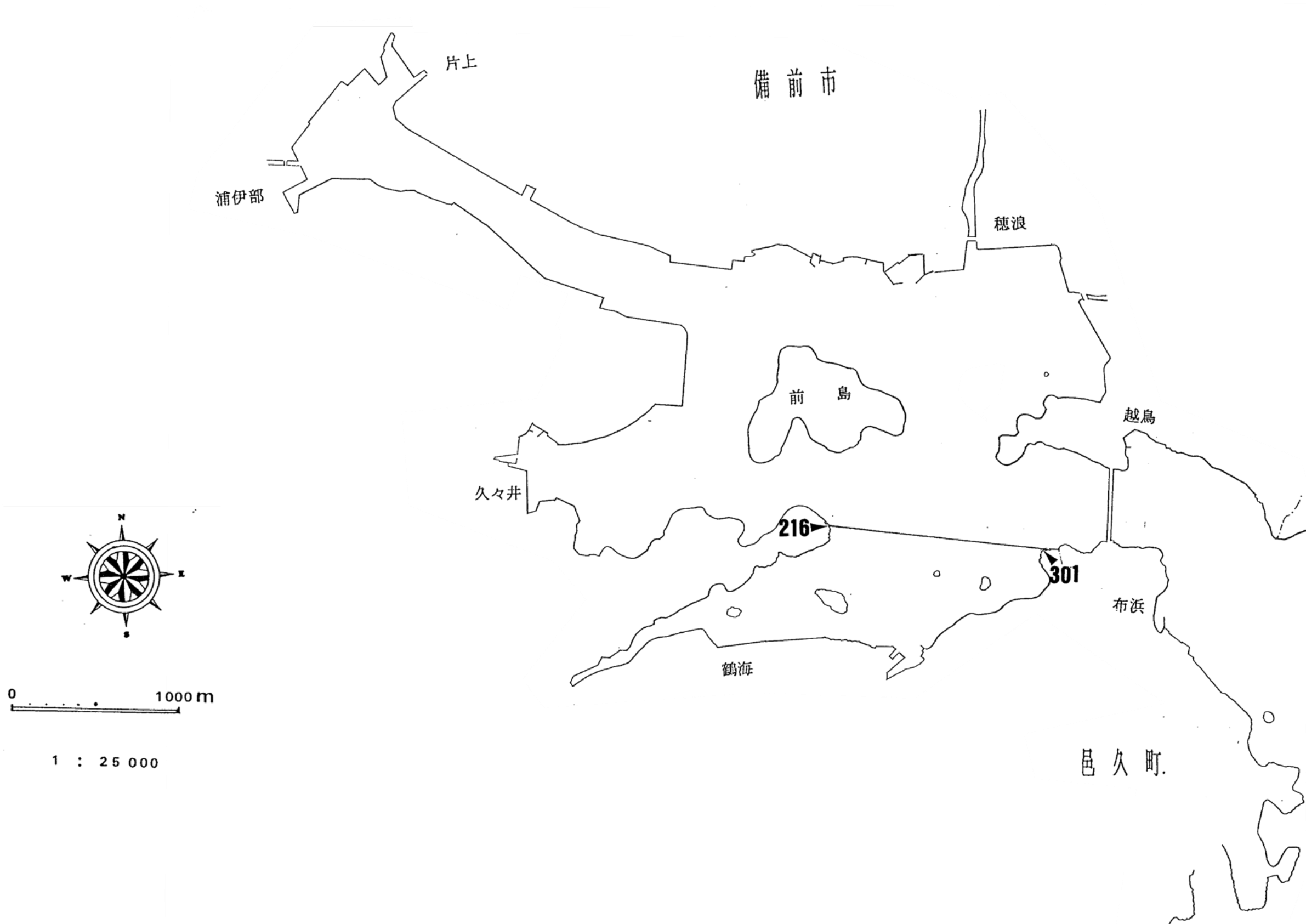
1 免許番号 岡共第21号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
しらも、あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市鶴海地先

4 漁場の区域 基点第216号及び基点第301号を結んだ直線と最大高潮
時海岸線とによって囲まれた区域。ただし河川、溝渠等の区域
は除く。
点の位置
基点第216号 備前市久々井躰尾鼻北東端に設置した標識
基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

5 関係地区 備前市、瀬戸内市邑久町



岡共第 21 号
第 1 種共同漁業権

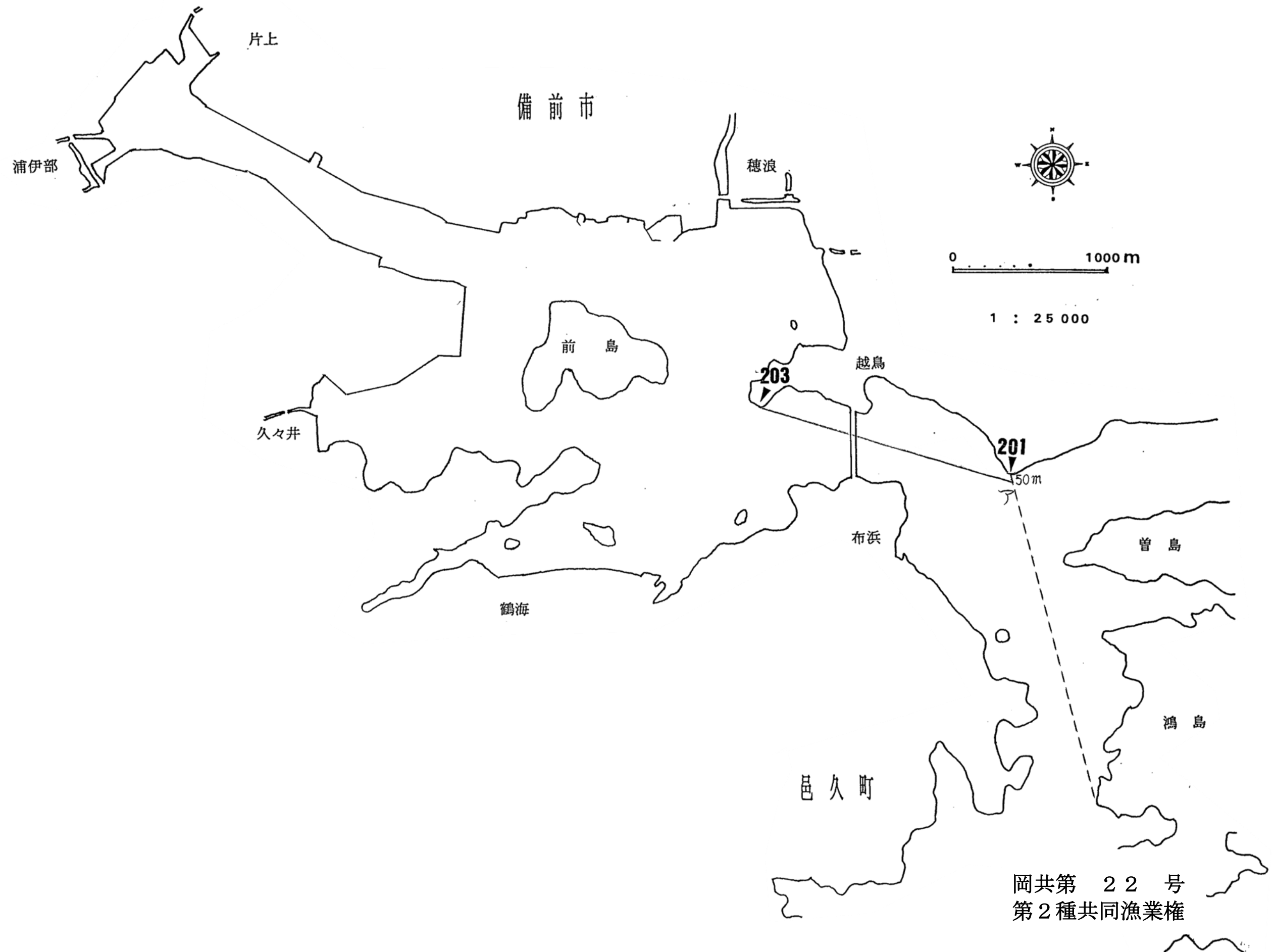
1 免許番号 岡共第22号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市穂浪越島地先

4 漁場の区域 基点第201号、点ア及び基点第203号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識
基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
点ア 基点第201号から日生町鴻島西端見通し線上基点第201号から50メートルの点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）、瀬戸内市邑久町



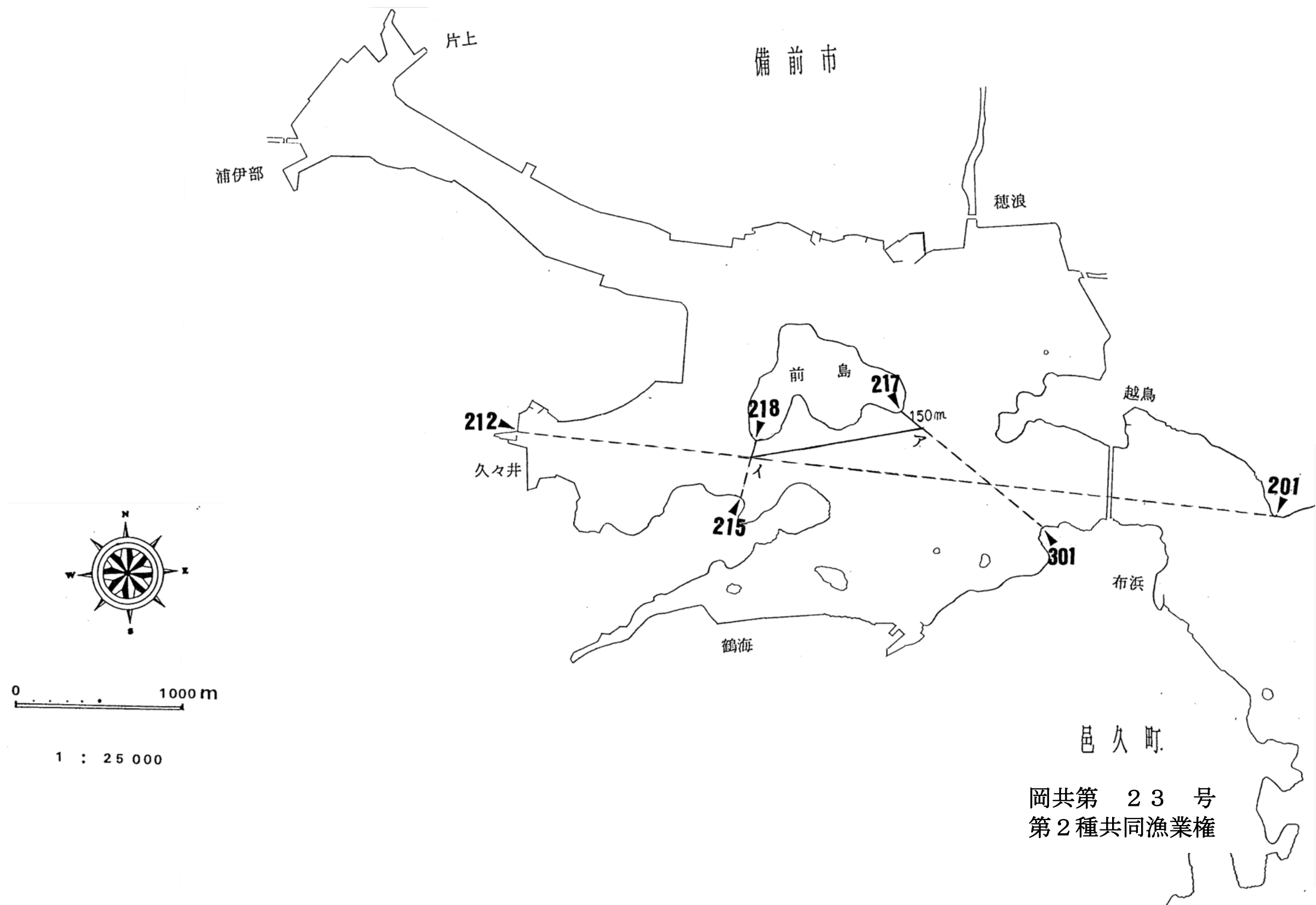
1 免許番号 岡共第23号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市前島南地先

4 漁場の区域 基点第217号、点ア、イ及び基点第218号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識
基点第212号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識
基点第215号 備前市久々井大砂東端に設置した標識
基点第217号 備前市前島南東端に設置した標識
基点第218号 備前市前島南西端に設置した標識
基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
点ア 基点第217号から基点第301号見通し線上基点第
217号から150メートルの点
点イ 基点第201号から基点第212号見通し線と、基点
第218号から基点第215号見通し線との交差点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）



1 免許番号 岡共第 2 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市鶴海地先

4 漁場の区域 基点第 2 1 6 号、点ア及び基点第 3 0 1 号の各点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等を除く。

点の位置

基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識

基点第 2 0 3 号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識

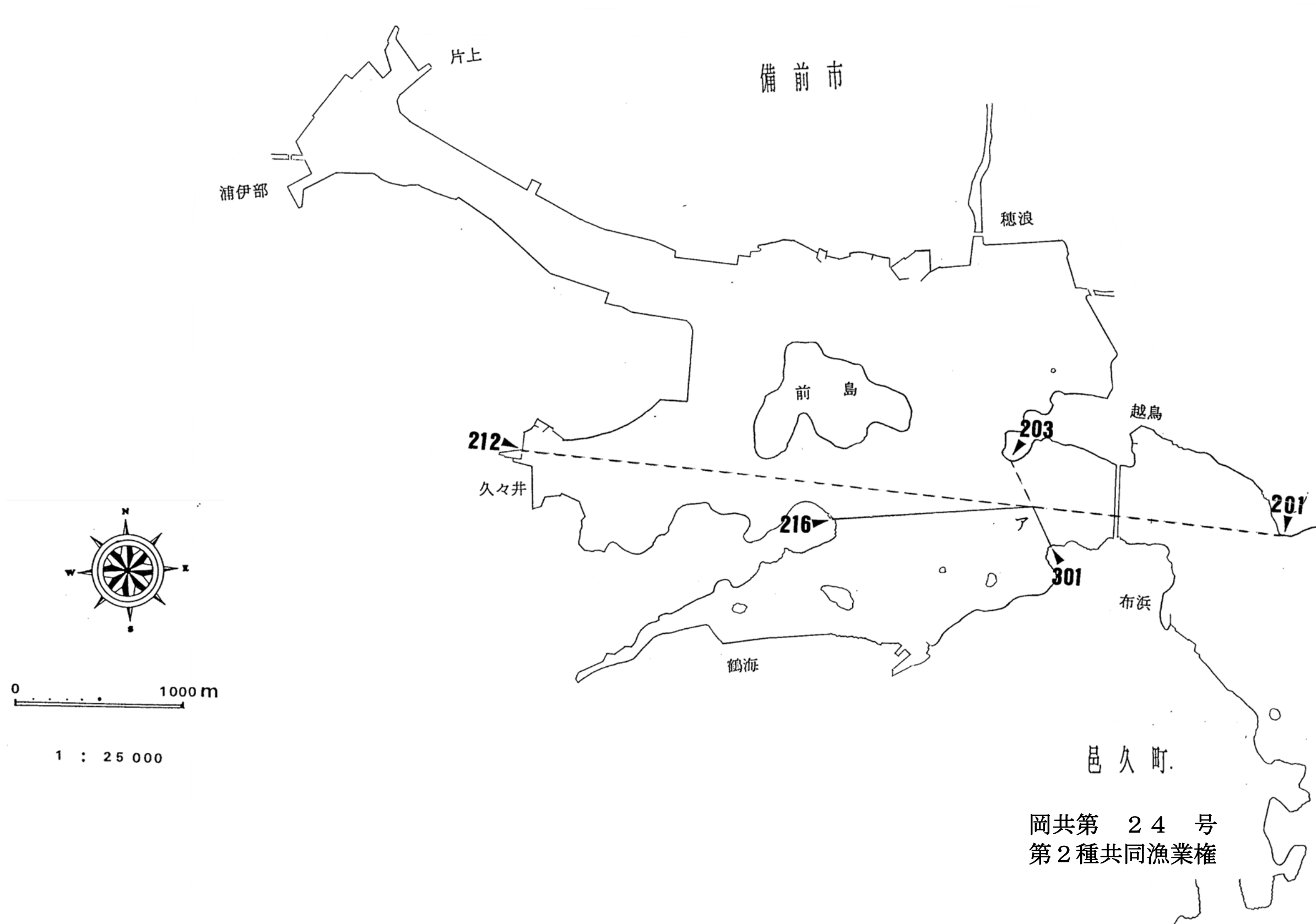
基点第 2 1 2 号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第 2 1 6 号 備前市久々井臍尾鼻北東端に設置した標識

基点第 3 0 1 号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識

点ア 基点第 2 0 1 号と基点第 2 1 2 号を結んだ線と、基点第 2 0 3 号と基点第 3 0 1 号を結んだ線との交差点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）、瀬戸内市邑久町



1 免許番号 岡共第25号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市地先

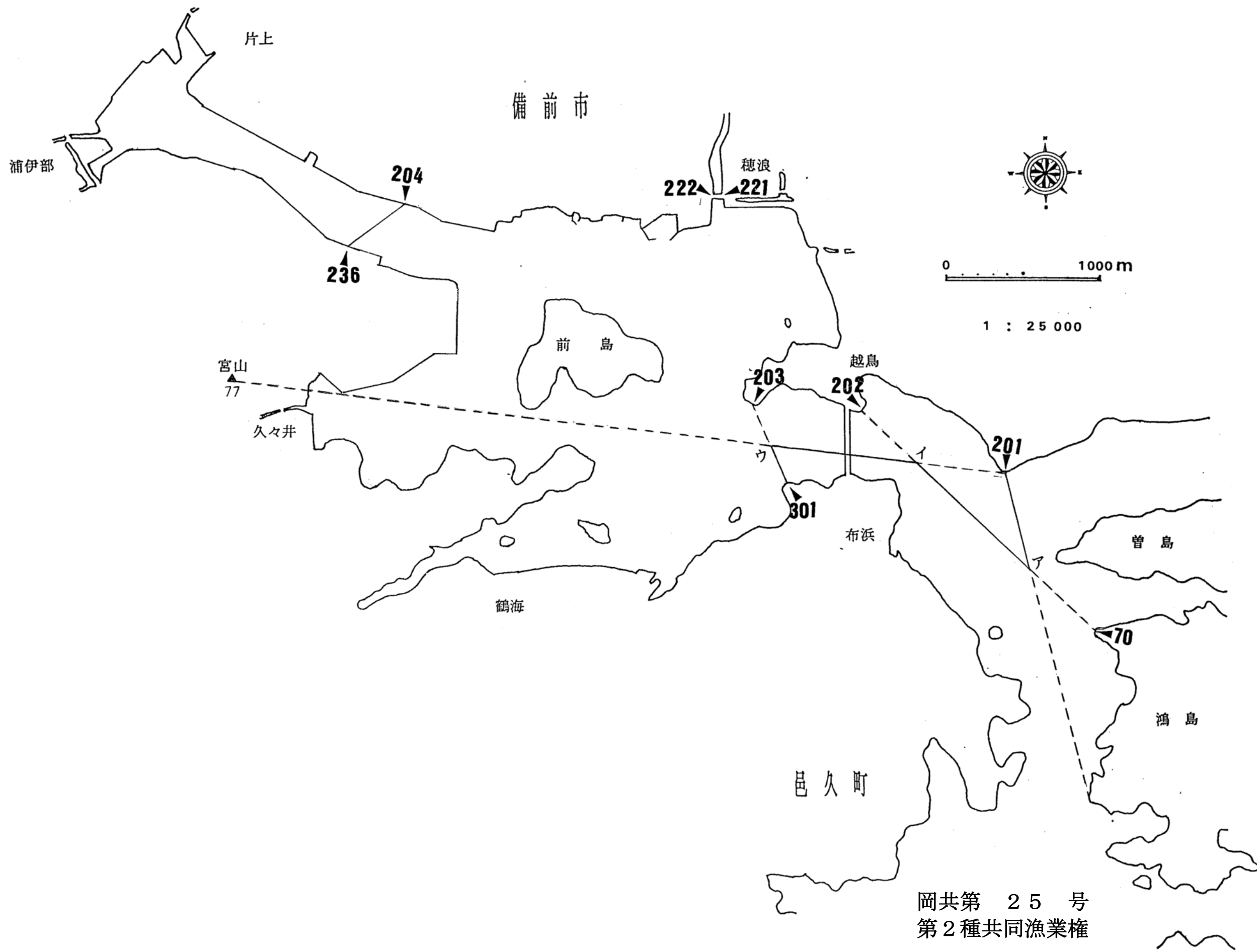
4 漁場の区域 基点第201号、点ア、イ、ウ及び基点第301号を順次結んだ4直線、基点第204号及び第236号を結んだ直線、基点第221号及び第222号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第202号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
- 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第204号 備前市穂浪・東片上界東備炉材(株)南西護岸上に設置した標識
- 基点第221号 備前市穂浪穂浪橋東詰南側に設置した標識
- 基点第222号 備前市穂浪穂浪橋西詰南側に設置した標識
- 基点第236号 備前市浦伊部旧中村窯耐北東角に設置した標識
- 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第201号から日生町鴻島西端見通し線と、基点第202号から基点第70号見通し線との交差点
- 点イ 基点第201号から備前市久々井宮山（77）山頂見通し線と、基点第202号から基点第70号見通し線との交差点

点ウ 基点第201号から備前市久々井宮山（77）山頂見通し線と、基点第203号と基点第301号を結んだ線との交差点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）



1 免許番号 岡共第 2 6 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
しらも、あおのり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市東片上、西片上、浦伊部、久々井地先

4 漁場の区域 基点第 2 0 4 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 2 1 6 号の各
点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標
識

基点第 2 0 4 号 備前市穂浪・東片上界東備炉材(株)南西護岸上に設置
した標識

基点第 2 0 7 号 備前市西片上・浦伊部界品川リフラクトリーズ(株)北
東角に設置した標識

基点第 2 1 2 号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識

基点第 2 1 3 号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識

基点第 2 1 6 号 備前市久々井臍尾鼻北東端に設置した標識

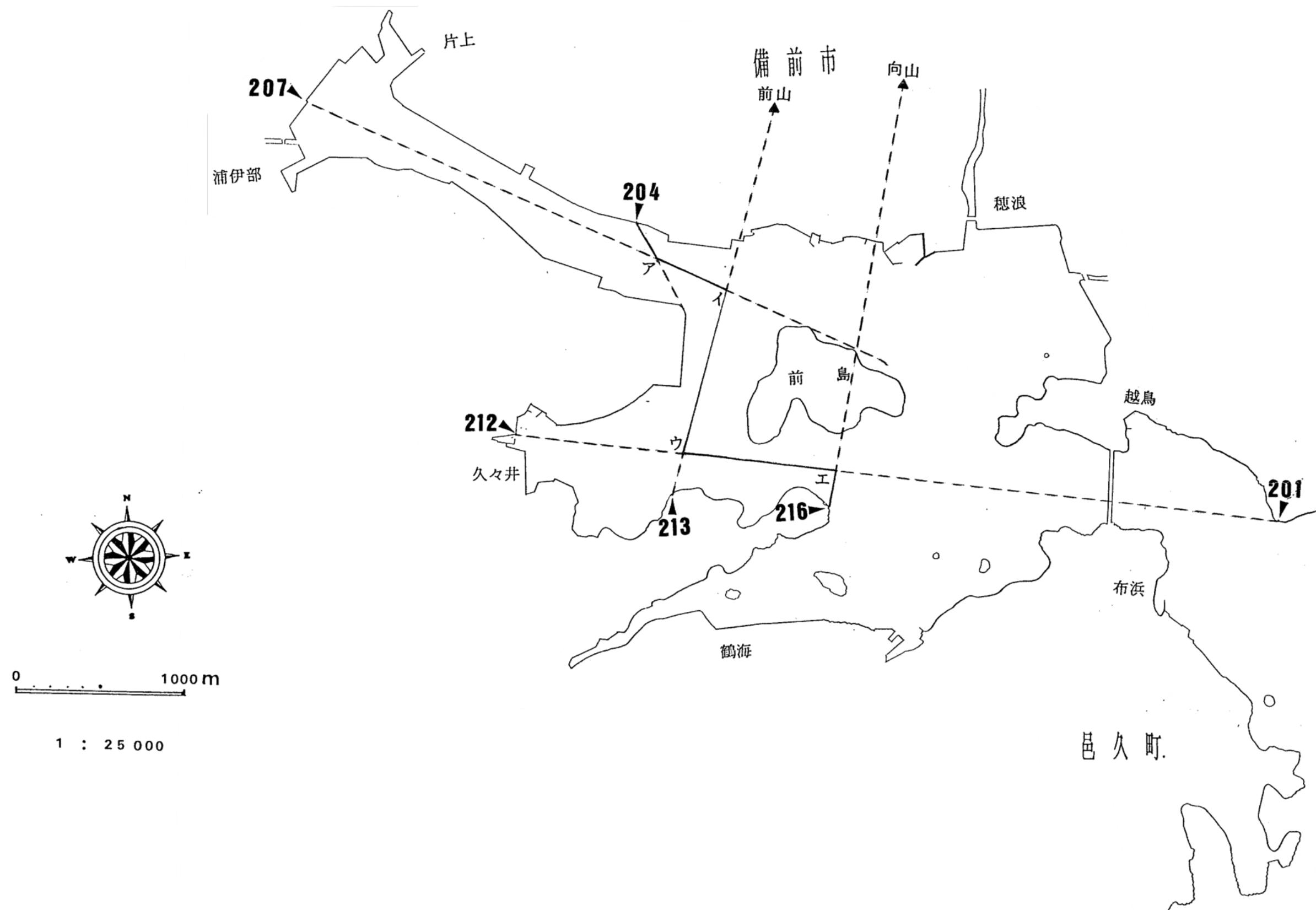
点ア 基点第 2 0 4 号から備前市浦伊部生崎突端見通し線
と、基点第 2 0 7 号から備前市前島北端見通し線との交
差点

点イ 基点第 2 0 7 号から備前市前島北端見通し線と、基点
第 2 1 3 号から備前市前山（2 9 3）山頂見通し線との
交差点

点ウ 基点第 2 0 1 号と基点第 2 1 2 号を結んだ直線と、基
点第 2 1 3 号から備前市前山（2 9 3）山頂見通し線と
の交差点

点エ 基点第 2 0 1 号と基点第 2 1 2 号を結んだ直線と、基
点第 2 1 6 号から備前市向山（2 6 4 メートル）山頂見
通し線との交差点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）



岡共第 26 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 2 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 備前市久々井地先

4 漁場の区域 基点第 2 1 3 号、点ア、イ、ウ及び基点第 2 1 5 号の各点を
順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 2 1 0 号 備前市久々井一ツ石に設置した標識
基点第 2 1 1 号 基点第 2 1 0 号から南西 1 5 0 m の堤防上の地点に設
置した標識
基点第 2 1 2 号 備前市久々井宇佐川河口左岸角に設置した標識
基点第 2 1 3 号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識
基点第 2 1 5 号 備前市久々井大砂東端に設置した標識
基点第 2 1 8 号 備前市前島南西端に設置した標識
点ア 基点第 2 1 3 号から基点第 2 1 2 号見通し線上基点第
2 1 3 号から 1 5 0 メートルの点
点イ 基点第 2 1 2 号から備前市久々井臍尾鼻北端見通し線
と、基点第 2 1 3 号と基点第 2 1 1 号を結んだ線との交
差点
点ウ 基点第 2 1 2 号から備前市久々井臍尾鼻北端見通し線
と、基点第 2 1 5 号から基点第 2 1 8 号見通し線との交
差点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）

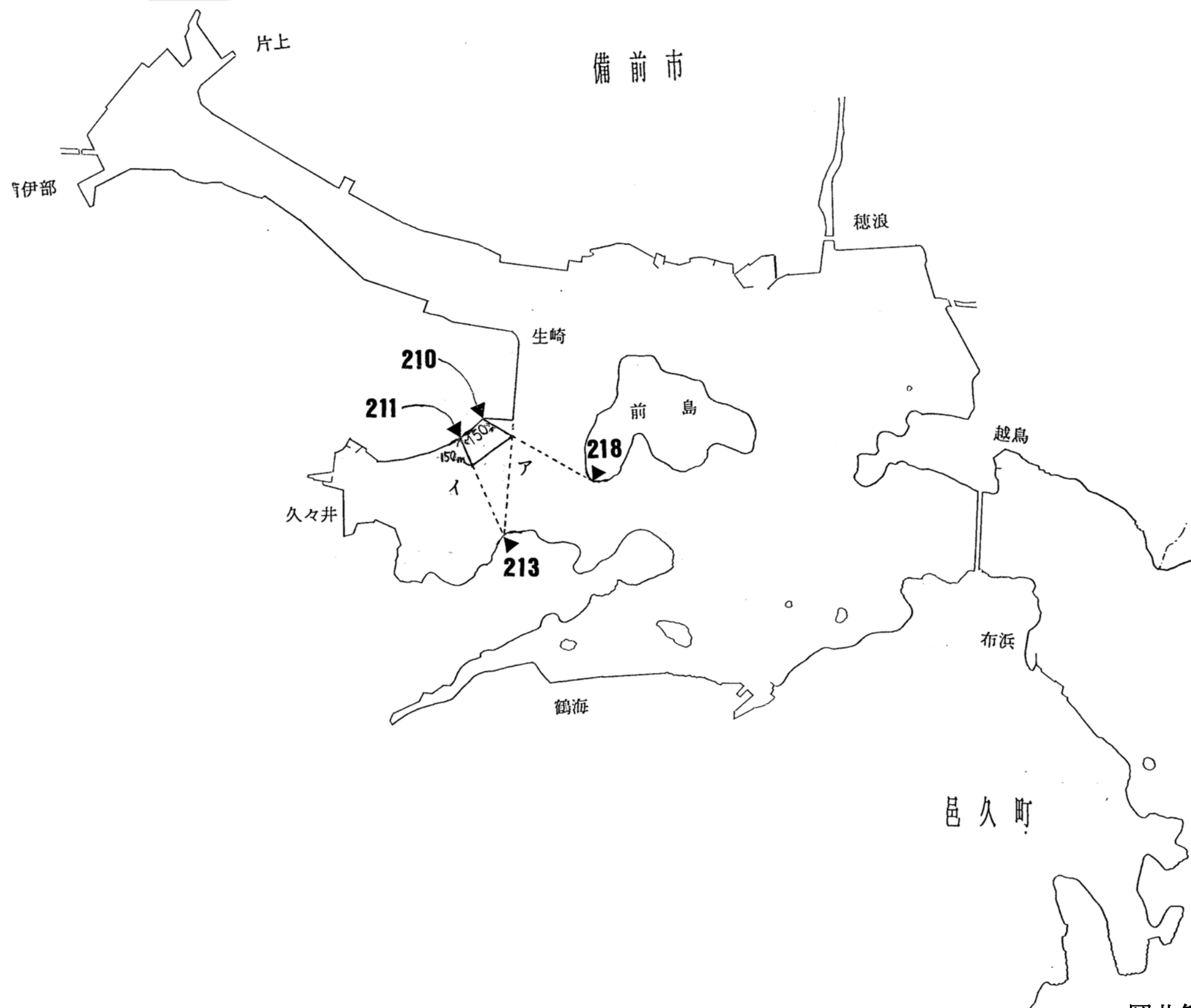
1 免許番号 岡共第28号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市久々井地先

4 漁場の区域 基点第210号、点ア、イ及び基点第211号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第210号 備前市久々井一ツ石に設置した標識
基点第211号 基点第210号から南西150mの堤防上の地点に設
置した標識
基点第213号 備前市久々井大砂鼻北西端に設置した標識
基点第218号 備前市前島南西端に設置した標識
点ア 基点第210号から基点第218号見通し線と、基点
第213号から備前市浦伊部生崎突端見通し線との交差
点
点イ 基点第211号から基点第213号見通し線上基点第
211号から150メートルの点

5 関係地区 備前市（日生町を除く）



岡共第 28 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第29号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業

なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
しらも、てんぐさ、いぎす、あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町地先

4 漁場の区域 基点第301号、点ア、イ及び基点第70号の各点を順次結んだ3直線、基点第76号、点ウ、エ、オ及び基点第312号の各点を順次結んだ4直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻に設置した標識
- 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第76号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識
- 基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識
- 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識
- 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 基点第312号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識
- 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点

- 第201号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点
- 点イ 基点第70号から基点第202号見通し線と、基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点
- 点ウ 点エから基点第33号見通し線と、基点第76号から基点第102号見通し線との交差点
- 点エ 基点第308号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点
- 点オ 基点第312号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

5 関係地区 備前市日生町、穂浪、瀬戸内市邑久町

1 免許番号 岡共第30号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

（1）基点第312号、点ア、イ及び基点第403号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第312号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識

基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第314号 瀬戸内市邑久町尻海太鼓石ノ鼻太鼓岩に設置した標識

基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業(株)潮止えん堤上に設置した標識

基点第403号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧錦海塩業(株)潮止えん堤上、基点第402号から南へ300メートルの地点に設置した標識

基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯨網崎北東端に設置した標識

点ア 基点第312号から鼠島東端見通し線と、基点第313号から大多府島南端見通し線との交差点

点イ 基点第314号から基点第404号見通し線と、基点第402号から鼠島北端見通し線との交差点

（2）点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域。

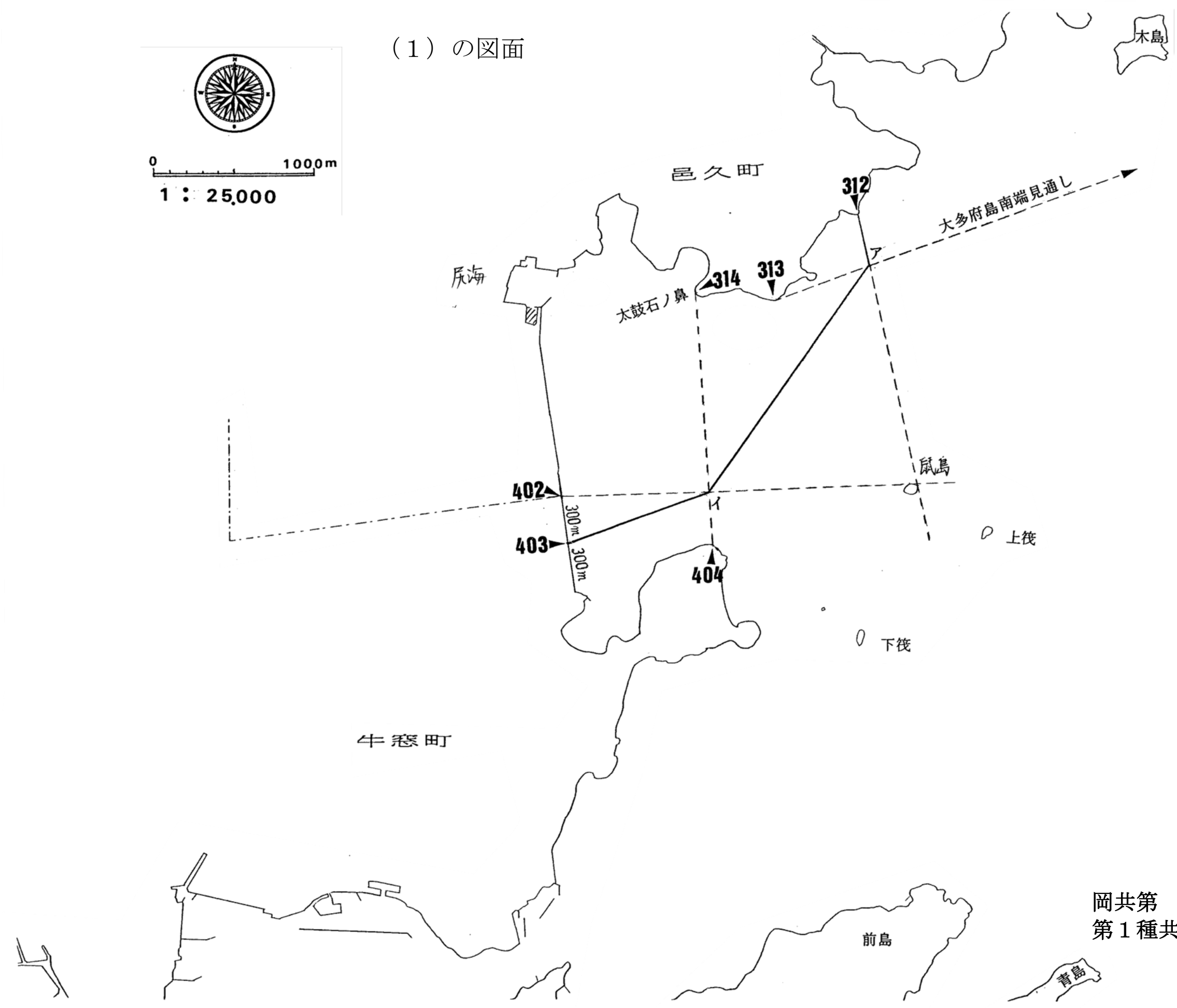
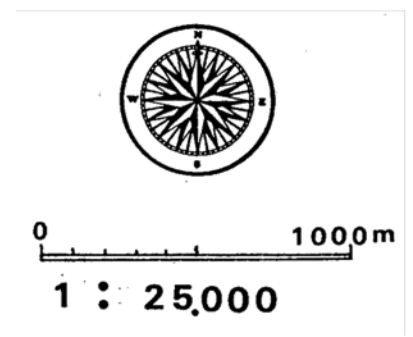
点の位置

点ア 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北東防波堤突端

点イ 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北西防波堤突端

5 関係地区 瀬戸内市邑久町、牛窓町

(1) の図面



岡共第 30 号
第1種共同漁業権

(2) の図面



- 1 免許番号 岡共第 3 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

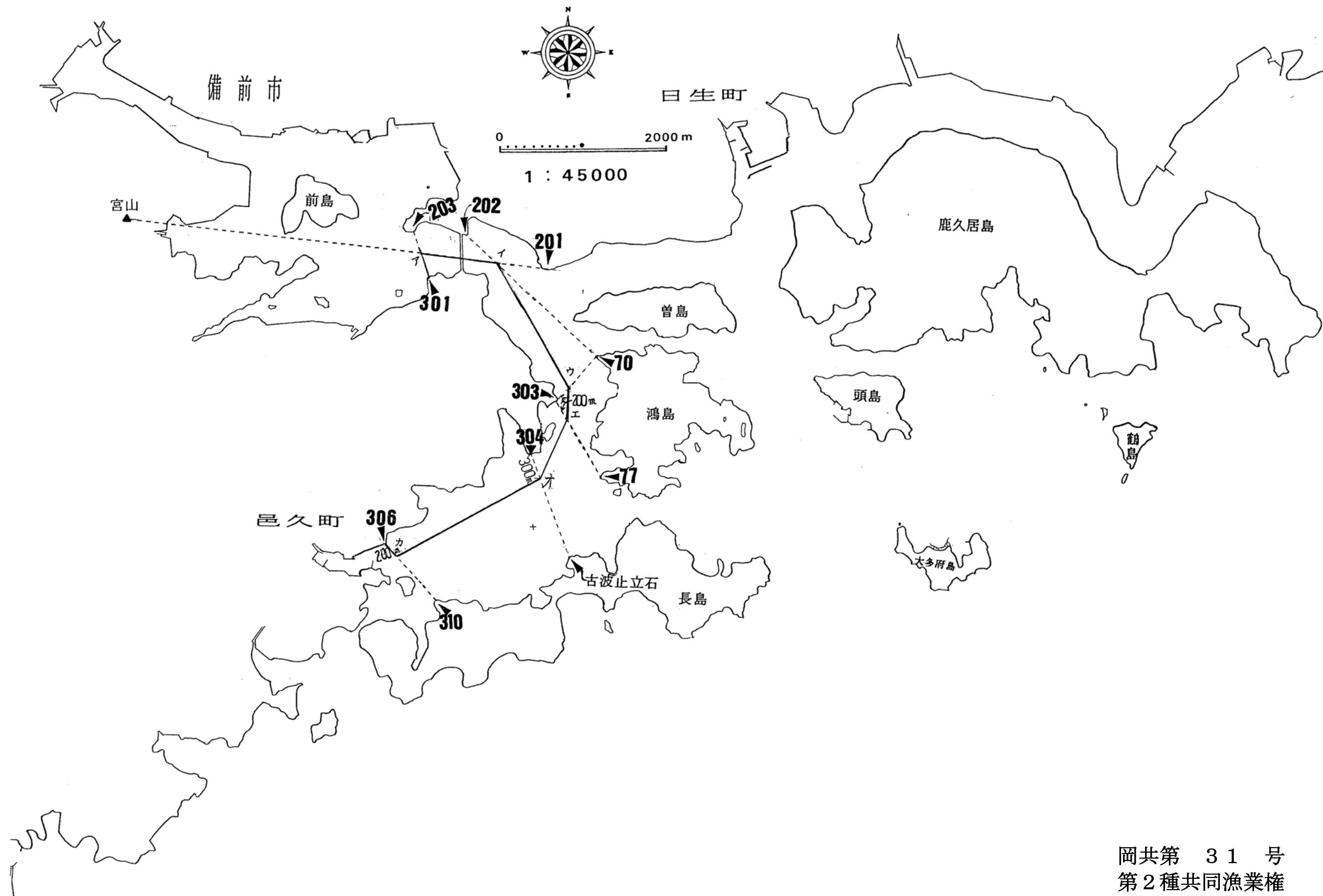
3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町虫明地先

4 漁場の区域 基点第 3 0 1 号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 3 0 6 号の各点を順次結んだ 7 直線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

5 関係地区 瀬戸内市邑久町
- 0 3 号から 2 0 0 メートルの点
点オ 基点第 3 0 4 号から邑久町長島古波止立石見通し線上
基点第 3 0 4 号から 3 0 0 メートルの点
点カ 基点第 3 0 6 号から基点第 3 1 0 号見通し線上基点第
3 0 6 号から 2 0 0 メートルの点

点の位置

- 基点第 7 0 号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第 7 7 号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
- 基点第 2 0 1 号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第 2 0 2 号 備前市穂浪越鳥鼻南端に設置した標識
- 基点第 2 0 3 号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第 3 0 1 号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 基点第 3 0 3 号 瀬戸内市邑久町虫明桶の内東端に設置した標識
- 基点第 3 0 4 号 瀬戸内市邑久町虫明向後南端に設置した標識
- 基点第 3 0 6 号 瀬戸内市邑久町虫明貝燈鼻突端に設置した標識
- 基点第 3 1 0 号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識
- 点ア 基点第 3 0 1 号から基点第 2 0 3 号見通し線と、基点
第 2 0 1 号から備前市久々井宮山見通し線との交差点
- 点イ 基点第 7 0 号から基点第 2 0 2 号見通し線と、基点第
2 0 1 号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 3 0 3 号から基点第 7 0 号見通し線上基点第 3
0 3 号から 2 0 0 メートルの点
- 点エ 基点第 3 0 3 号から基点第 7 7 号見通し線上基点第 3



岡共第 31 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第32号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島北地先

4 漁場の区域 基点第310号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線、基点第76号、点ウ及び基点第308号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第76号 備前市日生町鴻島タコズケ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識

基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識

基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識

基点第307号 瀬戸内市邑久町長島北端日の出鼻に設置した標識

基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識

基点第310号 瀬戸内市邑久町長島一つ石に設置した標識

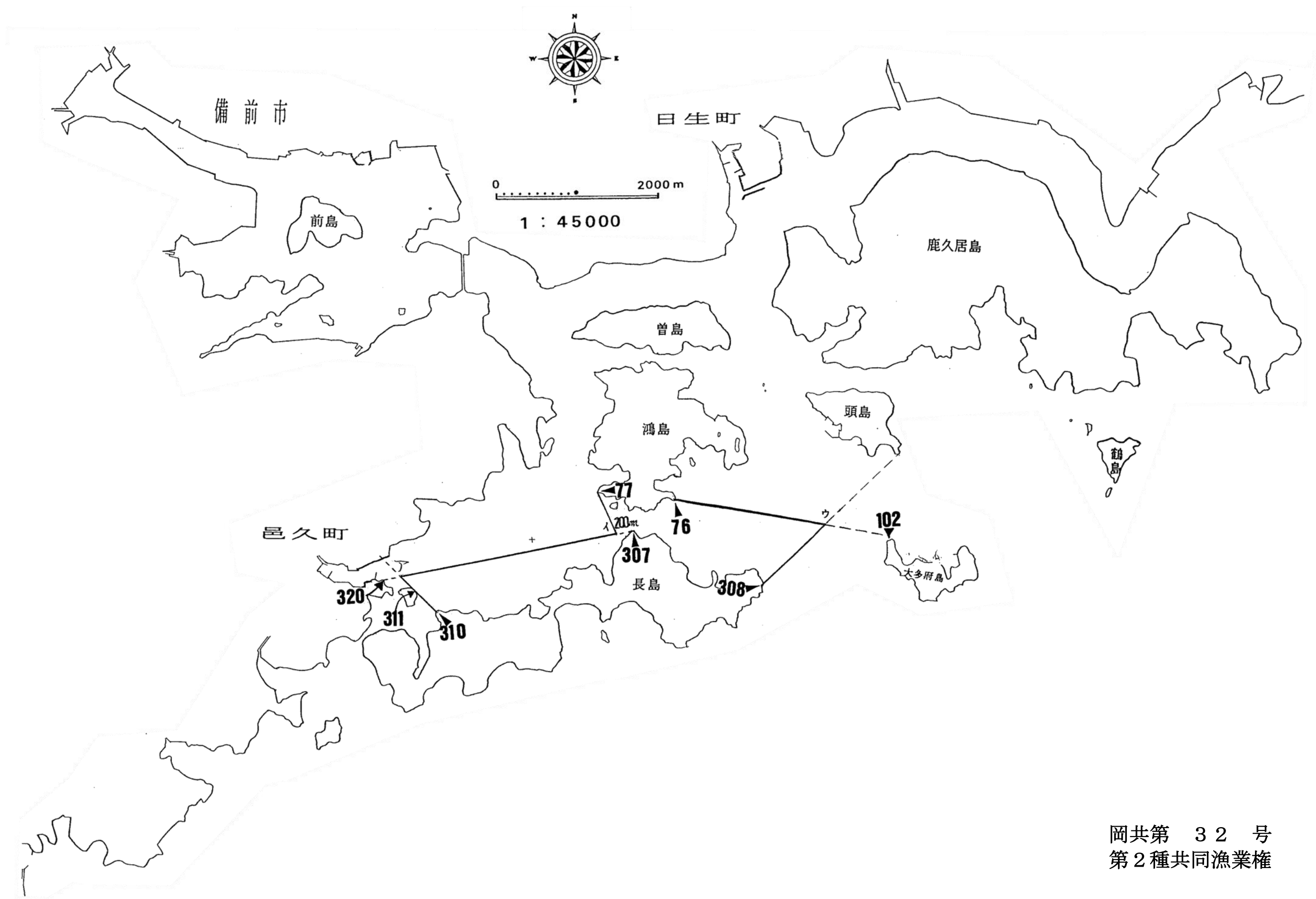
基点第311号 瀬戸内市邑久町虫明段島東端に設置した標識

基点第320号 瀬戸内市邑久町虫明古世の鼻北端防波堤基部

点ア 基点第310号から基点第311号見通し延長線と、
基点第320号から基点第307号見通し線との交差点

点イ 基点第307号から基点第320号見通し線上基点第
307号から200メートルの点

点ウ 基点第76号から基点第102号見通し線と、基点第
308号から日生町頭島南東端見通し線との交差点



岡共第 32 号
第2種共同漁業権

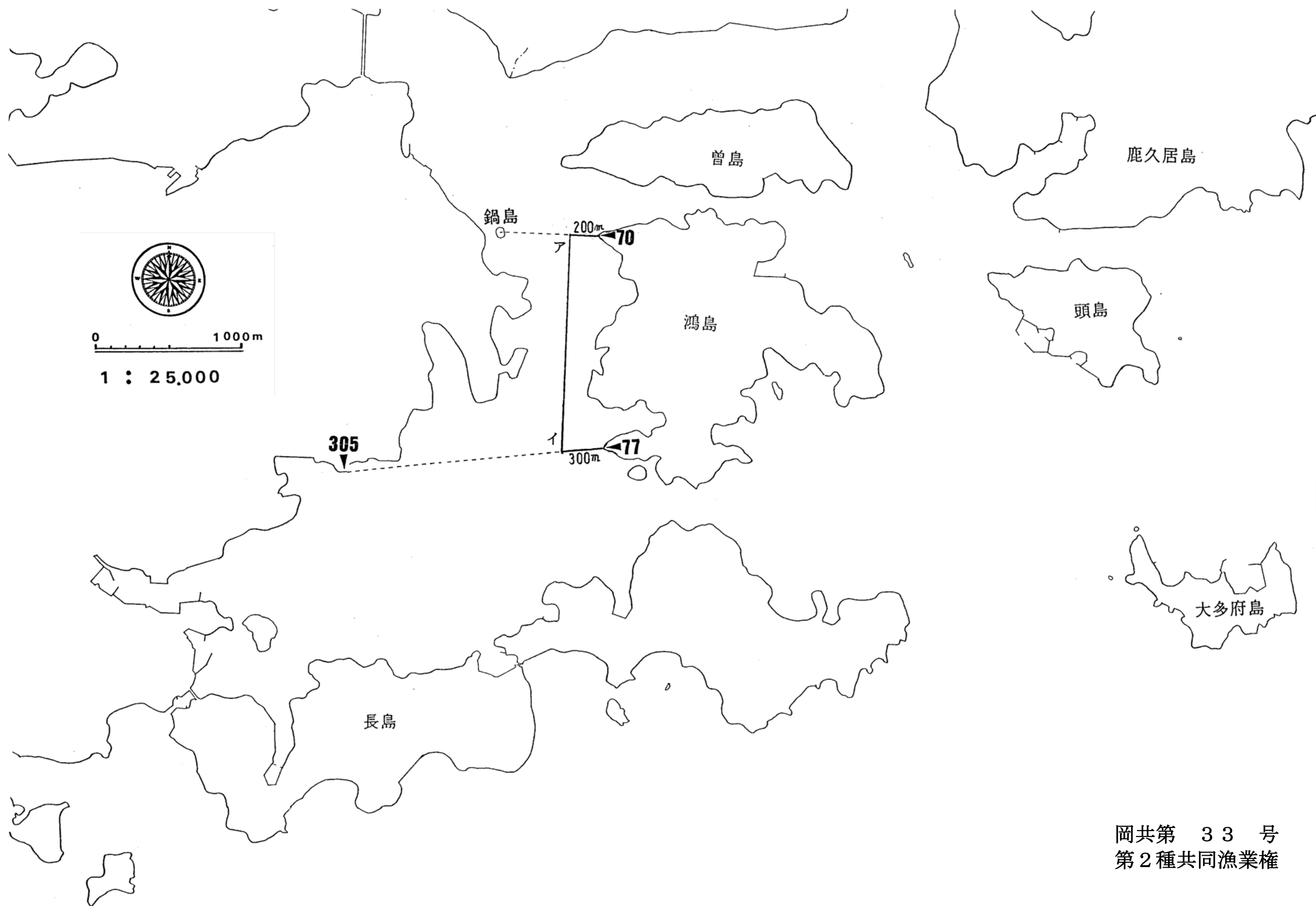
1 免許番号 岡共第33号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

4 漁場の区域 基点第70号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
基点第305号 瀬戸内市邑久町虫明塚ヶ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第70号から邑久町虫明鍋島島頂見通し線上基点第70号から200メートルの点
点イ 基点第77号から基点第305号見通し線上基点第77号から300メートルの点

5 関係地区 瀬戸内市邑久町、備前市日生町



岡共第 33 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第34号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町長島南、尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

（1）基点第308号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第402号の各点を順次結んだ6直線、基点第318号及び基点第319号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

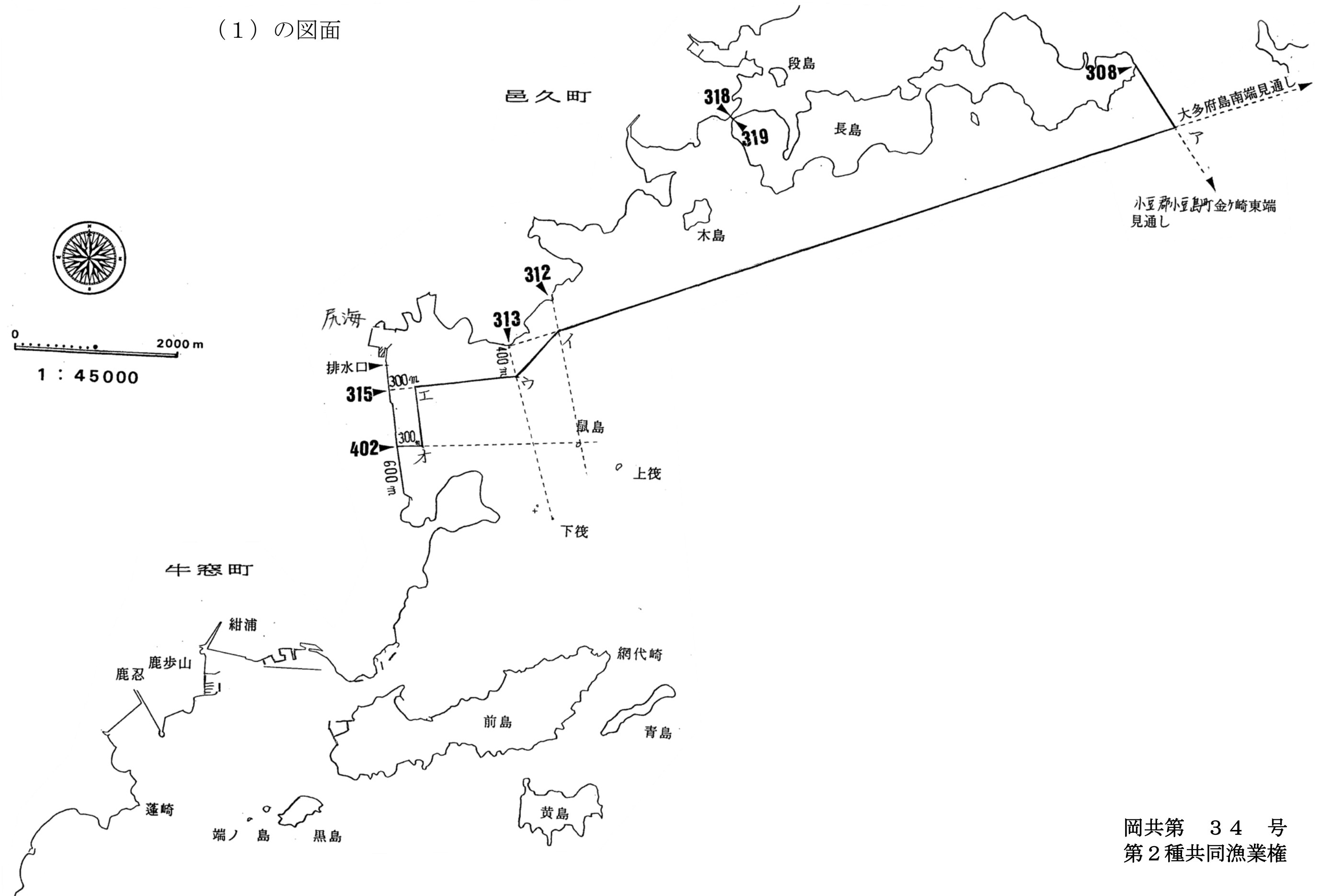
- 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 基点第312号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識
- 基点第315号 瀬戸内市邑久町尻海旧錦海塩業(株)潮止えん堤排水口から南えん堤上300mの地点に設置した標識
- 基点第318号 瀬戸内市邑久町虫明瀬溝渡船場突端西角に設置した標識
- 基点第319号 瀬戸内市邑久町虫明向瀬渡船場突端西角に設置した標識
- 基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業(株)潮止えん堤上に設置した標識
- 点ア 基点第308号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第313号から備前市日生町大多府島南端見通し線との交差点

- 点イ 基点第312号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第313号から牛窓町下筏礁見通し線上基点第313号から400メートルの点
- 点エ 基点第315号から点ウ見通し線上基点第315号から300メートルの点
- 点オ 基点第402号から牛窓町鼠島北端見通し線上基点第402号から300メートルの点

（2）点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
点の位置
点ア 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北東防波堤突端
点イ 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北西防波堤突端

5 関係地区 瀬戸内市邑久町

(1) の図面



(2) の図面



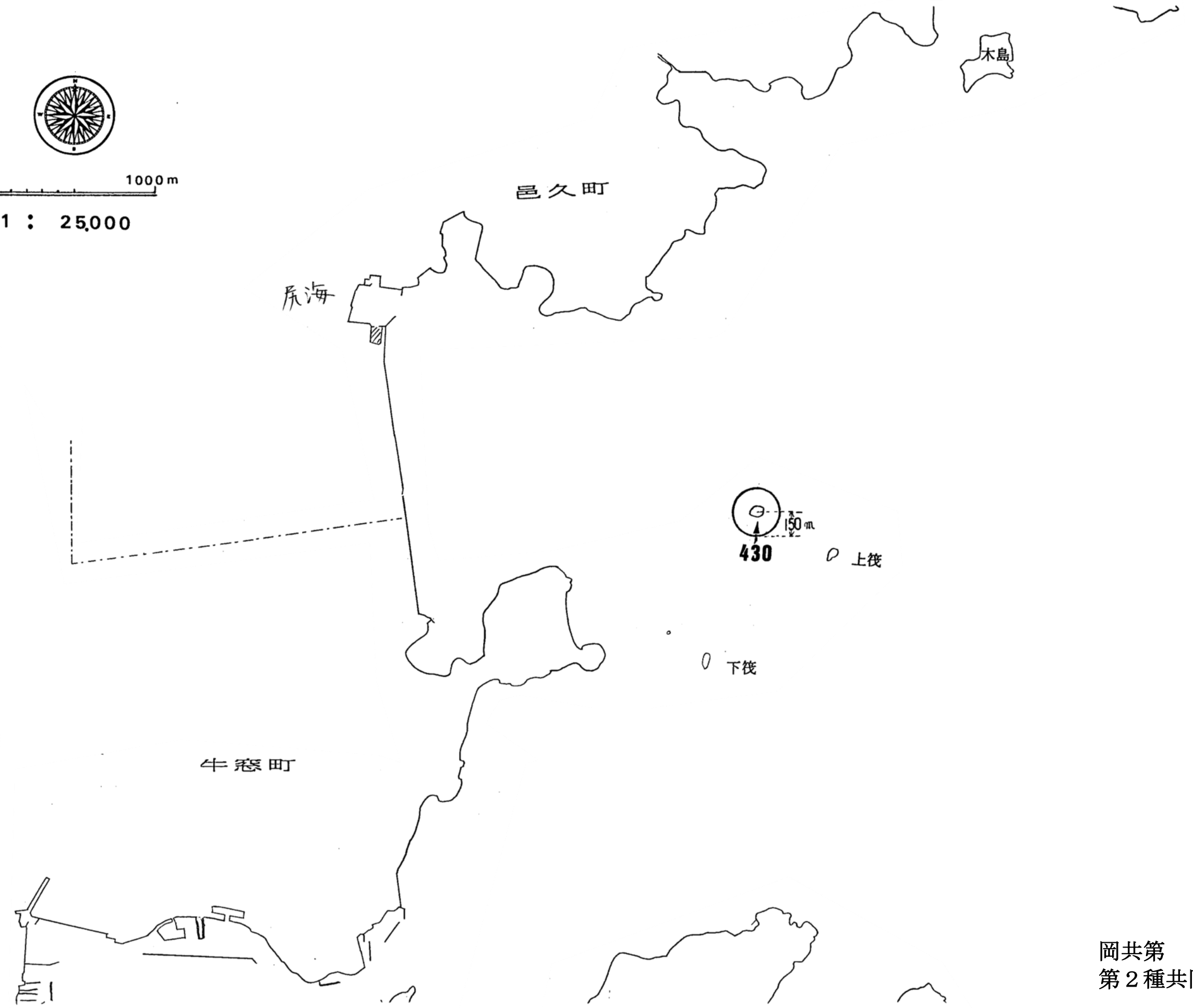
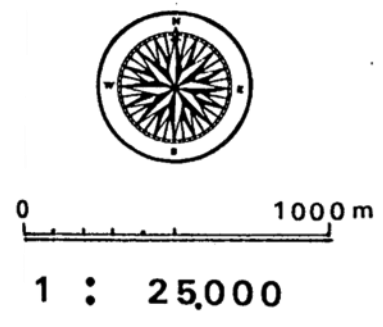
1 免許番号 岡共第35号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鼠島地先

4 漁場の区域 基点第430号を中心にして半径150メートルの円と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識

5 関係地区 瀬戸内市邑久町、牛窓町



岡共第 35 号
第 2 種共同漁業権

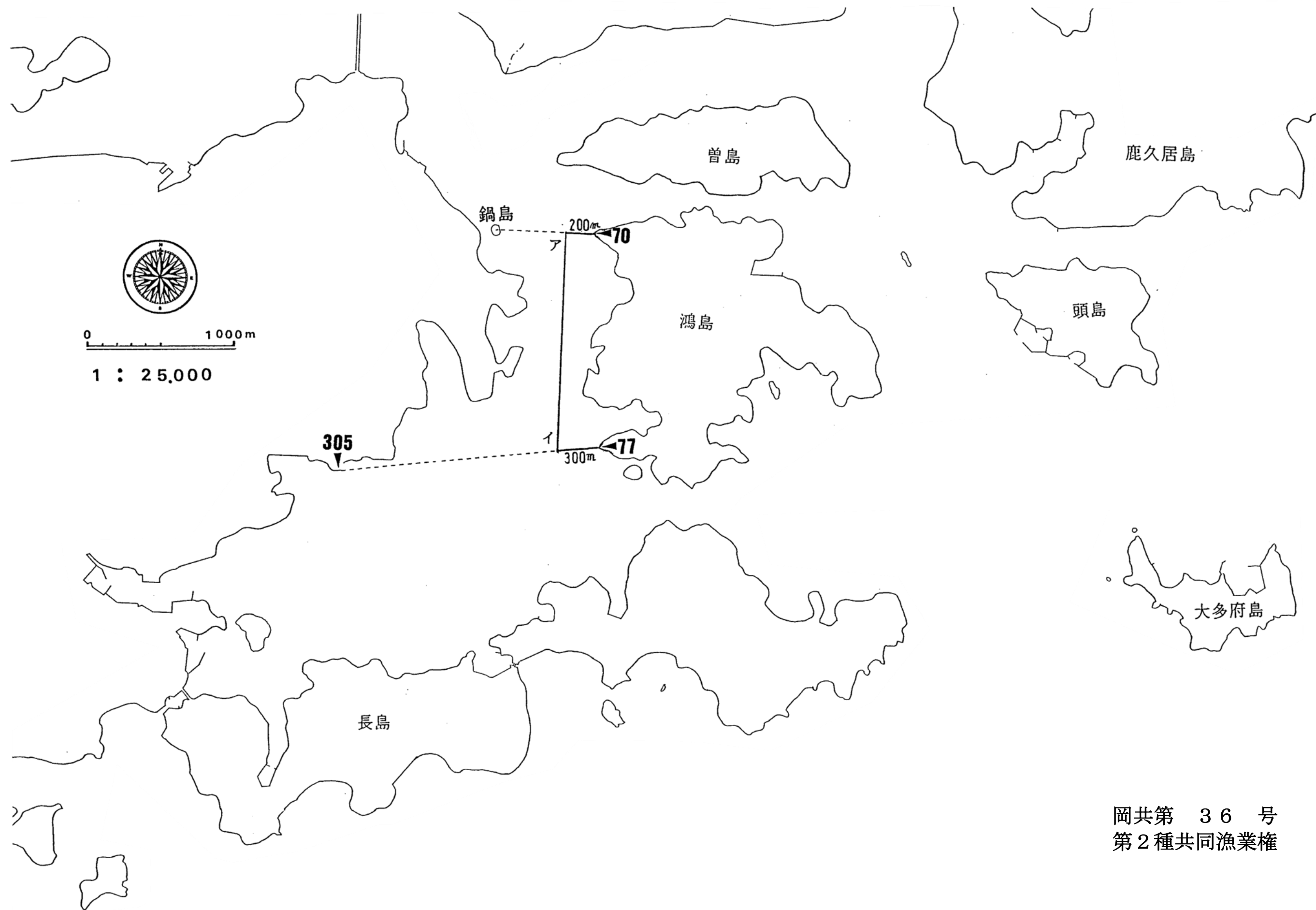
1 免許番号 岡共第36号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 備前市日生町鴻島西地先

4 漁場の区域 基点第70号、点ア、イ及び基点第77号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
基点第305号 瀬戸内市邑久町虫明塚ケ鼻突端に設置した標識
点ア 基点第70号から瀬戸内市邑久町虫明鍋島島頂見通し線上基点第70号から200メートルの点
点イ 基点第77号から基点第305号見通し線上基点第77号から300メートルの点

5 関係地区 瀬戸内市邑久町、備前市日生町



岡共第 36 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第37号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町地先

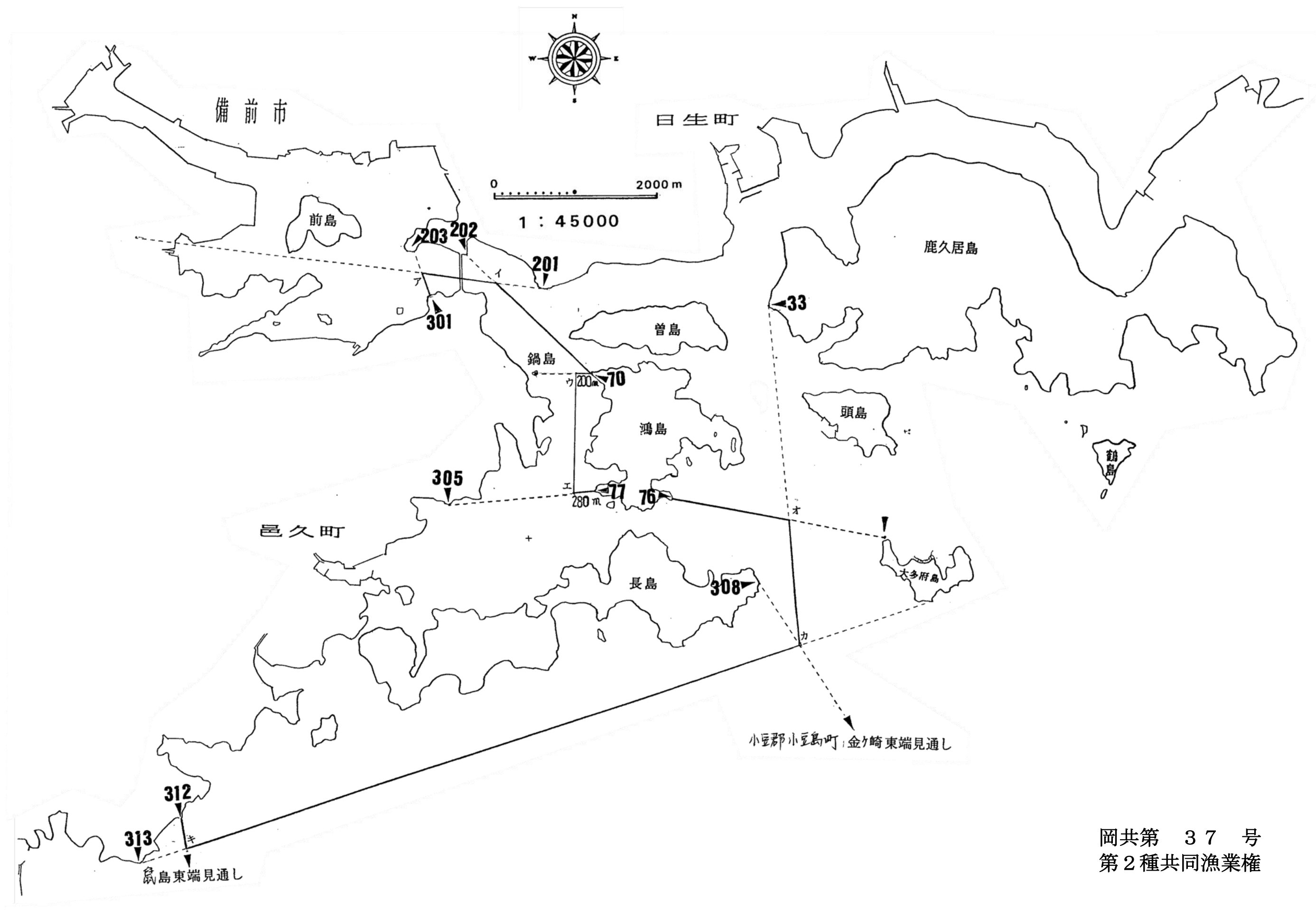
4 漁場の区域 基点第301号、点ア、イ、基点第70号、点ウ、エ及び基点第77号の各点を順次結んだ6直線、基点第76号、点オ、カ、キ及び基点第312号の各点を順次結んだ4直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タタリ鼻突端に設置した標識
- 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識
- 基点第76号 備前市日生町鴻島タコースケ（蜂の頭）鼻突端に設置した標識
- 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識
- 基点第102号 備前市日生町大多府島北西イノコ岩に設置した標識
- 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識
- 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識
- 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識
- 基点第305号 瀬戸内市邑久町虫明塚ケ鼻突端に設置した標識
- 基点第308号 瀬戸内市邑久町長島楯崎東端に設置した標識
- 基点第312号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識
- 基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

- 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線との交差点
- 点イ 基点第201号から備前市久々井宮山高見通し線と、基点第70号から基点第202号見通し線との交差点
- 点ウ 基点第70号から瀬戸内市邑久町鍋島島頂見通し線上基点第70号から200メートルの点
- 点エ 基点第77号から基点第305号見通し線上基点第77号から280メートルの点
- 点オ 基点第76号から基点第102号見通し線と、点カから基点第33号見通し線との交差点
- 点カ 基点第308号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点
- 点キ 基点第312号から瀬戸内市牛窓町鼠島東端見通し線と、基点第313号から日生町大多府島南端見通し線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市邑久町



岡共第 37 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第38号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市邑久町尻海地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域。

（1）基点第312号、点ア及び基点第404号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第312号 瀬戸内市邑久町尻海立石鼻突端ヤグラ石に設置した標識

基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯔網崎北東端に設置した標識

基点第405号 瀬戸内市牛窓町鼠島東端に設置した標識

点ア 基点第312号から基点第405号見通し線と、基点第404号から瀬戸内市邑久町虫明木島南東端見通し線との交差点

（2）点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

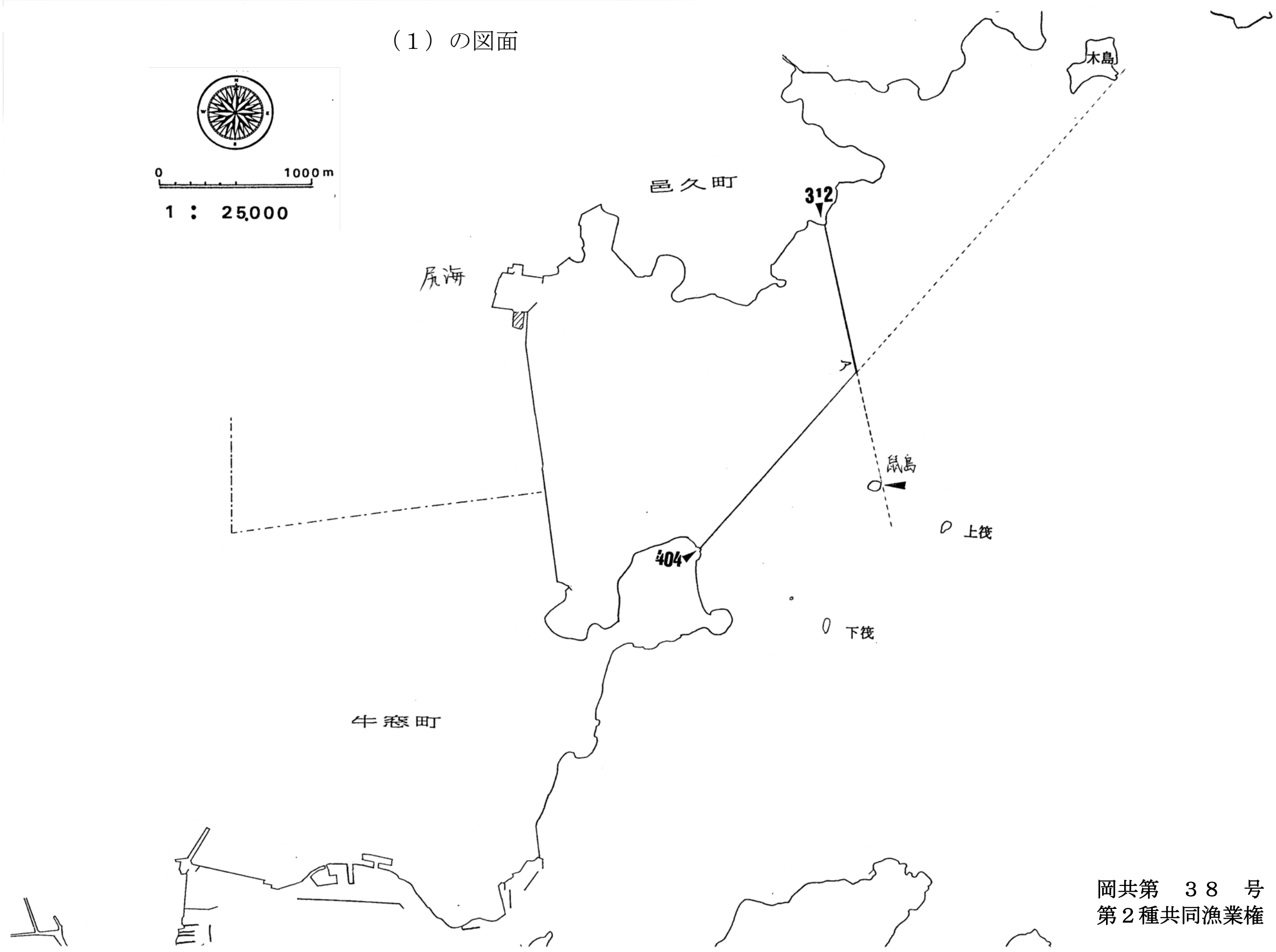
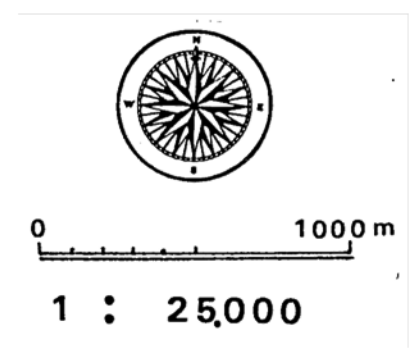
点の位置

点ア 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北東防波堤突端

点イ 瀬戸内市邑久町尻海4382－104北西防波堤突端

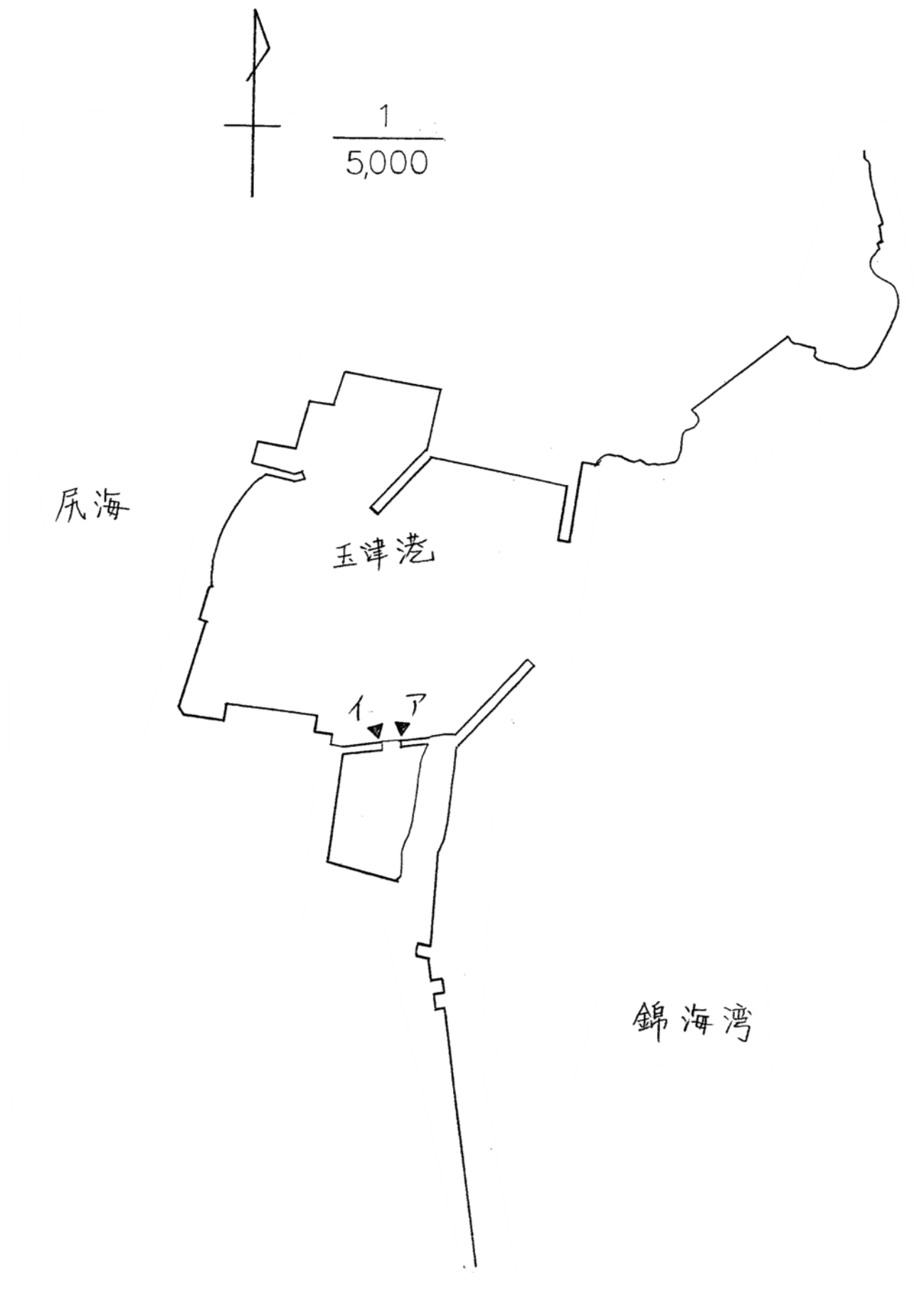
5 関係地区 瀬戸内市邑久町、牛窓町

(1) の図面



岡共第 38 号
第 2 種共同漁業権

(2) の図面



1 免許番号 岡共第39号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年の3月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

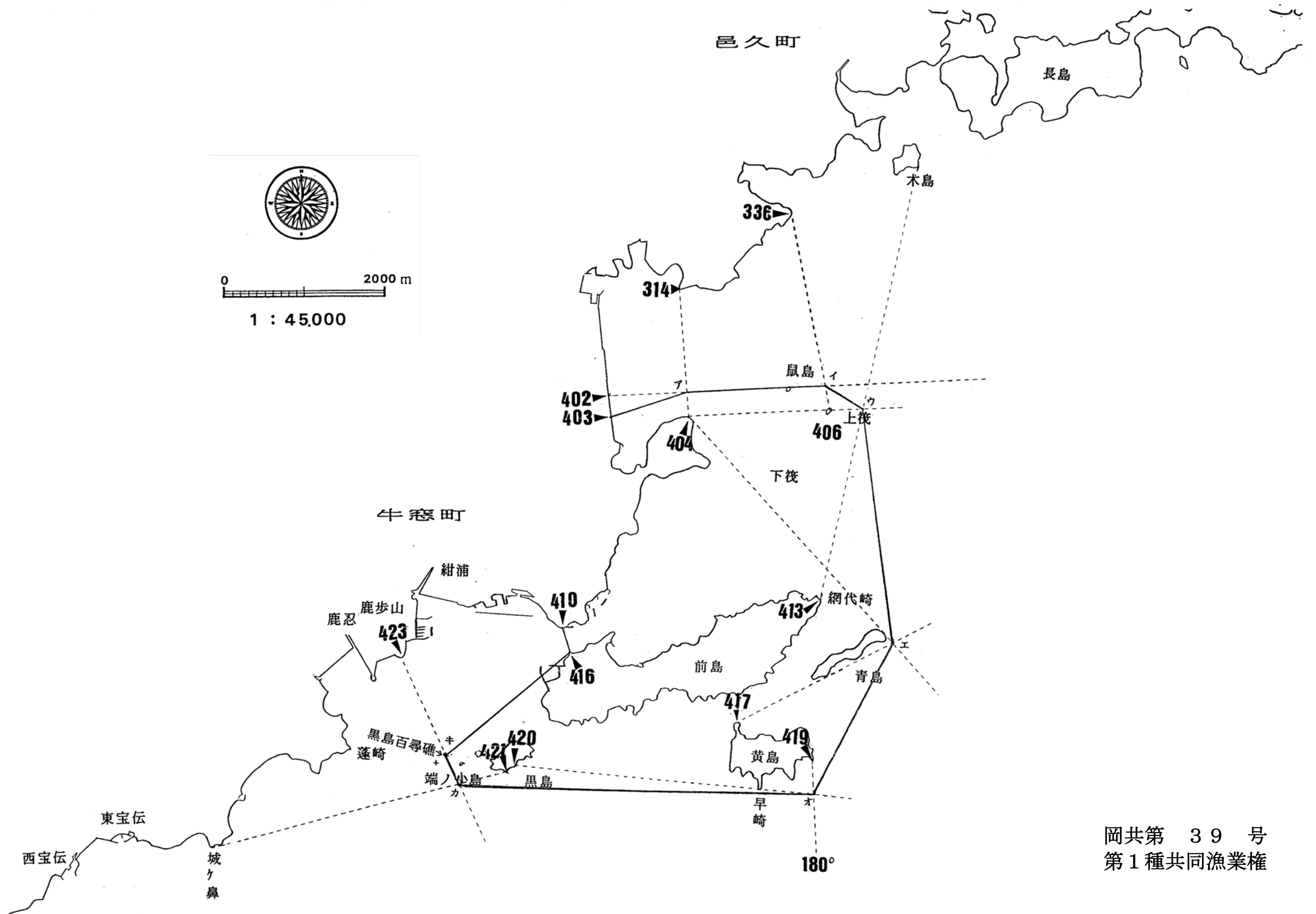
4 漁場の区域 基点第403号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点第416号及び基点第410号の各点を順次結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第314号 瀬戸内市邑久町尻海太鼓石ノ鼻太鼓岩に設置した標識
- 基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識
- 基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業（株）潮止えん堤上に設置した標識
- 基点第403号 瀬戸内市牛窓町旧錦海塩業（株）潮止えん上、基点第402号から南へ300メートルの地点に設置した標識
- 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯯網崎北東端に設置した標識
- 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上筏礁灯台
- 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識
- 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識
- 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識
- 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
- 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識

- 点ア 基点第314号から基点第404号見通し線と基点第402号から瀬戸内市牛窓町鼠島北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第406号から基点336号見通し線と、点アから牛窓町鼠島北端見通し延長線との交差点
- 点ウ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、基点第413号から邑久町木島東南端見通し線との交差点
- 点エ 基点第404号から牛窓町青島東端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南東端見通し延長線との交差点
- 点オ 基点第419号から真方位180度見通し線と、基点第420号から牛窓町黄島早崎突端見通し延長線との交差点
- 点カ 基点第421号から牛窓町鹿忍城ケ鼻見通し線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差点
- 点キ 基点第416号から牛窓町黒島百尋礁北端見通し延長線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 39 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第40号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年の3月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン（株）岡山工場荷揚場西端に設置した標識
- 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識
- 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識
- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点

点イ 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点

点ウ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第425号から300メートルの点

点エ 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田鉾島南端見通し線との交差点

（2）基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

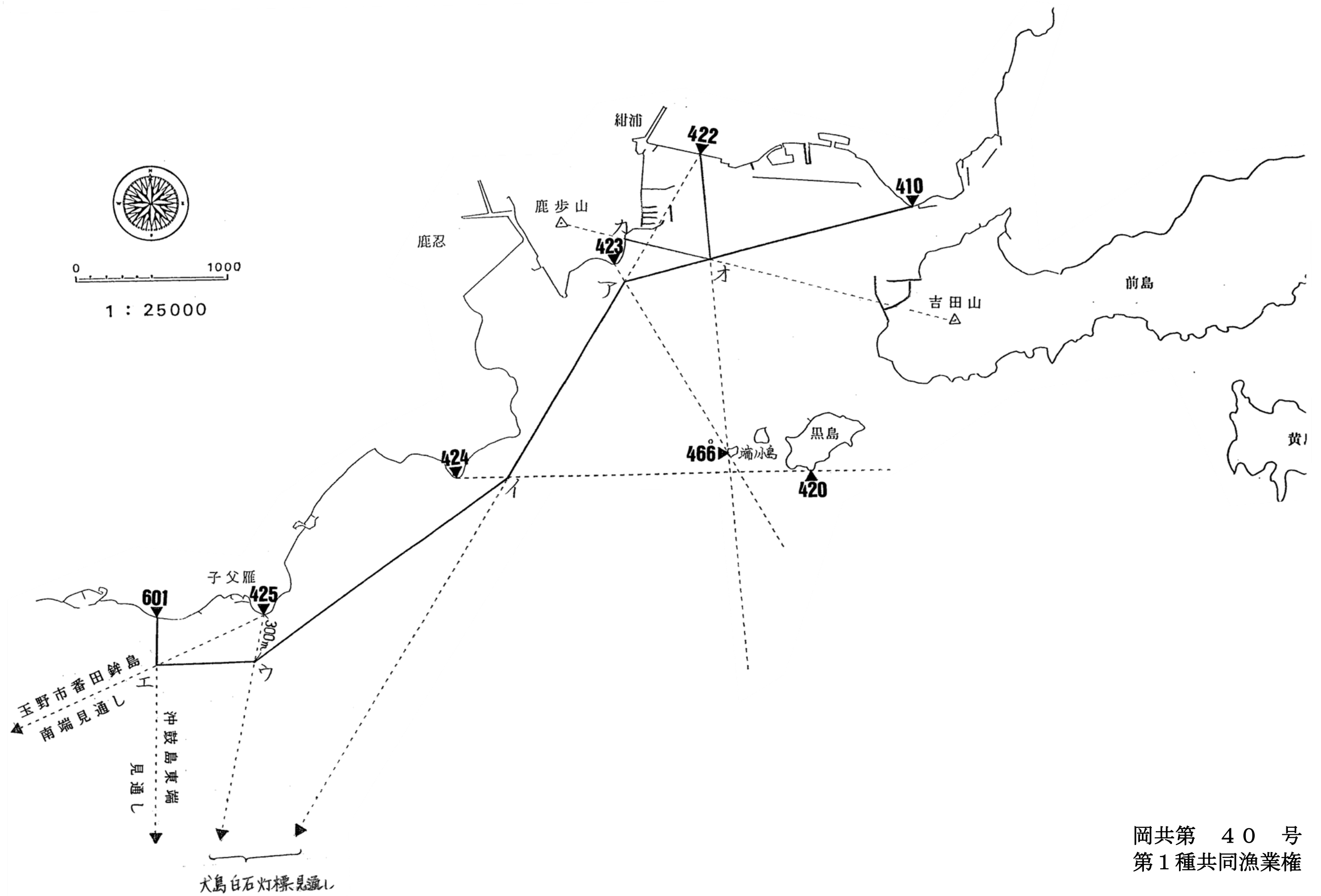
基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン（株）岡山工場荷揚場西端に設置した標識

基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線との交差点

点カ 牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 40 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 4 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町東地先

4 漁場の区域 基点第 4 0 2 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 4 0 8 号の各点を順次結んだ 5 直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 3 1 3 号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第 3 3 6 号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻（猪ノ鼻）突端に設置した標識

基点第 4 0 2 号 瀬戸内市邑久町・牛窓町界旧錦海塩業(株)潮止えん堤上に設置した標識

基点第 4 0 4 号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯯網崎北東端に設置した標識

基点第 4 0 6 号 瀬戸内市牛窓町上筏礁灯台

基点第 4 0 8 号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第 4 1 3 号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

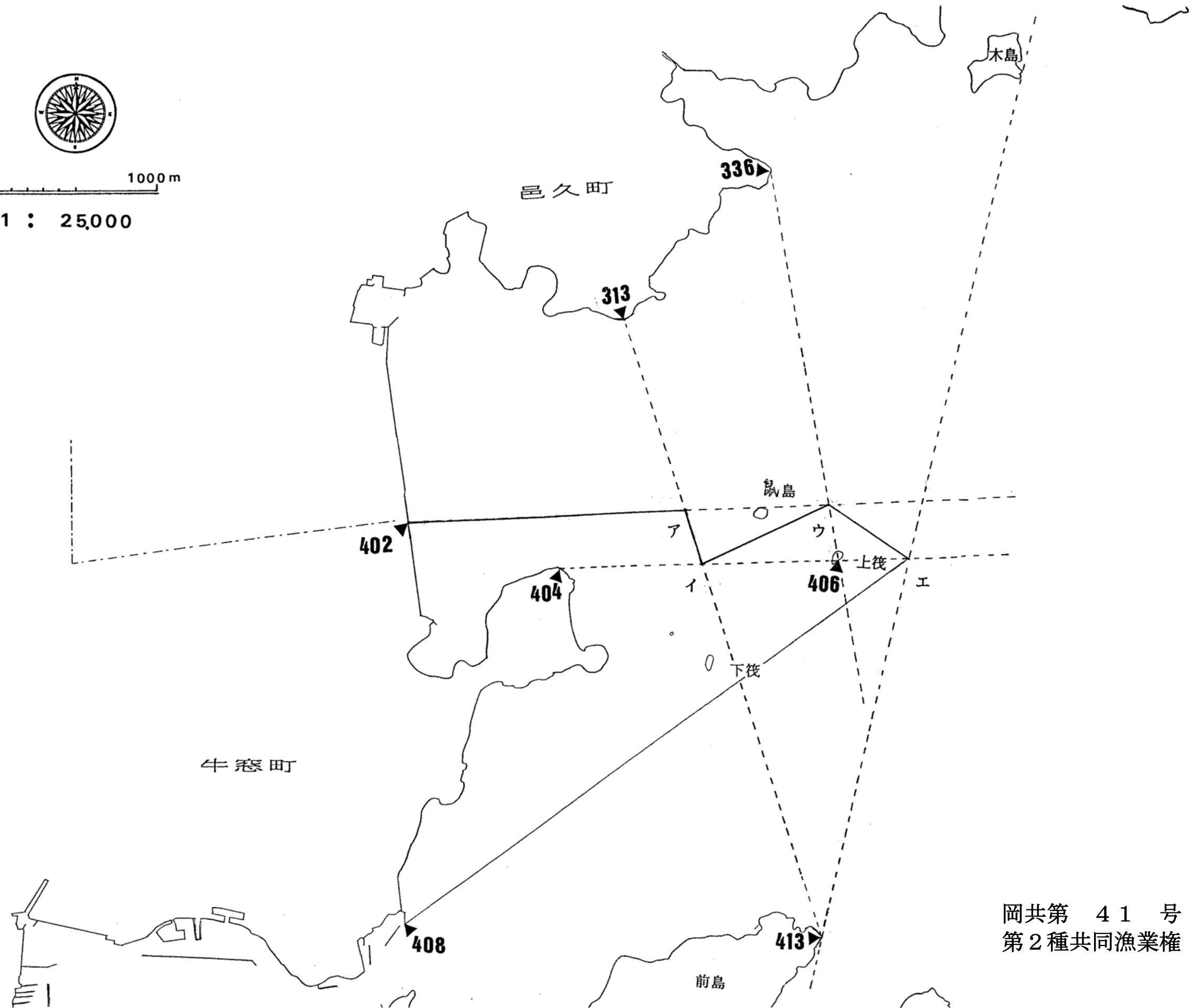
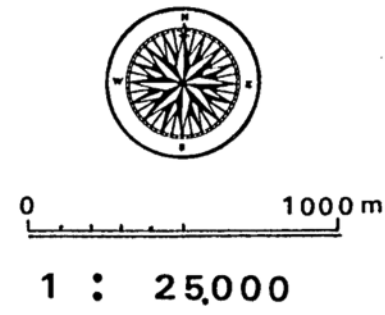
点ア 基点第 4 0 2 号から瀬戸内市牛窓町鼠島北端見通し線と、基点第 4 1 3 号から基点第 3 1 3 号見通し線との交差点

点イ 基点第 4 0 4 号から基点第 4 0 6 号見通し線と、基点第 4 1 3 号から基点第 3 1 3 号との交差点

点ウ 基点第 4 0 2 号から牛窓町鼠島北端見通し延長線と、基点第 4 0 6 号から基点第 3 3 6 号見通し線との交差点

点エ 基点第 4 0 4 号から基点第 4 0 6 号見通し延長線と、

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 41 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第42号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域 基点第411号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第416号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯯網崎北東端に設置した標識
- 基点第406号 瀬戸内市牛窓町上筏礁灯台
- 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 基点第412号 瀬戸内市牛窓町前島火番ノ鼻北端に設置した標識
- 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識
- 基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識
- 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
- 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第450号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識
- 点ア 基点第412号から基点第406号見通し線と、基点第413号から基点第404号見通し線との交差点
- 点イ 基点第404号から基点第406号見通し延長線と、基点第413号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第417号から牛窓町青島西北端見通し延長線

と、点イから点エの見通し線との交差点

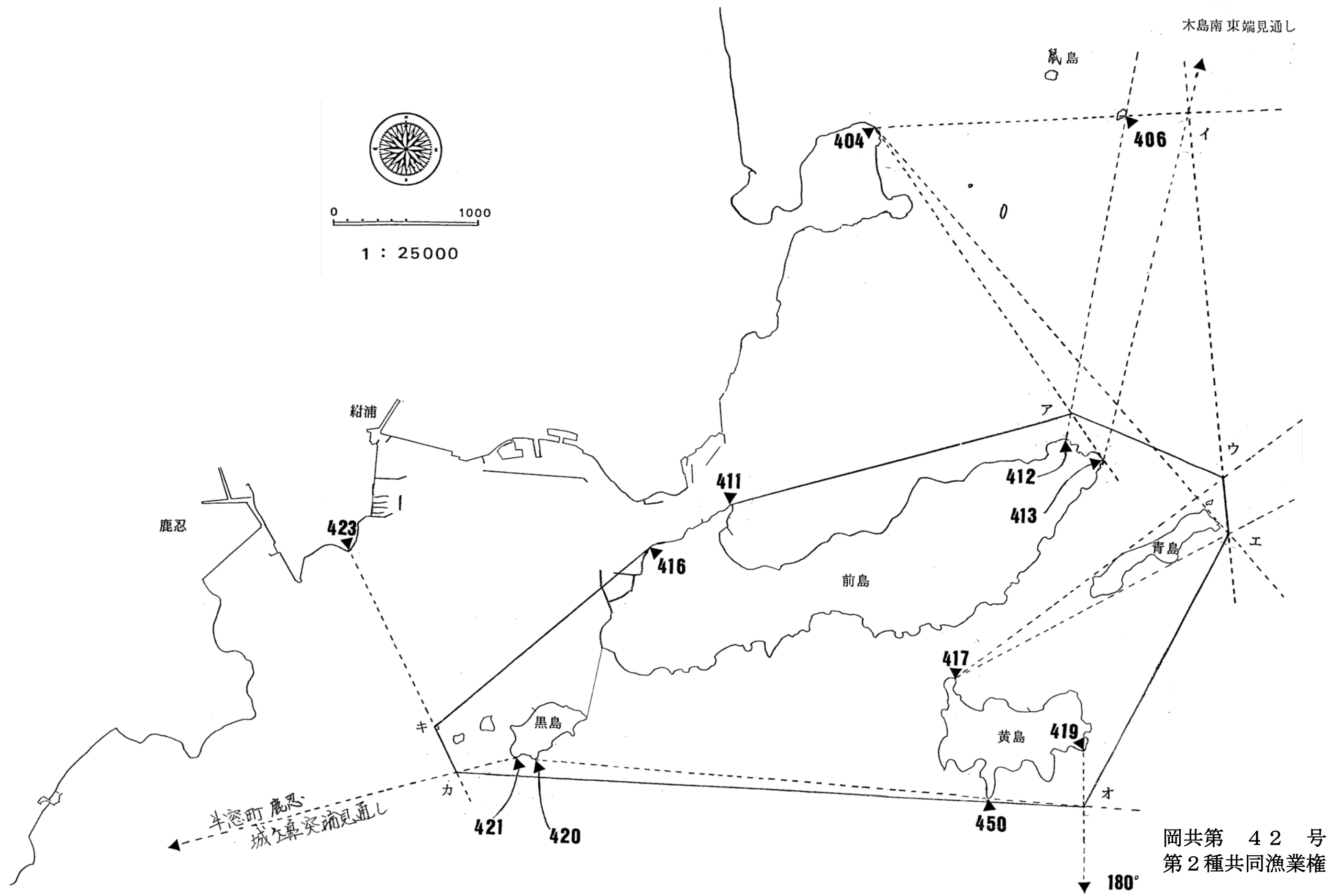
点エ 基点第404号から牛窓町青島東北端見通し延長線と、基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

点オ 基点第419号から真方位180度見通し線と、基点第420号から基点第450号見通し延長線との交差点

点カ 基点第421号から瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻突端見通し線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し延長線との交差点

点キ 基点第416号から牛窓町黒島百尋礁北端見通し延長線と、基点第423号から牛窓町黒島百尋礁西端見通し線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 42 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第43号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン(株)岡山工場荷揚場西端に設置した標識
- 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識
- 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識
- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点

点イ 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点

点ウ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第425号から300メートルの点

点エ 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田鉾島南端見通し線との交差点

（2）基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

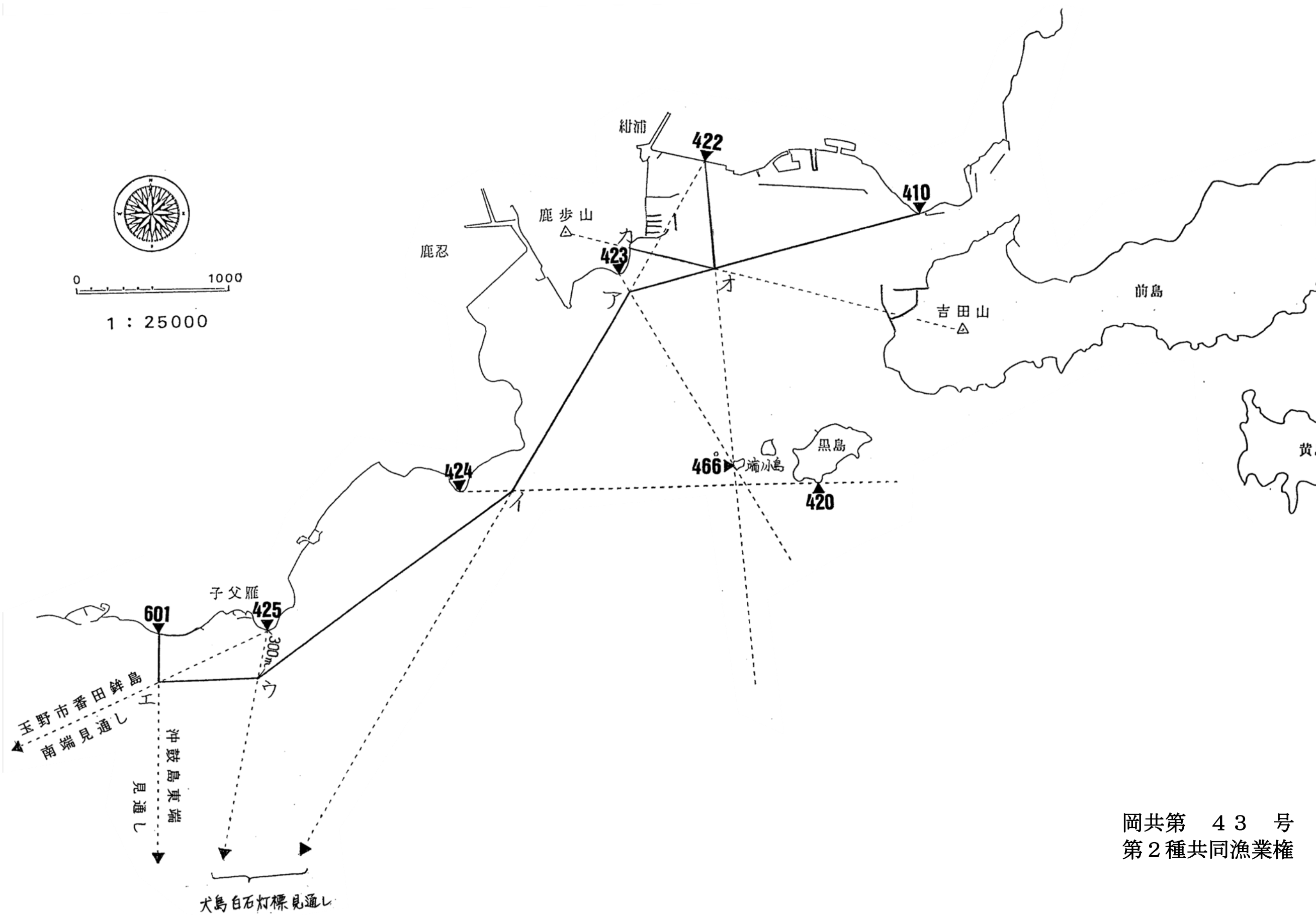
基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン(株)岡山工場荷揚場西端に設置した標識

基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線との交差点

点カ 牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 43 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 4 4 号

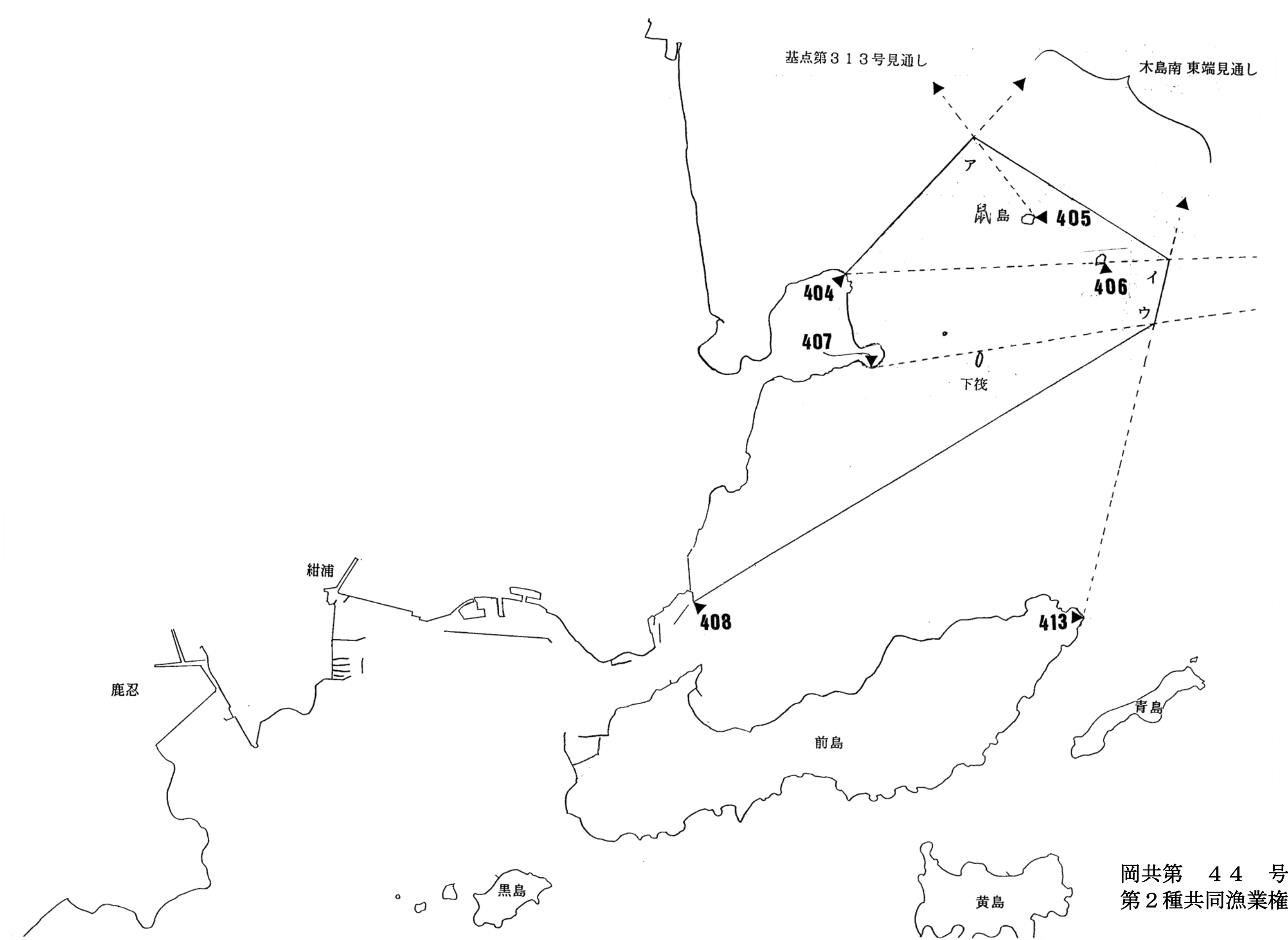
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町東地先

4 漁場の区域 基点第 4 0 4 号、点ア、イ、ウ及び基点第 4 0 8 号の各点を
順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 3 1 3 号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識
- 基点第 4 0 4 号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯯網崎北東端に設置した標識
- 基点第 4 0 5 号 瀬戸内市牛窓町鼠島東端に設置した標識
- 基点第 4 0 6 号 瀬戸内市牛窓町上筏礁灯台
- 基点第 4 0 7 号 瀬戸内市牛窓町牛窓蕪崎南端に設置した標識
- 基点第 4 0 8 号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識
- 基点第 4 1 3 号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 点ア 基点第 4 0 4 号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線と、基点第 4 0 5 号から基点第 3 1 3 号見通し線との交差点
- 点イ 基点第 4 0 4 号から基点第 4 0 6 号見通し延長線と、基点第 4 1 3 号から邑久町木島南東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 4 0 7 号から牛窓町下筏礁北端見通し延長線と、基点第 4 1 3 号から邑久町木島南東端見通し線との交差点



1 免許番号 岡共第 4 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島地先

4 漁場の区域 基点第 4 1 1 号、点ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第 4 1
6 号の各点を順次結んだ 7 直線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

点の位置

- 基点第 4 0 4 号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯨網崎北東端に設置した標識
- 基点第 4 0 6 号 瀬戸内市牛窓町上筏礁灯台
- 基点第 4 1 1 号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
- 基点第 4 1 2 号 瀬戸内市牛窓町前島火番ノ鼻北端に設置した標識
- 基点第 4 1 3 号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識
- 基点第 4 1 6 号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識
- 基点第 4 1 7 号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識
- 基点第 4 1 9 号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第 4 2 0 号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第 4 2 1 号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識
- 基点第 4 2 3 号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第 4 5 0 号 瀬戸内市牛窓町黄島南端早崎に設置した標識
- 点ア 基点第 4 1 2 号から基点第 4 0 6 号見通し線と、基点
第 4 1 3 号から基点第 4 0 4 号見通し線との交差点
- 点イ 基点第 4 0 4 号から基点第 4 0 6 号見通し延長線と、
基点第 4 1 3 号から瀬戸内市邑久町木島南東端見通し線
との交差点
- 点ウ 基点第 4 1 7 号から牛窓町青島西北端見通し延長線

と、点イから点エの見通し線との交差点

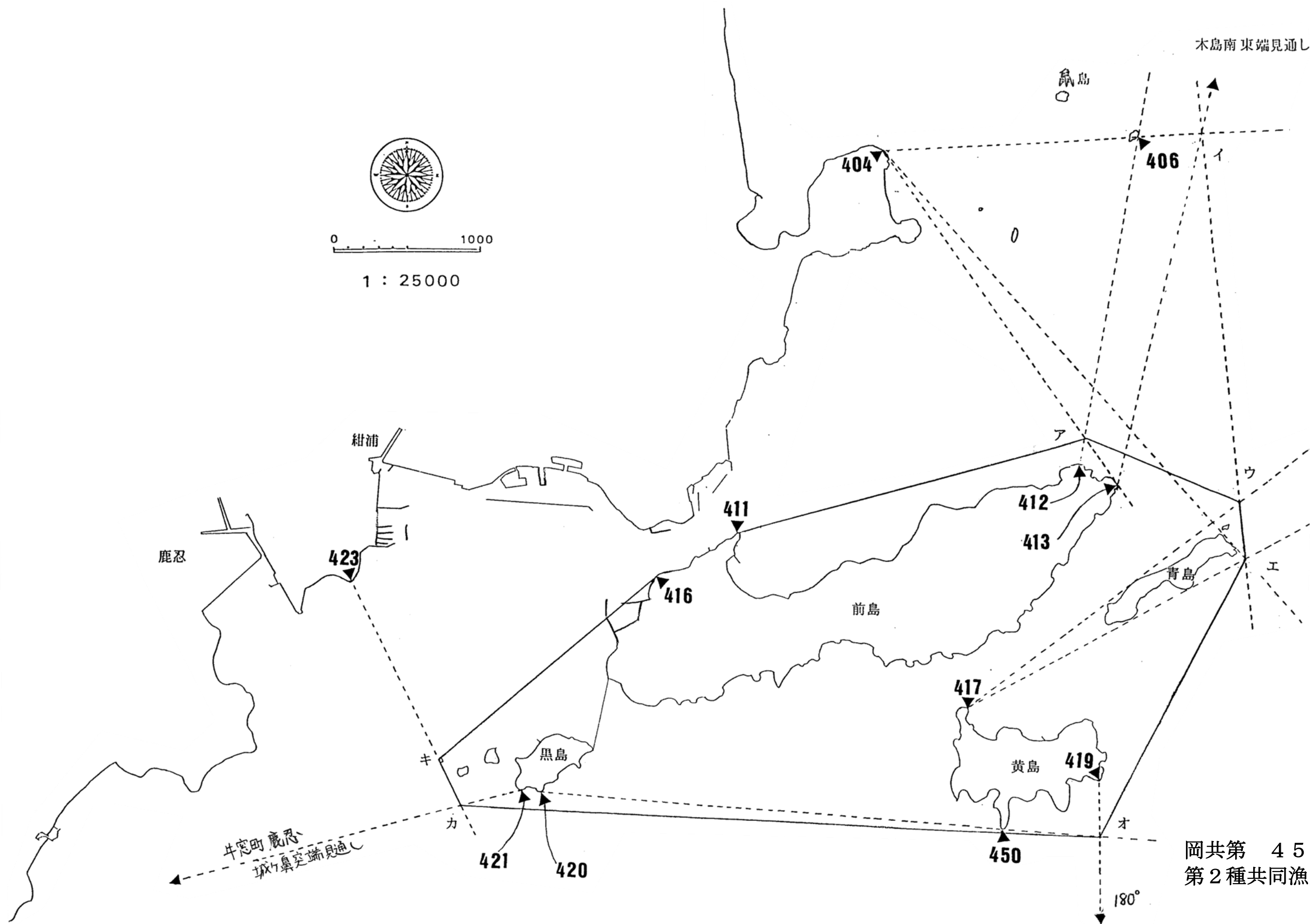
点エ 基点第 4 0 4 号から牛窓町青島北東端見通し延長線
と、基点第 4 1 7 号から牛窓町青島南端見通し延長線と
の交差点

点オ 基点第 4 2 0 号から基点 4 5 0 号見通し延長線と、基
点第 4 1 9 号から真方位 1 8 0 度見通し線との交差点

点カ 基点第 4 2 1 号から瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻突端見
通し線と、基点第 4 2 3 号から牛窓町黒島百尋礁西端見
通し延長線との交差点

点キ 基点第 4 1 6 号から牛窓町黒島百尋礁北西端見通し延
長線と、基点第 4 2 3 号から牛窓町黒島百尋礁西端見通
し延長線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 45 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第46号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第410号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第601号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン(株)岡山工場荷揚場西端に設置した標識
- 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍馬立鼻突端に設置した標識
- 基点第424号 瀬戸内市牛窓町鹿忍サカケノ鼻突端に設置した標識
- 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
- 基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識
- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識

点ア 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第423号から基点第466号見通し線との交差点

点イ 基点第422号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線と、基点第424号から基点第420号見通し線との交差点

点ウ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線上基点第425号から300メートルの点

点エ 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線と、基点第425号から玉野市番田鉾島南端見通し線との交差点

（2）基点第422号、点オ及び点カの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

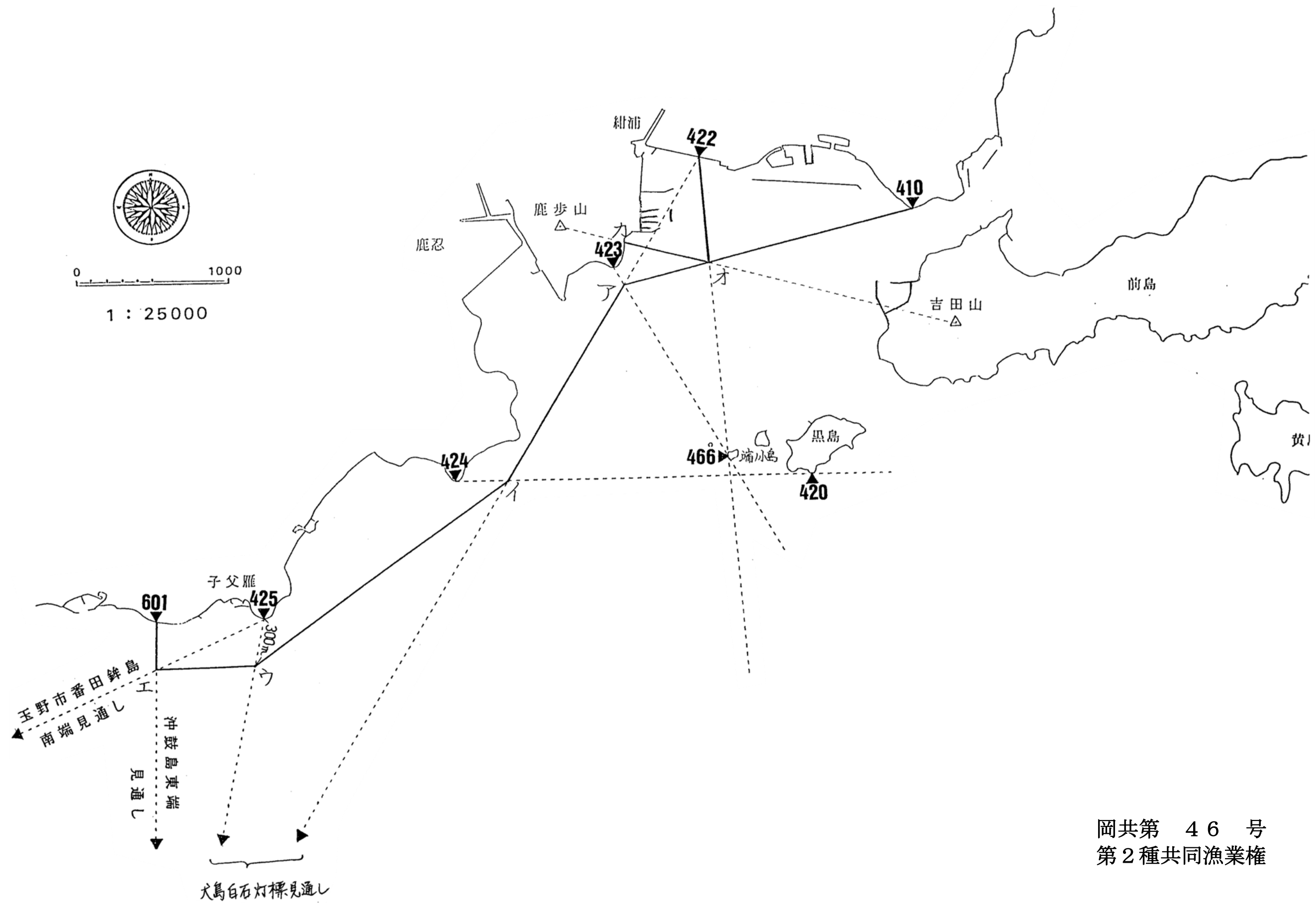
基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和カーボン(株)岡山工場荷揚場西端に設置した標識

基点第466号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島西端に設置した標識

点オ 基点第422号から基点第466号見通し線と、牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線との交差点

点カ 牛窓町鹿忍鹿歩山高頂（99）から牛窓町前島吉田山高頂（71）見通し線と牛窓町牛窓船戸浜の最大高潮時海岸線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 46 号
第2種共同漁業権

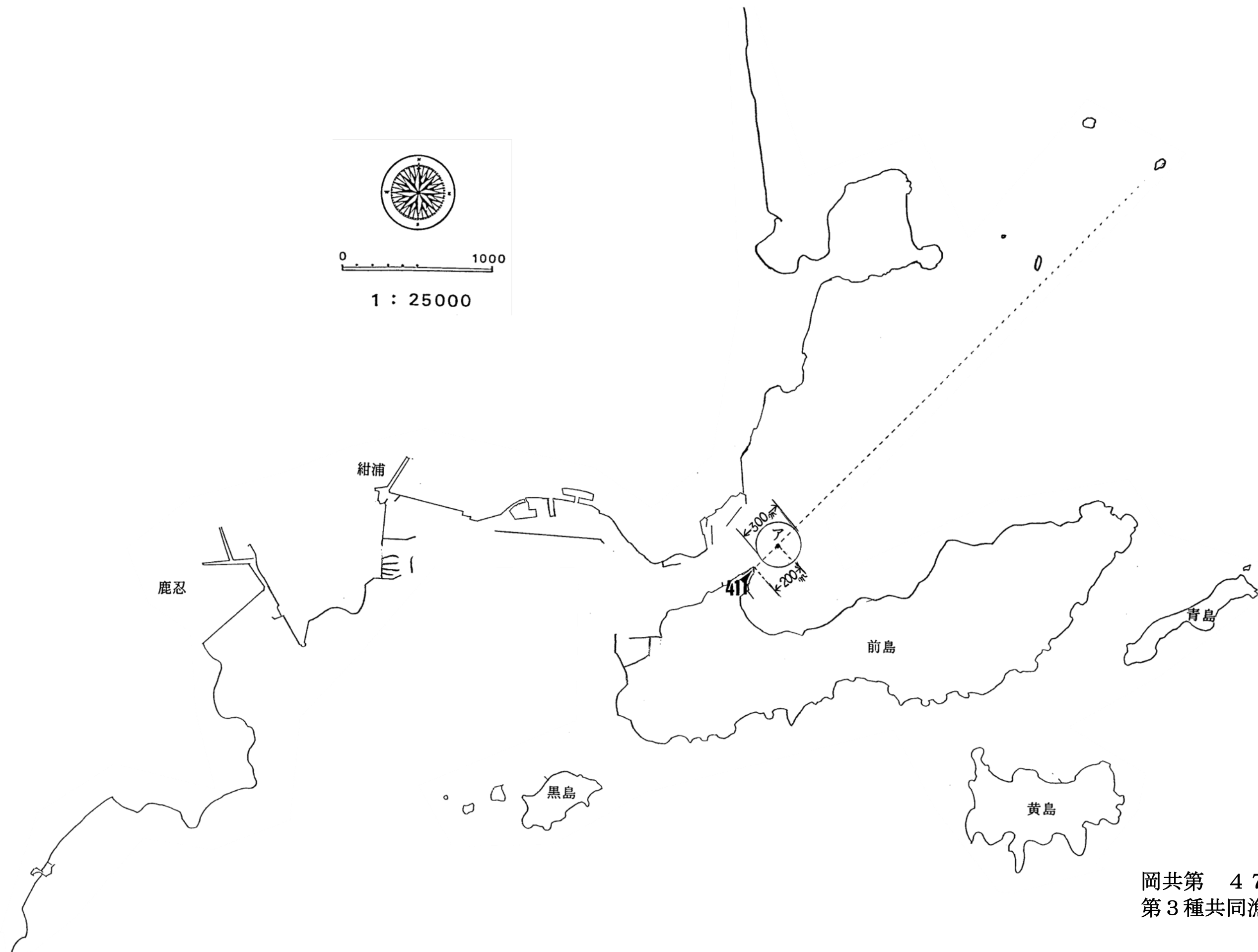
1 免許番号 岡共第47号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径150メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台
点ア 基点第411号から瀬戸内市牛窓町上筏礁燈台見通し
線上基点第411号から200メートルの点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 47 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第48号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町前島東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

基点第404号 瀬戸内市牛窓町牛窓鯨網崎北東端に設置した標識

基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第418号 瀬戸内市牛窓町黄島港防波堤突端に設置した標識

基点第426号 瀬戸内市牛窓町青島北端に設置した標識

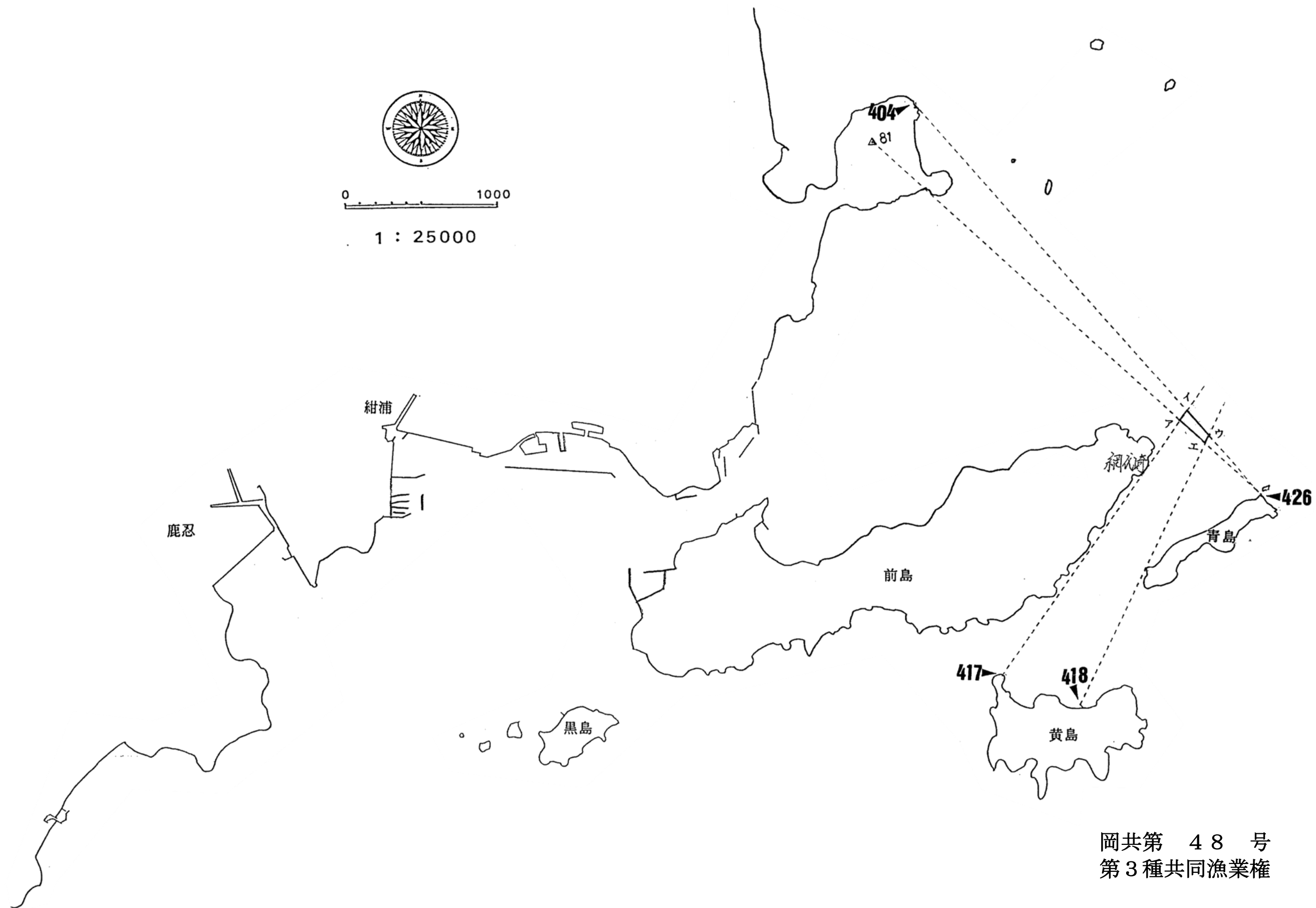
点ア 基点第417号から瀬戸内市牛窓町前島網代崎南端見
通し延長線と、基点第426号から牛窓町牛窓源十のハ
ゲの高見通し線との交差点

点イ 基点第417号から牛窓町前島網代崎南端見通し延長
線と、基点第426号から基点第404号見通し線との
交差点

点ウ 基点第418号から牛窓町青島北西端見通し延長線
と、基点第426号から基点第404号見通し線との交
差点

点エ 基点第418号から牛窓町青島北西端見通し延長線
と、基点第426号から牛窓町牛窓源十のハゲの高見通
し線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 48 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第49号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町青島北東地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

基点第313号 瀬戸内市邑久町尻海通り鼻突端に設置した標識

基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島網代崎東端に設置した標識

基点第417号 瀬戸内市牛窓町黄島枇杷ノ首北東端に設置した標識

基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識

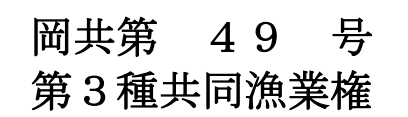
点ア 基点第419号から瀬戸内市牛窓町青島南東端見通し
延長線と、基点第413号から牛窓町青島北端見通し線
との交差点

点イ 基点第313号から牛窓町鼠島西端見通し延長線と、
基点第419号から瀬戸内市牛窓町青島南東端見通し延
長線との交差点

点ウ 基点第313号から鼠島西端見通し延長線と、基点第
417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交差点

点エ 基点第413号から牛窓町青島北端見通し延長線と、
基点第417号から牛窓町青島南端見通し延長線との交
差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



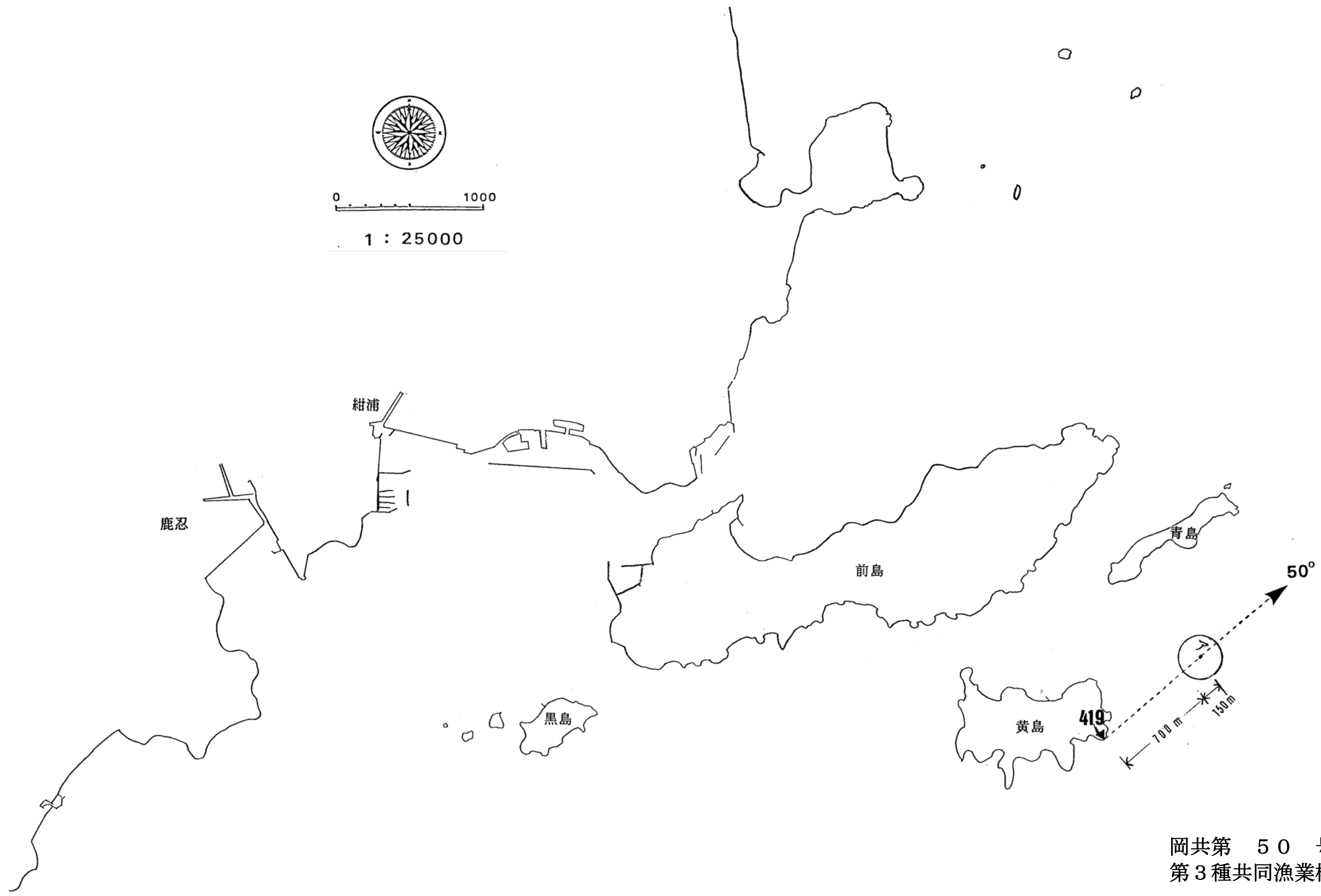
1 免許番号 岡共第50号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黄島東地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径150メートルの円によって囲まれた区域
点の位置
基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
点ア 基点第419号から真方位50度見通し線上基点第4
19号から850メートル

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 50 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第51号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黄島南西地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線によつて囲まれた区域

点の位置

- 基点第414号 瀬戸内市牛窓町前島船原に設置した標識
- 基点第415号 瀬戸内市牛窓町前島小崎突端に設置した標識
- 基点第419号 瀬戸内市牛窓町黄島大角突端に設置した標識
- 基点第420号 瀬戸内市牛窓町黒島ホクラ崎南端に設置した標識
- 基点第427号 瀬戸内市牛窓町牛窓紺浦新防波堤中間部に表示した標識
- 基点第429号 瀬戸内市牛窓町黄島波止鼻突端に設置した標識

点ア 基点第419号から瀬戸内市牛窓町黄島中崎南端見通し延長線と、基点第415号から牛窓町黄島西端見通し延長線との交差点

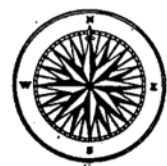
点イ 基点第419号から牛窓町黄島中崎見通し延長線と、基点第427号から牛窓町前島南西端見通し延長線との交差点

点ウ 基点第414号から牛窓町黄島枇杷ノ首北西端見通し延長線と、基点第427号から牛窓町前島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第414号から牛窓町黄島枇杷ノ首北西端見通し延長線と、基点第429号から基点第420号見通し線との交差点

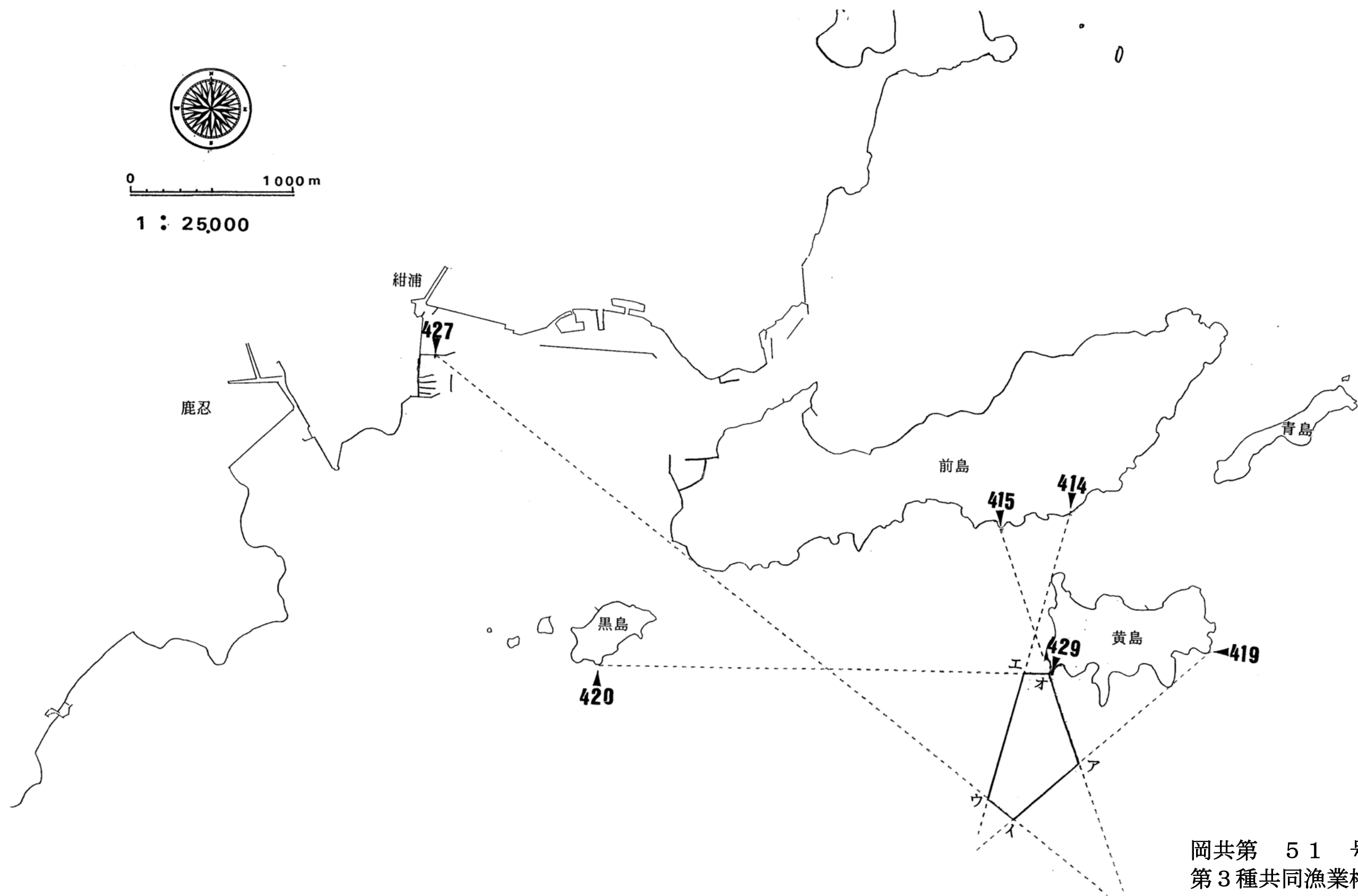
点オ 基点第415号から牛窓町黄島西端見通し延長線と、基点第429号から基点第420号見通し線との交差点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



0 1000 m

1 : 25,000



岡共第 51 号
第 3 種共同漁業権

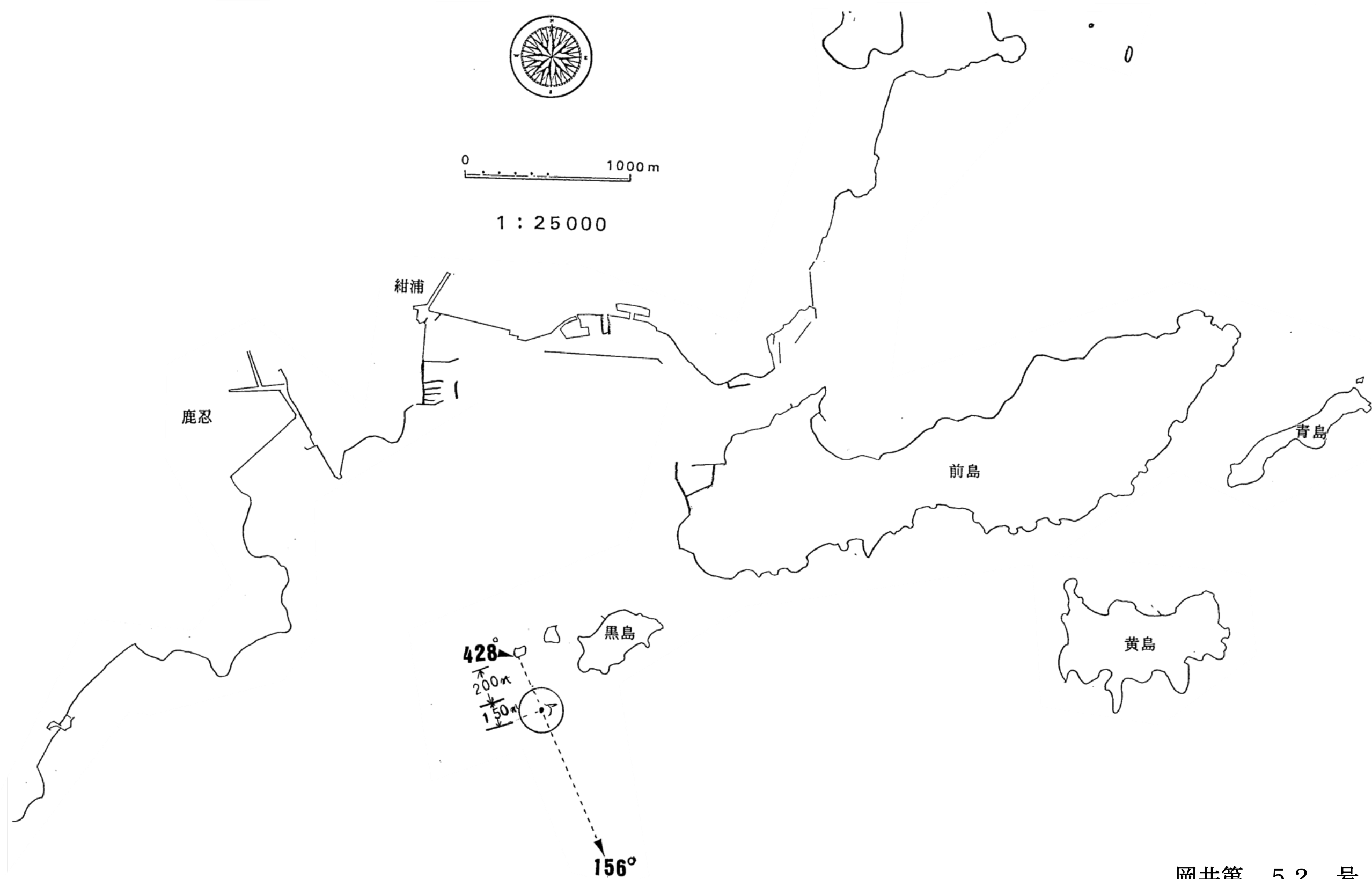
1 免許番号 岡共第52号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町黒島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径150メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第428号 瀬戸内市牛窓町黒島端ノ小島南端に設置した標識
点ア 基点第428号から真方位165度見通し線上基点第
428号から350メートルの点

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 52 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第53号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町牛窓瀬戸

4 漁場の区域 基点第408号及び基点第411号を結んだ直線、基点第410号及び基点第416号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

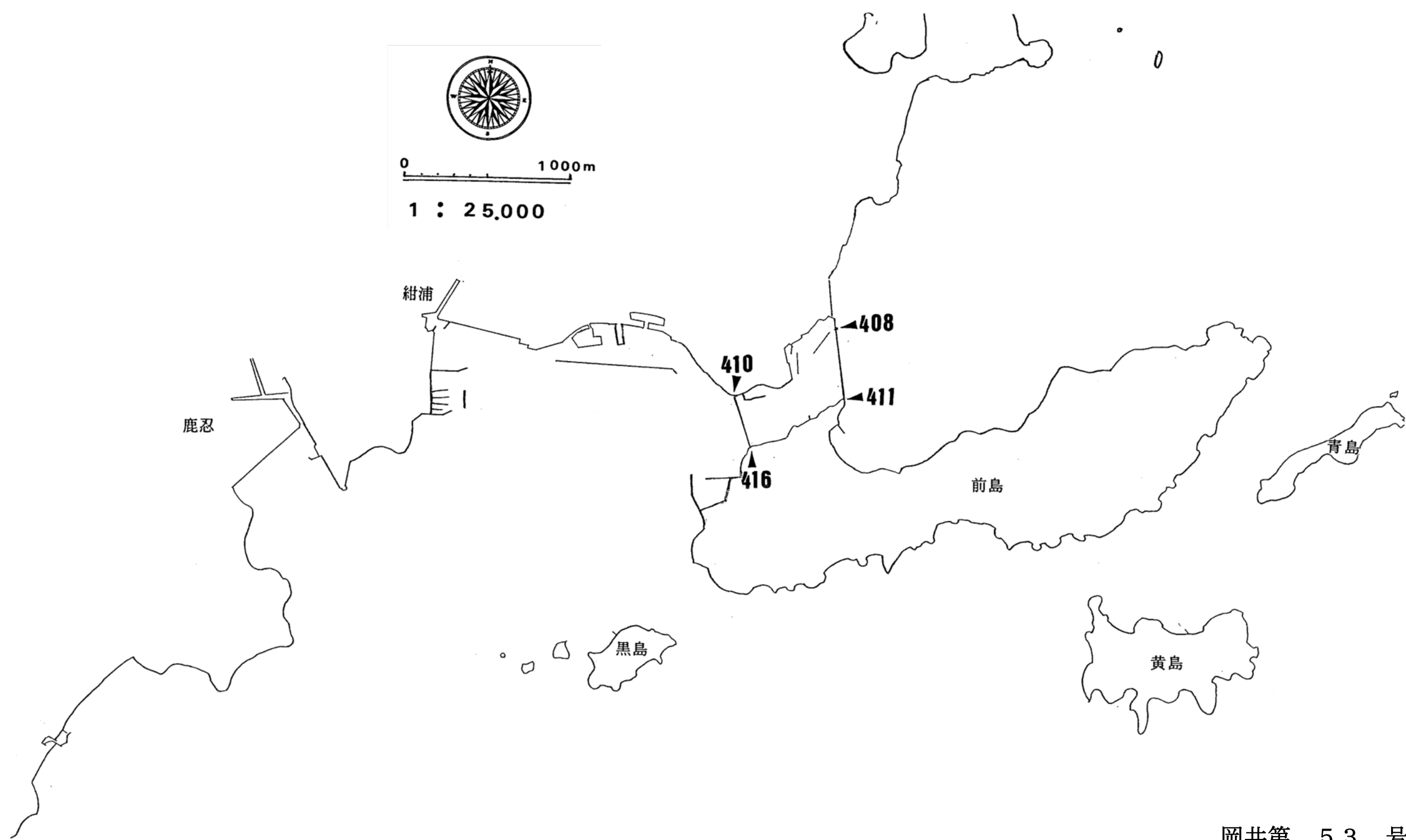
基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識

基点第410号 瀬戸内市牛窓町牛窓西町防波堤基部に設置した標識

基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台

基点第416号 瀬戸内市牛窓町前島ヨシノ鼻突端に設置した標識

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 53 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第54号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 瀬戸内市牛窓町鹿忍地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と一文字防
波堤とによって囲まれた区域

点の位置

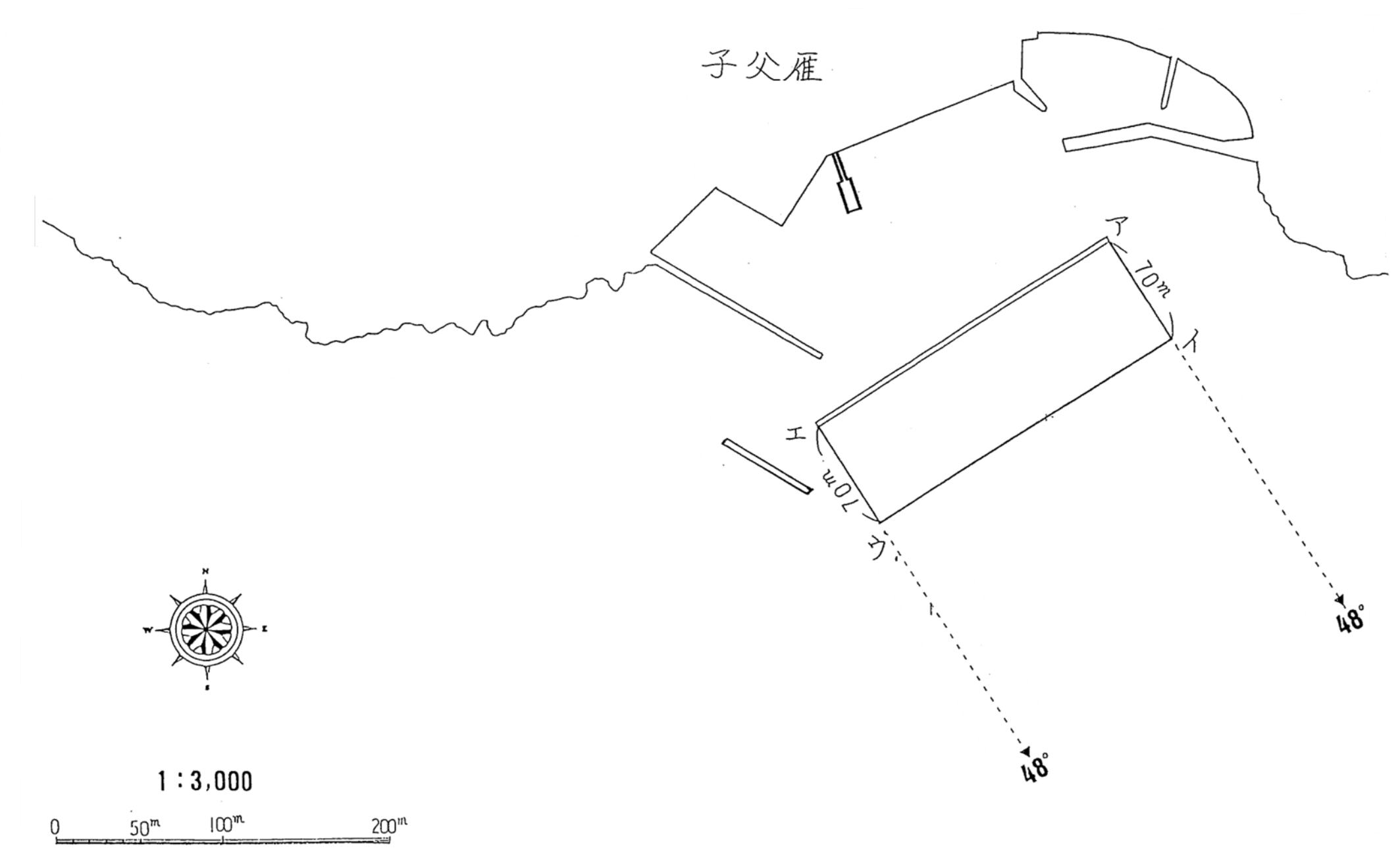
点ア 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤東側突端に
設置した標識

点イ 点アから真方位48度見通し線上点アから70メートルの点

点ウ 点エから真方位48度見通し線上点エから70メートルの点

点エ 瀬戸内市牛窓町鹿忍朝日漁港子父雁地区一文字防波堤西側突端に
設置した標識

5 関係地区 瀬戸内市牛窓町



岡共第 54 号
第3種共同漁業権

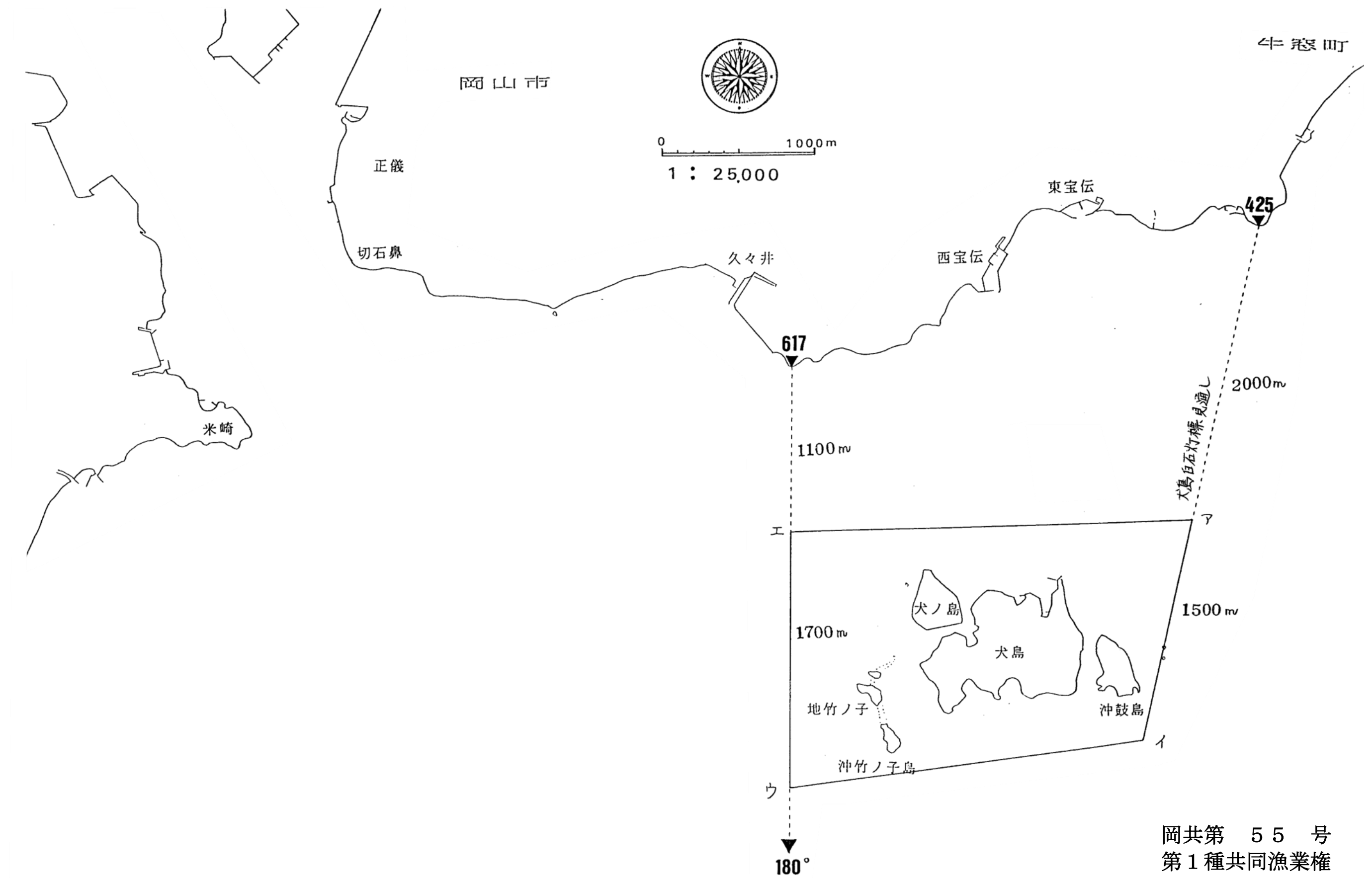
1 免許番号 岡共第55号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点
点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点
点ウ 基点第617号から真方位180度見通し線上点エか
ら1,700メートルの点
点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 55 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第56号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正義、久々井、宝伝地先

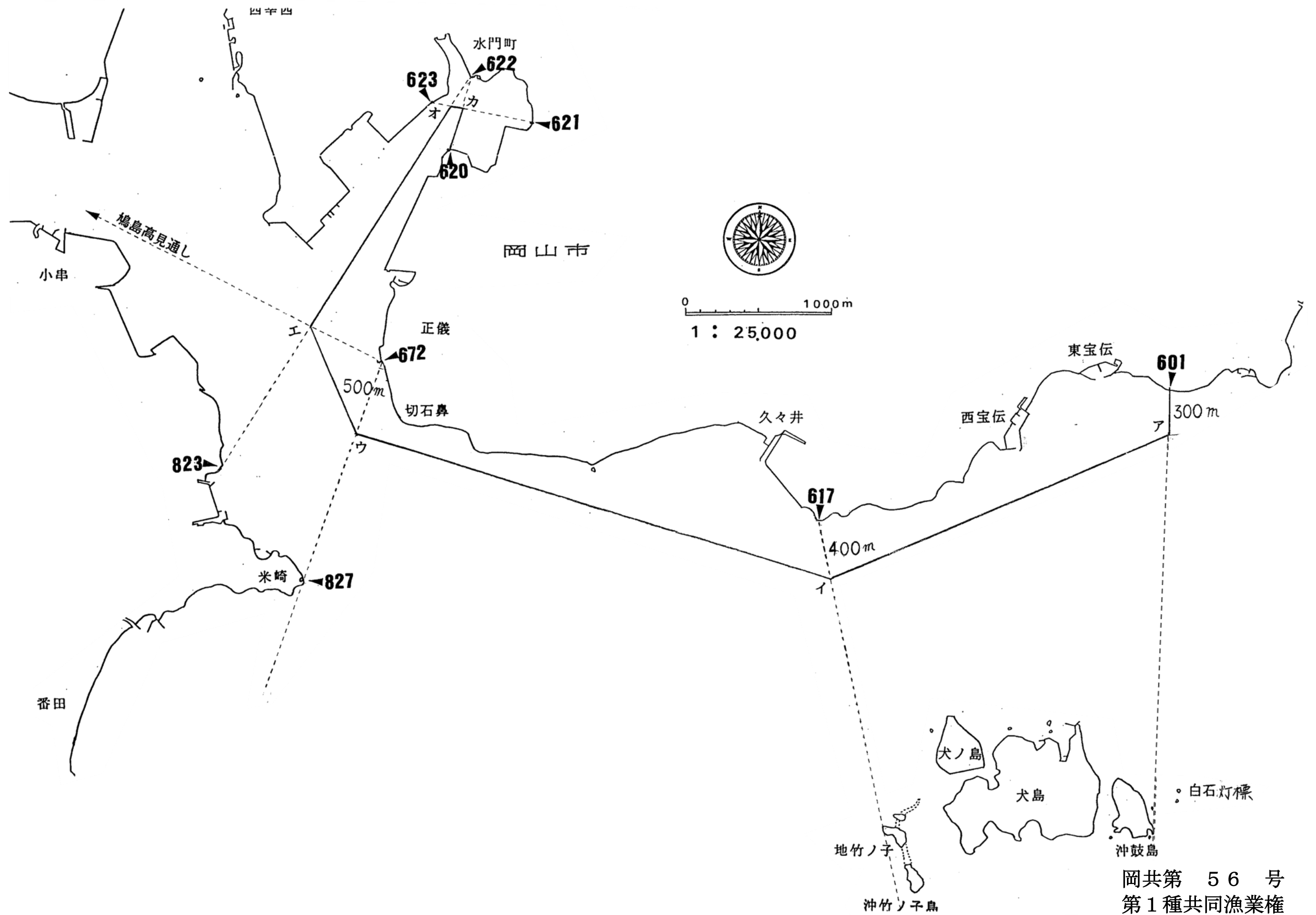
4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第620号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
- 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
- 基点第620号 岡山市東区正義津栗鼻突端に設置した標識
- 基点第621号 岡山市東区正義、南水門町界に設置した標識
- 基点第622号 岡山市東区水門町亀岩
- 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識
- 基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識
- 基点第823号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識
- 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
- 点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し線上基点第601号から300メートルの点
- 点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見通し線上基点第617号から400メートルの点
- 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第

- 672号から500メートルの点
- 点エ 基点第622号から基点第823号見通し線と、基点第672号から岡山市東区鳩島高見通し線との交差点
- 点オ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第622号から基点第823号見通し線との交差点
- 点カ 基点第621号から基点第623号見通し線と、基点第622号から基点第620号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 56 号
第1種共同漁業権

通し線との交差点

1 免許番号 岡共第57号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
はまぐり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

- 基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識
- 基点第625号 岡山市東区西幸西海水浴場堤防南端から北へ100メ
ートルの点に設置した標識
- 基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央
- 基点第631号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識
- 基点第636号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤中部曲角部角に設置し
た標識
- 基点第820号 岡山市南区小串和光機工(株)護岸北西角に設置した標
識

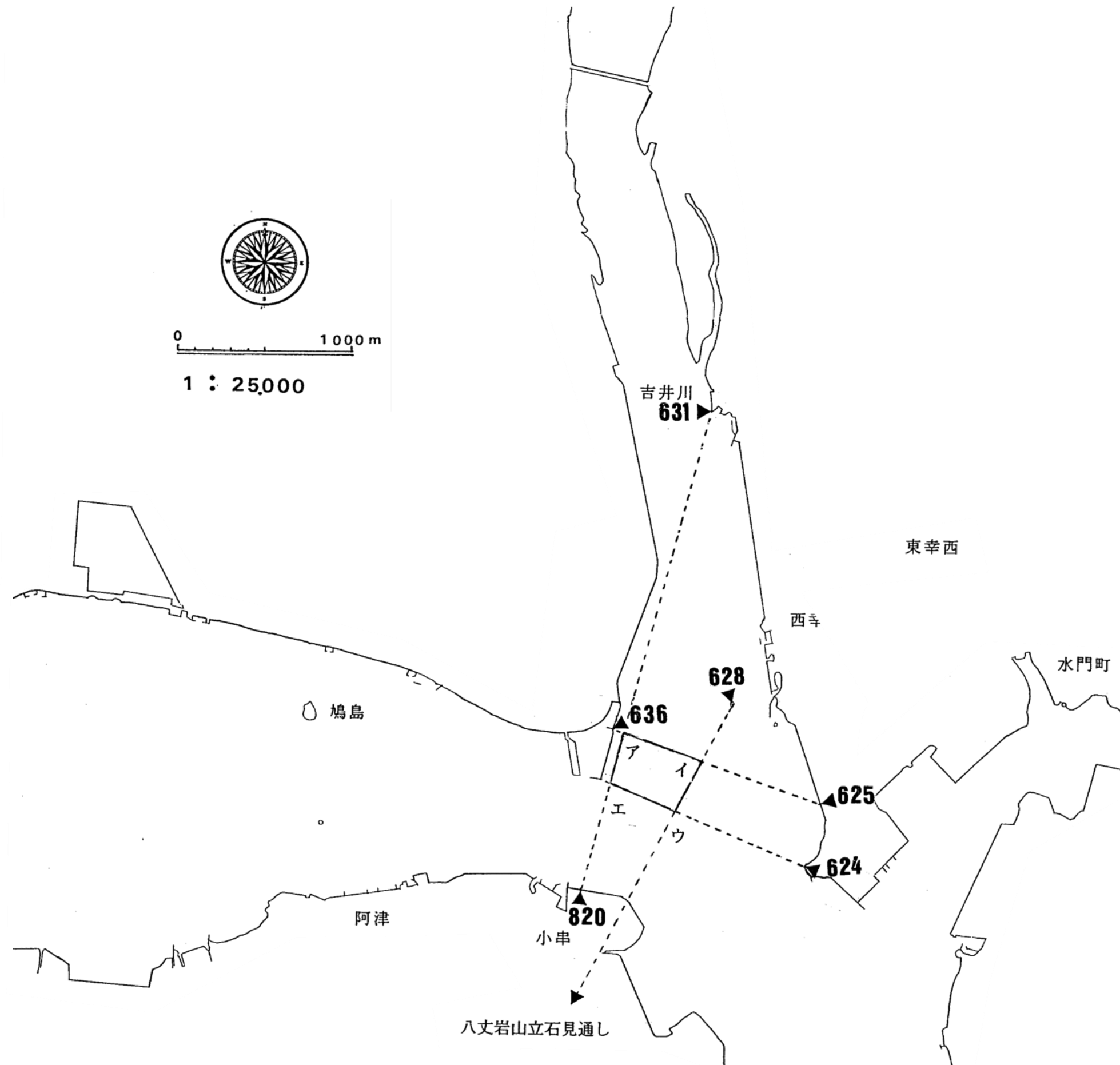
点ア 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点
第631号から基点第820号見通し線との交差点

点イ 基点第636号から基点第625号見通し線と、基点
第628号から玉野市東兎町八丈岩山立石見通し線との
交差点

点ウ 基点第628号から玉野市番田八丈岩山立石見通し線
と、基点第624号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤
南東端見通し線との交差点

点エ 基点第631号から基点第820号見通し線と、基点
第624号から岡山市東区九幡九幡港東防波堤南東端見

5 関係地区 岡山市



岡共第 57 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第58号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しゃこ、しじみ、あさり、はまぐり漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点第628号、点ウ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域

点の位置

基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央

基点第629号 岡山市東区西幸西ボンボン山南護岸北端に設置した標識

基点第631号 岡山市東区乙子水門西堤防南西端角に設置した標識

基点第637号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠

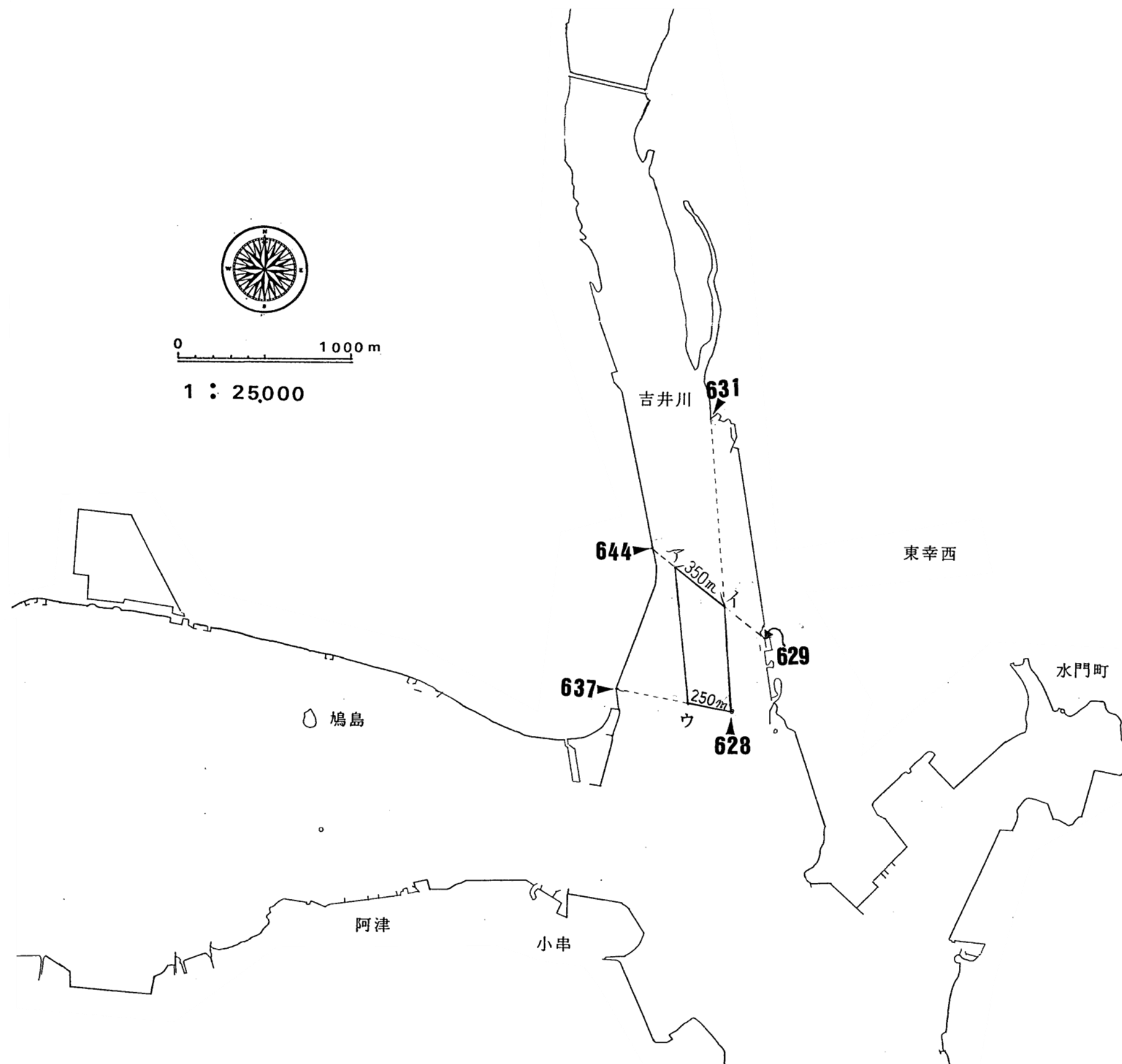
基点第644号 岡山市東区九幡九幡水位観測所

点ア 基点第629号から基点第644号見通し線上点イから350メートルの点

点イ 基点第629号から基点第644号見通し線と、基点第631号から基点第628号見通し線との交差点

点ウ 基点第628号から基点第637号見通し線上基点第628号から250メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 58 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第59号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
しゃこ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市地先

4 漁場の区域 基点第806号及び基点第807号を結んだ直線、基点第803号、点イ、ア及び基点第833号の各点を結んだ3直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第802号 岡山市中区江並三蟠港北防波堤突端に設置した標識

基点第803号 岡山市中区江並旧渡船場に設置した標識

基点第806号 岡山市中区桜橋1丁目岡山ガス(株)荷揚げ場防波堤基部に設置した標識

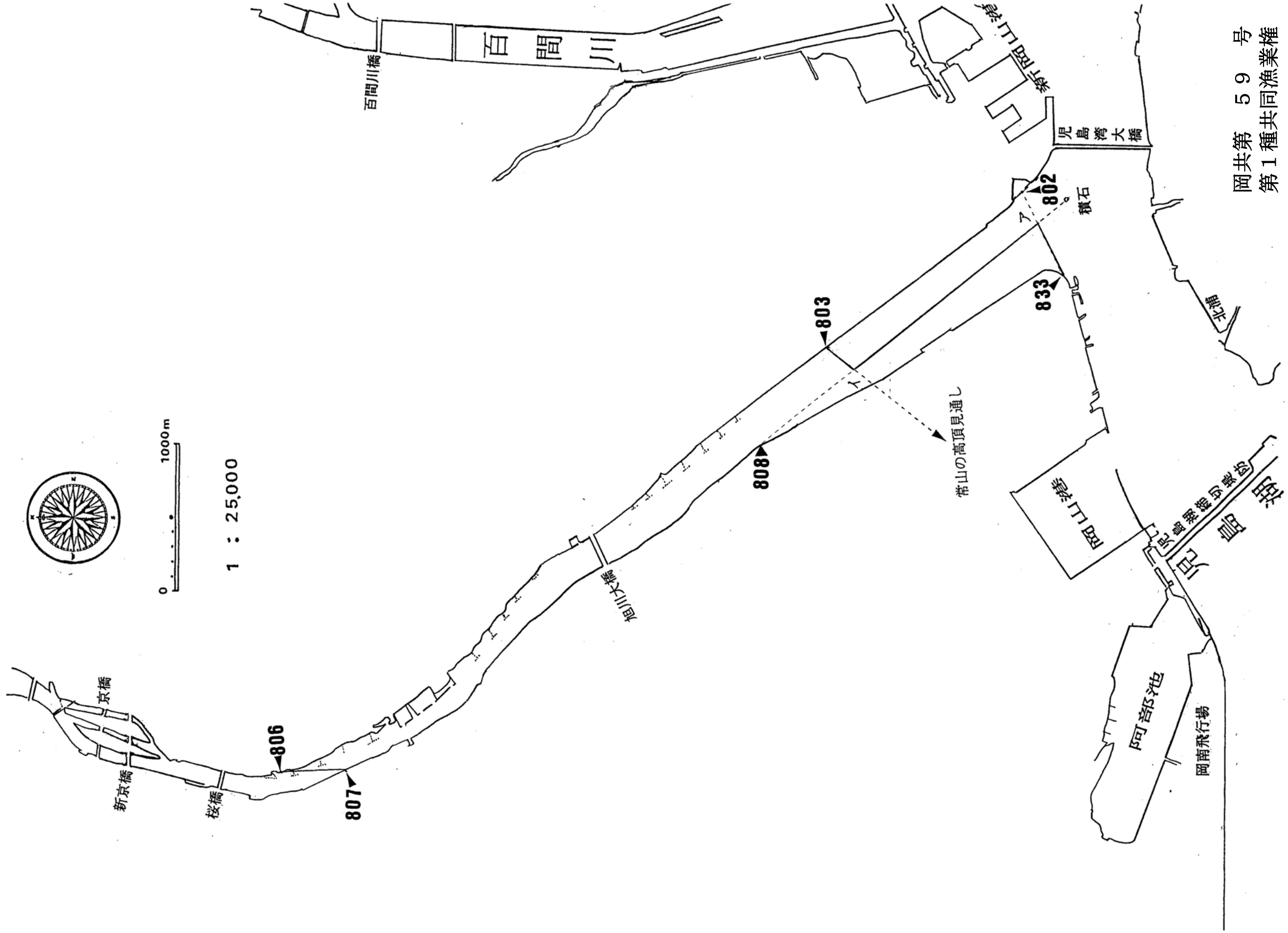
基点第807号 岡山市中区七日市東町旧渡船場ガンギ南角に設置した標識

基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈籠

基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラレ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識

点ア 基点第833号から基点第802号見通し線と、基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱に設置した標識見通し線との交差点

点イ 基点第808号から岡山市旭川河口積石の石柱見通し線と、基点第803号から玉野市常山の高頂(307.2)見通し線との交差点



1 : 25,000

岡共第 59 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第60号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
しゃこ漁業
1月1日から12月31日まで

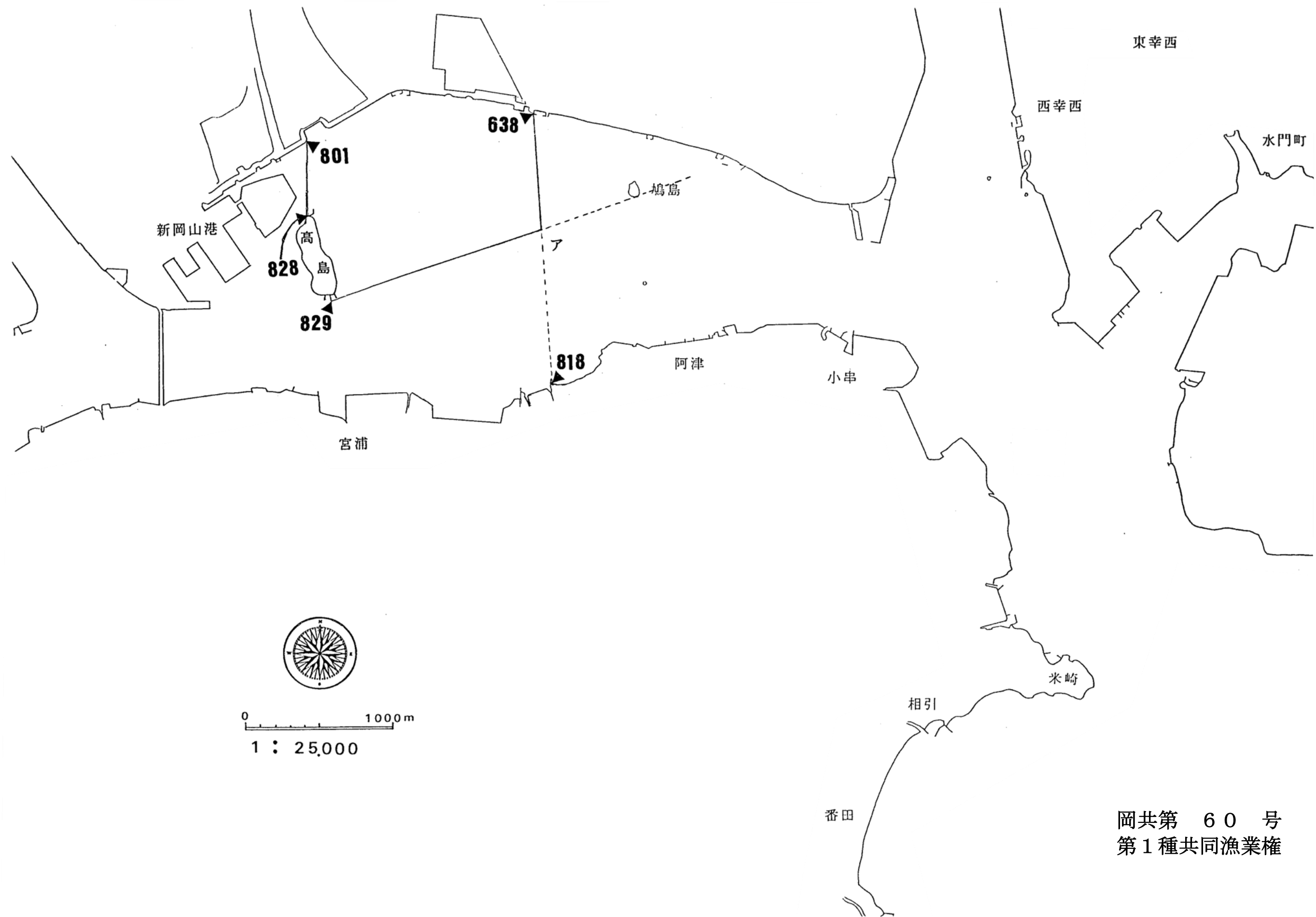
3 漁場の位置 岡山市南区高島東地先

4 漁場の区域 基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、基点第829号、点ア及び基点第638号の各点を結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識
- 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識
- 基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識
- 基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識
- 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識
- 点ア 基点第638号から基点第818号見通し線と、基点第829号から岡山市東区鳩島南端見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



1 免許番号 岡共第6 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1 種共同漁業
しゃこ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

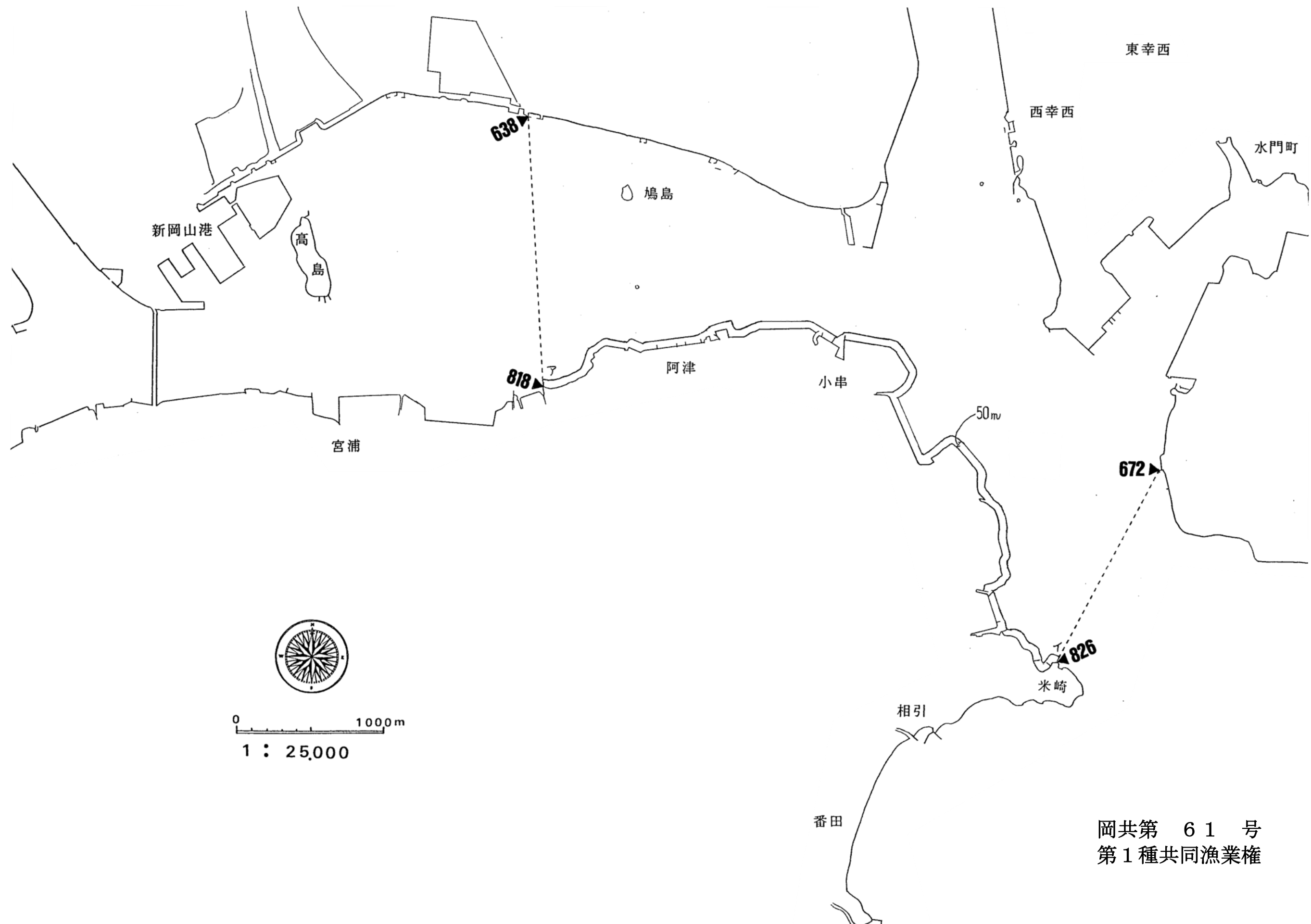
3 漁場の位置 岡山市南区阿津、小串地先

4 漁場の区域 基点第8 1 8 号及び点ア、基点第8 2 6 号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第8 1 8 号及び基点第8 2 6 号の間における最大高潮時海岸線から沖出し5 0 メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第6 3 8 号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識
- 基点第6 7 2 号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識
- 基点第8 1 8 号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識
- 基点第8 2 6 号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識
- 点ア 基点第8 1 8 号から基点第6 3 8 号見通し線上基点第8 1 8 号から5 0 メートルの点
- 点イ 基点第8 2 6 号から基点第6 7 2 号見通し線上基点第8 2 6 号から5 0 メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 61 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第62号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串米崎、相引地先

4 漁場の区域 基点第827号及び点ア、基点第919号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号及び基点第919号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

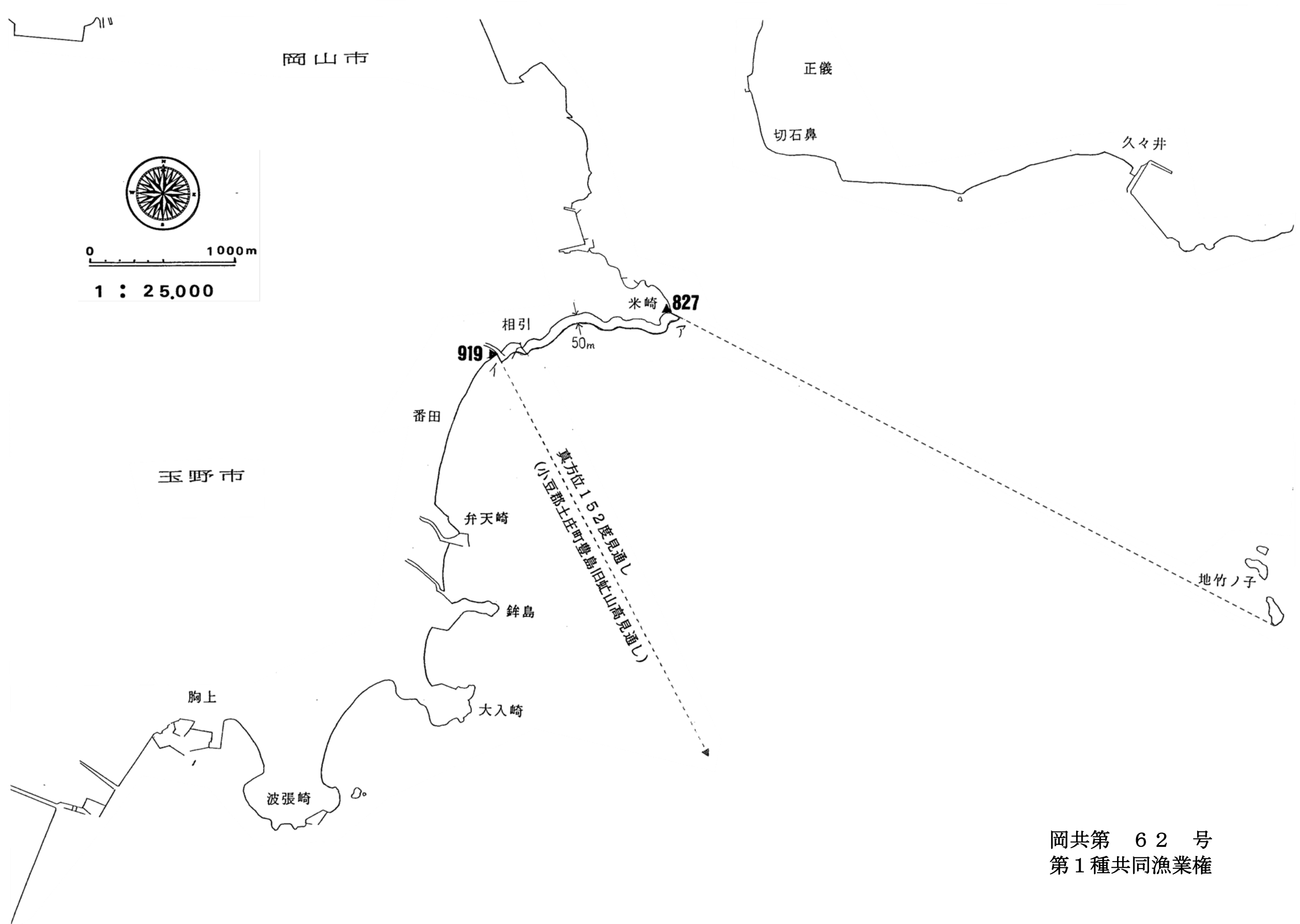
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第919号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した
標識

点ア 基点第827号から犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基
点第827号から50メートルの点

点イ 基点第919号から真方位152度見通し線上（香川
県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）基点第919号
から50メートルの点

5 関係地区 岡山市南区小串



岡共第 62 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第63号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区西大寺浜、西大寺新、乙子、西幸西地先

4 漁場の区域 基点第624号及び点ア、基点第634号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第624号及び基点第634号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識

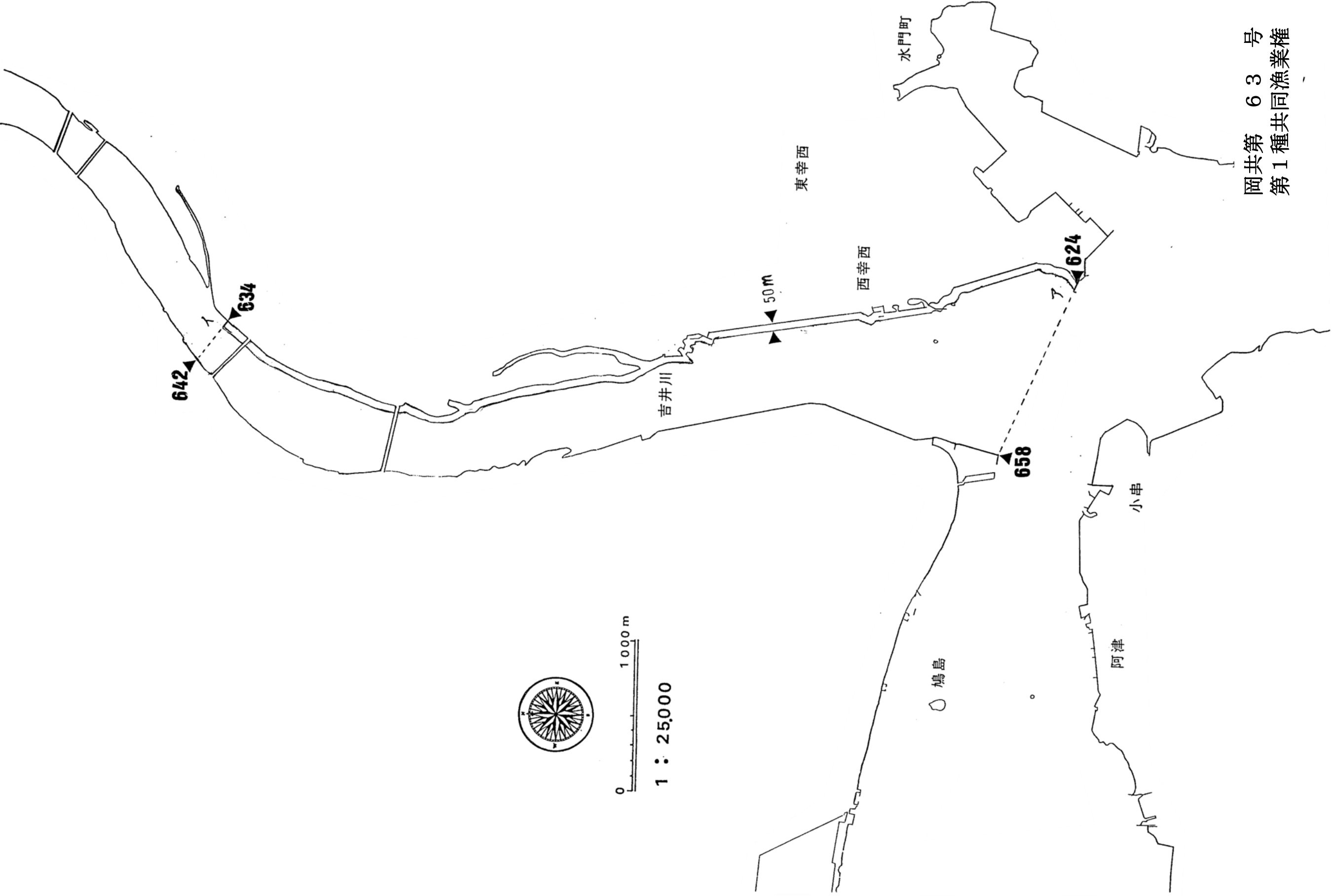
基点第642号 岡山市東区西大寺中3丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識

基点第658号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤突端南東端角に設置した標識

点ア 基点第624号から基点第658号見通し線上基点第624号から50メートルの点

点イ 基点第634号から基点第642号見通し線上基点第634号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 6 3 号
第 1 種 共同漁業権

1 免許番号 岡共第64号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区九幡、豊田、升田、沖元地先

4 漁場の区域 基点第635号と点ア、基点第637号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第635号と基点第637号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域及び基点第637号と点ウ、基点第801号と点エの間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第628号 岡山市西幸西比沙古岩灯標

基点第635号 岡山市東区金岡東町3丁目日本エクスラン(株)西大寺工場南端堤防内石燈籠

基点第637号 岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠

基点第677号 岡山市東区乙子永江川右岸河口突端に設置した標識

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

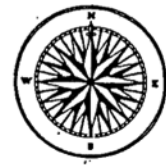
基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識

点ア 基点第635号から基点第677号見通し線上基点第635号から50メートルの点

点イ 基点第637号から基点第628号見通し線上基点第637号から50メートルの点

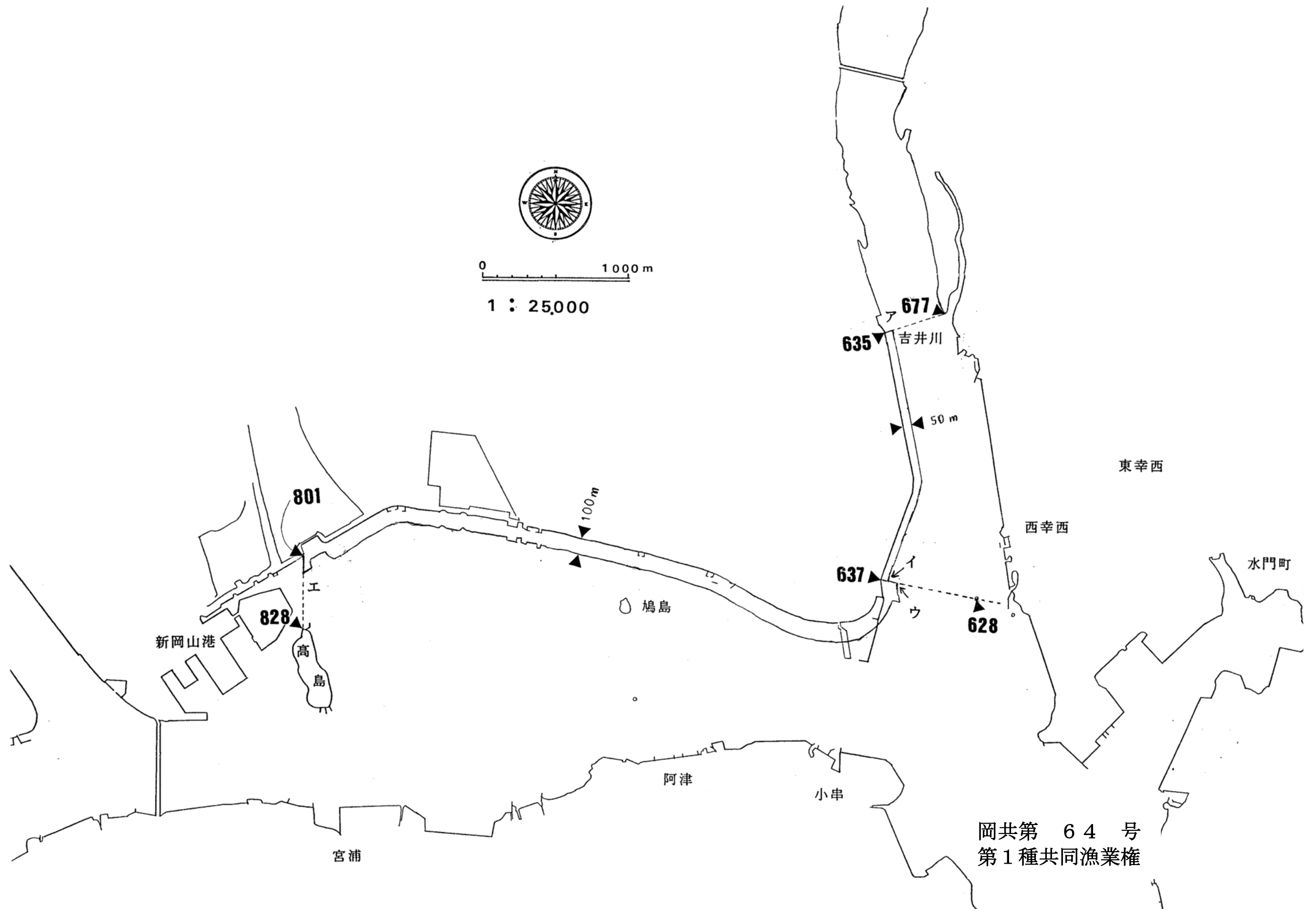
点ウ 基点第637号から基点第628号見通し線上基点第637号から100メートルの点

点エ 基点第801号から基点第828号見通し線上基点第801号から100メートルの点



0 1 000 m

1 : 25,000



岡共第 64 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第65号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市中区平井、江崎、江並地先

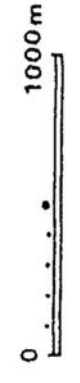
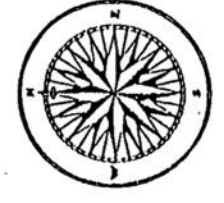
4 漁場の区域 基点第802号及び点ア、基点第852号及び基点第832号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第802号及び基点第852号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

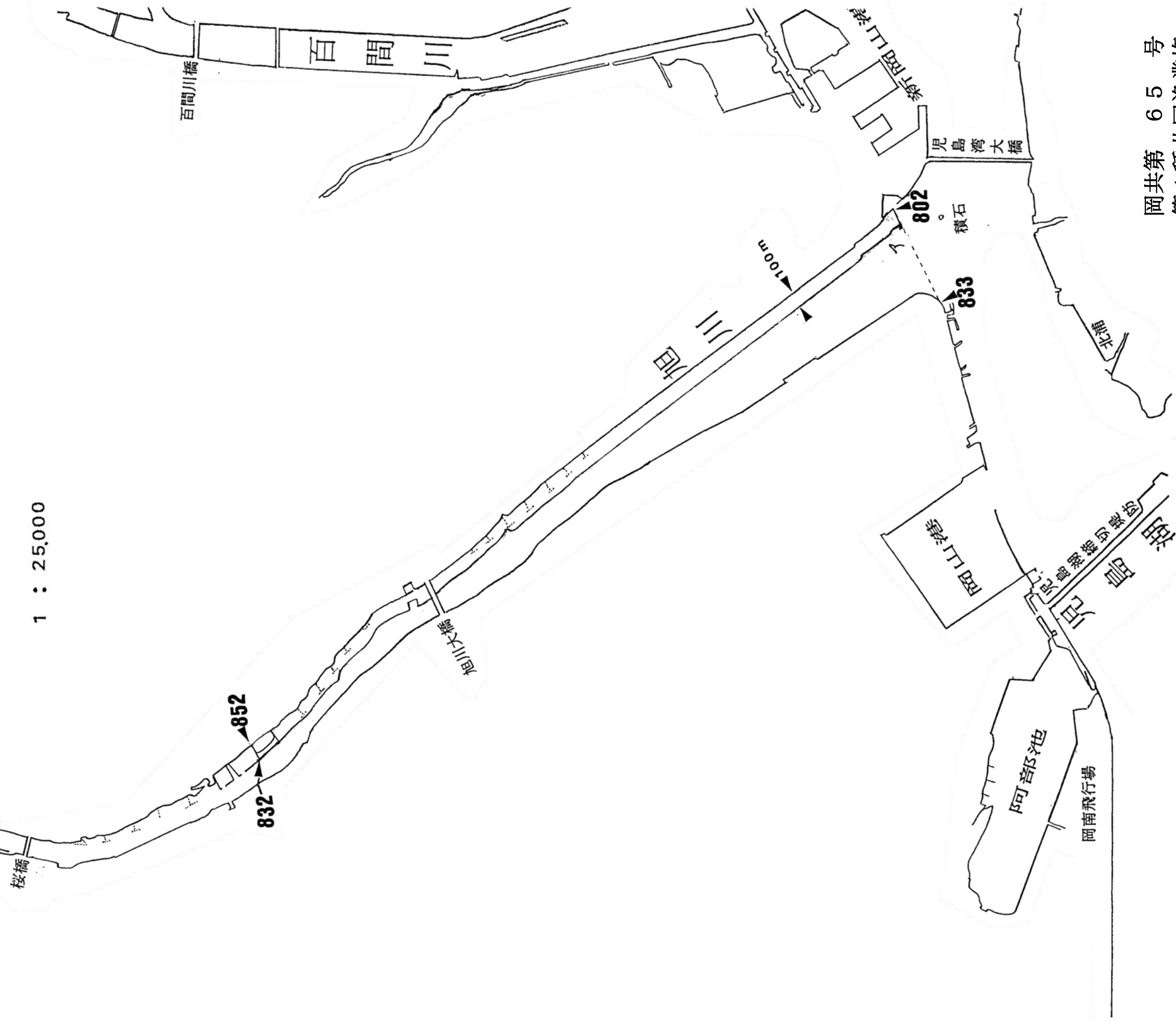
- 基点第802号 岡山市中区江並三幡港北防波堤突端に設置した標識
- 基点第832号 岡山市中区平井貯木場南防波堤南西端角に設置した標識
- 基点第833号 岡山市南区海岸通1丁目旭川右岸(株)クラレ岡山事業所岸壁南東端に設置した標識
- 基点第852号 岡山市中区平井貯木場南防波堤基部に設置した標識
- 点ア 基点第802号から基点第833号見通し線上基点第802号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市

京橋
新京橋
桜橋



1 : 25,000



1 免許番号 岡共第66号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区福島地先

4 漁場の区域 基点第808号及び点ア、基点第831号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第808号及び基点第831号の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

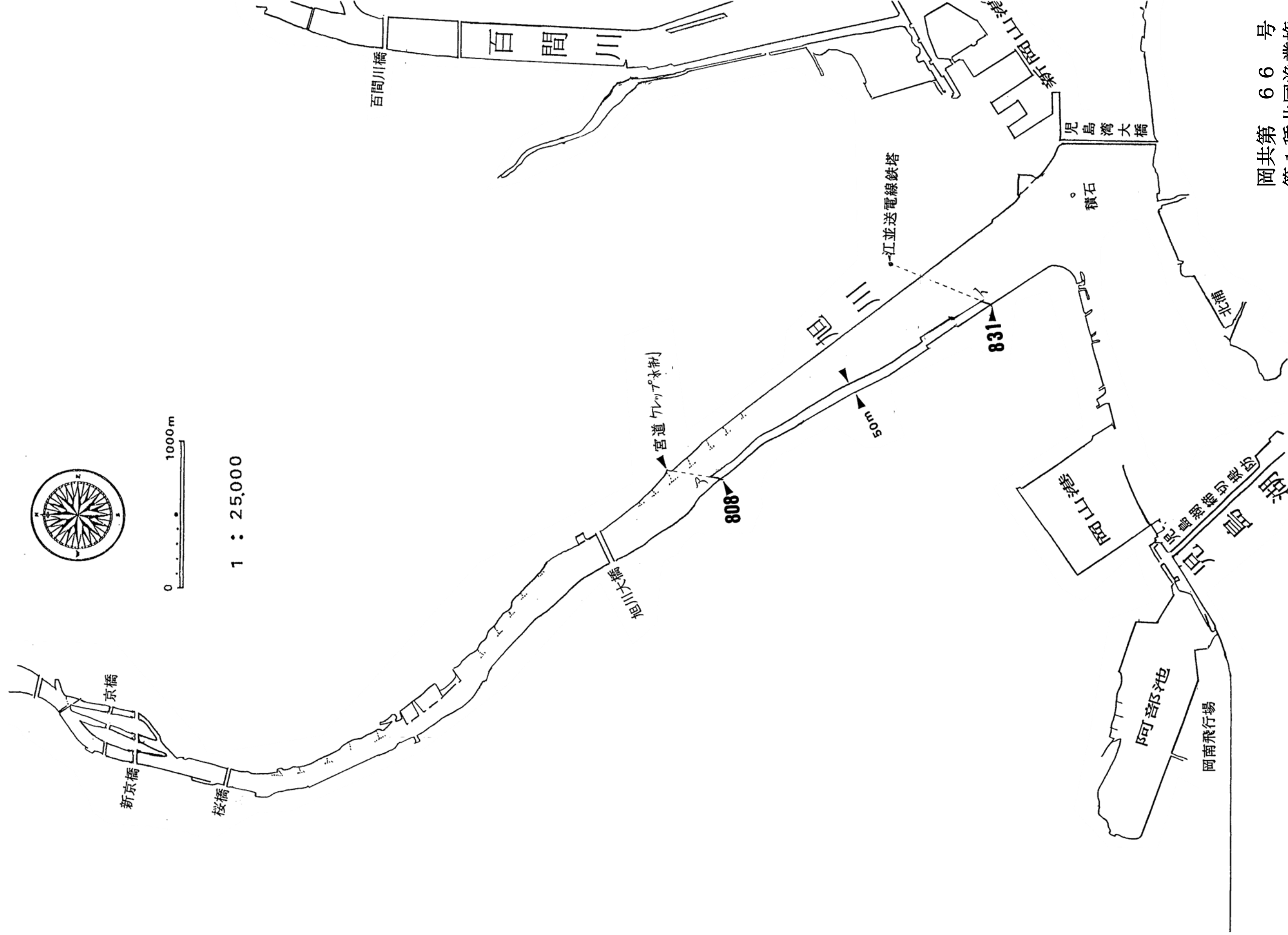
基点第808号 岡山市南区福島1丁目住吉神社南東端燈籠

基点第831号 岡山市南区海岸通1丁目(株)クラレ岡山事業所排水樋門防波堤突端に設置した標識

点ア 基点第808号から岡山市中区平井宮道ケレップ水制基部見通し線上基点第808号から50メートルの点

点イ 基点第831号から岡山市中区江並送電鉄塔見通し線上基点第831号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 66 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第67号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区高島地先

4 漁場の区域 基点第828号及び点ア、基点第829号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第828号及び基点第829号（高島東）の間における最大高潮時海岸線から沖出し50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識

基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識

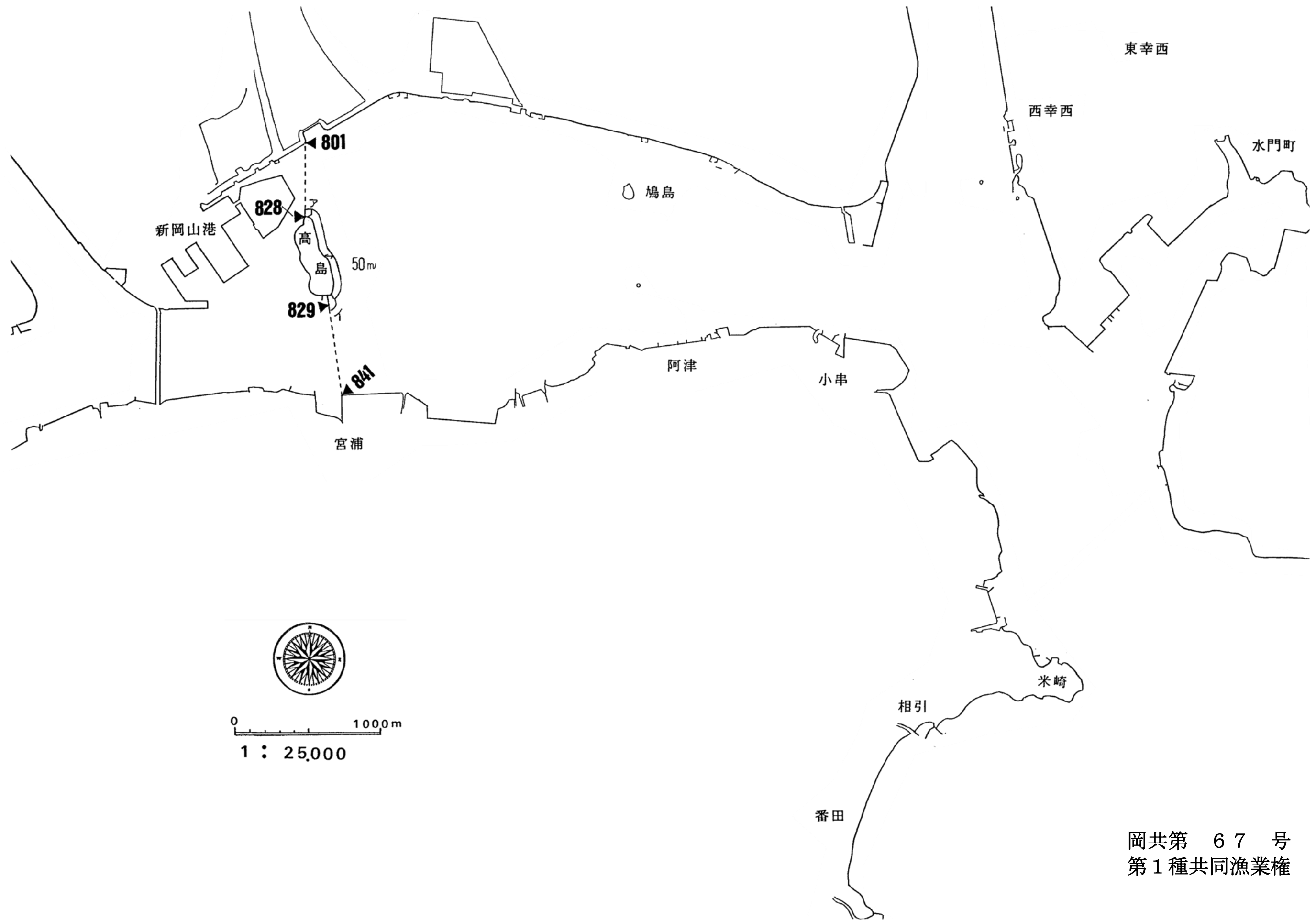
基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識

基点第841号 岡山市南区宮浦宮浦港東堤防突端に設置した標識

点ア 基点第828号から基点第801号見通し線上基点第828号から50メートルの点

点イ 基点第829号から基点第841号見通し線上基点第829号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 67 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第68号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あおのり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区郡、北浦、宮浦、阿津、小串地先

4 漁場の区域 基点第827号及び点ア、基点第853号及び基点第830号をそれぞれ結んだ直線並びに基点第827号から基点第853号の間における最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

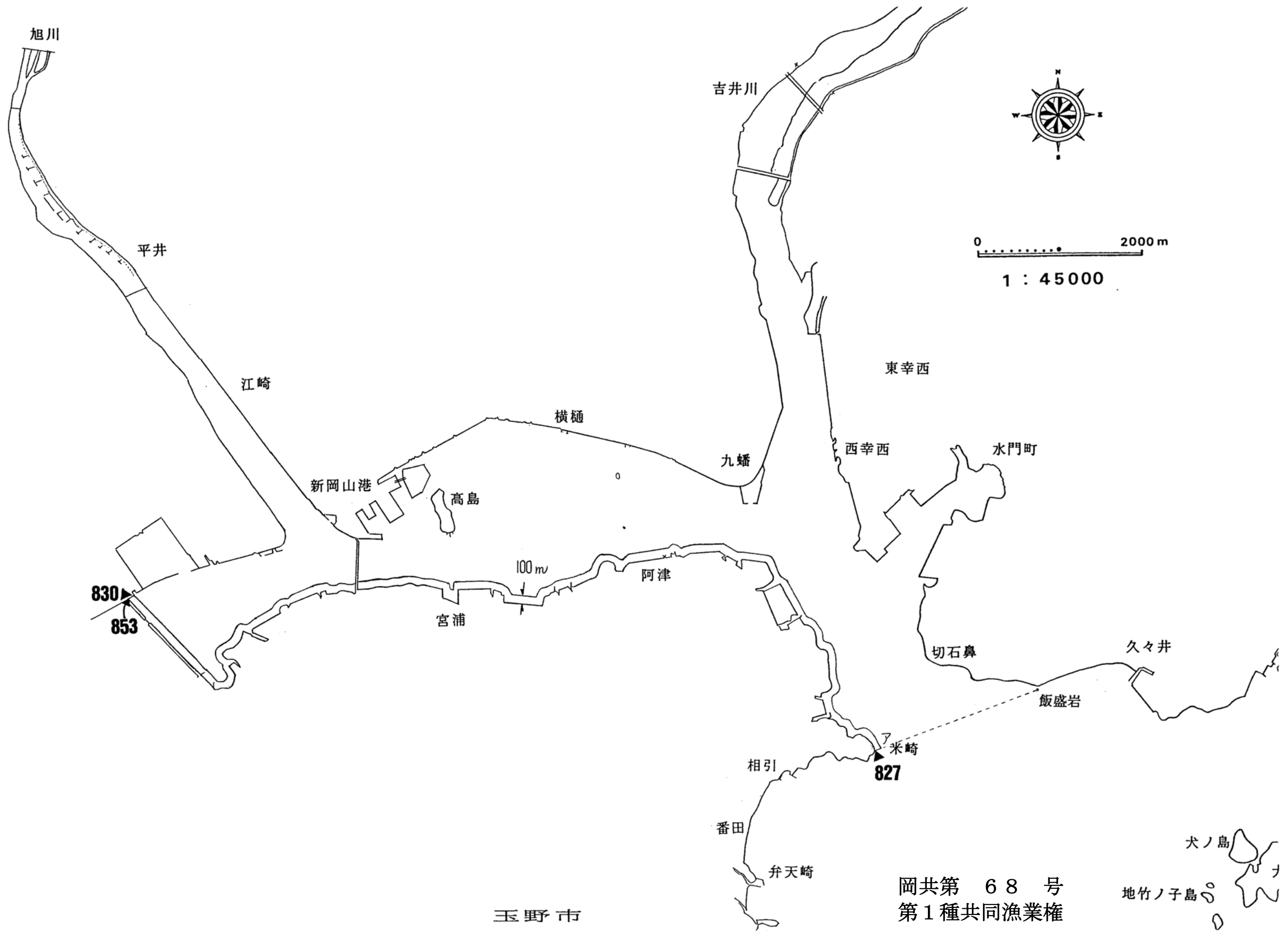
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第830号 岡山市南区築港栄町岡山港西樋門防波堤突端に設置した標識

基点第853号 岡山市南区築港栄町児島湖締切堤防北東詰に設置した標識

点ア 基点第827号から岡山市東区正儀飯盛岩高見通し線上基点第827号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



玉野市

岡共第 68 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第69号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀地先

4 漁場の区域 基点第672号、点ア、イ及び基点第619号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第619号 岡山市東区正儀SECカーボン(株)岡山工場堤防南西
端に設置した標識

基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識

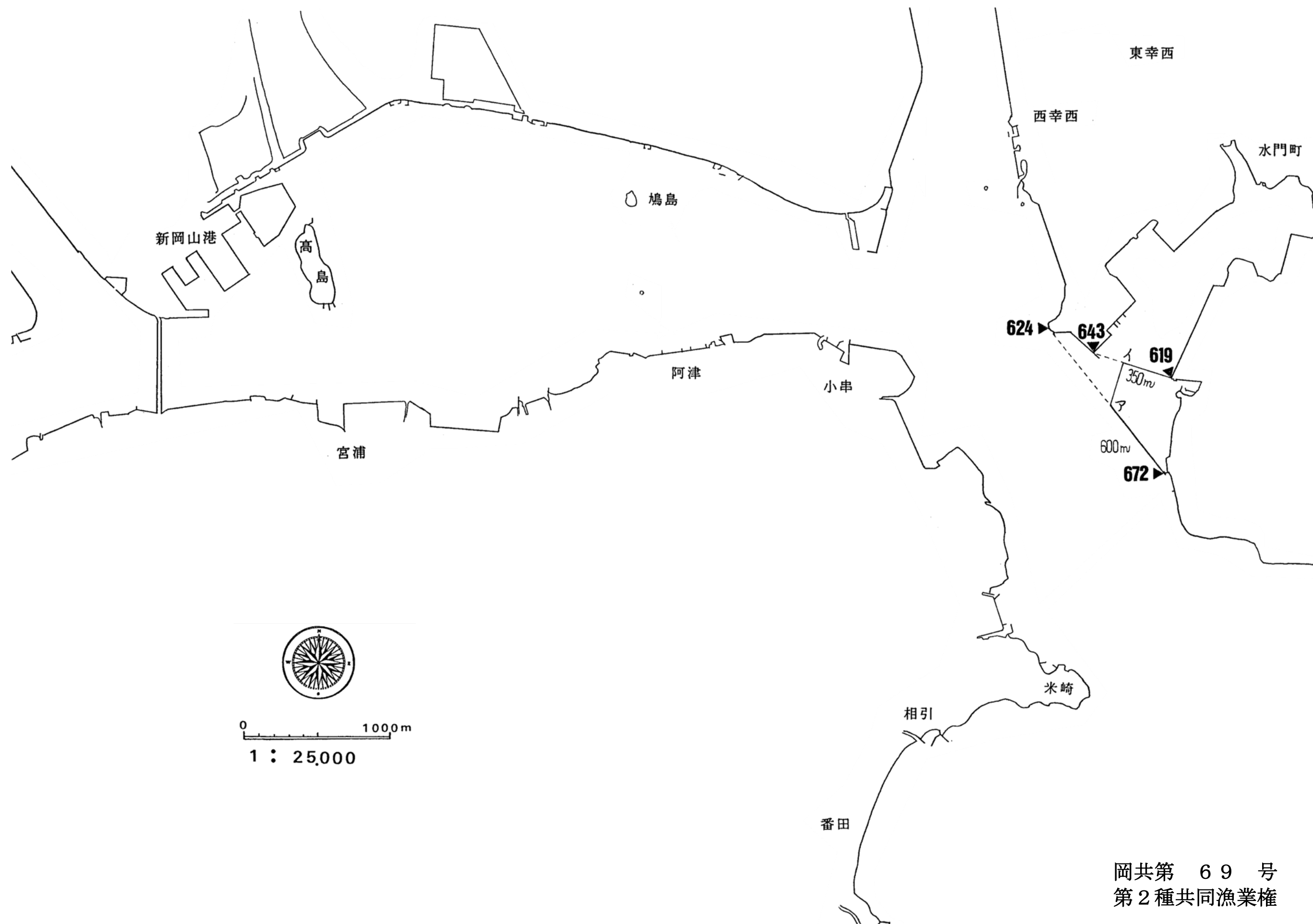
基点第643号 岡山市東区西幸西テイカ(株)工場敷地堤防南角に設置
した標識

基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識

点ア 基点第672号から基点第624号見通し線上基点第
672号から600メートルの点

点イ 基点第619号から基点第643号見通し線上基点第
619号から350メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 69 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第70号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井、宝伝地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ及び基点第672号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
- 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
- 基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識
- 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
- 点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し
線上基点第601号から300メートルの点
- 点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見
通し線上基点第617号から400メートルの点
- 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第
672号から500メートルの点

5 関係地区 岡山市

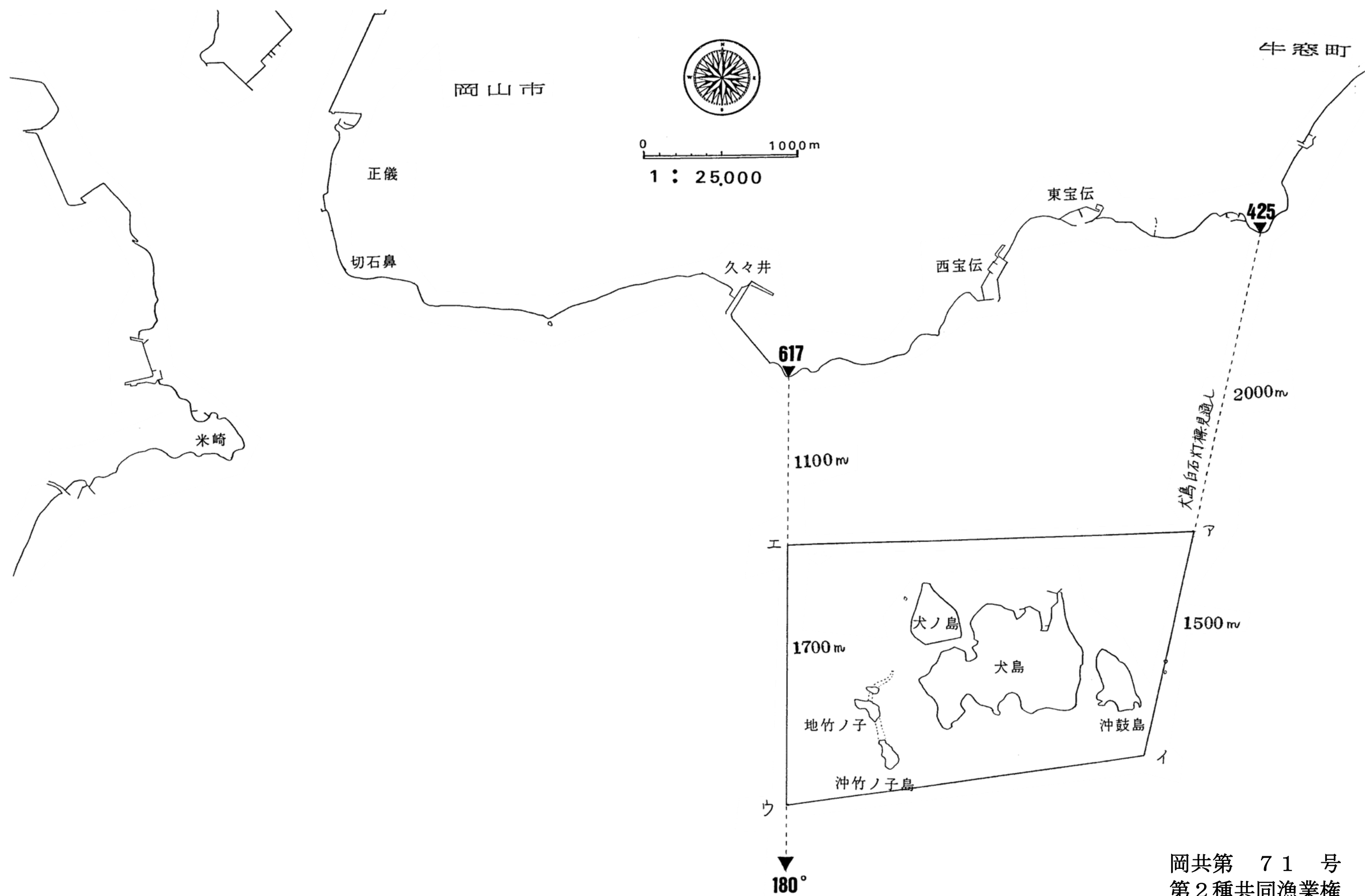
1 免許番号 岡共第71号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点
点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点
点ウ 基点第617号から真方位180度見し線上点エから
1,700メートルの点
点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 71 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第72号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区宮浦地先

4 漁場の区域 基点第814号、点ア及び基点第815号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

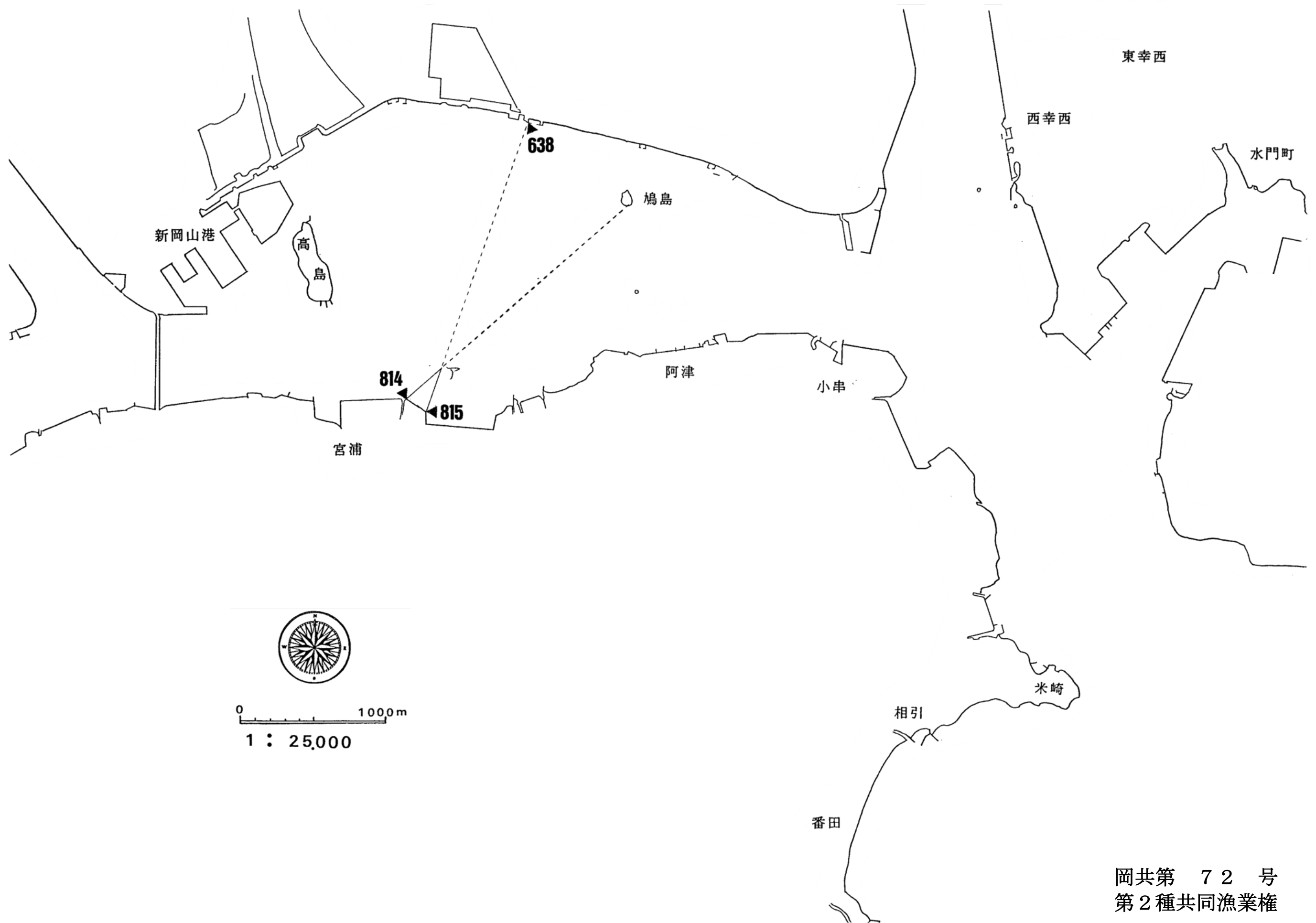
基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識

基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識

基点第815号 岡山市南区宮浦小川干拓堤防西側北東端（第一曲角）に設置した標識

点ア 基点第814号から岡山市東区鳩島南東端見通し線と、基点第815号から基点第638号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 72 号
第2種共同漁業権

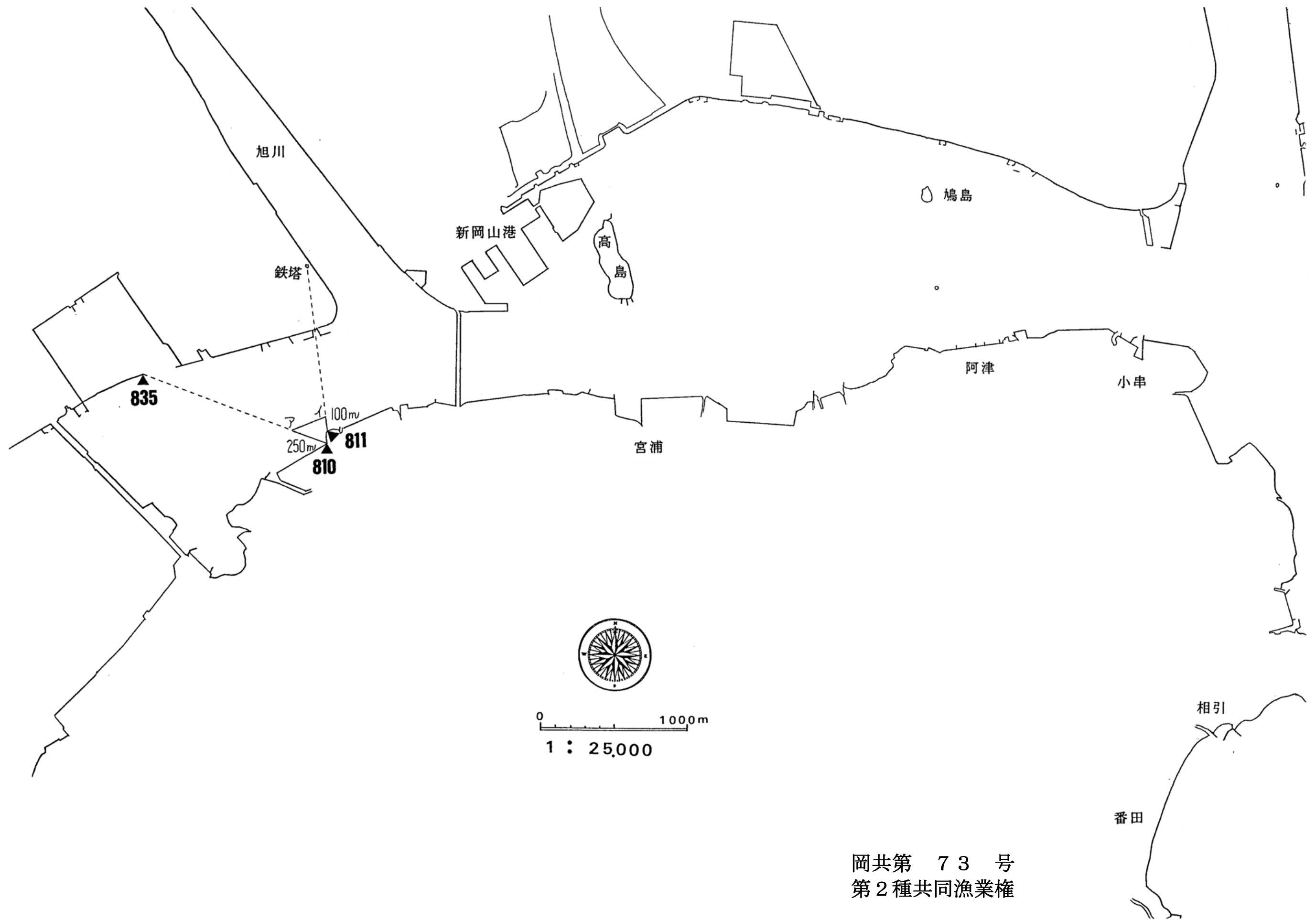
1 免許番号 岡共第73号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

4 漁場の区域 基点第810号、点ア、イ及び基点第811号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第810号 岡山市南区北浦箱崎鼻の南西基部樋門北角に設置した
標識
基点第811号 岡山市南区北浦箱崎鼻北西端に設置した標識
基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台
点ア 基点第810号から基点第835号見通し線上基点第
810号から250メートルの点
点イ 基点第811号から岡山市南区海岸通1丁目(株)クラ
レ岡山事業所内送電鉄塔見通し線上基点第811号から
100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 73 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 7 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第 8 2 3 号、点ア及び基点第 8 2 4 号の各点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

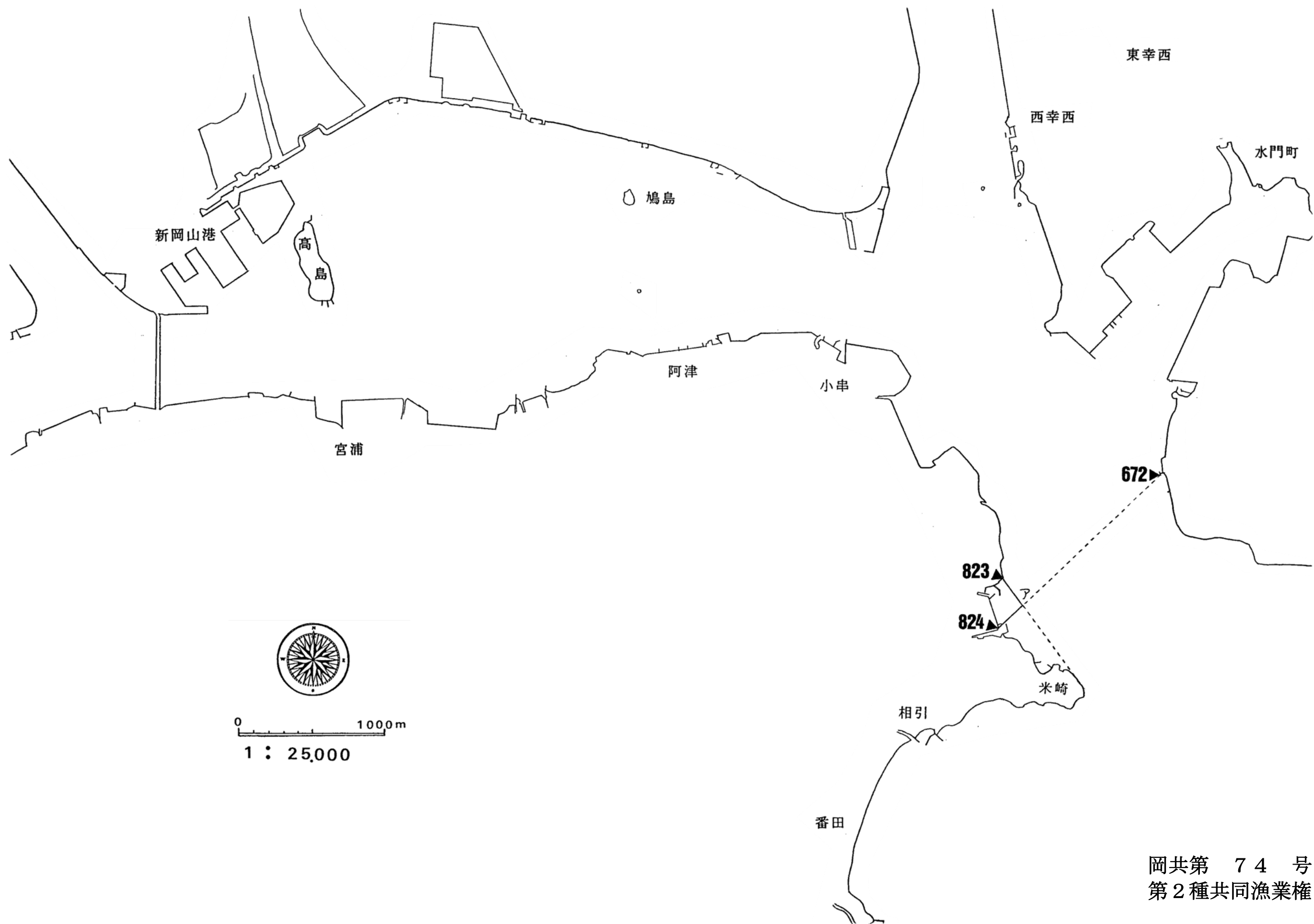
基点第 6 7 2 号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識

基点第 8 2 3 号 岡山市南区小串宝録山東山麓南東端に設置した標識

基点第 8 2 4 号 岡山市南区小串米崎港北側堤防南東端角に設置した標
識

点ア 基点第 8 2 4 号から基点第 6 7 2 号見通し線と、基点
第 8 2 3 号から岡山市南区米崎北東端見通し線との交差
点

5 関係地区 岡山市



岡共第 74 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第75号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

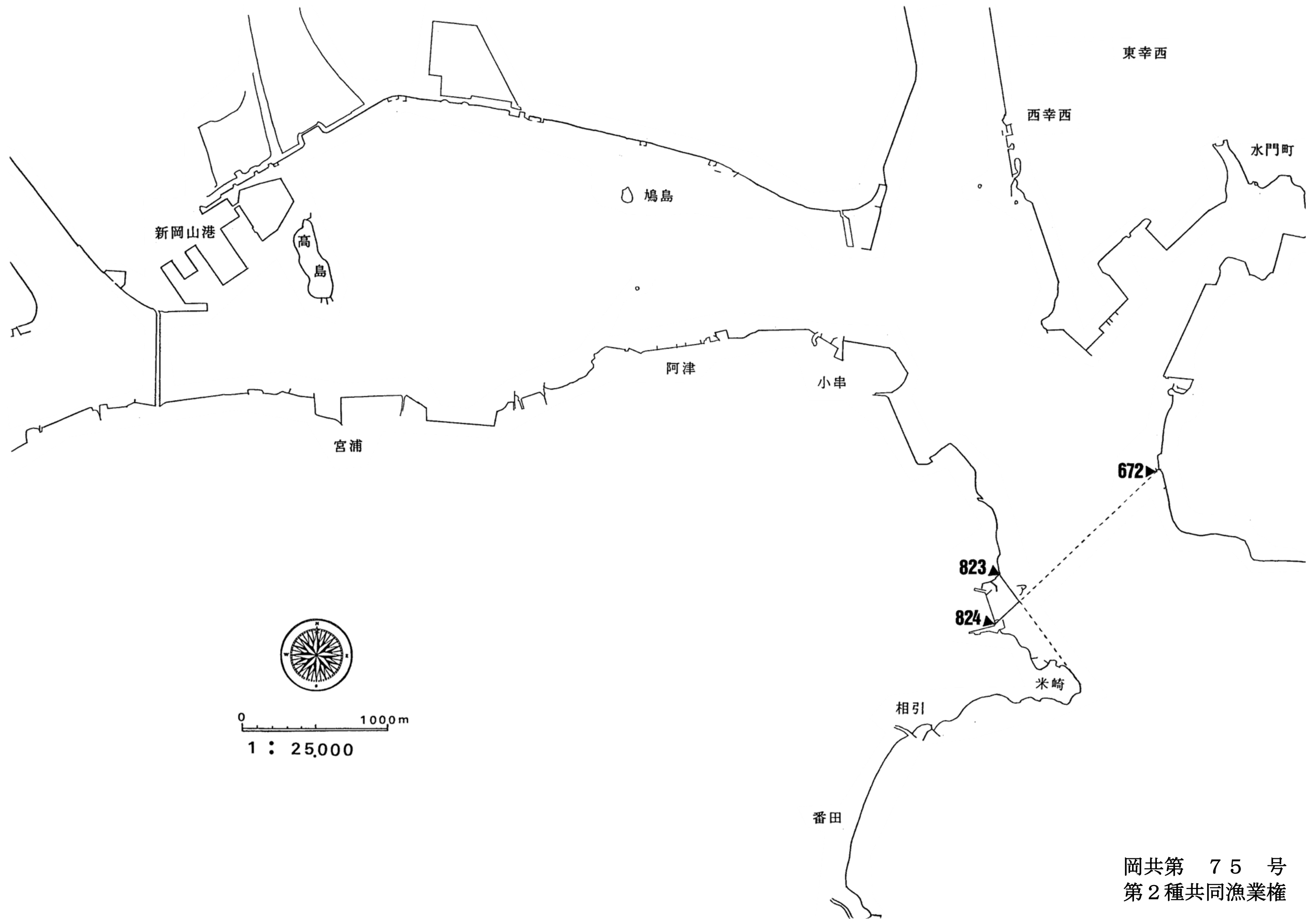
3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

4 漁場の区域 基点第817号、点ア、イ及び基点第818号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第638号 岡山市東区升田津田港防波堤南西角に設置した標識
- 基点第814号 岡山市南区宮浦東川右岸河口北端角に設置した標識
- 基点第817号 岡山市南区宮浦小川干拓東堤防北西端角に設置した標識
- 基点第818号 岡山市南区阿津大川原川河口右岸角に設置した標識
- 点ア 基点第817号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点
- 点イ 基点第818号から基点第638号見通し線と、基点第814号から岡山市南区阿津鼻面崎北端見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



1 免許番号 岡共第76号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

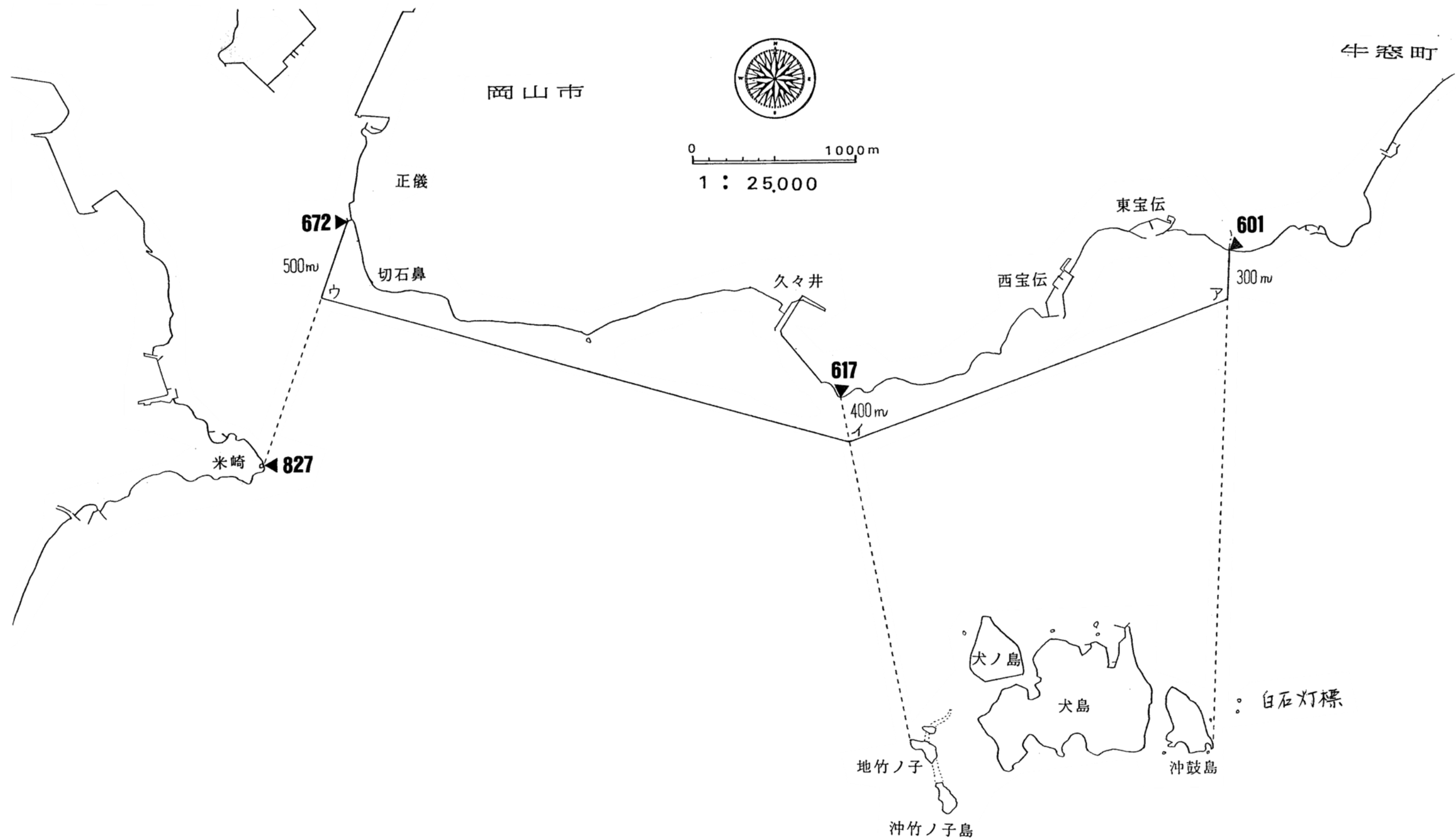
3 漁場の位置 岡山市東区正儀、久々井、宝伝地先

4 漁場の区域 基点第601号、点ア、イ、ウ及び基点第672号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識
- 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
- 基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した
標識
- 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
- 点ア 基点第601号から岡山市東区犬島沖鼓島東端見通し
線上基点第601号から300メートルの点
- 点イ 基点第617号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端見
通し線上基点第617号から400メートルの点
- 点ウ 基点第672号から基点第827号見通し線上基点第
672号から500メートル

5 関係地区 岡山市



岡共第 76 号
第2種共同漁業権

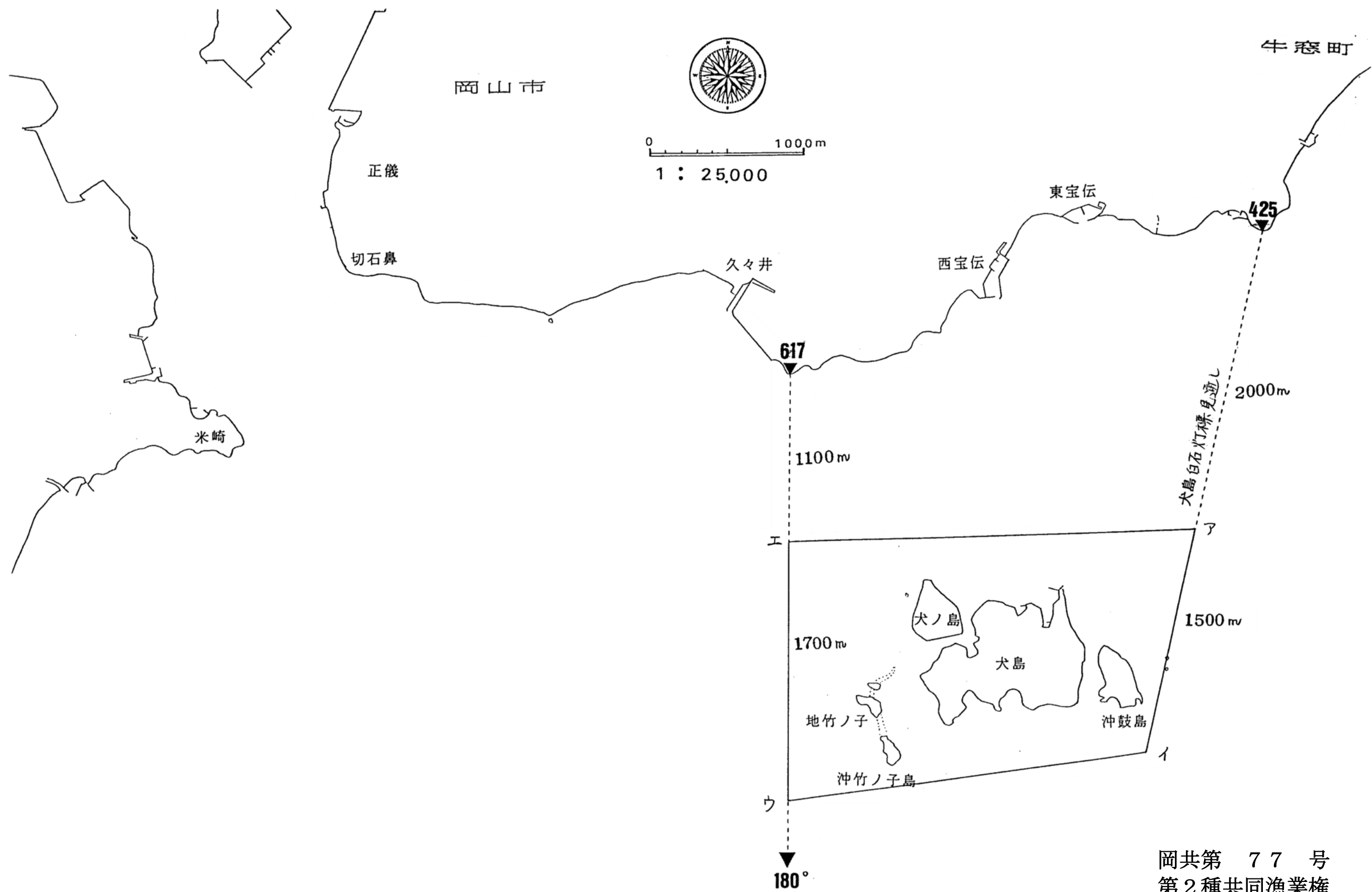
1 免許番号 岡共第77号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ4直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上基点第425号から2,000メートルの点
点イ 基点第425号から岡山市東区犬島白石灯標見通し線
上点アから1,500メートルの点
点ウ 基点第617号から真方位180度の線上点エから
1,700メートルの点
点エ 基点第617号から真方位180度見通し線上基点第
617号から1,100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 77 号
第 2 種共同漁業権

	標識
1 免許番号 岡共第78号	点ア 岡山市中区新築港三蟠港南防波堤突端に設置した標識
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 第2種共同漁業 建網漁業 1月1日から12月31日まで	(2) 基点第620号、点イ及び基点第621号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第620号 岡山市東区正儀津栗鼻突端に設置した標識 基点第621号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町亀岩 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 点イ 基点第620号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点
3 漁場の位置 児島湾、吉井川及び旭川下流域	(3) 基点第623号、点ウ及び基点643号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第621号 岡山市東区正儀・南水門町界に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町亀岩 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 基点第643号 岡山市東区西幸西テイカ(株)工場敷地堤防東角に設置した標識 点ウ 基点第643号から基点第622号見通し線と、基点第623号から基点第621号見通し線との交差点
4 漁場の区域 次に掲げる(1)の区域のうち(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第672号及び基点第827号を結んだ直線、基点第634号及び基点第642号を結んだ直線、基点第804号及び基点第805号を結んだ直線、基点第802号及び点アを結んだ直線、基点第835号及び基点第836号を結んだ直線並びに児島湾、吉井川及び旭川の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 点の位置 基点第634号 岡山市東区西大寺浜旧永安橋東詰下流基部に設置した標識 基点第642号 岡山市東区西大寺中3丁目旧永安橋西詰下流基部に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正儀マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識 基点第802号 岡山市中区江並三蟠港北防波堤突端に設置した標識 基点第804号 岡山市北区小橋2丁目京橋東詰下流基部に設置した標識 基点第805号 岡山市北区京橋町京橋西詰下流基部に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台 基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台 基点第836号 岡山市南区築港元町岡山港東防波堤南西角に設置した	(4) 基点第801号及び基点第828号を結んだ直線、点エ及び基点第829号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第801号 岡山市中区沖元百間川樋門南西角に設置した標識 基点第828号 岡山市南区高島北端地藏岩に設置した標識 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識 点エ 岡山市中区新築港新岡山港西防波堤突端北東角に設置した標識

(5) 点ア、イ及を結んだ直線と防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

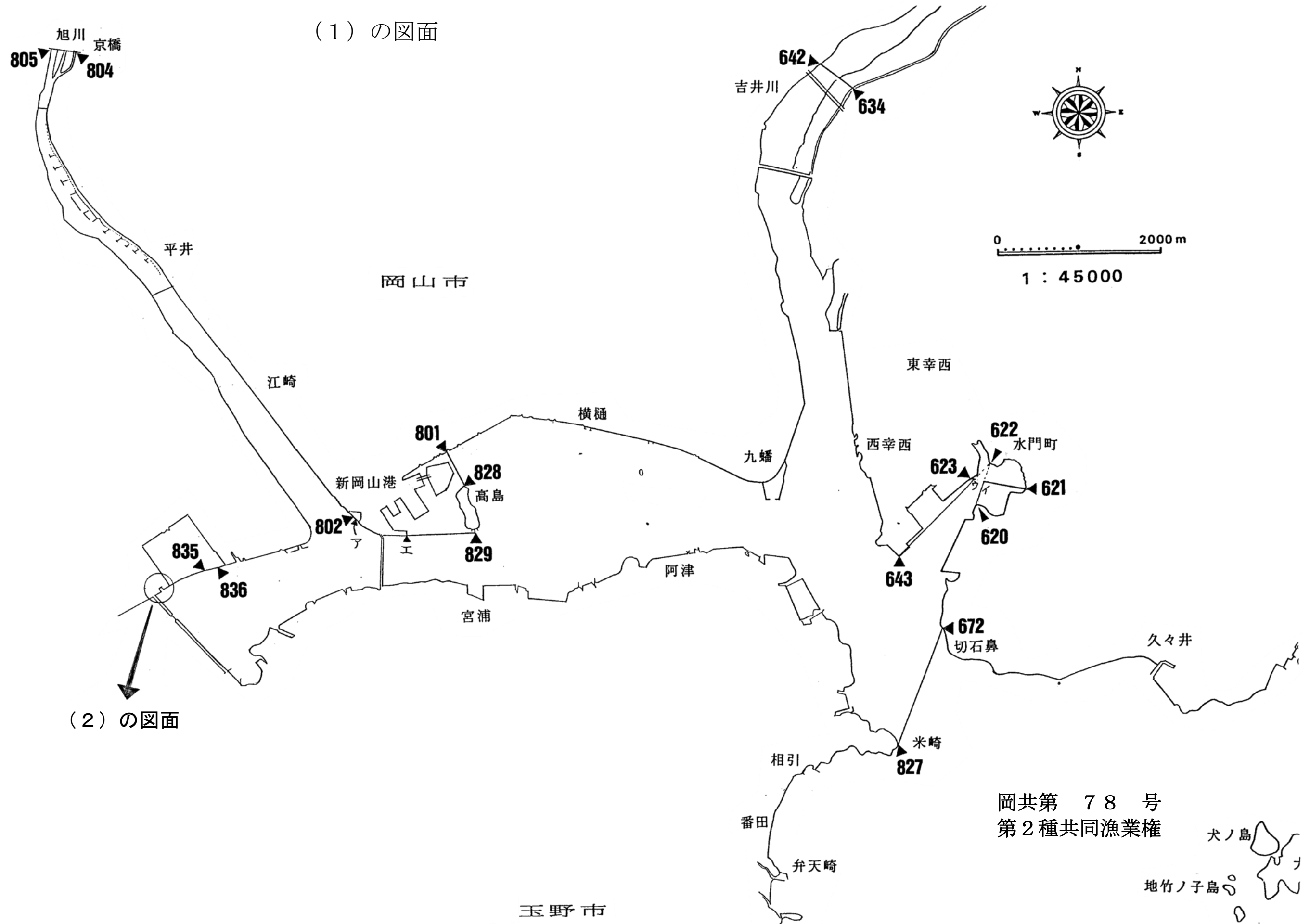
点の位置

点ア 岡山市南区築港栄町第二号水門東防波堤突端

点イ 岡山市南区築港栄町第二号水門西防波堤突端

5 関係地区 岡山市

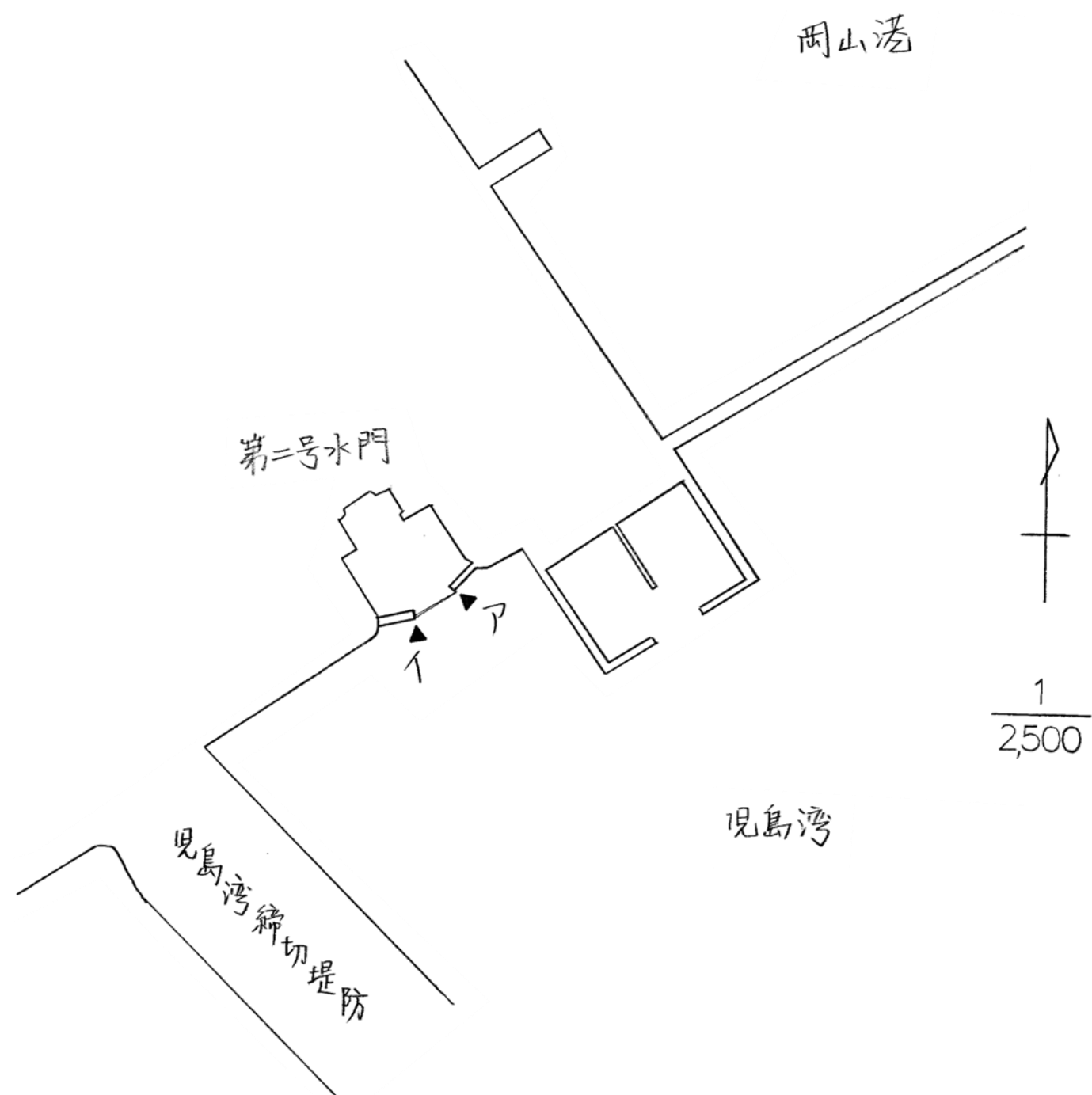
(1) の図面



(2) の図面

岡共第 78 号
第 2 種共同漁業権

(2) の図面



1 免許番号 岡共第79号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第827号、点ア、イ及び基点第838号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、
河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識
基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
点ア 基点第827号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見
通し線上基点第827号から50メートルの点
点イ 基点第838号から真方位152度見通し線（香川県
小豆郡豊島旧虻山高見通し線）と、点アから基点第90
2号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市南区小串

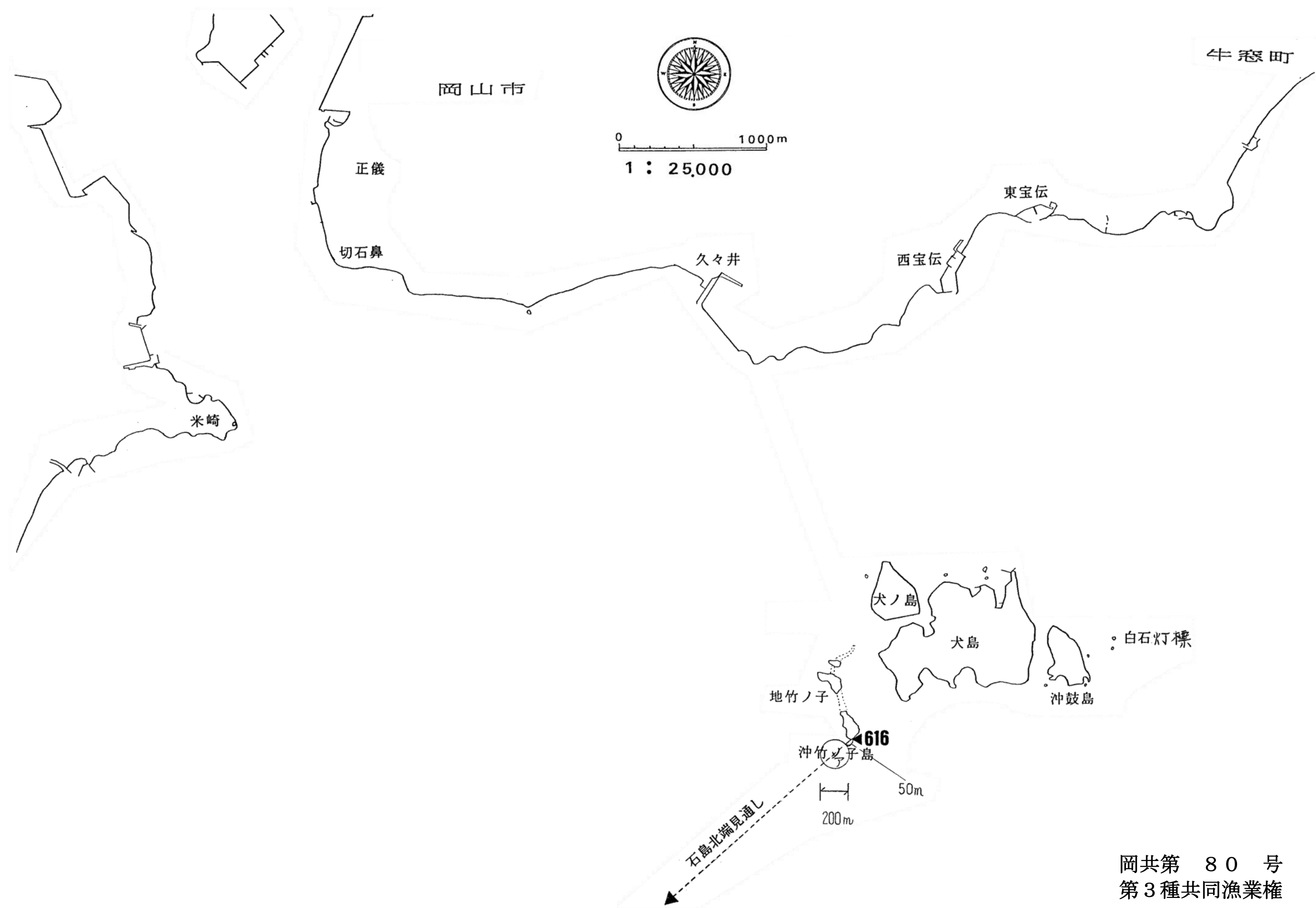
1 免許番号 岡共第80号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
点ア 基点第616号から玉野市石島北端見通し線上基点第
616号から150メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 80 号
第3種共同漁業権

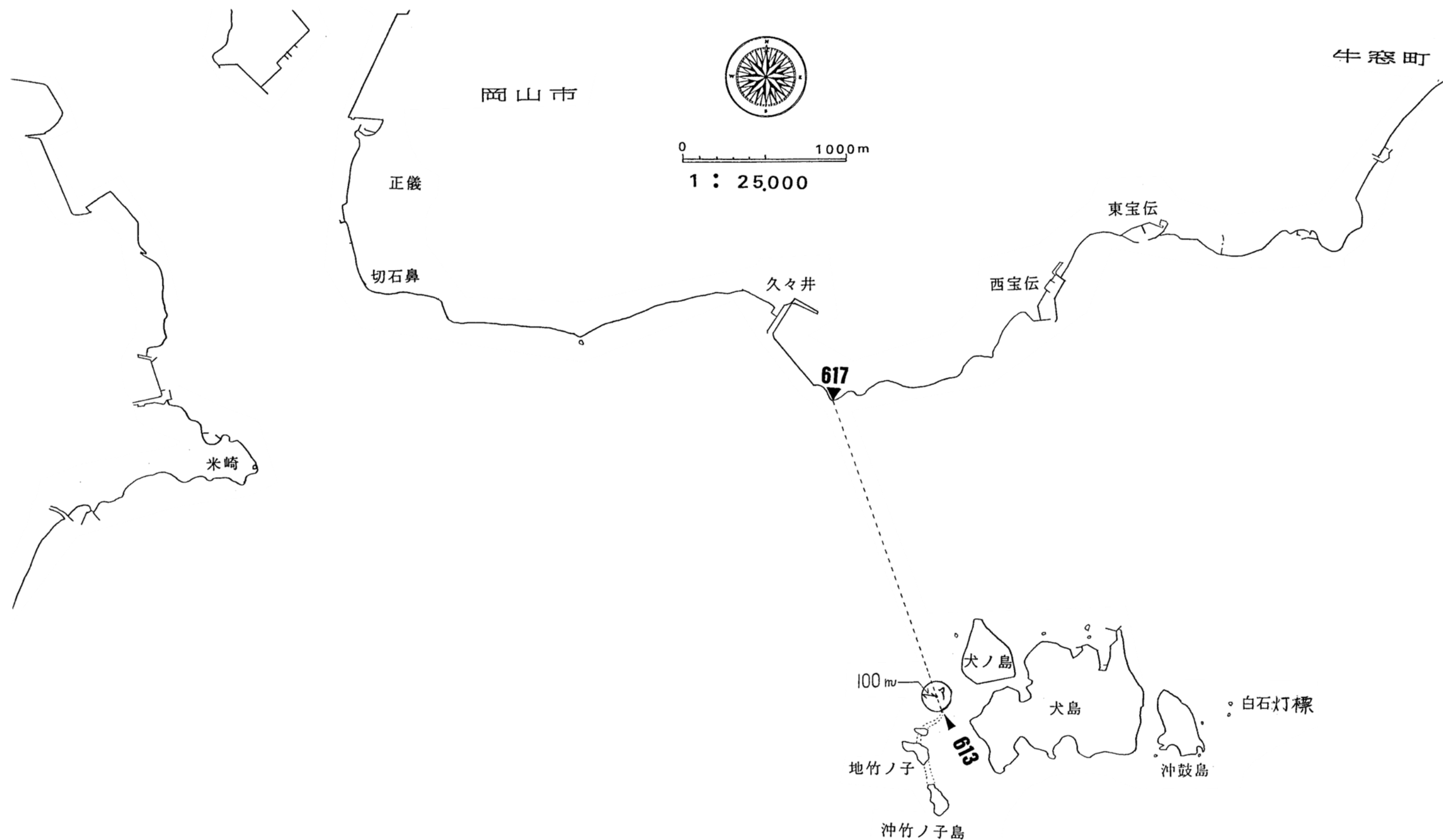
1 免許番号 岡共第81号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島西地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径100メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第613号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北端に設置した標識
基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第613号から基点第617号見通し線上基点第
613号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 81 号
第3種共同漁業権

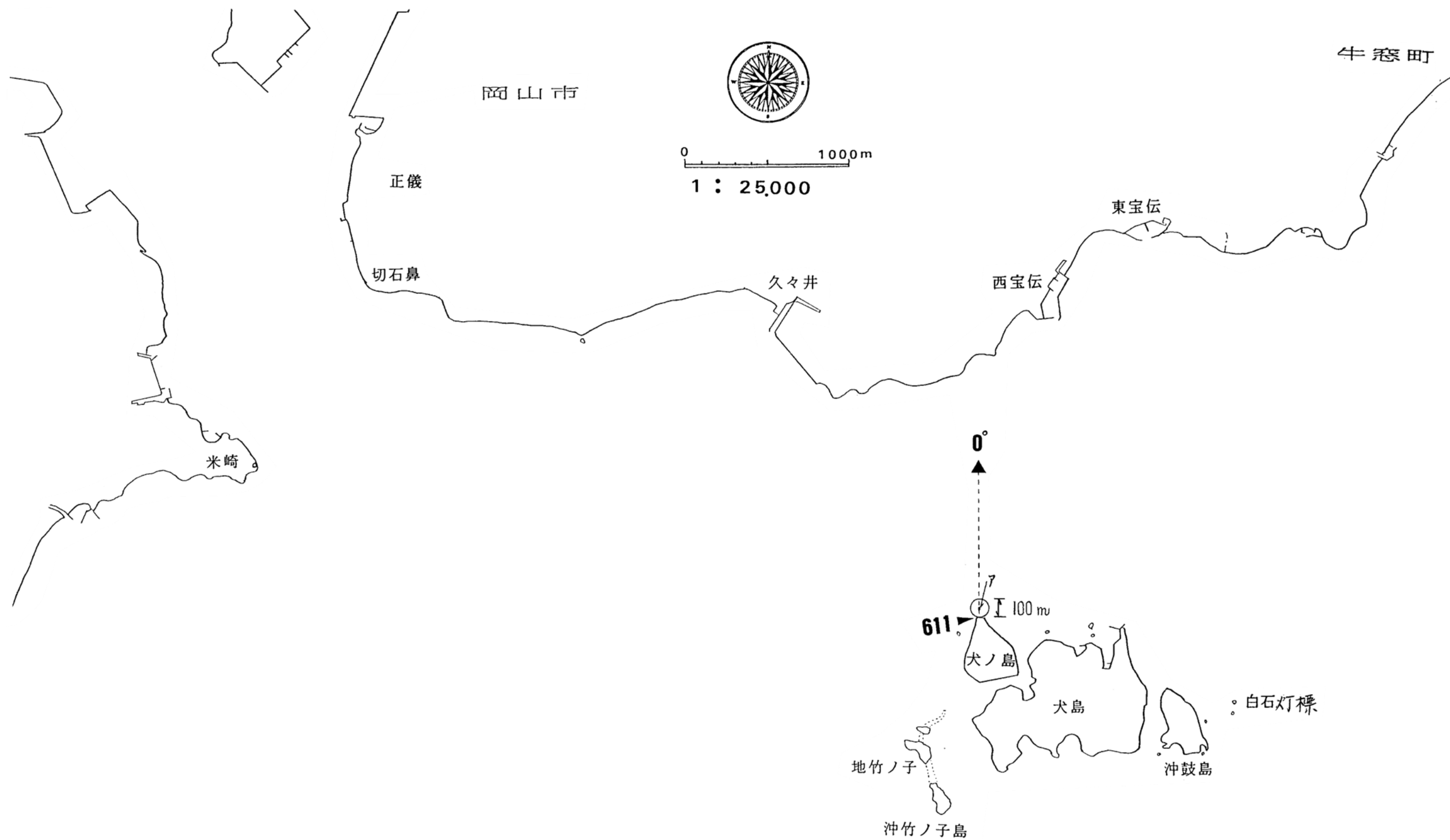
1 免許番号 岡共第82号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区
域
点の位置
基点第611号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
点ア 基点第611号から真方位0度見通し線上基点第61
1号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 82 号
第3種共同漁業権

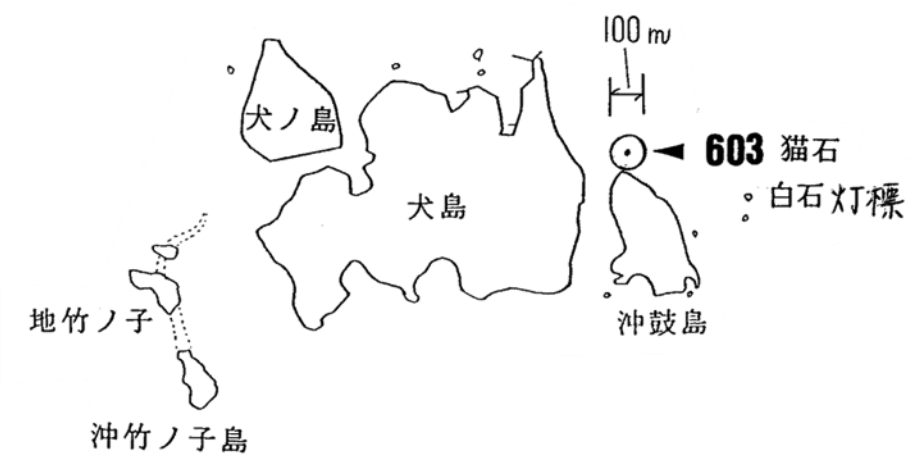
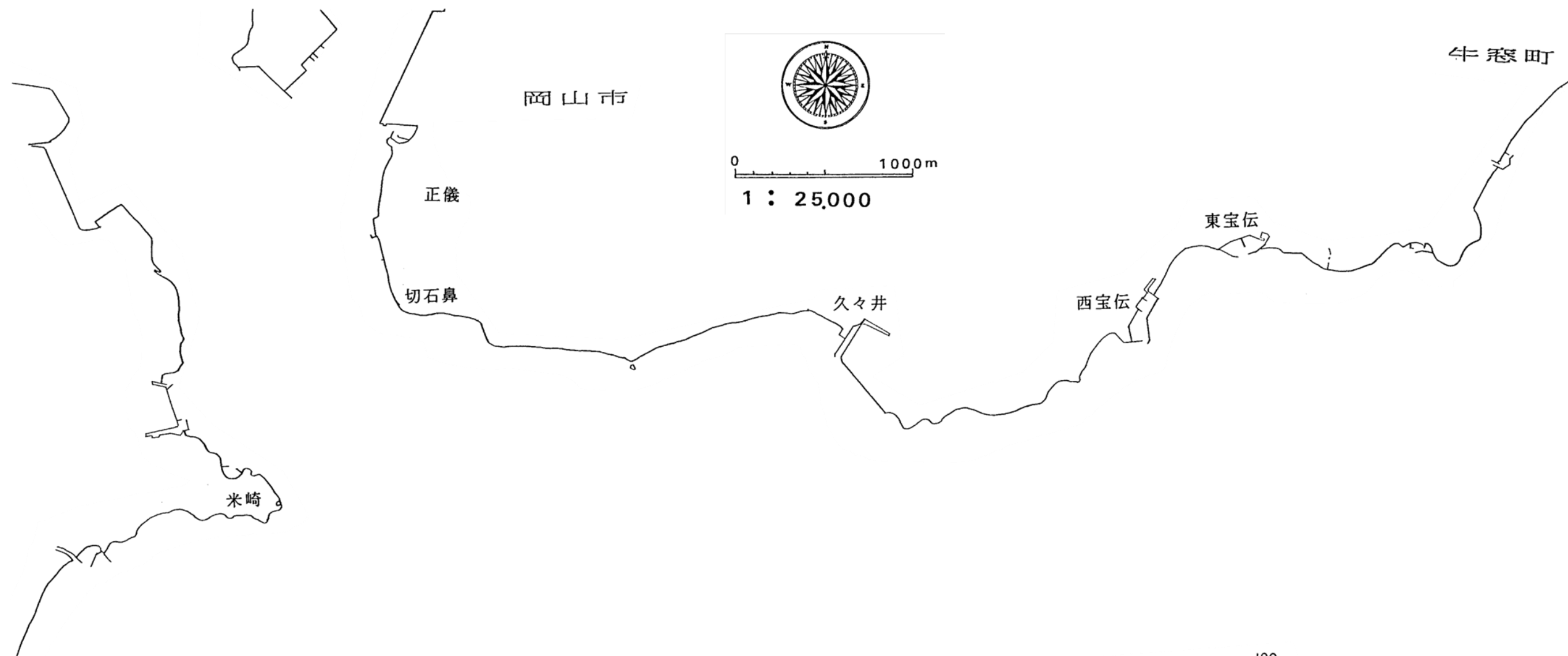
1 免許番号 岡共第83号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島北地先

4 漁場の区域 基点第603号を中心として半径50メートルの円によって
囲まれた区域
点の位置
基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識

5 関係地区 岡山市



岡共第 83 号
第3種共同漁業権

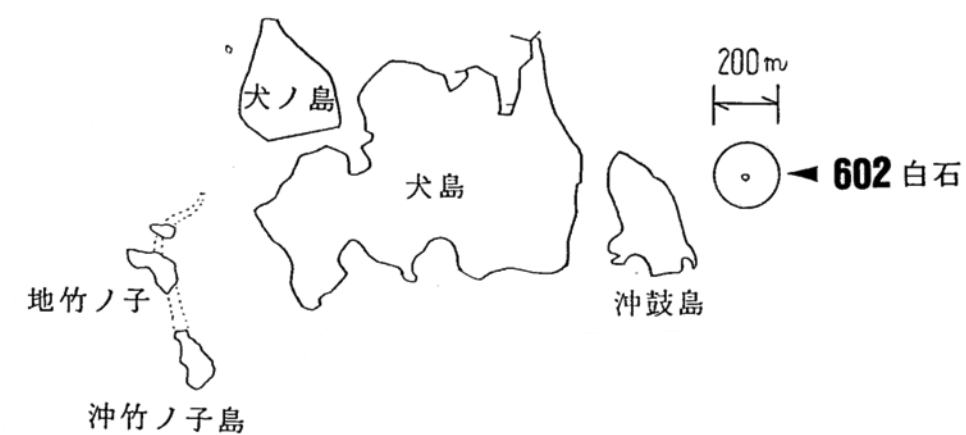
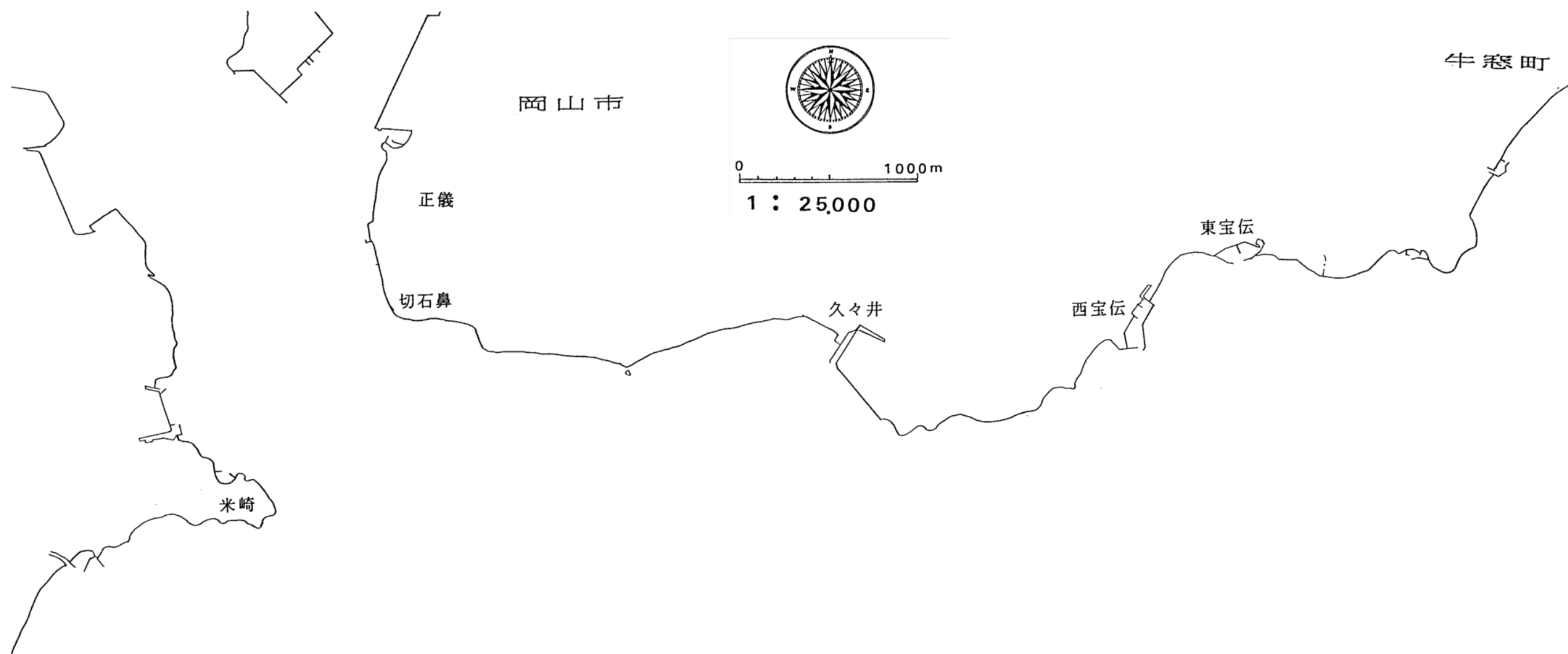
1 免許番号 岡共第84号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島東地先

4 漁場の区域 基点第602号を中心として半径100メートルの円によっ
て囲まれた区域
点の位置
基点第602号 岡山市東区犬島白石中央に設置した標識

5 関係地区 岡山市



岡共第 84 号
第3種共同漁業権

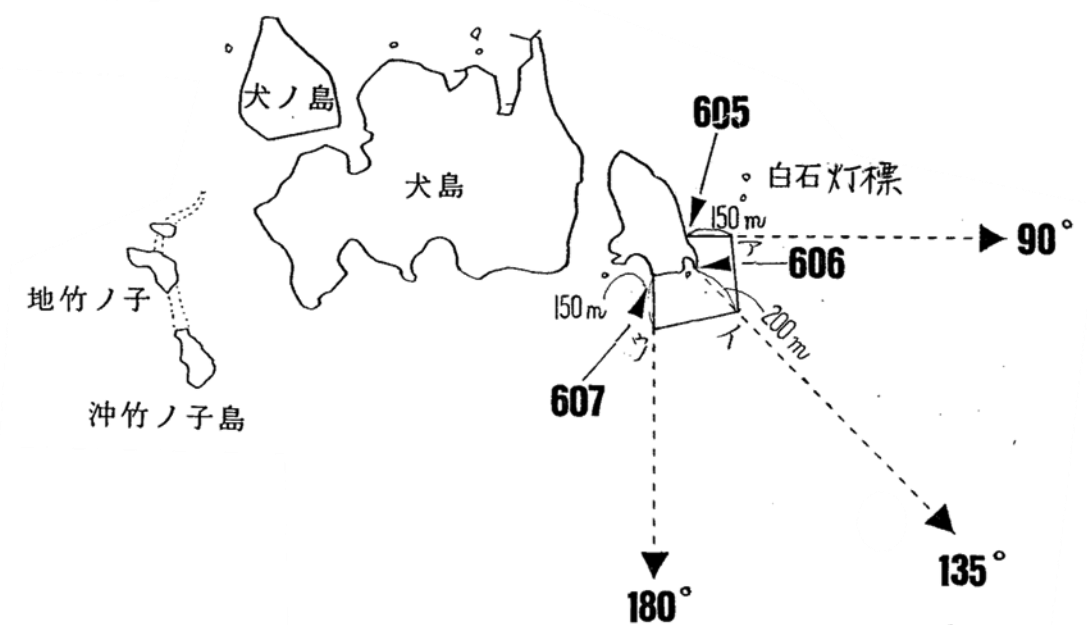
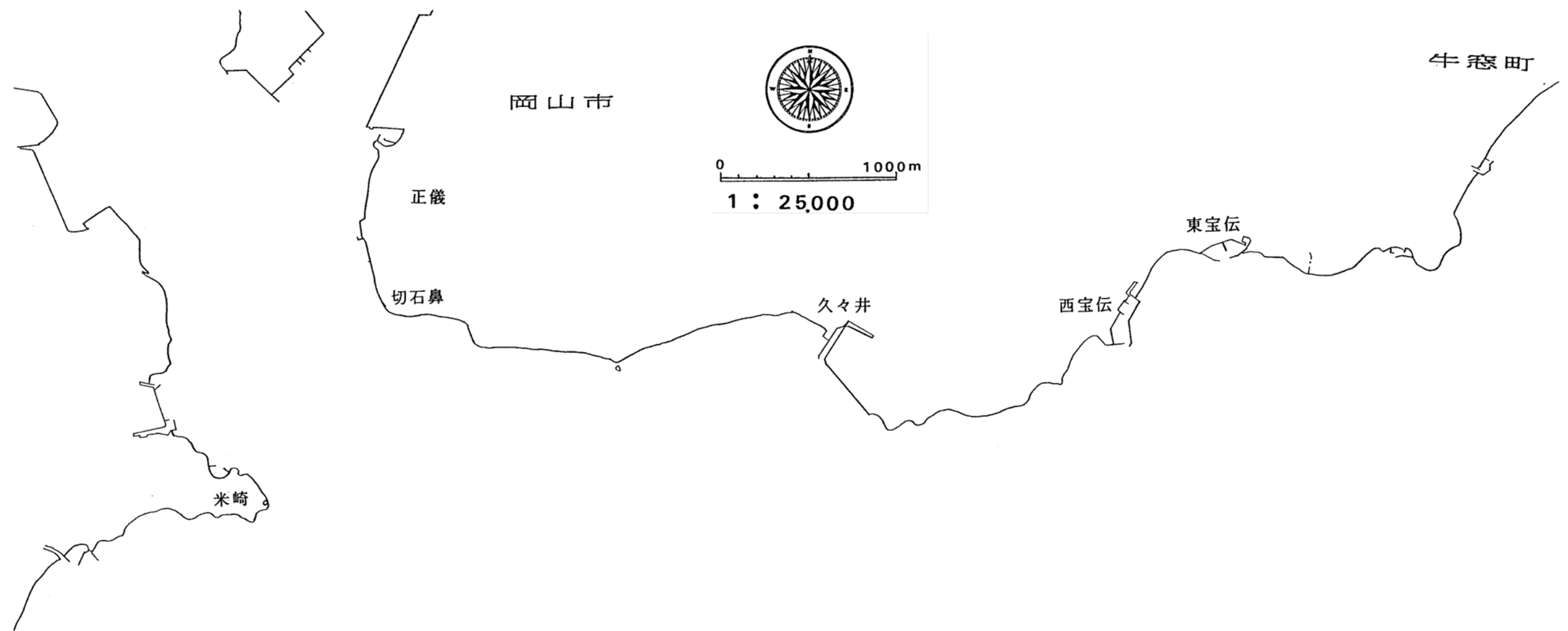
1 免許番号 岡共第85号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖鼓島南地先

4 漁場の区域 基点第605号、点ア、イ、ウ及び基点第607号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第605号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端（基点第606号）から
北へ100メートルの点に設置した標識
基点第606号 岡山市東区犬島沖鼓島南東端に設置した標識
基点第607号 岡山市東区犬島沖鼓島南端に設置した標識
点ア 基点第605号から真方位90度見通し線上基点第6
05号から150メートルの点
点イ 基点第606号から真方位135度見通し線上基点第
606号から200メートルの点
点ウ 基点第607号から真方位180度見通し線上基点第
607号から150メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 85 号
第3種共同漁業権

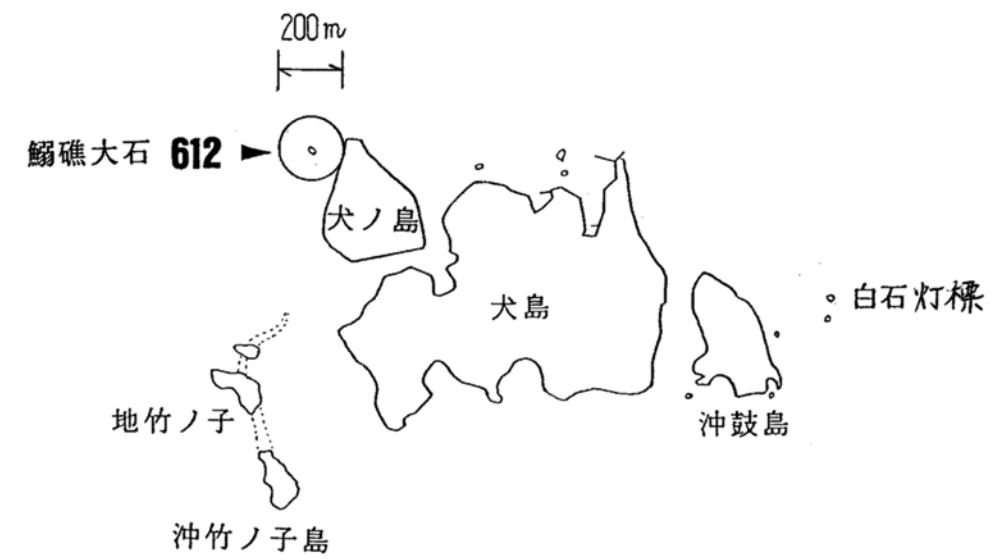
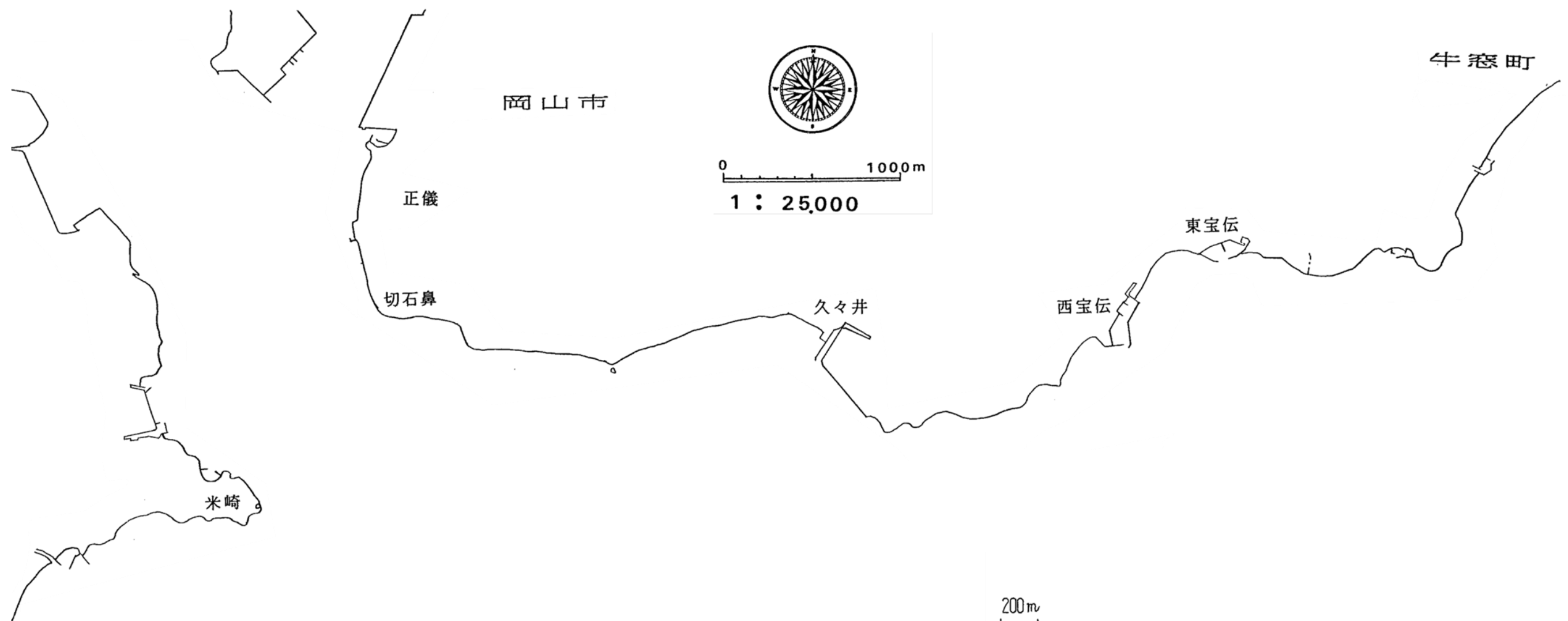
1 免許番号 岡共第86号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北西地先

4 漁場の区域 基点第612号を中心として半径100メートルの円によっ
て囲まれた区域
点の位置
基点第612号 岡山市東区犬島犬ノ島北西鰐礁大石に設置した標識

5 関係地区 岡山市



岡共第 86 号
第3種共同漁業権

基点第639号から50メートルの点

1 免許番号 岡共第87号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島沖竹ノ子島、地竹ノ子島地先

4 漁場の区域 基点第615号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第639号の各点を順次結んだ7直線、基点第640号及び基点第641号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第615号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南東端に設置した標識

基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識

基点第639号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島東端に設置した標識

基点第640号 岡山市東区犬島地竹ノ子島南端に設置した標識

基点第641号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島北西端に設置した標識

基点第645号 岡山市東区犬島地竹ノ子島北西端に設置した標識

点ア 基点第615号から岡山市東区犬島犬ノ島北西端見通し線と、点イから犬ノ島南東端見通し線との交差点

点イ 基点第645号から真方位0度見通し線上基点第645号から100メートルの点

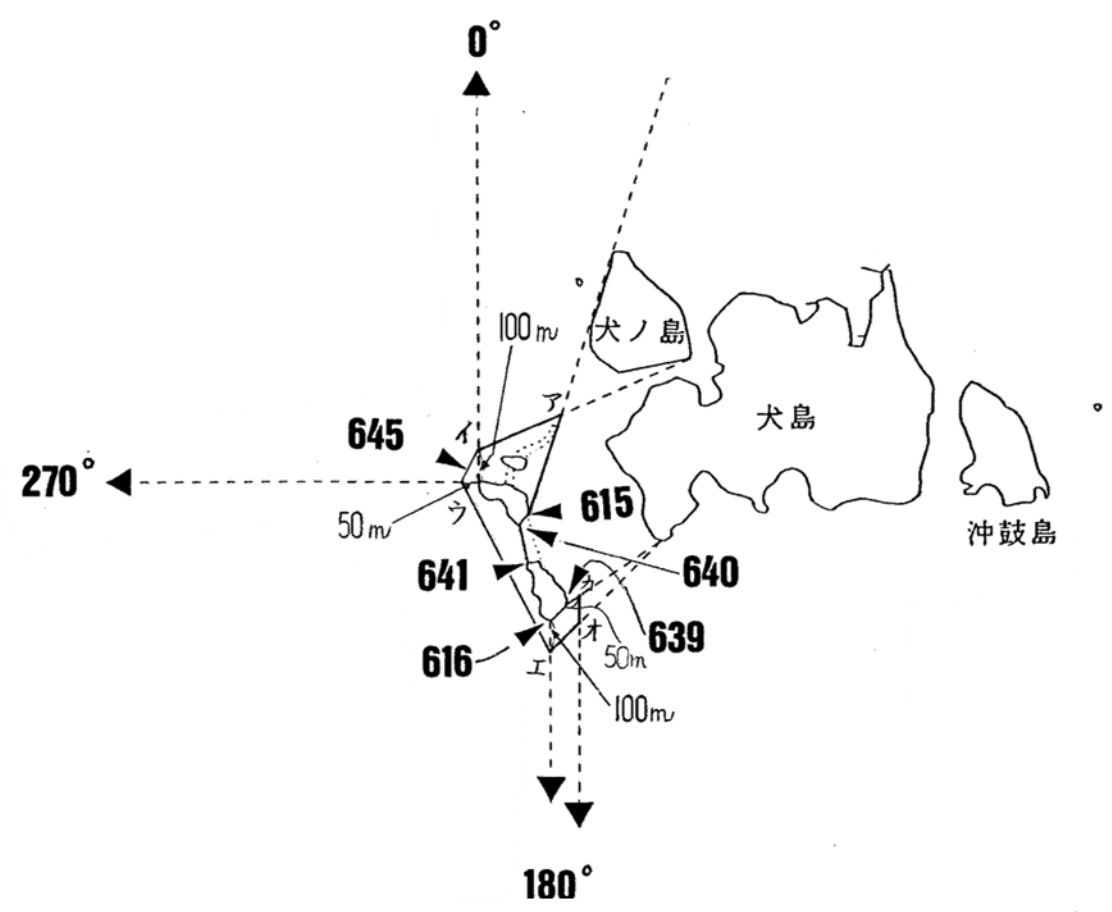
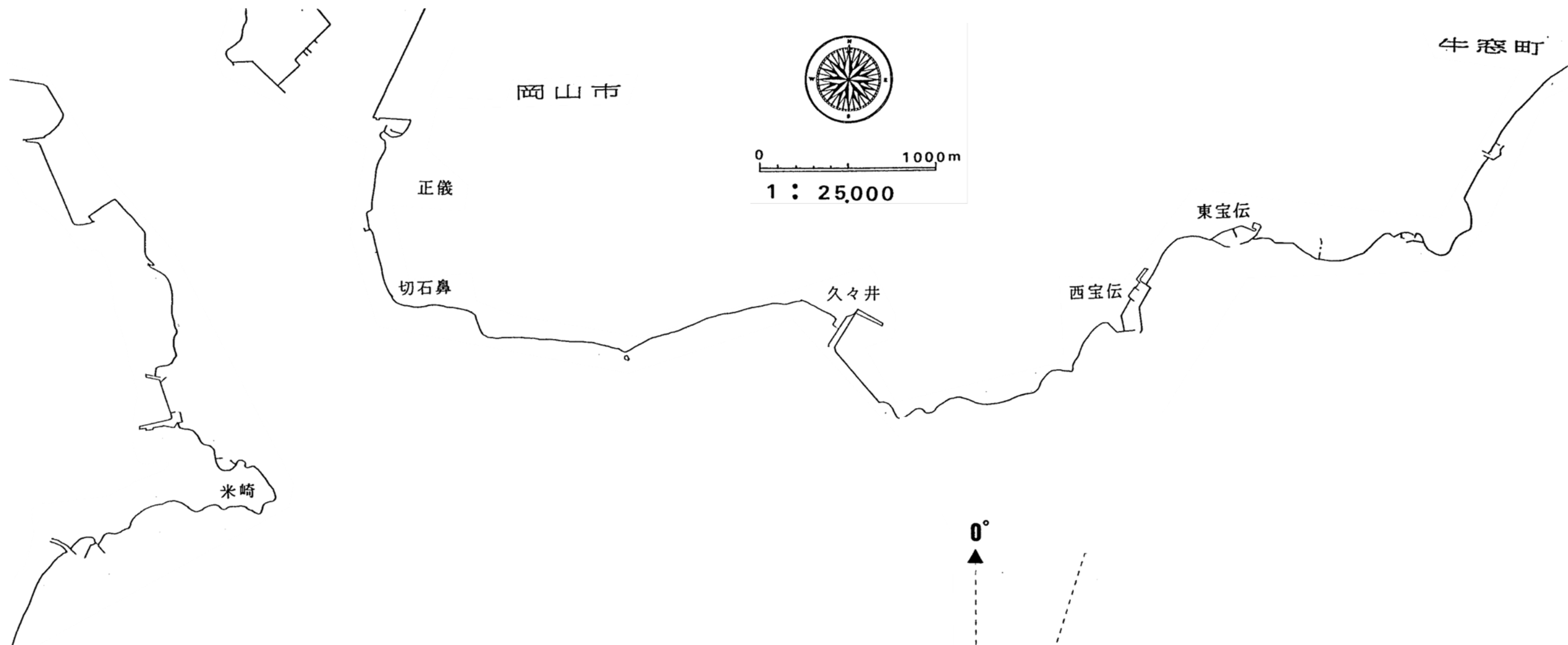
点ウ 基点第645号から真方位270度見通し線上基点第645号から50メートルの点

点エ 基点第616号から真方位180度見通し線上基点第616号から100メートルの点

点オ 点カから真方位180度見通し線と、点エから岡山市東区犬島南西端見通し線との交差点

点カ 基点第639号から岡山市東区犬島南西端見通し線上

5 関係地区 岡山市



岡共第 87 号
第3種共同漁業権

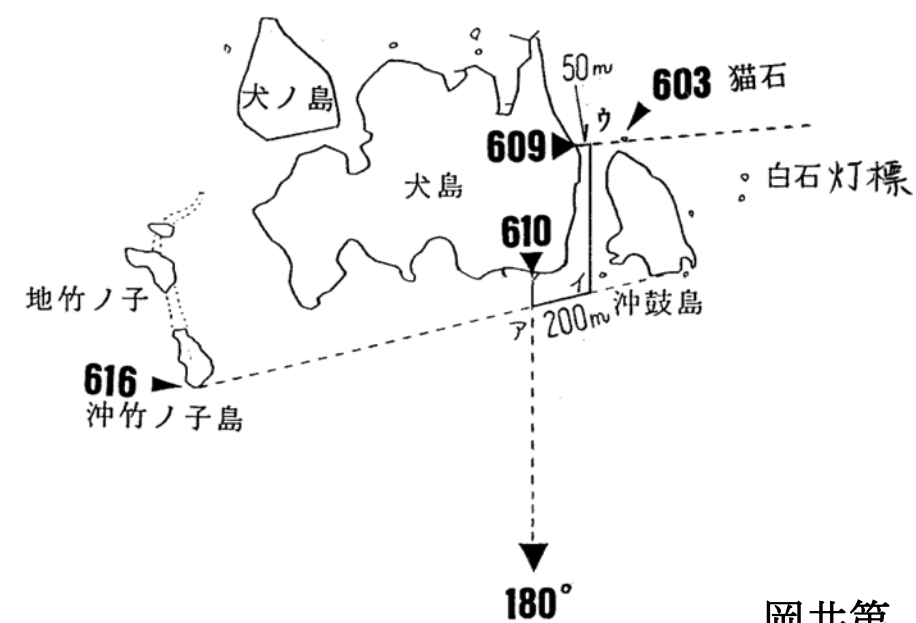
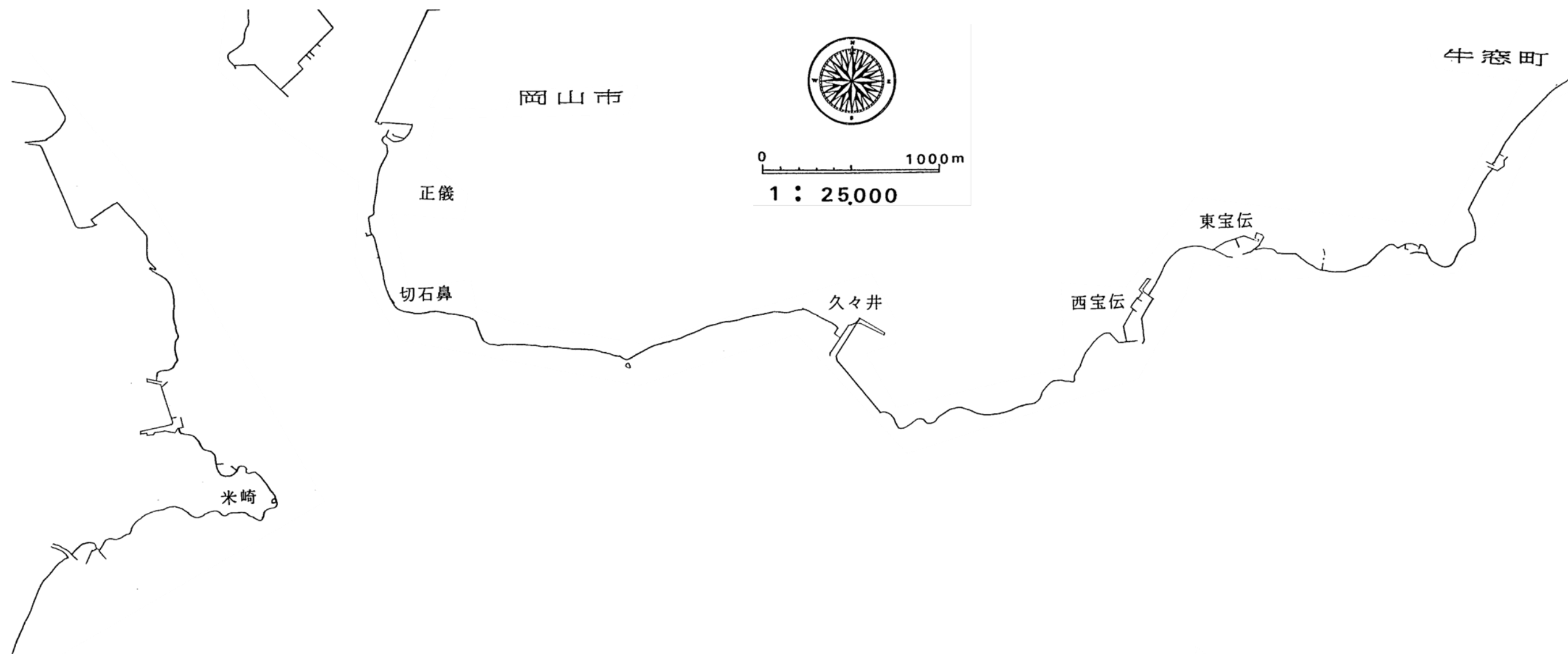
1 免許番号 岡共第88号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島東地先

4 漁場の区域 基点第609号、点ウ、イ、ア及び基点第610号の各点を
順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第603号 岡山市東区犬島沖鼓島猫石北端に設置した標識
基点第609号 岡山市東区犬島鼓の口大石に設置した標識
基点第610号 岡山市東区犬島犬島海水浴場東防波堤突端
基点第616号 岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端に設置した標識
点ア 基点第610号から真方位180度見通し線と、基点
第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し線との
交差点
点イ 基点第616号から岡山市東区犬島沖鼓島南端見通し
線上点アから200メートルの点
点ウ 基点第609号から基点第603号見通し線上基点第
609から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 88 号
第3種共同漁業権

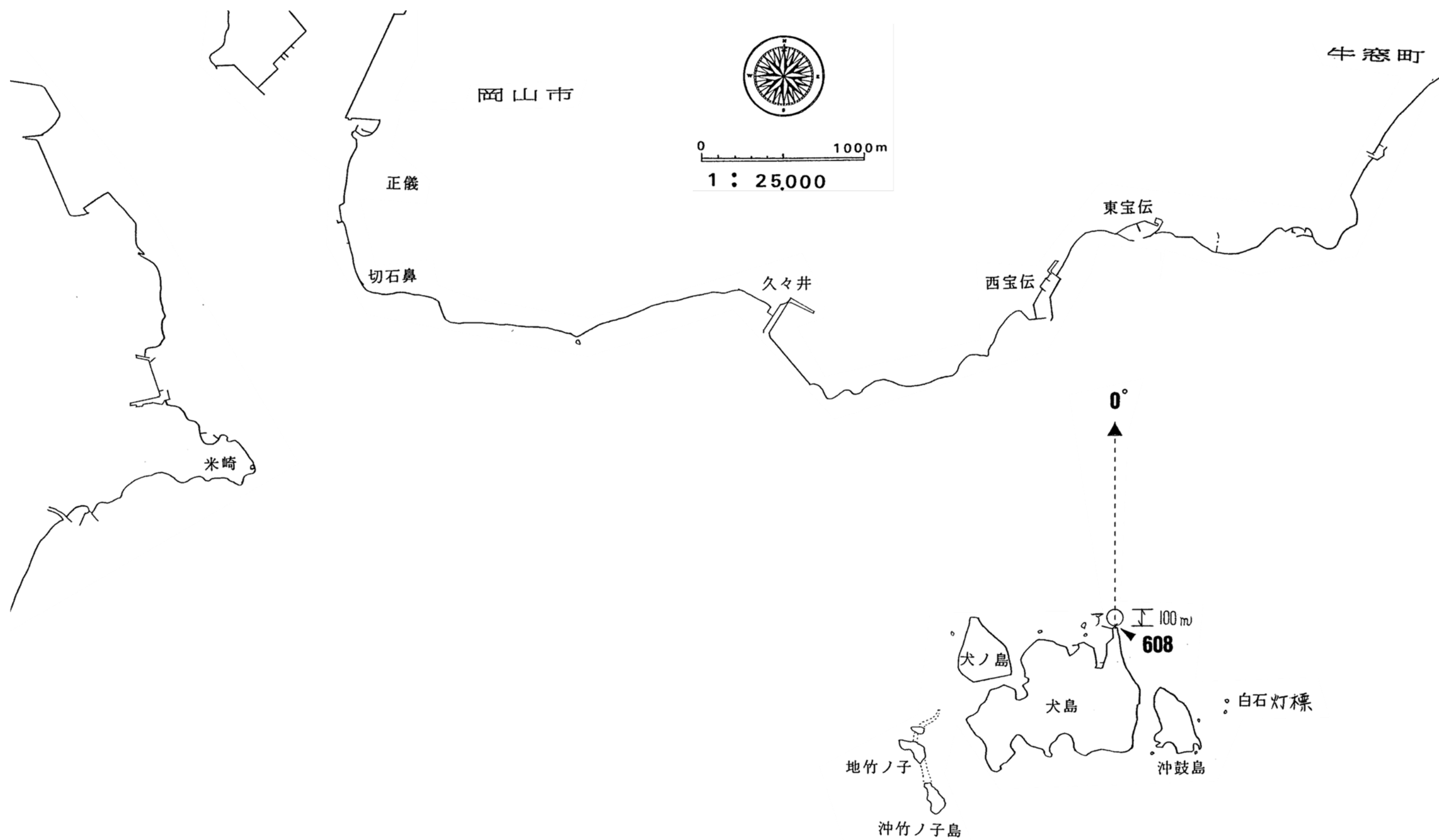
1 免許番号 岡共第89号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先

4 漁場の区域 点アを中心として半径50メートルの円によって囲まれた区
域
点の位置
基点第608号 岡山市東区犬島北端に設置した標識
点ア 基点第608号から真方位0度見通し線上基点第60
8号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 89 号
第3種共同漁業権

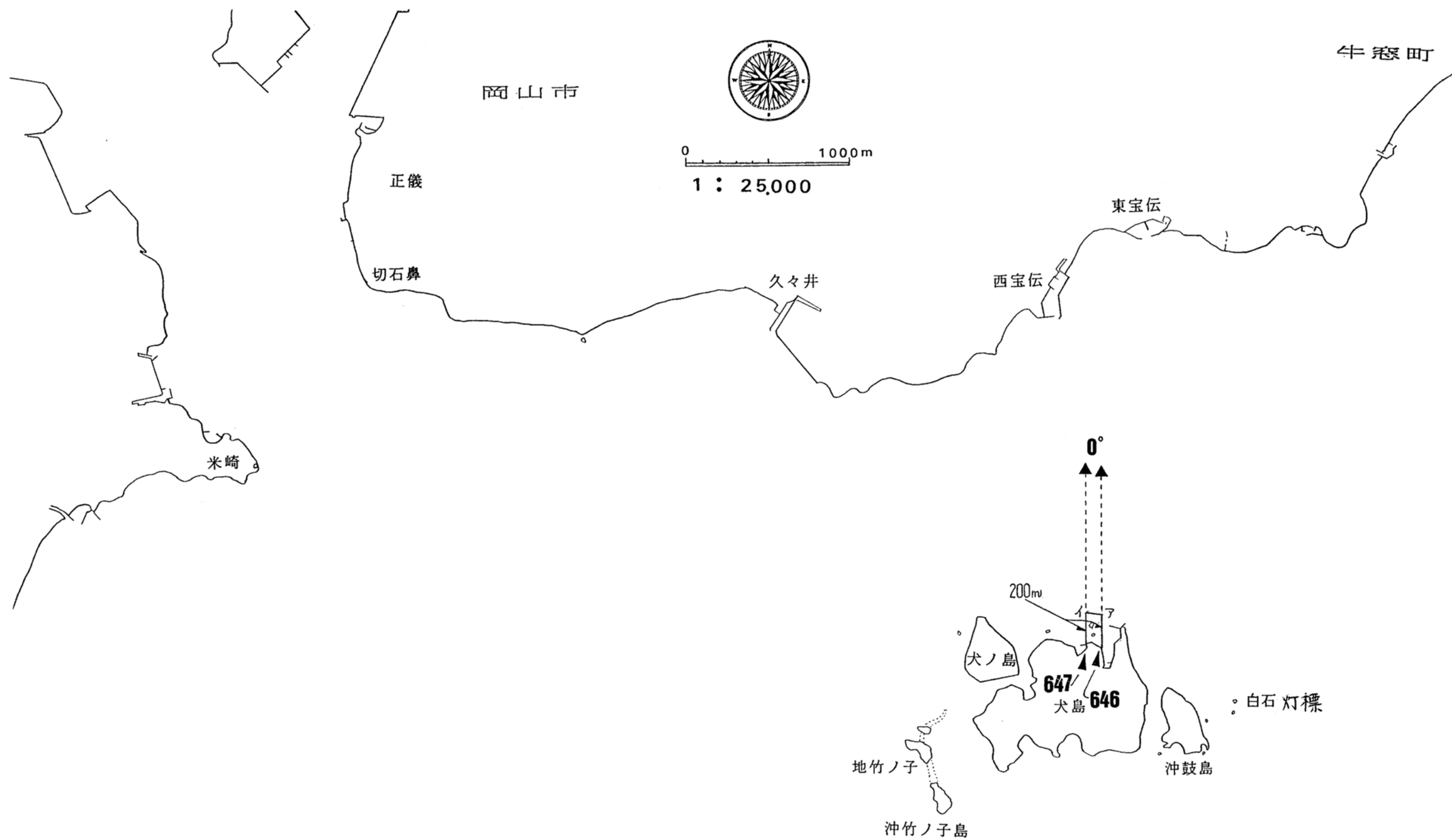
1 免許番号 岡共第90号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島北地先

4 漁場の区域 基点第646号、点ア、イ及び基点第647号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第646号 岡山市東区犬島犬島港西側護岸北端に設置した標識
基点第647号 岡山市東区犬島中の谷東防波堤基部に設置した標識
点ア 基点第646号から真方位0度見通し線上基点第64
6号から200メートルの点
点イ 基点第647号から真方位0度見通し線上基点第64
7号から200メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 90 号
第3種共同漁業権

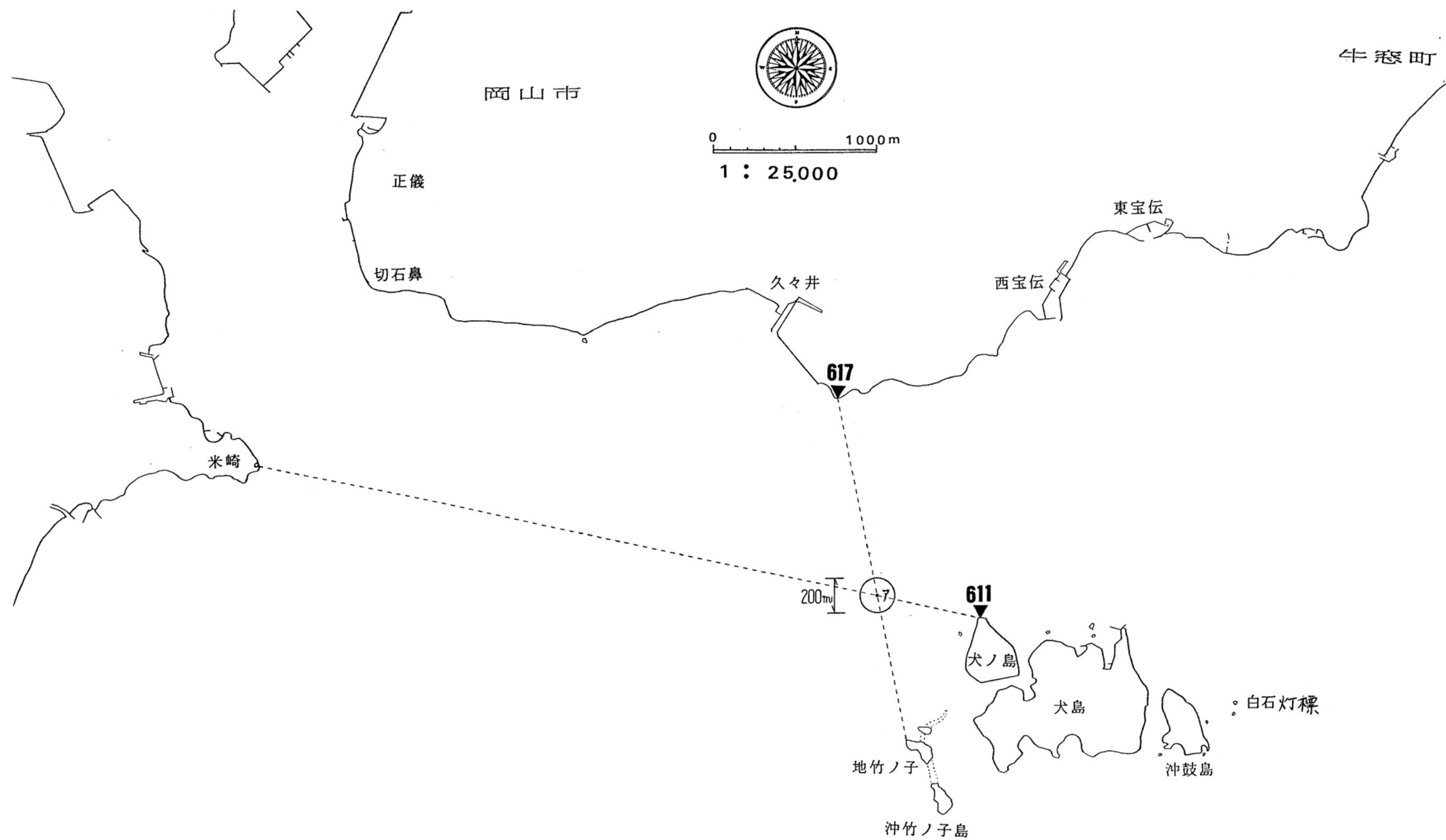
1 免許番号 岡共第9 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市東区犬島犬ノ島北西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第6 1 1号 岡山市東区犬島犬ノ島北端に設置した標識
基点第6 1 7号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識
点ア 基点第6 1 1号から岡山市南区小串米崎灯台見通し線
と、基点第6 1 7号から岡山市東区犬島地竹ノ子島西端
見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 91 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第92号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

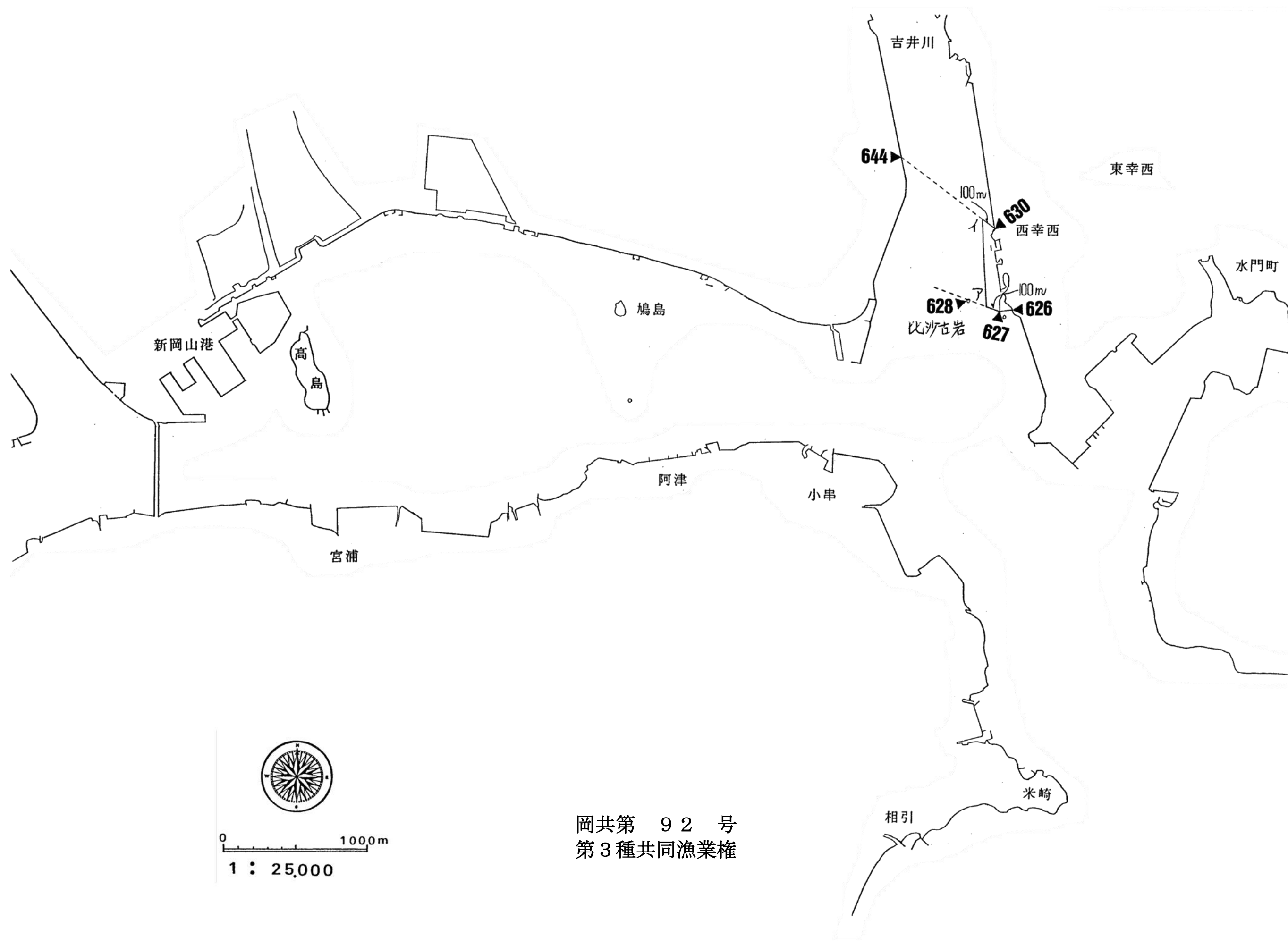
3 漁場の位置 岡山市東区西幸西地先

4 漁場の区域 基点第626号、第627号、点ア、イ及び基点第630号
の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域

点の位置

- 基点第626号 岡山市東区西幸西墓山大岩に設置した標識
- 基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識
- 基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標中央
- 基点第630号 岡山市東区西幸西祇園港防波堤基部に設置した標識
- 基点第644号 岡山市東区九幡九幡水位観測所
- 点ア 基点第627号から基点第628号見通し線上基点第
627号から100メートルの点
- 点イ 基点第630号から基点第644号見通し線上基点第
630号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 92 号
第 3 種共同漁業権

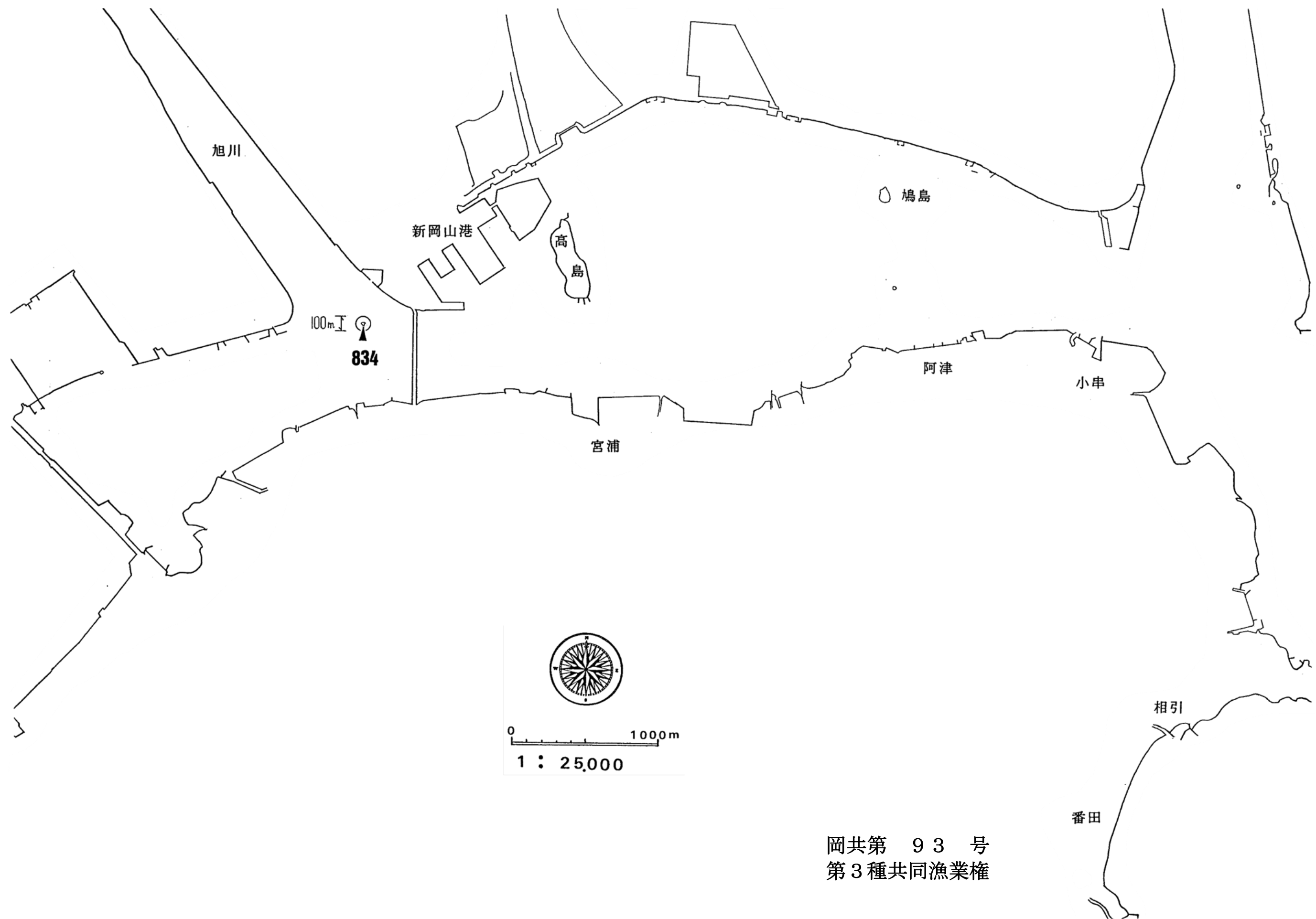
1 免許番号 岡共第93号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市旭川河口域

4 漁場の区域 基点第834号を中心として半径50メートルの円によって
囲まれた区域
点の位置
基点第834号 旭川河口積石石柱

5 関係地区 岡山市



岡共第 93 号
第3種共同漁業権

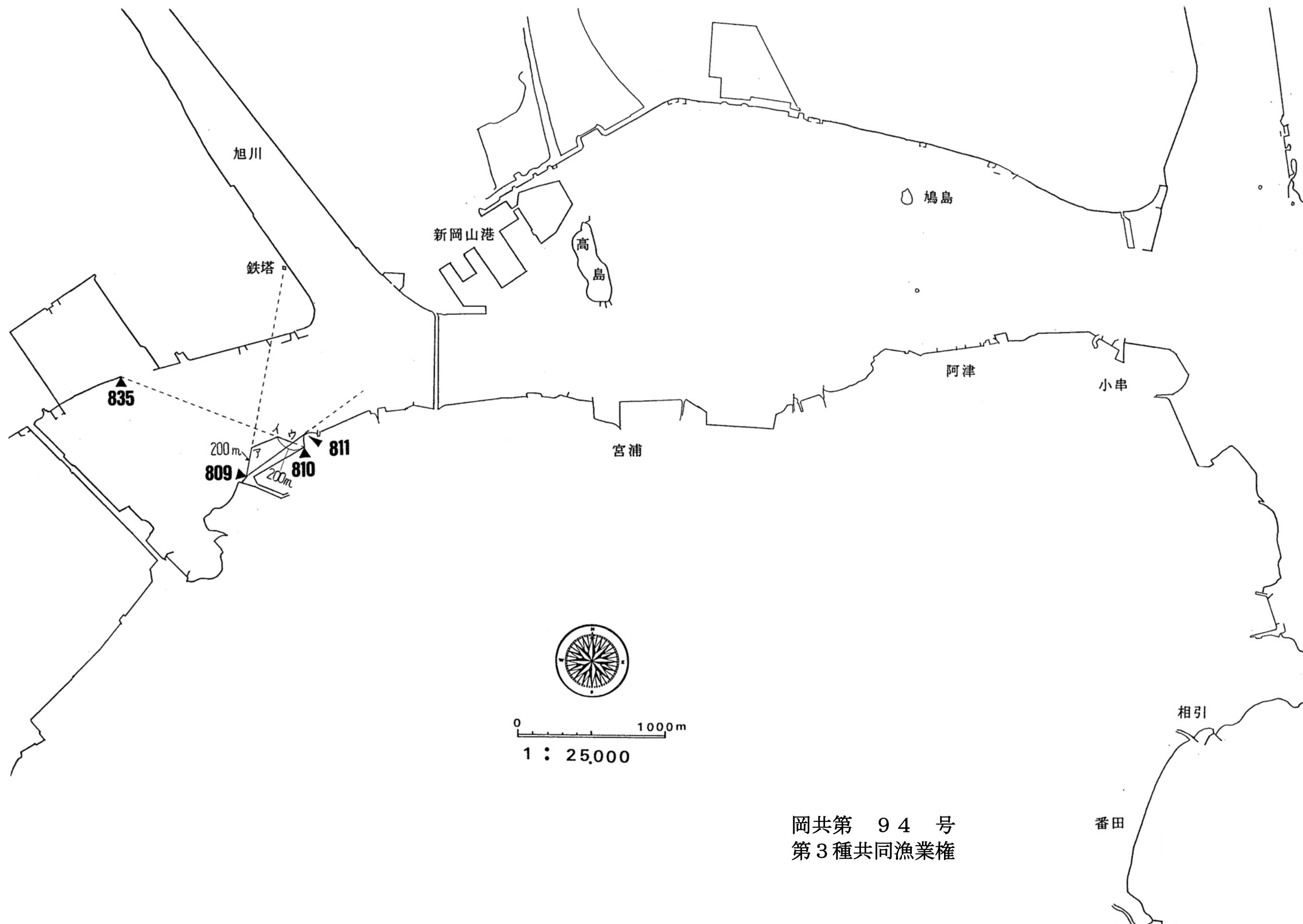
1 免許番号 岡共第94号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区北浦地先

4 漁場の区域 基点第809号、点ア、イ、ウ及び基点第809号の各点を
順次結んだ4直線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第809号 岡山市南区北浦北浦漁港西防波堤突端石柱
基点第810号 岡山市南区北浦箱崎鼻の南西基部樋門北角に設置した
標識
基点第811号 岡山市南区北浦箱崎鼻北西端に設置した標識
基点第835号 岡山市南区築港栄町岡山港西灯台
点ア 基点第809号から岡山市南区海岸通1丁目(株)クラ
レ岡山事業所内送電鉄塔を見通した線上基点第809号
から200メートルの点
点イ 基点第810号から基点第835号見通し線上基点第
810号から200メートルの点
点ウ 基点第809号から基点第811号見通し線と、基点
第810号から基点第835号見通し線との交差点

5 関係地区 岡山市



岡共第 94 号
第3種共同漁業権

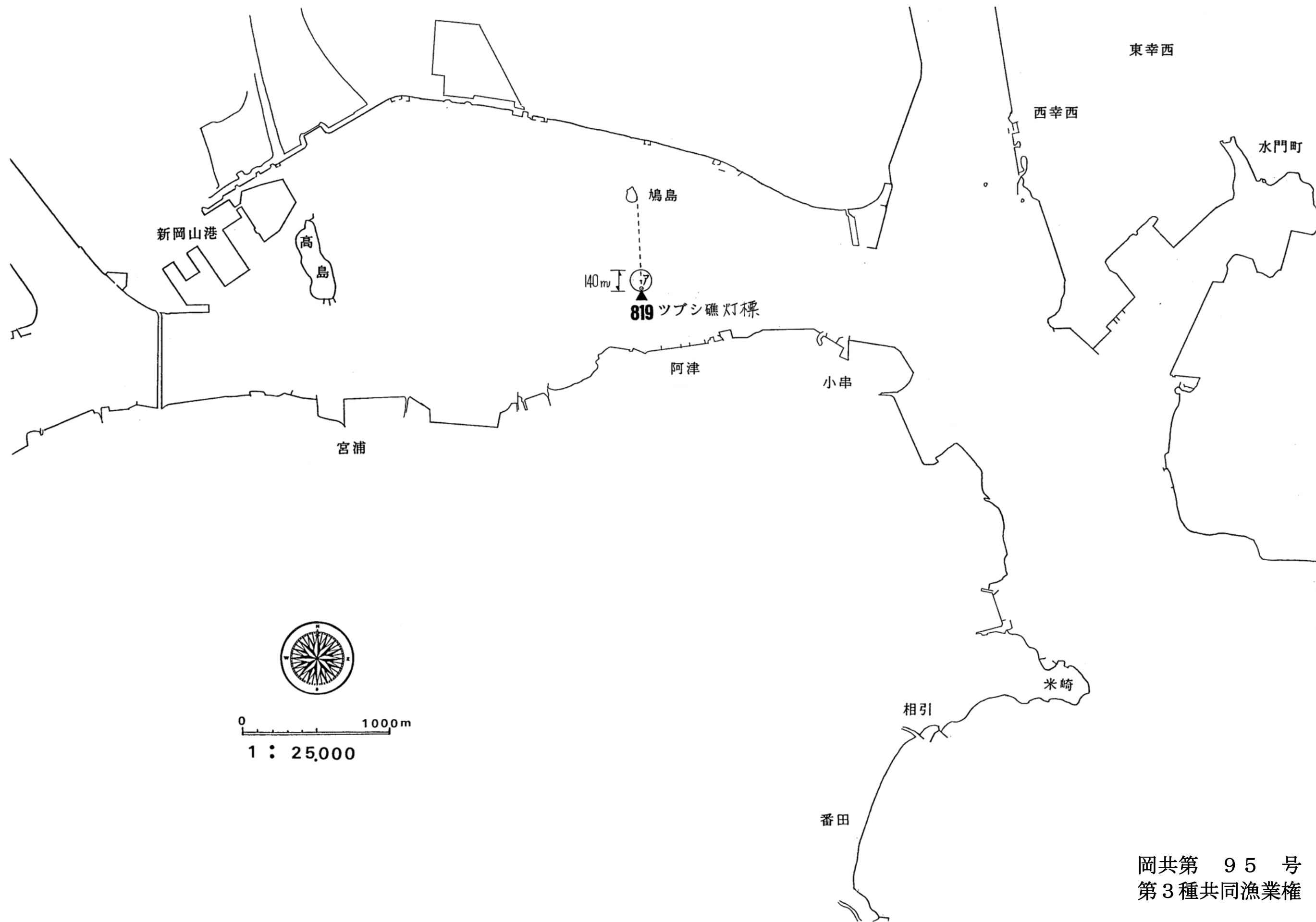
1 免許番号 岡共第95号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区阿津地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径70メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第819号 岡山市南区阿津ツブシ礁灯標
点ア 基点第819号から鳩島東端見通し線上基点第819
号から50メートルの点

5 関係地区 岡山市



1 免許番号 岡共第96号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 基点第825号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第901号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第672号 岡山市東区正義マリンマサギ西護岸北西角に設置した標識

基点第825号 岡山市南区小串西米崎山麓東北端に設置した標識

基点第826号 岡山市南区小串東米崎北端に設置した標識

基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台

基点第854号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識

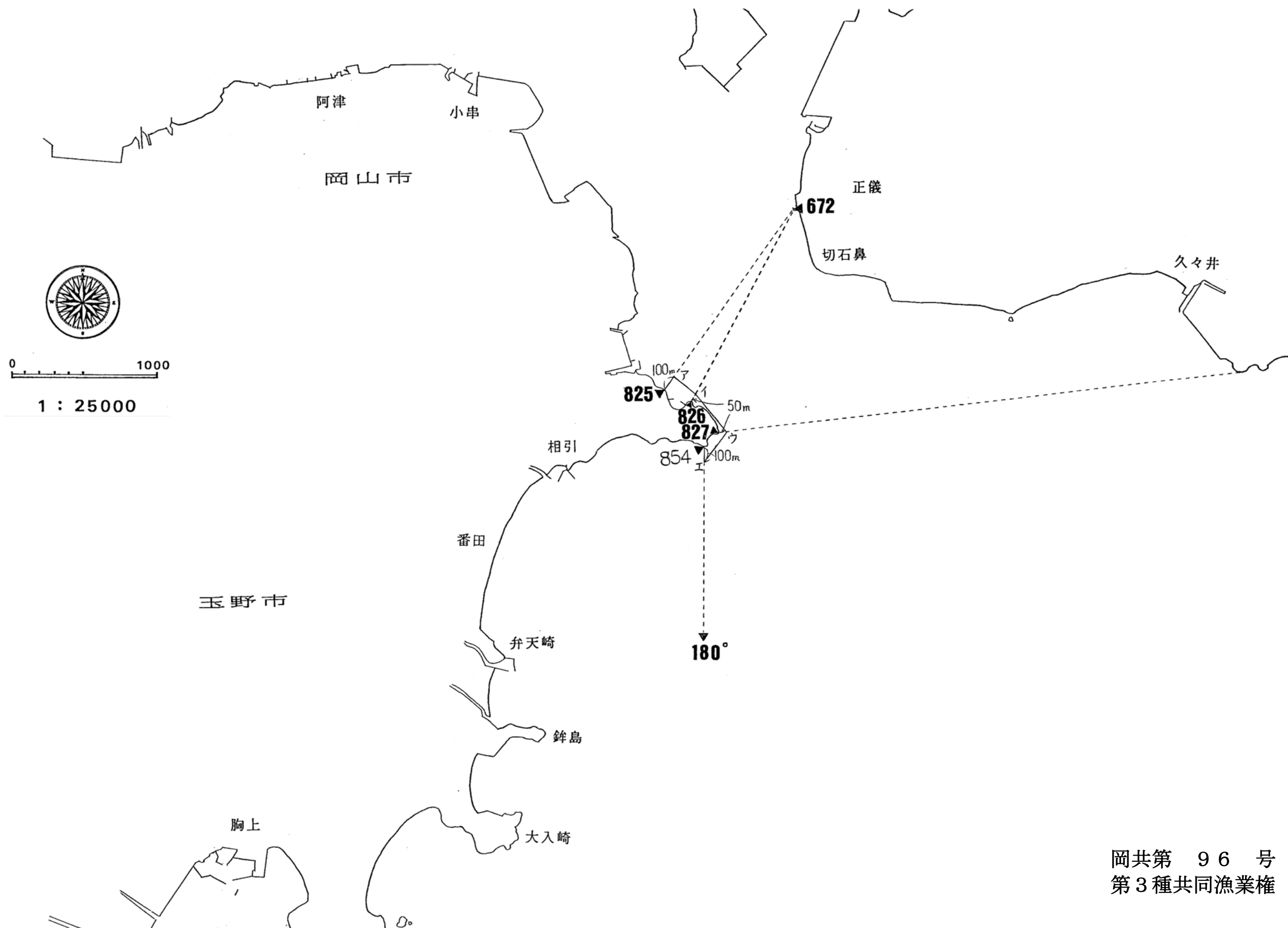
点ア 基点第825号から基点第672号見通し線上基点第825号から100メートルの点

点イ 基点第826号から基点第672号見通し線上基点第826号から50メートルの点

点ウ 基点第827号から岡山市東区久々井大浦鼻見通し線上基点第827号から50メートルの点

点エ 基点第901号から真方位180度見通し線上基点第901号から100メートルの点

5 関係地区 岡山市



岡共第 96 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第97号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上地先

4 漁場の区域 基点第903号、点ア、イ及び基点第907号の各点を順次
結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第903号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

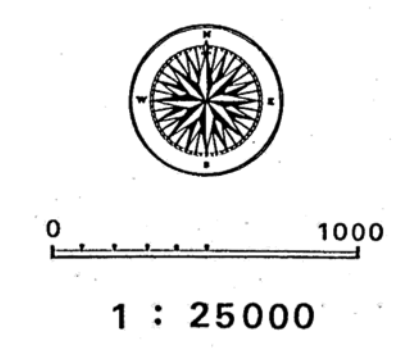
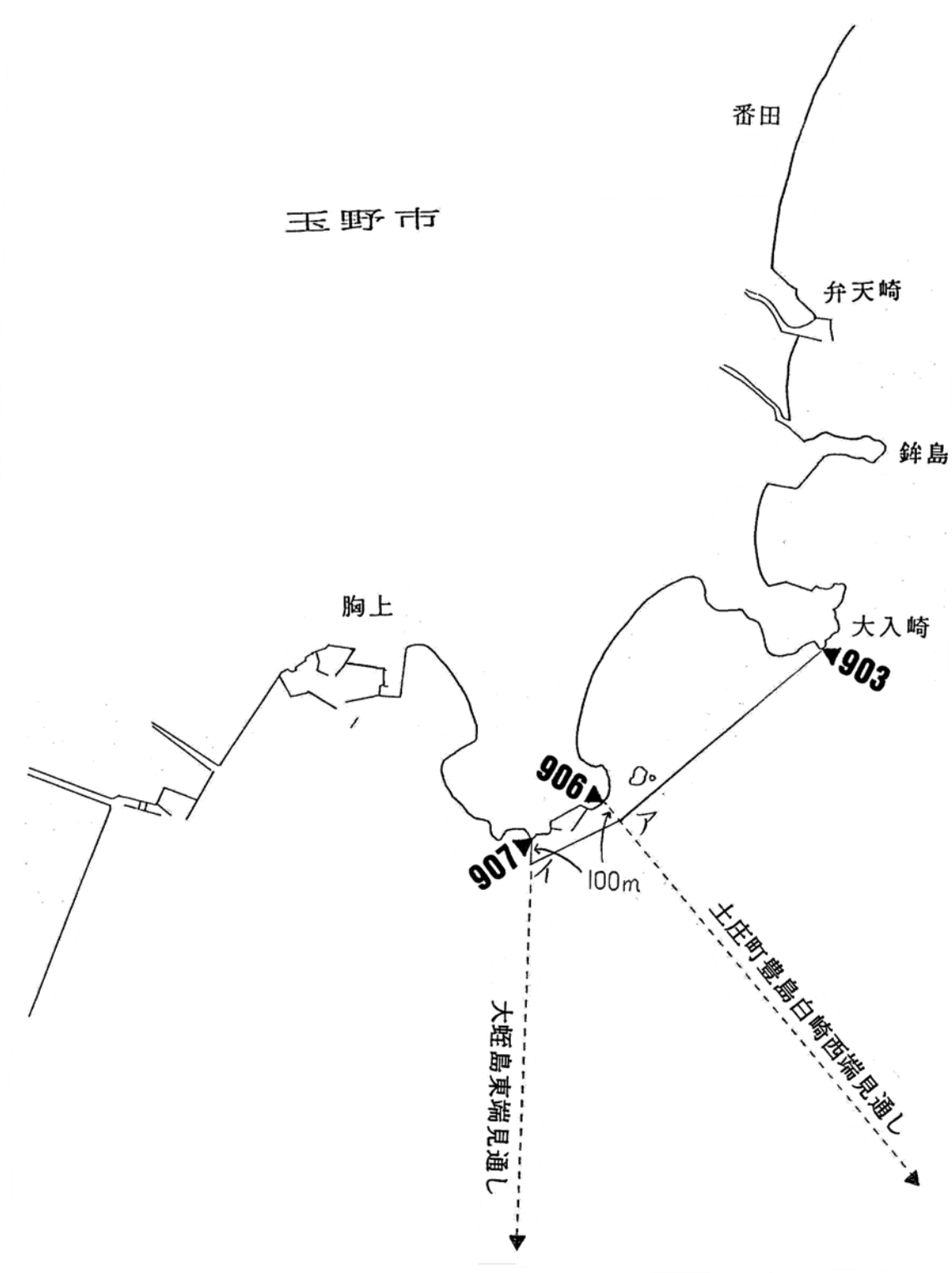
基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

点ア 基点第906号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端
見通し線上基点第906号から100メートルの点

点イ 基点第907号から玉野市大蛭島東端見通し線上基点
第907号から100メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島



岡共第 97 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第98号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市沼地先

4 漁場の区域 基点第1002号、点ア、イ、ウ、基点第910号及び基点
第1005号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第910号 玉野市小蛭島々頂に設置した標識

基点第1002号 玉野市東野崎ごう頭防波堤突端に設置した標識

基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

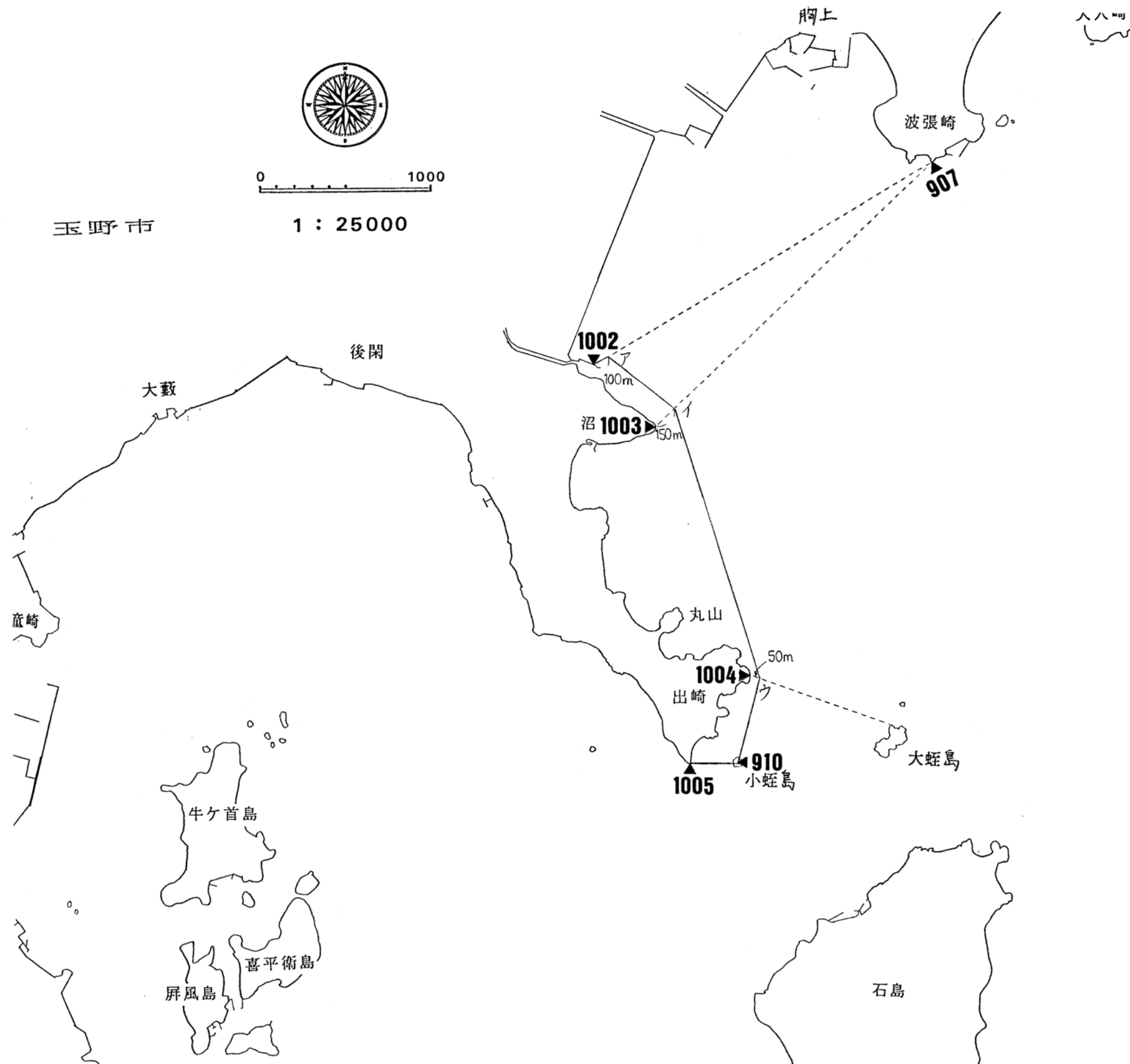
基点第1005号 玉野市沼出崎南端に設置した標識

点ア 基点第1002号から基点第907号見通し線上基
点第1002号から100メートルの点

点イ 基点第1003号から基点第907号見通し線上基
点第1003号から150メートルの点

点ウ 基点第1004号から玉野市大蛭島北端見通し線上
基点第1004号から50メートルの点

5 関係地区 玉野市胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、
出崎



岡共第 98 号
第2種共同漁業権

- 1 免許番号 岡共第99号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで
- 3 漁場の位置 玉野市沼地先
- 4 漁場の区域 基点第1031号、点ア及び基点第1006号を結んだ2直
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1006号 玉野市沼出崎獅子ヶ鼻突端に設置した標識
基点第1007号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識
基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界）
点ア 基点1006号から基点1007号見通し線と基点
1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点
- 5 関係地区 玉野市胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、
出崎

1 免許番号 岡共第100号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市番田、胸上、岡山市南区小串地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第827号、点ア、イ、ウ、基点第937号及び基点第906号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

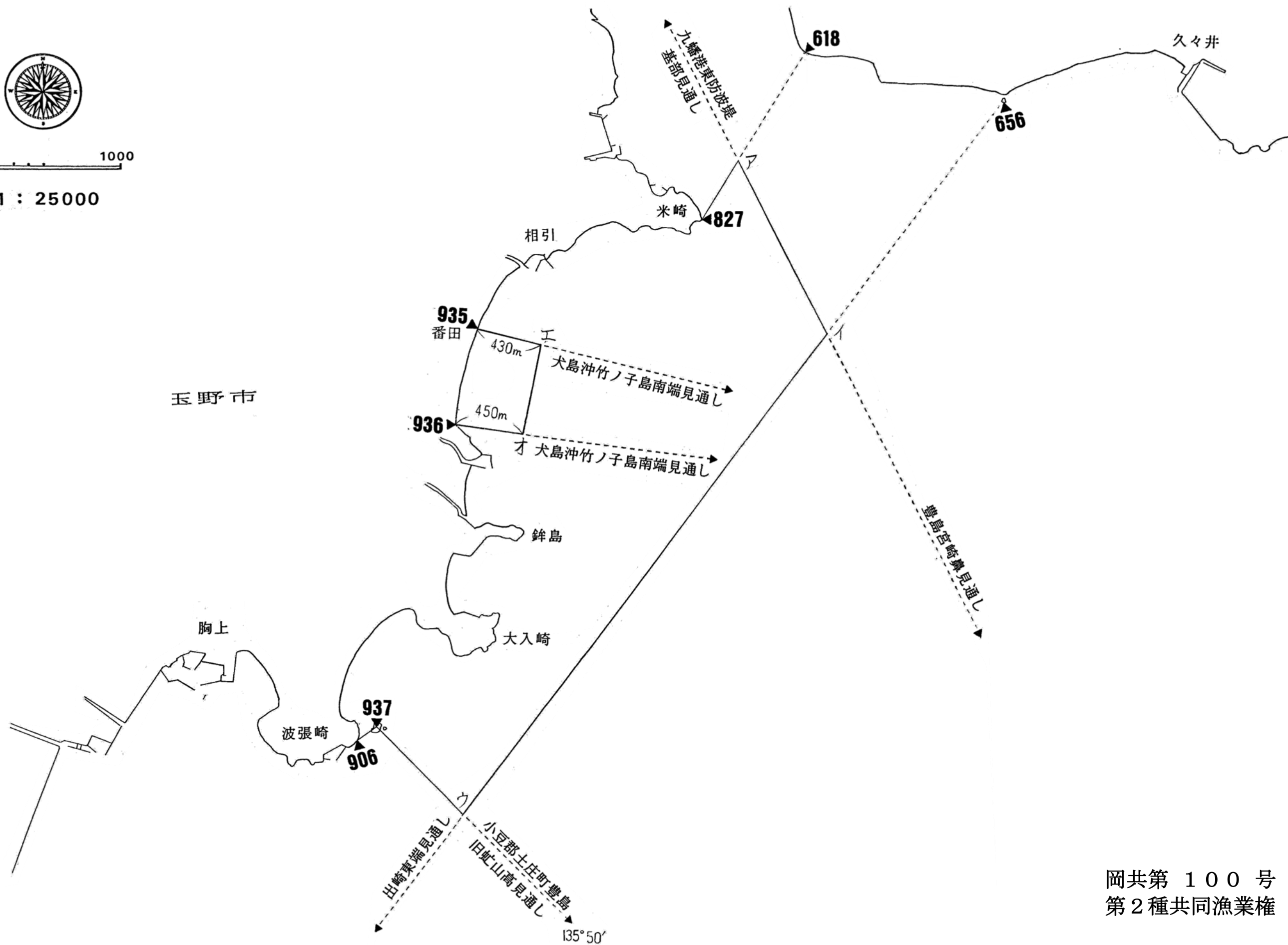
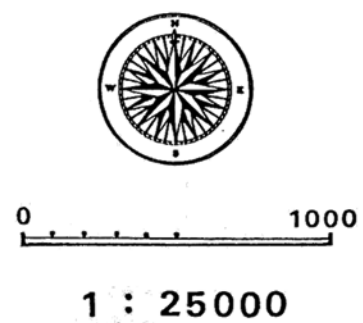
- 基点第618号 岡山市東区正儀切石鼻立石に設置した標識
- 基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識
- 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台
- 基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識
- 基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識
- 点ア 基点第827号から基点第618号見通し線と、岡山市東区九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎鼻見通し線との交差点
- 点イ 岡山市九幡九幡港東防波堤基部燈籠から香川県小豆郡土庄町宮崎鼻見通し線と、基点第656号から玉野市沼出崎東端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第937号から真方位135度50分見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線）と、基点第656号から出崎東端見通し線との交差点

（2）基点第935号、点エ、オ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

- 基点第935号 玉野市番田字鍋脇2972番地先に設置した標識
- 基点第936号 玉野市番田字鍋脇2937番地先に設置した標識
- 点エ 基点第935号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点
- 点オ 基点第936号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川、岡山市南区小串



岡共第 100 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第101号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業 建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 玉野市胸上から沼に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第906号、第937号、点ア、イ、ウ及び基点第908号の各点を順次結んだ5直線、基点第909号、点エ及び基点第1031号の各点を順次結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

基点第656号 岡山市東区正儀金山（飯盛岩）南端に設置した標識

基点第906号 玉野市胸上波張崎東側将棋の駒に設置した標識

基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識

基点第908号 玉野市石島北東岡山県・香川県界に設置した標識

基点第909号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識

基点第937号 玉野市坊子島島頂に設置した標識

基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識

基点第1031号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界）

点ア 基点第937号から真方位135度50分見通し線（香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線）と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点

点イ 基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西端見通し線と、基点第1004号から基点第656号見通し線との交差点

点ウ 基点第908号から真方位60度見通し線と、基点第907号から香川県小豆郡土庄町豊島后飛崎西

端見通し線との交差点

点エ 基点第909号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第1031号から玉野市後閑投石見通し線との交差点

（2）基点第923号、点ア、イ及び基点第928号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第923号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ140メートルの点に設置した標識

基点第924号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場北東角に設置した標識

基点第928号 玉野市胸上ナイカイ内海塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ570メートルの点に設置した標識

基点第929号 玉野市胸上ナイカイ塩業株式会社本社工場西南端角から東野崎塩田えん堤上南へ790メートルの点に設置した標識

基点第930号 玉野市胸上波張崎南西端に設置した標識

点ア 基点第929号から基点第930号見通し線と、基点第924号から玉野市石島石島港東側防波堤基部見通し線との交差点

点イ 基点第929号から基点第930号見通し線と、基点第928号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎北東端見通し線との交差点

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川

(1) の図面

玉野市

1 : 25000

0 1000

波張崎 907

906

937

135° 50'

基点第65号見通し

1

後閑

大藪

沼

丸山

1031

出崎

1004

小蛭島

大蛭島

60°

908

909

石島

牛ヶ首島

喜平衛島

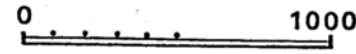
屏風島

野々浜

童崎

田井

岡共第 101 号
第2種共同漁業権



1 : 25 000

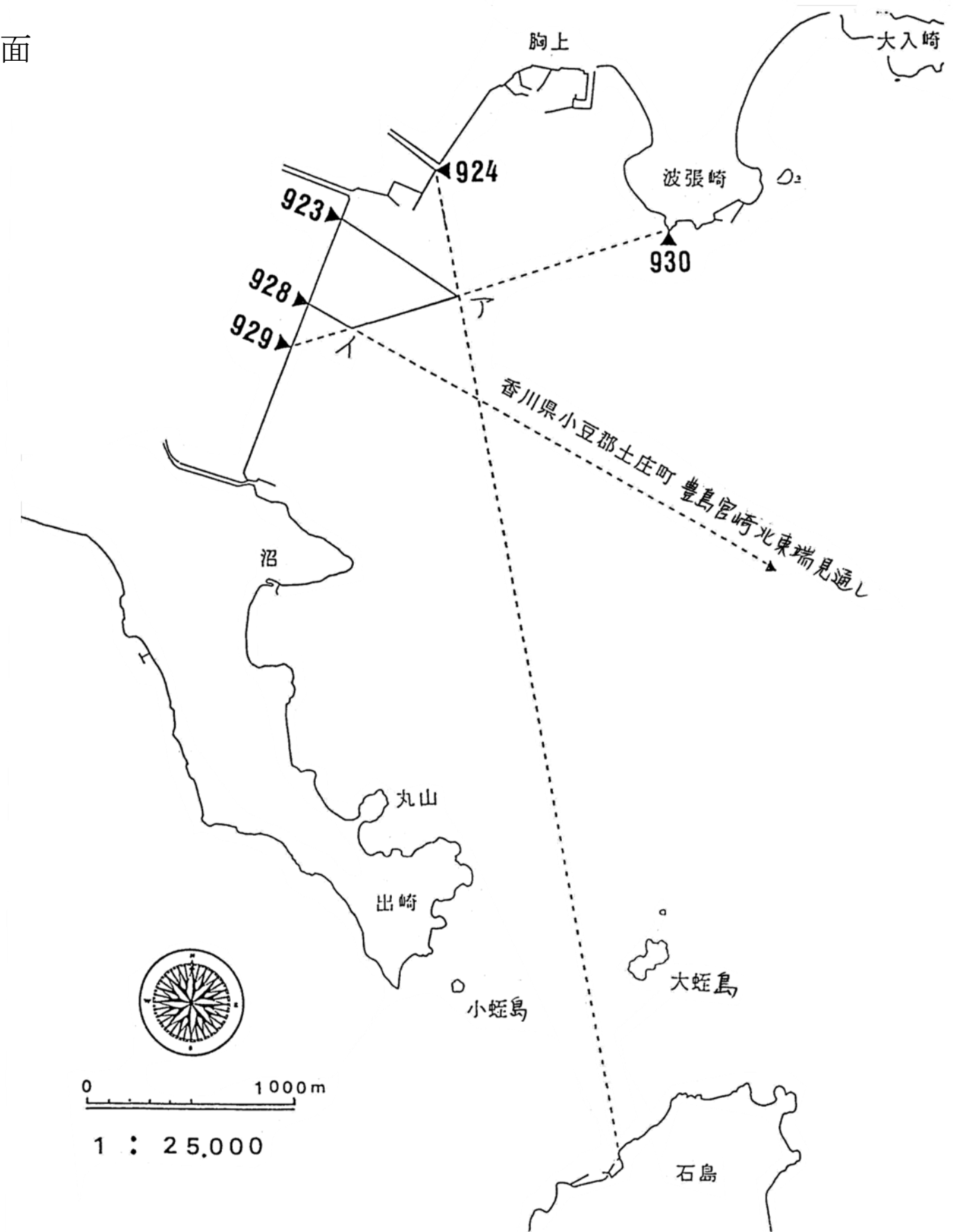
岡共第 101 号
第2種共同漁業権

90

60°

基点,第656号见通し

(2) の図面



1 免許番号 岡共第 1 0 2 号

通し線上基点第 9 3 5 号から 4 3 0 メートルの点
点エ 基点第 9 3 6 号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見
通し線上基点第 9 3 6 号から 4 5 0 メートルの点

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島

3 漁場の位置 玉野市番田地先

4 漁場の区域 次に掲げる（１）の区域のうち（２）に掲げる区域を除いた区域

（１）基点第 9 1 9 号、点ア、イ及び基点第 9 0 2 号の各点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

- 基点第 8 2 7 号 岡山市南区小串米崎燈台
- 基点第 9 0 2 号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識
- 基点第 9 1 9 号 玉野市番田相引川右岸河口えん堤北東端角に設置した標識
- 点ア 基点第 9 1 9 号から真方位 1 5 2 度見通し線（香川県小豆郡豊島旧虻山高見通し線）と、点イから基点第 8 2 7 号見通し線との交差点
- 点イ 基点第 9 0 2 号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第 9 0 2 号から 2 0 メートルの点

（２）基点第 9 3 5 号、点ウ、エ及び基点第 9 3 6 号の各点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第 9 3 5 号 玉野市番田字鍋脇 2 9 7 2 番地先に設置した標識
- 基点第 9 3 6 号 玉野市番田字鍋脇 2 9 3 7 番地先に設置した標識
- 点ウ 基点第 9 3 5 号から岡山市東区犬島沖竹ノ子島南端見

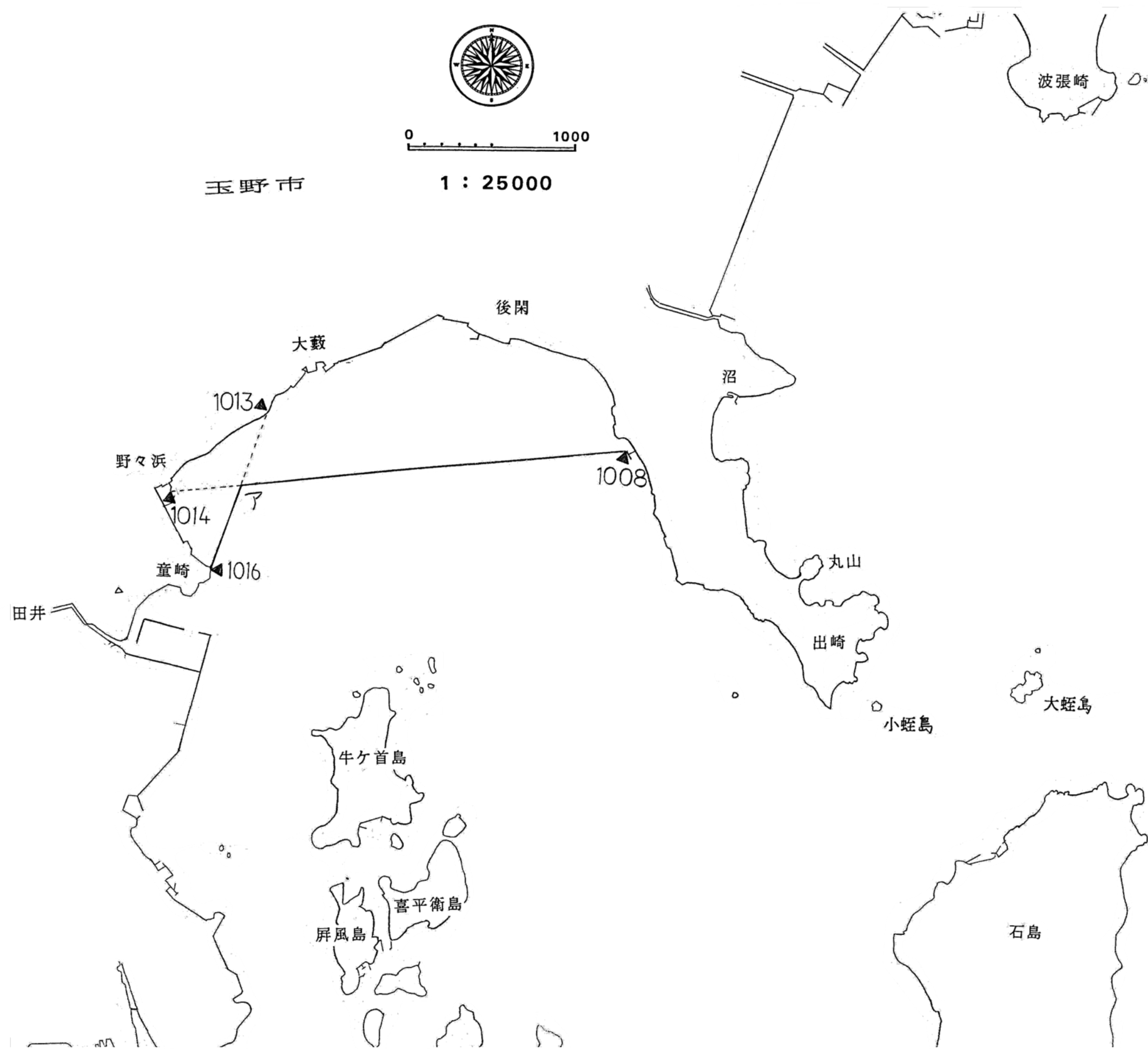
1 免許番号 岡共第 1 0 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑、大藪、田井地先

4 漁場の区域 基点第 1 0 0 8 号、点ア及び基点第 1 0 1 6 号の各点を順次
結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域を除く。
点の位置
基点第 1 0 0 8 号 玉野市後閑ゴマノ浦栈橋北端に設置した標識
基点第 1 0 1 3 号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識
基点第 1 0 1 4 号 玉野市田井 5 丁目野々浜防波堤突端に設置した標識
基点第 1 0 1 6 号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識
点ア 基点第 1 0 1 3 号から基点第 1 0 1 6 号見通し線
と、基点第 1 0 0 8 号から基点第 1 0 1 4 号見通し線
との交差点

5 関係地区 玉野市後閑、大藪、田井、築港、宇野



岡共第 103 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 0 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業 建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑から玉に至る地先

4 漁場の区域 次に掲げる（１）の区域のうち（２）及び（３）に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

（１）基点第 1 0 3 1 号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第 1 2 0 1 号の各点を順次結んだ 9 直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

- 基点第 9 0 9 号 玉野市石島西側岡山県・香川県界に設置した標識
- 基点第 1 0 0 9 号 玉野市後閑恵比須の鼻に設置した標識
- 基点第 1 0 1 6 号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識
- 基点第 1 0 1 8 号 玉野市宇野 3 丁目ナキンダ鼻南端に設置した標識
- 基点第 1 0 2 4 号 玉野市宇野 3 丁目玉野浄化センター南護岸角（旧瀬越鼻突端）
- 基点第 1 0 3 1 号 玉野市沼船越に設置した標識（沼と後閑との境界）
- 基点第 1 2 0 1 号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第 1 2 0 2 号 倉敷市堅場島南端に設置した標識
- 点ア 基点第 9 0 9 号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第 1 0 3 1 号から玉野市後閑投石見通し線との交差点
- 点イ 基点第 9 0 9 号から玉野市田井慈照院大屋根西端見通し線と、基点第 1 0 0 9 号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点ウ 基点第 1 0 1 6 号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線と、基点第 1 0 0 9 号から玉野市築港タヌキ山高見通し線との交差点

点エ 基点第 1 0 1 6 号から香川県香川郡直島町上島島高見通し線と、基点第 1 0 2 4 号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線との交差点

点オ 基点第 1 0 2 4 号から香川県香川郡直島町屏風島南端見通し線と、基点 1 0 1 8 号から玉野市向日比地蔵山高頂見通し線との交差点

点カ 基点第 1 0 1 8 号から玉野市向日比地蔵山高頂見通し線と、基点第 1 0 2 4 号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線との交差点

点キ 基点第 1 0 2 4 号から香川県高松市亀水町紅ノ峰鼻見通し線と、基点第 1 2 0 2 号から香川県香川郡直島町串山ノ鼻見通し線との交差点

点ク 基点第 1 2 0 1 号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線と、基点第 1 2 0 2 号から香川県香川郡直島町串ノ山鼻見通し線との交差点

（２）点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ 1 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 点ア 玉野市宇野 1 丁目宇高国道フェリー栈橋南基部から南へ岸壁上 2 0 メートルの点に設置した標識
- 点イ 点アから真方位 1 1 9 度見通し線上点アから 4 9 メートルの点
- 点ウ 点イから真方位 1 8 0 度見通し線上点イから 6 0 . 5 メートルの点
- 点エ 点ウから真方位 1 0 7 度 3 0 分見通し線上点ウから 2 2 . 8 メートルの点
- 点オ 点エから真方位 1 9 0 度見通し線上点エから 1 4 0 メートルの点
- 点カ 点オから真方位 2 1 3 度 3 0 分見通し線上点オから 1 8 5 メートルの点
- 点キ 点カから真方位 2 7 1 度 3 0 分見通し線上点カから 3 8 メートルの点

点ク 点キから真方位 3 0 2 度 3 0 分見通し線上点キから 1 1 0 メートルの点

点ケ 点クから真方位 3 5 2 度見通し線上点クから 2 5 メートルの点

点コ 点ケから真方位 3 3 度 3 0 分見通し線上点ケから 1 4 5 メートルの点

点サ 点コから真方位 3 0 3 度見通し線上点コから 6 0 メートルの点

点シ 点サから真方位 2 6 0 度見通し線上点サから 1 7 1 メートルの点

点ス 点シから真方位 3 5 1 度 3 0 分見通し線上点シから 3 0 メートルの点

(3) 点ア、イ及びウの各点を結んだ直線と、玉野市田井田井 A ドルフィン及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

点ア 玉野市田井田井 A ドルフィン北東端

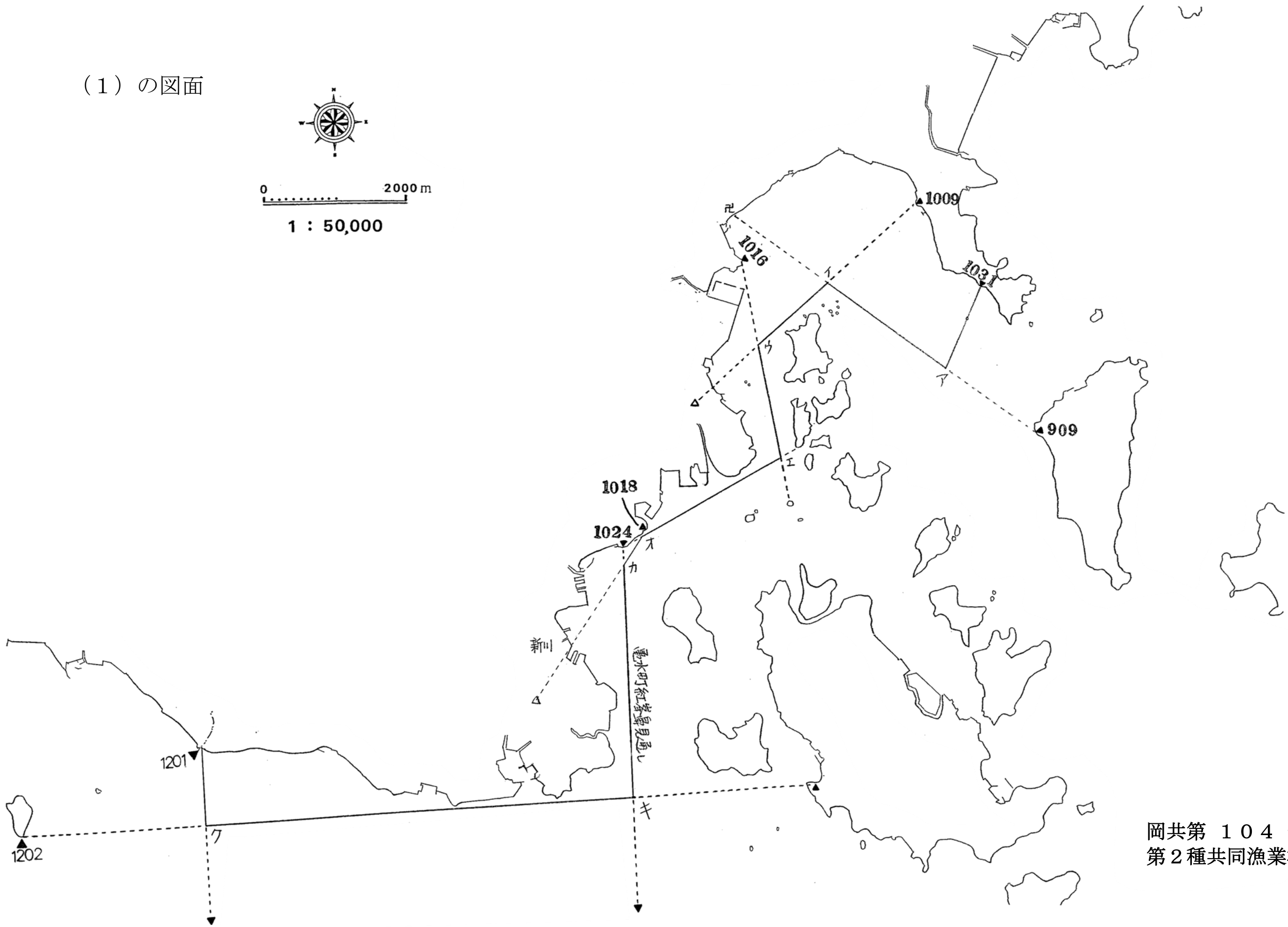
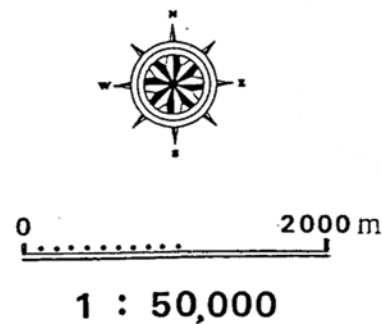
点イ 玉野市田井田井 1 号防波堤 (西側) 北西端

点ウ 点ア及びイを結んだ直線の延長線と、玉野市田井 5 丁目田井 3 号護岸との交差点

5 制限又は条件 魚類を威嚇して操業してはならない

6 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川

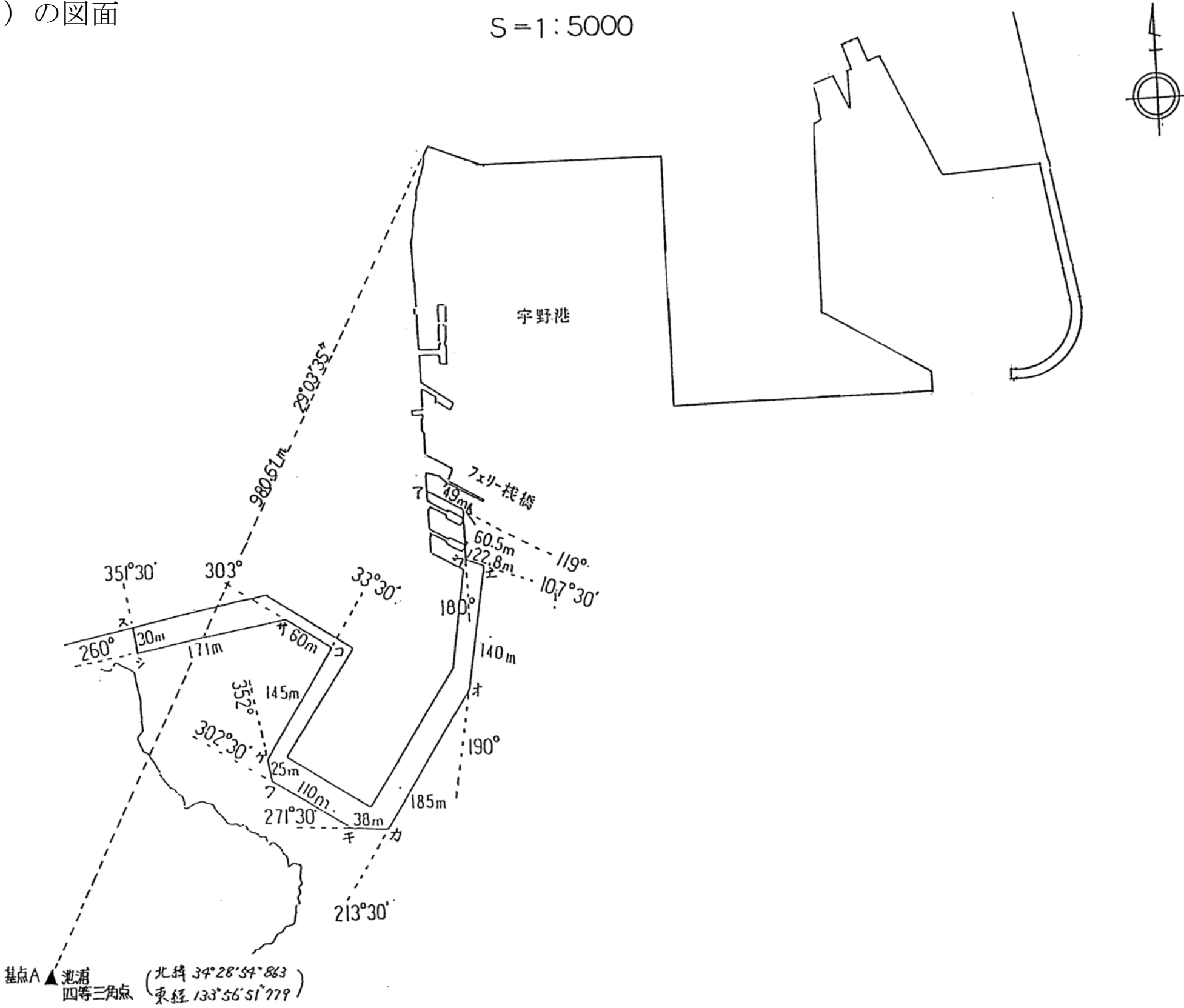
(1) の図面



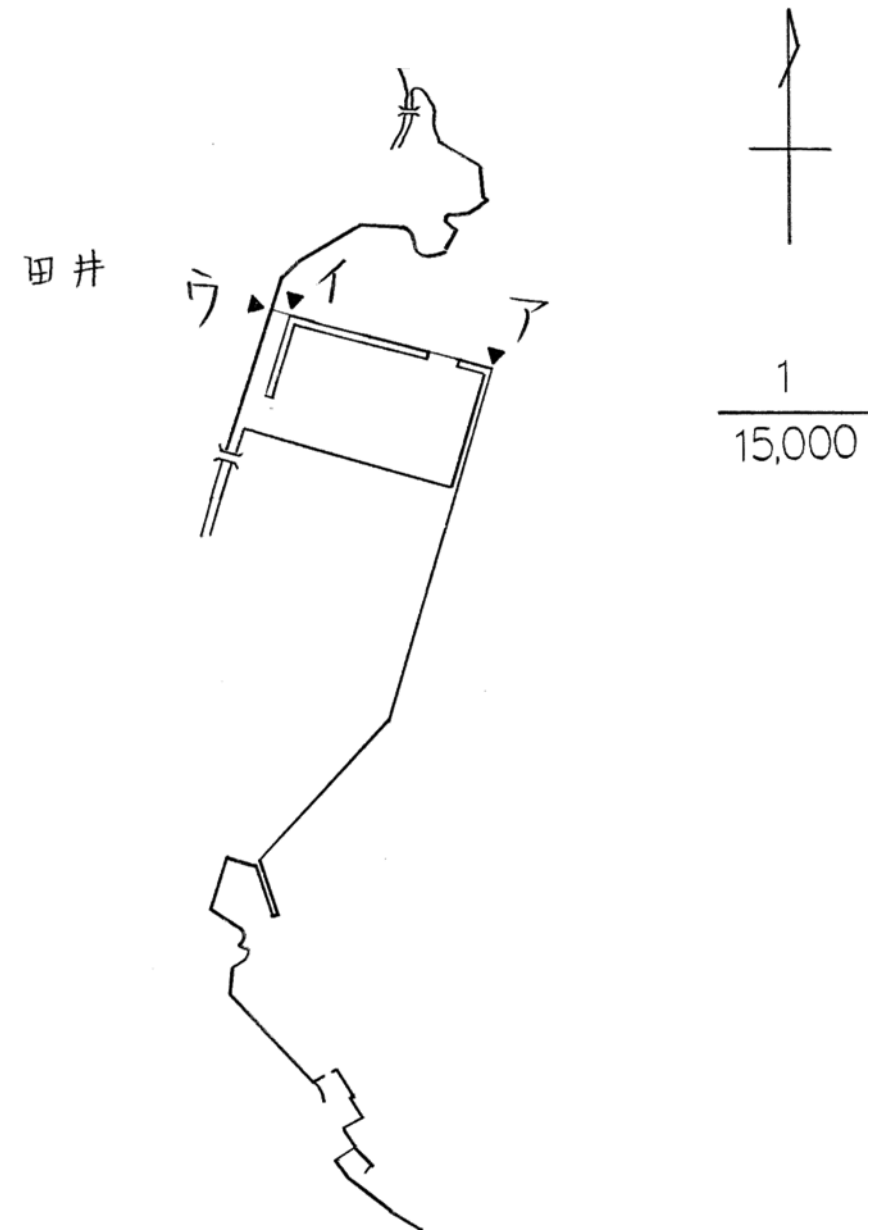
岡共第 104 号
第 2 種共同漁業権

(2) の図面

S = 1 : 5000



(3) の図面



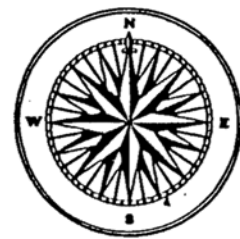
1 免許番号 岡共第 1 0 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

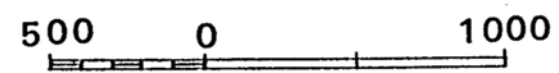
3 漁場の位置 玉野市大槌島北地先

4 漁場の区域 基点第 1 0 2 5 号及び点ア、基点第 1 0 2 6 号及び点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第 1 0 2 5 号及び基点第 1 0 2 6 号の間（大槌島北側）における最大高潮時海岸線から沖出し 5 0 メートルの線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 0 2 5 号 玉野市大槌島東側岡山県・香川県界に設置した標識
基点第 1 0 2 6 号 玉野市大槌島西側岡山県・香川県界に設置した標識
点ア 基点第 1 0 2 5 号から香川県香川郡直島町柏島南端
見通し線上基点第 1 0 2 5 号から 5 0 メートルの点
点イ 基点第 1 0 2 6 号から香川県坂出市室木島南端見通し線上基点第 1 0 2 6 号から 5 0 メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、渋川



1:25,000



岡共第 105 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 0 6 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

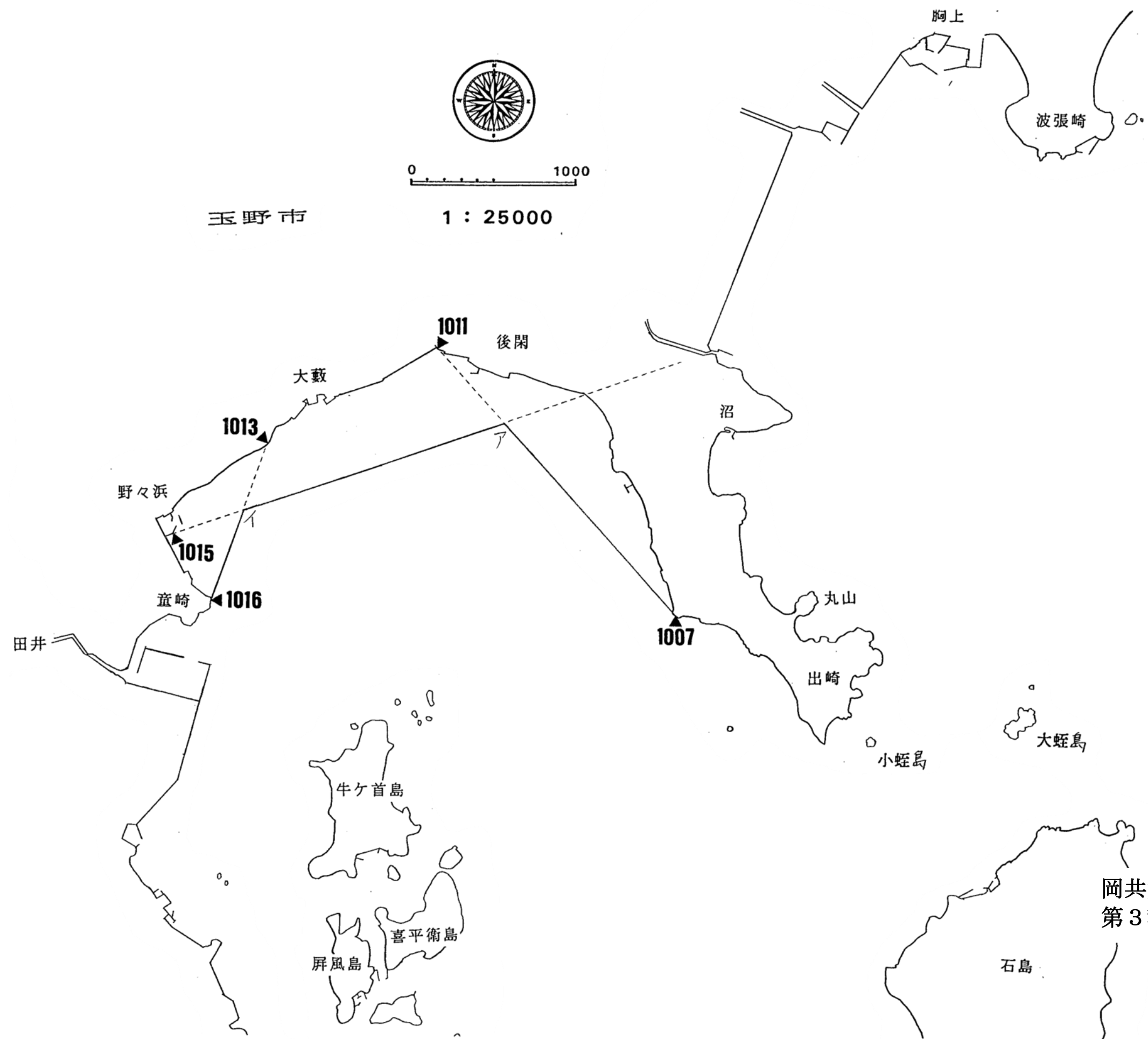
3 漁場の位置 玉野市田井、大藪、後閑地先

4 漁場の区域 基点第 1 0 0 7 号、点ア、イ及び基点第 1 0 1 6 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 0 0 7 号 玉野市後閑笠石の鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 0 1 1 号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識
- 基点第 1 0 1 3 号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識
- 基点第 1 0 1 5 号 玉野市田井 5 丁目野々浜港南側防波堤北東角に設置
した標識
- 基点第 1 0 1 6 号 玉野市田井童崎突端一本石に設置した標識
- 点ア 基点第 1 0 0 7 号から基点第 1 0 1 1 号見通し線
と、基点第 1 0 1 5 号から玉野市後閑鳥打峠見通し線
との交差点
- 点イ 基点第 1 0 1 5 号から玉野市後閑鳥打峠見通し線
と、基点第 1 0 1 3 号から基点第 1 0 1 6 号見通し線
との交差点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



1 免許番号 岡共第 1 0 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市番田大入崎地先

4 漁場の区域 基点第 9 0 2 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 9 0 3 号の各
点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域

点の位置

基点第 9 0 2 号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識

基点第 9 0 3 号 玉野市番田大入崎南東端に設置した標識

基点第 9 1 3 号 玉野市番田大入崎養魚場跡防波堤北端角に設置した標
識

基点第 9 1 5 号 玉野市番田鉾島東端に設置した標識

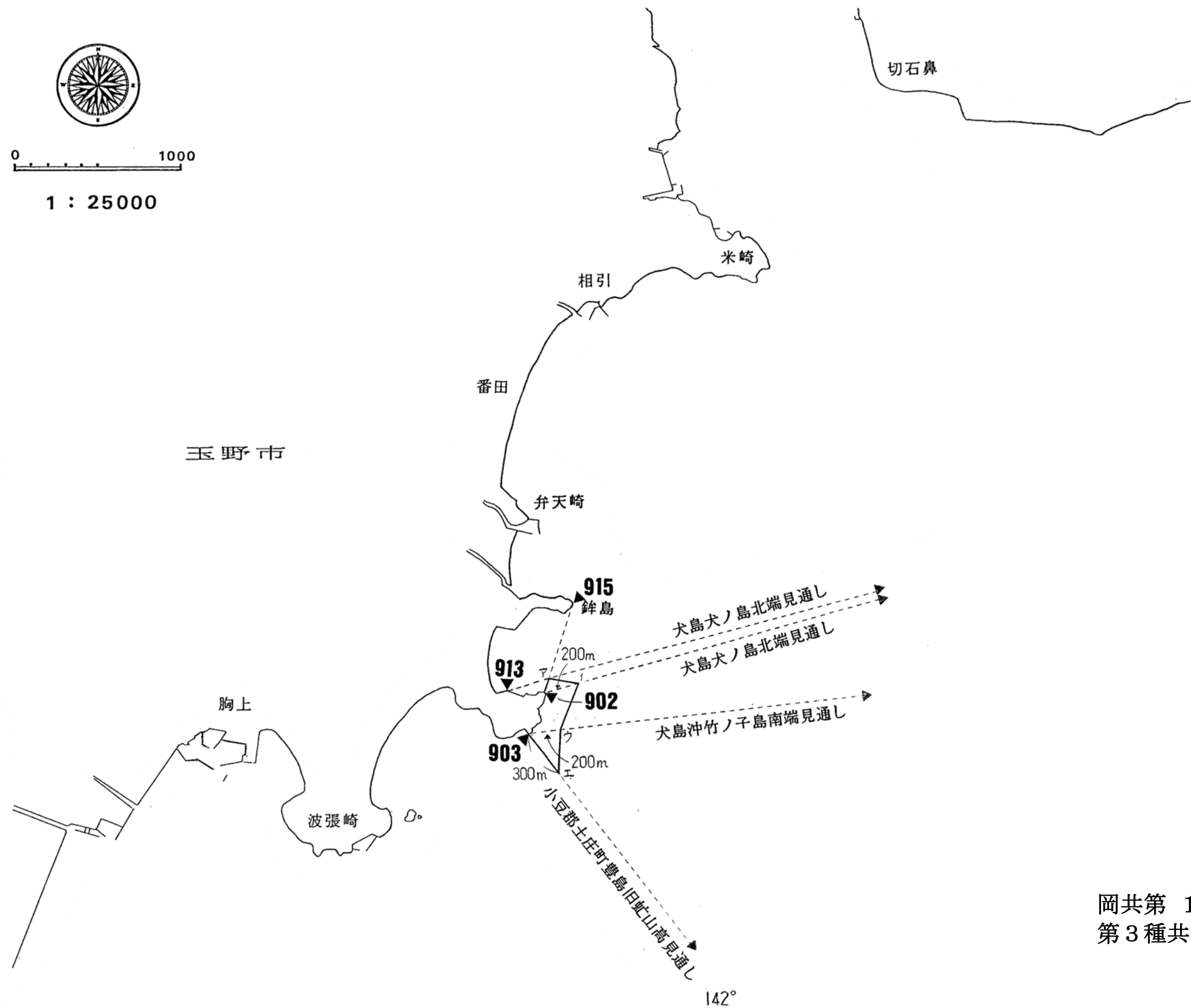
点ア 基点第 9 0 2 号から基点第 9 1 5 号見通し線と、基点
第 9 1 3 号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し線との
交差点

点イ 基点第 9 0 2 号から岡山市東区犬島犬の島北端見通し
線上基点第 9 0 2 号から 2 0 0 メートルの点

点ウ 基点第 9 0 3 号から岡山市東区犬島沖竹の子島南端見
通し線上基点第 9 0 3 号から 2 0 0 メートルの点

点エ 基点第 9 0 3 号から真方位 1 4 2 度見通し線上（香川
県小豆郡土庄町豊島旧虻山高見通し線上）基点第 9 0 3
号から 3 0 0 メートルの点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



岡共第 107 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 0 8 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市後閑地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ 4 直線によっ
て囲まれた区域

点の位置

基点第 1 0 1 0 号 玉野市後閑山田中学校 2 階建校舎北西角

基点第 1 0 1 1 号 玉野市後閑平成橋東詰南端に設置した標識

基点第 1 0 1 3 号 玉野市大藪南ヶ崎突端に設置した標識

基点第 1 0 3 0 号 玉野市後閑牛ヶ浦突端に設置した標識

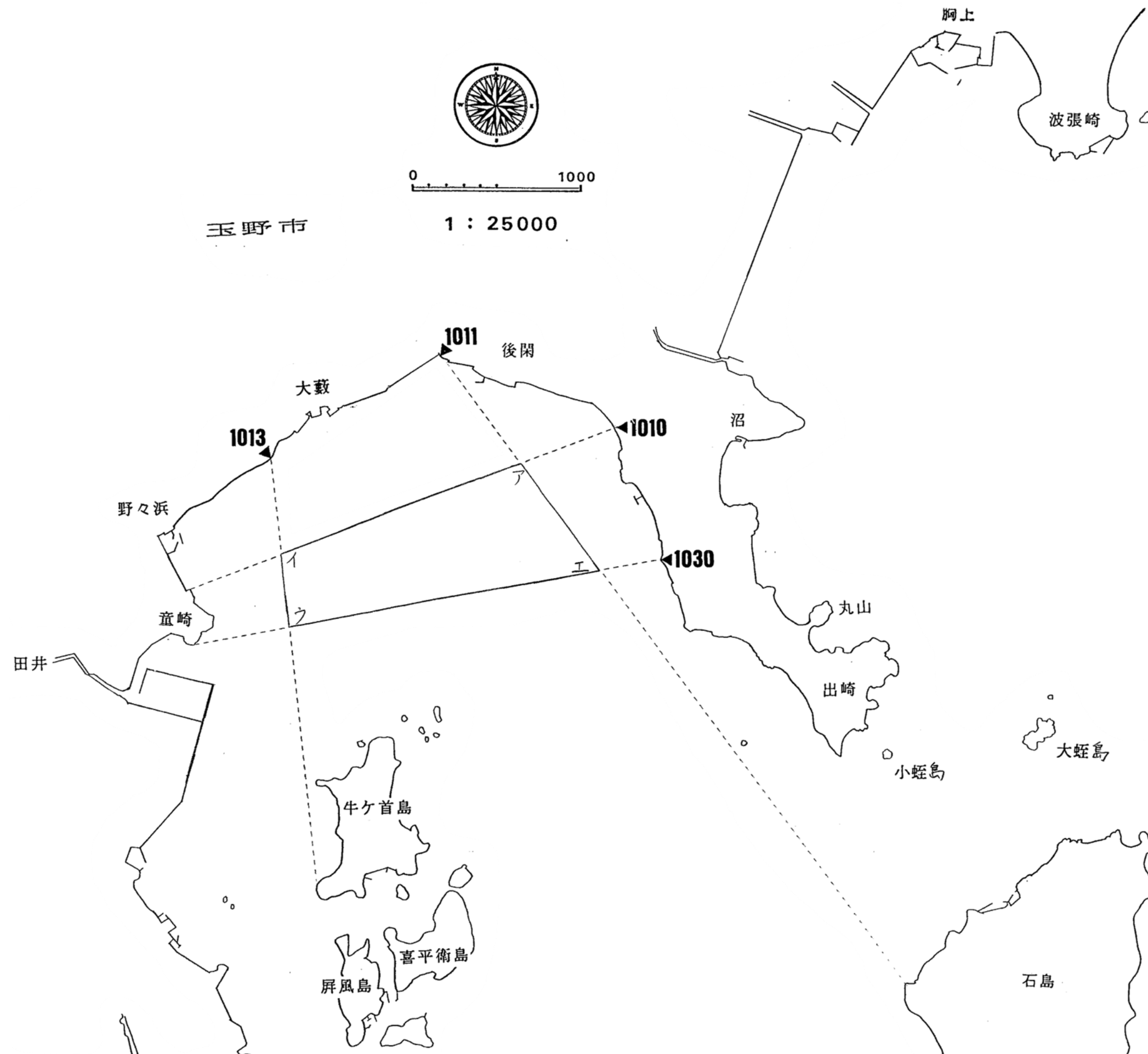
点ア 基点第 1 0 1 0 号から玉野市田井童崎北端見通し線
と、基点第 1 0 1 1 号から玉野市石島へラガ崎突端見
通し線との交差点

点イ 基点第 1 0 1 3 号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島
西端見通し線と、基点第 1 0 1 0 号から玉野市田井童
崎北端見通し線との交差点

点ウ 基点第 1 0 1 3 号から香川県香川郡直島町牛ヶ首島
西端見通し線と、基点第 1 0 3 0 号から玉野市田井童
崎南端見通し線との交差点

点エ 基点第 1 0 3 0 号から玉野市田井童崎南端見通し線
と、基点第 1 0 1 1 号から玉野市石島へラガ崎突端見
通し線との交差点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



岡共第 108 号
第3種共同漁業権

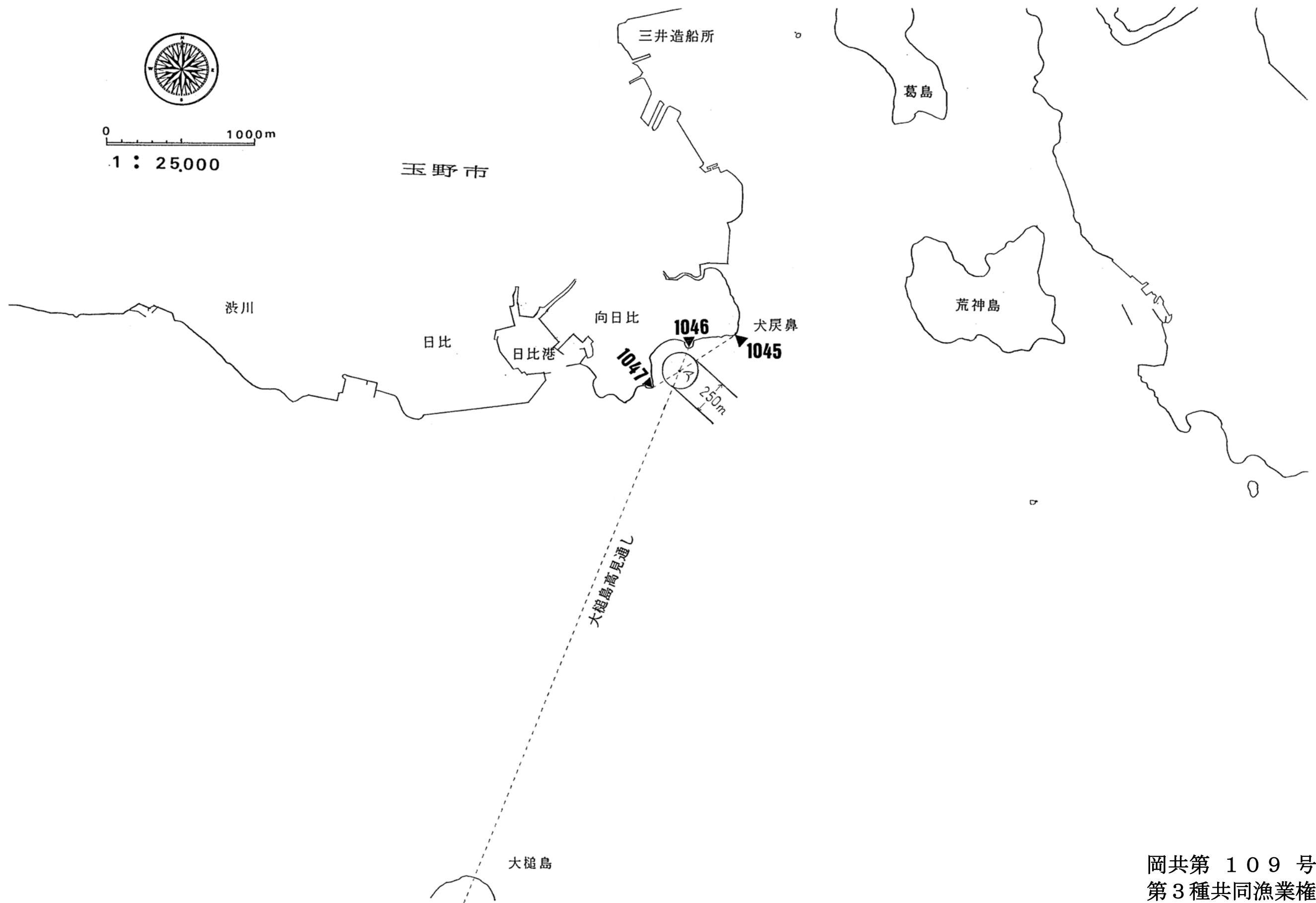
1 免許番号 岡共第 1 0 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市深井町中鼻地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径 1 2 5 メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第 1 0 4 5 号 玉野市深井町犬戻鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 4 6 号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 4 7 号 玉野市深井町長磯鼻突端に設置した標識
点ア 基点第 1 0 4 7 号から基点第 1 0 4 5 号見通し線
と、基点第 1 0 4 6 号から大槌島高見通し線との交差
点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



岡共第 109 号
第3種共同漁業権

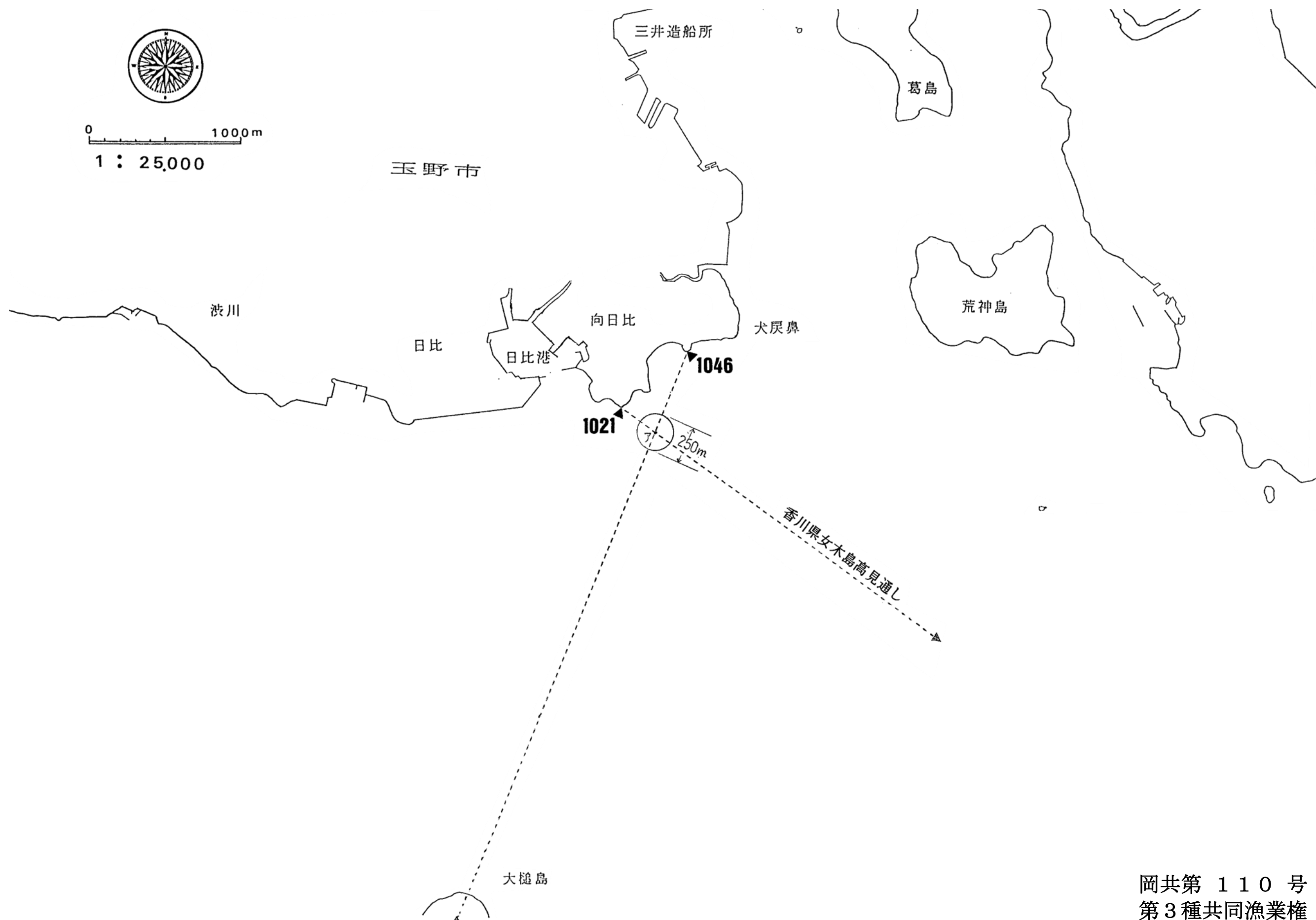
1 免許番号 岡共第 1 1 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 玉野市深井町長磯鼻地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径 1 2 5 メートルの円で囲まれた区域
点の位置
基点第 1 0 2 1 号 玉野市向日比 2 丁目松ヶ鼻突端に設置した標識
基点第 1 0 4 6 号 玉野市深井町中鼻突端に設置した標識
点ア 基点第 1 0 2 1 号から香川県女木島高見通し線と、
基点第 1 0 4 6 号から大槌島高見通し線との交差点

5 関係地区 玉野市番田、北方、下山坂、上山坂、胸上、梶岡、東田井地、
西田井地、山田、東野崎、沼、石島、後閑、大藪、田井、築港、
宇野、和田、御崎、向日比、深井町、羽根崎町、明神町、日比、
渋川



岡共第 110 号
第 3 種共同漁業権